

博士論文

植民地軍港都市鎮海における
地域社会の形成及び発展

令和元年 9 月

広島大学大学院総合科学研究科

総合科学専攻

柳娜傑

植民地軍港都市鎮海における地域社会の形成及び発展

広島大学大学院総合科学研究科博士課程後期 柳娜傑

目次

序章	4
第1節 植民地軍港都市鎮海の形成	4
第2節 先行研究の整理と課題	5
第3節 史料	8
第4節 各章の構成	10
第1章 軍港都市鎮海建設と日本人社会の動向	12
-1912年上泉徳弥鎮海防備隊司令官の留任請願運動に注目して-	12
はじめに	12
第1節 軍港都市鎮海の建設	14
(1) 海軍の軍港鎮海建設の方針と都市計画.....	14
(2) 鎮海をめぐる海軍と総督府の状況—朝鮮の植民地化による管轄問題と海軍の戦略変化— ..	17
第2節 上泉徳弥の赴任経緯と鎮海の状況	20
(1) 上泉徳弥海軍少将の赴任までの経緯.....	20
(2) 鎮海市街地の発展	22
第3節 鎮海市街地の上泉少将留任運動と海軍・総督府の対応.....	28
(1) 鎮海市街地における上泉徳弥転任の影響.....	28
(2) 鎮海市街地に対する海軍および総督府の対応.....	32
小結	33
第2章 植民地軍港都市鎮海における「鎮海学校組合」と市街地経営	40
はじめに	40
第1節 日本海軍と軍港都市鎮海の経営 - 日本人市街地の経営と「鎮海学校組合」の登場 - ...	41
第2節 「鎮海学校組合」の性格	47
(1) 「鎮海学校組合」の構成	47
(2) 「鎮海学校組合」の活動	51
第3節 「鎮海学校組合」と日本人市街地の不況対策 - 艦隊入港と都市衛生	55
(1) 市街地の発展方向の模索と艦隊入港	55
(2) 艦隊入港と市街地衛生の強化	58
小結	60
第3章 植民地軍港都市鎮海における有力者ネットワークの形成	69

- 「鎮海繁栄会」および「鎮海衛生組合」を中心として -	69
はじめに	69
第 1 節 「鎮海繁栄会」の設立と構成	71
第 2 節 「鎮海繁栄会」の活動	79
第 3 節 鎮海市街地における「鎮海衛生組合」の活動 - 市街地有力者ネットワークと公的団体の結節点 -	85
第 4 節 「鎮海繁栄会」の解散と地域社会のネットワーク - 総督府の地方行政体系への収斂 -	91
小結	98
第 4 章 植民地軍港都市鎮海における地域社会の医療体系	106
- 市街地衛生管理における私立病院と医師ら -	106
はじめに	106
第 1 節 植民地軍港都市鎮海の建設と衛生	109
第 2 節 鎮海における海軍医療機関	113
第 3 節 市街地における医療機関－私立病院	121
(1) 鎮海市街地における私立病院の開院	121
(2) 市街地における私立病院の発展	125
(3) 軍港都市鎮海の市街地における医師重松鶴吉	130
小結	133
終章	140
参考文献	145

凡例

- ① 「朝鮮」および「朝鮮人」は地域名・民族名を示す用語として使用した。また「韓国」は、大韓民国の他、当時の国家の名称としての大韓帝国（1897～1910年）を示す用語である。
- ② 鎮海の地名について、韓国漢字名は「鎮海」であるが、本稿では日本語の新字体「鎮海」に表記を統一した。これと同様に、韓国語の地名、人名など固有名詞の正体字(旧字体)漢字表記は、本文においては全て日本語の新字体に統一した。
- ③ 当時の鎮海の詳細な人口数については別表1-1として添付した。
- ④ 韓国人研究者の名前は、本文において漢字名が確認できれば漢字名を、できない場合は初出に限ってカナ表記（ハングル表記）にした。
- ⑤ 韓国人研究者の名前は、脚注において初出ではハングル表記（漢字表記）を基本として、漢字名が確認できない場合、ハングル表記(カナ表記)にした。
- ⑥ 史料において元史料の状況が悪く、判読ができない字は、□と処理した。また、史料には、句読点を付した。
- ⑦ アジア歴史資料センターの史料の引用にあたっては、センターの基本的な考え方従い、2回目以降に引用する際には「アジア歴史資料センター」と「Ref.」を省略して、センターの略称であるJACARに続けてA（国立公文書館）、B（外務省外交史料館）、C（防衛省防衛研究所）から始まる11桁のレファレンスコードを表記した。

序章

第1節 植民地軍港都市鎮海の形成

本研究は植民地朝鮮の鎮海において、日本海軍、植民地政府及び現地の日本人社会が共存・対抗する中で、植民地軍港都市社会が形成され発展していく過程を分析することを目的にする。とりわけ、軍港都市鎮海の中心市街地に作られた日本人地区を中心に、その地域社会で現れる多様な葛藤の様相を検討する。鎮海は日露戦争を契機に日本海軍の軍港都市として建設され、その初期から、大軍港都市としての未来図を描きながら、渡ってきた日本人居住民が都市建設に深く関わっていた。

日本人居住民が多かった韓国近代都市の中で、鎮海という都市は他の都市とは明確に区別できるいくつかの特性を持っている。まず、日本海軍が主導した軍港都市計画によって建設された都市という点と、日本の帝国拡張戦略に伴って近代都市として発展した後、現在においても韓国唯一の海軍都市として維持されている点が挙げられる。

しかし、現在でもその名前はよく知られているにも関わらず、都市史という観点から検討した研究は比較的に手薄であるのが現実である。これは今日においても、韓国と北朝鮮との軍事的な緊張関係が現実的に存在し、研究者らの史料に対する接近が比較的に難しいという理由も原因として挙げられる。しかし、韓国近代都市史における軍港都市鎮海の位置付けを考慮してみれば、総合的な観点で近代都市史を論ずるためには、検討する必要がある地域であると考えられる。

軍港都市鎮海の出発点を遡ってみると、日露戦争の勃発直前の1904年1月12日に日本海軍が当時の慶尚南道統栄郡（現巨済市）長木面松真浦に鎮海湾防備隊を設置したことからはじまる¹。これは、海軍大将で軍令部長であった伊東祐亭の計画によるもので、彼がロシアに対する作戦方針において、朝鮮海峡及びウラジヴォストークからの敵に対抗するため、鎮海湾を重要な地点として想定したことに起因する²。日露戦争が終わると、松真浦を含めた鎮海湾は、海軍にとって日本の大陸進出のための軍事的・戦略的要衝の地として浮上して、既存の松真浦における海軍基地の狭小問題も提起されるようになった³。その結果、海軍は拡大論議を経て、1910年から大軍港都市として鎮海建設を進めることになった⁴。

この1910年までの朝鮮における日本海軍の動きをみると、1907年8月27日には、鎮海湾地域を日本海軍の軍港として予定して、その境界図面と厳守事項が告げられた⁵。そして、1911年1月1日、海軍は鎮海を第5海軍区⁶軍港として定め、海軍の軍港建設設計画に依拠して本格的な開発を始めた⁷。こうして、鎮海はおよそ建設から3年も経たない内に、海軍の軍港都市としての外的な姿を整えるようになる⁸。

この際、海軍は鎮海において中心市街地を日本人居住地区に設定して、その周辺部に朝鮮人地区を隔離・移転することにした⁹。こうして形成された日本人地区は、縣洞という名前で呼ばれたりもした¹⁰。この鎮海は、都市建設と共に人口が急増するなど新都市としての特性も確認できる。このように、鎮海は海軍の帝国拡張戦略に伴った計画に基づいて建設された植民地軍港都市であつ

た。

第2節 先行研究の整理と課題

韓国において植民地軍港都市鎮海に関する研究は、主に近代都市の形成過程を明かにするなかで主に行われてきた。代表的な研究としては、韓国における殆どの都市を網羅しつつ、その形成に関して建設過程を中心に検討した孫禎睦（손정목）の研究が挙げられる¹¹。孫は、韓国における様々な近代都市を検討しながら鎮海についても検討し、1910年から1912年までの3年間で日本の軍港建設計画の下で都市としての外形を造りあげたことを明らかにした。その後、黃正徳（황정덕）が地方史として『鎮海市史』を著述し、古代から現代にいたるまでの幅広い時代における鎮海史の大綱を述べた¹²。黃はとりわけ、近代において鎮海地域が日本占領期に軍港として発展していく過程を、外国勢力からの侵略に向き合う地域民の闘争という観点から描こうとした。そこで、1910年以前の海軍の土地収奪過程や、1919年3.1独立運動をめぐる鎮海の状況についても触れているが、断片的な事例紹介に止まり、社会像の検討までには至っていないと考えられる。

両研究の後に、竹国友康『ある日韓の旅：鎮海の桜』は、海軍関係資料である『鎮海永興関係史料』を主な素材として、松真浦と呼ばれた地域が日本海軍の軍港計画によって、「鎮海防備隊仮根拠内」、「軍港都市鎮海」へと変遷する軍港建設初期段階の様子を詳細に明らかにした¹³。竹国の研究成果により、鎮海が日本海軍の軍港都市計画によってその外形が整えられた点のみならず、軍港の後背の地である市街地が日本人地区として建設された点がより明確になった。孫から竹国までの研究を整理してみれば、日本海軍が日露戦争を契機に、鎮海の地政学的な利点を認識し、帝国拡張のための軍事基地として建設を図ったことが分かる。そして、海軍の軍港計画によって、鎮海が軍港都市として建設され、衛生問題を理由として日本人と朝鮮人が隔離されたことまで確認できる。これらの研究は、軍港都市鎮海の外形に注目して、海軍の軍港建設当時の文書に依拠してその建設過程を明らかにしたものともいえる。

その後、韓国近代史研究では、地域史研究が活発になりはじめ、鎮海に関しても金仙姫（김선희）の日本人の生活像に注目した研究や、許正道（허정도）の鎮海新都市建設における植民性の考察への研究が現れる¹⁴。金の研究では、1910年から1945年までの時代を対象としつつ、とくに1930年代以後に注目した。金は、1930年代における鎮海の朝鮮人地区に日本人も居住していたことを示しながら、朝鮮人と日本人の交流が多かったことを生活像の特徴として挙げている。しかし、この研究ではそこに至るまでの検討なしに、1930年代の鎮海の朝鮮人地区を中心として地域社会を捉えたため、それまでの過程に関する論議が欠如していた。また、中心市街地であった日本人地区に関して検討されなかつたため、これを鎮海全体の様相として捉えるには限界があると考えられる。

次に、許の研究では、日本の帝国主義の下で行われた植民地における侵略・収奪の過程として軍港建設について検討しながら、植民性を考察しつつ、朝鮮人地区に対する研究が必要であると強調している。これは、孫や黃の研究と同様に、鎮海を収奪・侵略の象徴的な都市として認識す

る視角に立つ研究として考えられる。

この他にも、建築史¹⁵や軍事史¹⁶の一部として鎮海を検討して位置付けようと試みた研究も進められるようになった。その中で、李学洙(이학수)の研究では、一国史的観点から脱して国際政治と韓国近代史の文脈の双方を考慮し、鎮海軍港都市建設を考察した¹⁷。これらの研究で確認できるように、韓国で行われた鎮海に関する研究は主に軍事基地としての鎮海に注目する傾向が強かった。

一方、日本では社会史、地域史、軍事史、植民地都市史などの研究が蓄積された結果、その先行研究の業績を踏まえて近代都市において新しい類型である軍港都市をテーマにして『軍港都市史研究』シリーズが刊行された¹⁸。このシリーズは、軍事的視点を踏まえつつも、より幅広い視点から、軍港都市を総合的に研究するものである。とりわけ、日本国内のみならず植民地軍港都市も含めて、鎮守府や要港部などの海軍の軍事戦略的価値に基づいて建設された軍港都市としての形成過程を検討しながら、社会文化的な観点からも検討を行い、その軍港都市としての特徴を明かにしようとした。

同シリーズの中で、鎮海についても橋谷弘が植民地都市としての特性に注目しながら検討した¹⁹。この研究では、鎮海を要港部都市と植民地都市という二つの面から分析した。検討内容を見ると、要港部都市としての鎮海の特性については、日露戦争を契機とする戦略上の位置づけの変化によって、鎮守府・軍港という構想と、要港部・要港という構想の間を揺れ動いた状況を提示した。また、鎮守府・軍港建設の構想は比較的早く具体化したにも関わらず、日本海軍にとって軍事上最後の要港部・要港に指定されることになったことも明らかにしている²⁰。そして、植民地都市として鎮海の形成過程では、初期には鎮守府・大軍港建設への期待を持って渡ってきた日本人が存在しており、ある種のバブル経済が生まれ、崩壊したことを指摘した。これには当時の司令官と日本人有力者の個性が拍車をかけたことが明らかにされている。しかし、最初から軍港・要港としての限界があり、その需要に経済的に依存することはできず、その他の民間産業の発展もほとんど見られないまま、人口の停滞した小規模な地方都市として展開していくことになったことが指摘されている²¹。

この検討結果は、海軍が建設した植民地都市としての鎮海の都市形態に関する纏めとしても見ることができる。ただし、この研究では鎮海における外形的な都市発展の形態に注目したため、その内部の葛藤関係にはあまり触れられていない点を指摘しておきたい。とりわけ、1930年代の要港部都市としての姿を中心として植民地都市鎮海の性格を規定するには、その都市内部の社会的関係の形成過程が不透明であるという限界が存する。

このように、これまでの鎮海に関する研究では、海軍の建設記録を中心に、軍事基地が都市として形成される過程を丁寧に検討して、軍港都市の外形を明らかにしてきた。しかし、この外形に比して、内部構造とその具体的な様相に関しては比較的に検討が弱く、専ら1930年代の様相を中心とした研究が殆どであった。

ある都市の特性を明らかにするためには、その外形のみならず、内部に生じた社会的様相の変化も含めて総合的に考察する必要がある。特に、鎮海における都市構造と社会的な結合関係、そ

の特徴などを論じるためには、1930年代の鎮海の様子に注目した検討も必要であるが、1910年代と1920年代に関しても社会文化的な接近から検討する必要がある。韓国近代史において、1910年代は日本の本格的な植民支配がはじまるとともに、学校（教育）・病院（医療）・警察行政などのいわゆる近代システムが一般生活のレベルで経験されるようになった時期である。また、1920年代は1919年3月1日の独立運動の後、朝鮮人のなかでは民族意識が高まる一方、これを契機に植民地政府である総督府側の支配が、憲兵警察が統治の中心になった「武断統治」から「文化統治」という方式に変わった時期でもあった。したがって、近代のシステムを植民地政府の下で体験し始めた1910年代と、そのシステムを確実に認識して身に着けながらも、どちらかへの選択（植民地システムへの隨順・あるいは対抗など）が求められた1920年代は必然的にその葛藤と対立の社会的様相が異なる。1930年代の都市社会に関する論議は、このような1910年代と1920年代に対する検討の上で行われる必要がある。

軍港都市として建設された鎮海は、その人口統計でも確認できるように都市建設初期から日本人町としての性格を明かにしていた²²。とりわけ、1910年代の鎮海には、日本人地区が都市の中心市街地として位置付けられており、そこには「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」、「鎮海衛生組合」のような日本人有力団体が存在して地域の発展に深く関わっていた。ここで、植民地都市における日本人団体の意味について考えてみたい。ホン・スンクォン（홍순권）が指摘するように、西欧帝国主義の植民地支配と日本の朝鮮における植民地支配の重要な差は、本国民の植民地定着方式にあった²³。例えばイギリスのアジア・アフリカにおける植民地には、軍人・警察・官僚などの統治層を中心に少数の本国民が定着したのみであるが、日本は農業・漁業・商業などの多方面に対して政策的な奨励が行われた結果、1931年の朝鮮には総人口の約2,000万人のなか、日本人は約50万名で全体の2.5%に達していた²⁴。さらに、日本人は主に開港場や都市に居住したことも日本の植民地支配の特徴のひとつである²⁵。ホンはこのような日本人の居住は近代都市の形成と発展に大きな影響を与えたため、その都市の発展過程と性格を理解するためには、彼らの活動をより検討する必要があることを示した²⁶。したがって、鎮海においても同じ視座で日本人の活動を検討する必要があると考える。これにとどまらず、キム・スン（김승）の研究では、日本人居留民の自治団体であった居留民会や居留民団に注目してその形成とその変化などを検討した結果、その団体の人的ネットワークが1920年代に至っても形をかえて、地域有力団体に繋がっていたことが明かにされている²⁷。また、元山地域についての研究としては、オ・ミイル（오미일）の研究がある²⁸。オ・ミイルは、1880年の開港後に形成された日本人社会において設立された様々な団体に注目した²⁹。その結果、1930年代までを対象に、元山における様々な民間団体の存在を確認したうえで、それらの団体はおおよそ官庁に関係する事業を行う傾向が強かつたことが明らかとなった³⁰。このように、朝鮮における日本人社会とその団体に注目することは、その地域における近代都市として構造とその形成過程を検討することに繋がる。

鎮海の都市建設初期に設けられた「鎮海学校組合」は、海軍の軍港建設に伴う土地貸下げ事業の代行組織として登場して、教育をはじめ衛生・土木などの事業を行っていた。「鎮海繁栄会」は実業発展の目的で設けられた団体として、市街地における鉄道敷設・神社建設・高額の水道料金問題などをめぐって居住民の要求に応じて、積極的に関与していた。また、「鎮海衛生組合」は警

察や海軍と協調しながら市街地における伝染病予防などに力を注いでいた。

これらの団体のメンバーは、建設業者・教師・自営業者・医師などの様々な職業を持ち、自身の利益を追求する過程で、海軍と植民地政府と協力・競合・対抗し、時に市民運動や直接的な請願活動などを展開して、複雑な利害関係を結んでいた。また、このなかには市街地居住民の個人衛生に関する私立病院と医師らが多数存在して重要な役割を担っていた。松本武祝の研究ではこのような近代の医療・衛生管理を直接的に掌握するものと、その管理の総体に接触するものの双方が総督府が主導する「規律化」へ導かれたことが分かる³¹。この点は、鎮海における医師らについての検討が軍港都市における<植民地近代>経験の分析につながり、近代都市社会としての特性の究明に繋がると考える。とりわけ、軍港都市史研究として、呉の開業医に注目した布川弘の研究は、医療をテーマとする軍港都市の検討が地域における海軍と地域社会の関係や都市形成の発展過程の究明に繋がることを示した³²。このような点は、軍港都市鎮海において医療・衛生の検討が都市そのものの形成とその特性の考察へ繋がる可能性を示唆する。

これらの先行研究の示唆を踏まえて鎮海日本人社会の形成に関わる居住民の活動を軍港都市史のなかに位置付けることで、これまで主に海軍にとっての戦略的地位という軍事的側面から論じられてきた軍港都市の性格に新たな光を当てることができるのではないだろうか。また、これによって鎮海の近代都市としての性格の考察まで繋げる基礎作業にもなるだろう。

したがって、本研究は植民地朝鮮の鎮海において、日本海軍、植民地政府および現地の日本人社会が共存・対抗する中で、植民地軍港都市社会が形成され発展していく過程を検討することを目的とする。とりわけ、これまで浮き彫りにされなかった軍港建設直後の1910年代の日本人社会に注目して、1917年に鎮海が指定面として総督府の地方行政体系の中に置かれる時期までを中心に検討することにする。この検討を通じて、植民地軍港都市鎮海において現れた多様な社会的結合関係と構造を確認して、日常的な空間として植民地軍港都市鎮海の都市空間を立体的に描きたい。この作業は、韓国近代都市史においては、軍港都市という類型を追加することとし研究史の空白を埋める作業として総体的な近代都市史の検討へ繋がると考える。また、日本の軍港都市史研究においても、植民地軍港都市における地域社会の形成と発展を、単に軍事戦略によるものではなく、地域社会内部の様相から検討した研究としての意味があると考える。そして、日本海軍の帝国の拡張戦略に伴って建設された都市の変遷を見ることとして、帝国形成過程への検討にもつながるのではないかろうか。

第3節 史料

史料としては、海軍関係資料のみならず、地域において現れた様々な葛藤の状況が見られる新聞史料を主に活用することにする。

海軍関係資料は、海軍省が鎮海における軍港建設に関わる書類を「鎮海永興関係書類」という名前で整理したものが主になる³³。本史料の中の説明に依れば、この文書は太平洋戦争中米軍が直接戦場で鹵獲し、又は進駐後、陸海軍諸機関から押収した記録文書の一つであって、長くワシントン郊外フランコニヤ等の記録保管所に保管されていたが、米国務省に対する日本政府の返還

要求に応じ、1958年(昭和33)3月日本側に引渡され、同年4月横浜着、同月10日指定保管責任庁たる防衛研修所戦時室に帰したものであるという³⁴。この史料は、海軍の軍港鎮海の計画およびその建設において具体的にどのような構想を持っていたのかが確認できるものとして、使用することにする。

次に、新聞史料としては、『釜山日報』、『朝鮮新聞』、『朝日新聞』、『読売新聞』を主に扱うことにする。この中で、『釜山日報』と『朝鮮新聞』は朝鮮で日本人が経営した日文紙で、とりわけ『釜山日報』には1914年から鎮海に関する記事を報じる「鎮海通信」があった³⁵。そして1915年4月17日からは、馬山と鎮海に関する記事を載せる「馬鎮日刊」という頁が登場した。『朝鮮新聞』の場合、『釜山日報』では確認できない1911年と1912年の鎮海に関する記事が載せられている。また、日本国内で発行された『朝日新聞』と『読売新聞』では「朝鮮特報」という朝鮮の地方レベルの記事があった。これらの植民地の内外で発行された新聞を合わせてみると、鎮海における状況に関して多様な情報が得られると考える。

これらの史料に加えて、鎮海で発行された書籍として『鎮海』と『鎮海要覧』も併せて使用する。『鎮海』は、1912年に鎮海で発行された本で、市街発展予測図をはじめ、当該地域における有力者らの紹介、1912年7月時点における市街地の病院・料理店・材木商・旅館・商店等の広告を載せながら、鎮海に関する地勢・衛生・教育・宗教・産業・商業・人口などの情報を示している³⁶。このなかで、「成功せる植民地」や「世界第一の軍港」という節が置かれている点は、出版の目的が地域広報にあったように見られる³⁷。とりわけ、同書が出版された1912年は、海軍の軍港建設で建設景気ブームがあった時期であり、この本はその雰囲気に反映したものと考えられる。当該の状況や鎮海に関する認識や期待が見えてくるであろう。また、『鎮海要覧』は1926年鎮海昌原間の鉄道開通を記念して発行され、本文97頁、広告などを含めると200頁ほどになる冊子である³⁸。ここでは、それまでの鎮海における産業・商業・工業・貿易・金融・社寺・衛生・教育に至るまでの幅広い状況を示している。1920年代における鎮海の様相が確認できる史料と言える。

鎮海における軍港都市建設のなかで、重要な役割を担った1911年の鎮海湾防備隊海軍少将上泉徳弥という人物がいたが、彼に関する『上泉伝記』には、鎮海に関する叙述が確認できる³⁹。当該防備隊司令官上泉の転任は後に留任請願運動が起きるほど、鎮海で大きな反響を生んだ人物であった。鎮海における地域社会を、その都市の建設初期の担当者であった海軍個人の視線から確認することによって、より立体的な地域社会と海軍の利害・関係の様相が描けると考える。

この他にも海軍軍医会で発行していた『海軍軍医会会報』では、各地域における海軍軍医研究会の報告が掲載されている。同誌(1号～34号)は1922年(大正11)から『海軍軍医会雑誌』へと改称している。この中で鎮海の海軍軍医を中心として開かれた「鎮海研究会」に関わる内容が1918年(大正7)6月の第19号から確認できる。この雑誌の「鎮海研究会」の報告では、報告者の名前や報告題目、質疑内容などが簡単に記されている。軍港都市計画段階から、衛生問題は海軍の主な关心の問題の一つであったため、軍医会の報告から当該海軍が地域社会の衛生にどのような点に注意を払っていたのかが見られる史料である。

第4節 各章の構成

上記に述べた問題意識に基づいて、本研究では植民地軍港都市鎮海における海軍、植民地政府及び現地の日本人社会の利害関係をめぐる葛藤の様相に注目しながら、植民地軍港都市社会が形成・発展してゆく過程を検討していく。対象とする時期は、主に海軍の軍港都市建設が始まった時期から鎮海において指定面制が施行される 1917 年までとするが、第 4 章ではより広げて 1920 年代までを検討する。

第 1 章では、軍港都市鎮海建設初期に、開発をめぐって海軍、総督府、日本人社会がどのように関わってきたのかを明らかにするため、鎮海防備隊司令官の上泉徳弥海軍少将の活動や彼の留任請願運動に注目しながら検討する。この作業を通じて、海軍の戦略変化と地域社会が関わる様相を具体的に確認していく。

第 2 章では、鎮海における日本人社会の動向を明かにするため、上泉留任請願運動で中心的な役割を担った「鎮海学校組合」に注目して、その構成や活動を検討して団体の性格を明らかにするなかで、海軍と地域社会の関係を考察し、鎮海における日本人社会の特徴をあきらかにしていく。

第 3 章では、植民地軍港都市における有力者ネットワークが、どのように地方における総督府の植民地管理の枠組とどう繋がっていくのかを明かするために、「鎮海繁栄会」や「鎮海衛生組合」に注目して、その活動を検討する。この検討によって、市街地の居住民が団体活動を通じて自らの利益を求めてゆく過程と、これら団体の性格や特徴が確認できる。

最後の第 4 章では、地域社会と海軍が地域の衛生管理においてどう対応していたのかを明かにするために、鎮海における医療体系について検討する。特に、海軍とともに市街地医療行為の主体として私立病院とその医師らに注目する。これらの検討を通じて、軍港都市鎮海における衛生管理をめぐって海軍と地域社会がどのような形を示したのかを確認する。

これらの検討を踏まえて、終章では結論を述べる。

¹ 손정목 (孫禎睦)『韓国開港期 都市社会経済史研究』(一志社、1982 年)、341 頁。

² 유교열 (柳教烈)「제국일본의 송진포 해군기지 건설 - 국제관계와 지역사회의 변동을 중심으로」『일어일문학』62 (대한일어일문학회、2014 年)、321 頁。この研究では、鎮海の軍港都市建設の直前期に、海軍の海軍基地になっていた巨濟島松真浦を中心として、海軍の基地建設過程を国際関係に関わって検討した研究である。

³ 前掲、⁴ 유교열 (2014 年)、328~329 頁。

⁴ 同上。

⁵ 前掲、⁶ 손정목 (1982 年)、344~347 頁。

⁶ より詳細な日本海軍軍港・要港の指定変更の流れについては次の研究を参照されたい。千須和富士夫「日本軍港制度の研究」『広島商船高等専門学校紀要』第 17 号 (広島商船高等専門学校、1995 年)、91 頁。

⁷ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020876600、御署名原本・明治四十三年・勅令第四百五十三号・鎮海軍港境域ノ件 (国立公文書館)。

⁸ 前掲、⁹ 손정목 (1982 年)、358~359 頁。

⁹ JACAR : C08020169700、自明治 39 年同至 45 年 鎮海永興関係書類 3 (8) (防衛省防衛研究所)。

¹⁰ 例えば、日本人子女の教育のために設けられた学校組合の初期名称は「縣洞学校組合」であった。

¹¹ 손정목 (孫禎睦)『韓国開港期 都市社会経済史研究』(一志社、1982 年)、358~359 頁。

¹² 황정덕 (黃正德)『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、1987 年)。とりわけ、黃正徳は鎮海が日本占領期に軍港として発展してゆく過程を、外勢からの侵略に向き合う地域民の闘争という観点から描こうとした。そのため、1919 年の鎮海における朝鮮人社会から見られる独立運動についても注目したが、断片的な事例紹介に止まり、社

会像の検討までには至らなかった。

¹³ 竹国友康『ある日韓歴史の旅：鎮海の桜』（朝日新聞社、1999年）。

¹⁴ 김선희（金仙姫）「일제 강점기 진해지역 일본인의 생활상」（昌原大學校大学院修士論文、2010年）、허정도（許正道）「일제에 의한 진해신도시계획의 식민성 고찰」『人文論叢』28卷（2011年）、181~210頁。

¹⁵ 조홍석・구명화・김정동 「진해지역 근대건축물에 관한 연구」『대한건축학회 논문집』Vol 19 No. 4 (2003年)；김인수 「진해의 도시형성과정에서 나타난 근대 건축에 관한 연구」（ 경남대학교 대학원 석사논문、2004年）；박기식・우신구 「진해시 도시 경관 특성에 관한 연구 : 시대별 경관요소 분석을 중심으로」『대한건축학회 학술발표대회 논문집』(2008年)。これらの研究は、海軍の軍港計画に基づいて建設された鎮海都市景観を時期別に区分して、その特徴を明かにしようとした。

¹⁶ 이학수（李學洙）「진해군항의 탄생」『해항도시문화교섭학』7卷（한국해양대학교 국제해양문제연구소、2012年）、1~43頁。；고경석（高慶錫）『진해군항사』（해군사관학교 해양연구소、2016年）。これらの研究は、鎮海における海軍軍事基地としての建設過程や意味に注目した研究である。

¹⁷ 前掲、이학수（2016年）。

¹⁸ 『軍港都市史研究』（清文堂）全7卷。各巻のテーマは次の通りである。第I巻 舞鶴編＜坂根嘉弘編＞、第II巻 景觀編＜上杉和央編＞、第III巻 吳編＜河西英通編＞、第IV巻 横須賀編＜上山和雄編＞、第V巻 佐世保編＜北澤満編＞、第VI巻 要港部編＜坂根嘉弘編＞、第VII巻 国内・海外軍港編＜大豆生田稔編＞。

¹⁹ 橋谷弘「要港部都市・植民地都市としての鎮海」『軍港都市史研究VI 要港部編』（清文堂、2016年）、165~222頁。

²⁰ 前掲、橋谷弘（2016年）、207頁。

²¹ 同上。

²² 別表1-1 鎮海人口統計(1911-1922)を参照されたい。

²³ 홍순권「부산 도시사 연구의 기초적 검토」『부산의 도시형성과 일본인들』（선인、2008年）、15頁。

²⁴ 同上。

²⁵ 同上。「1939年には、朝鮮全域に居住する日本人は総人口の2.9%に過ぎなかつたが、それらの都市人口に占める比重は15.5%にも上つた。」

²⁶ 前掲、홍순권 외（2008年）、16頁。

²⁷ 김승（キム・スン）「개항 이후 부산의 일본거류지 사회와 일본인 자치기구의 활동」『지방사와 지방문화』15(1)（歴史文化学誌、2012年）、309頁。

²⁸ 오미일（オ・ミイル）「식민지 조선의 일본인 사회와 지역 단체 - 원산지역을 중심으로」『역사문제연구』34、（歴史文化学誌、2015年）、341~391頁。

²⁹ 前掲、오미일（2015年）、341~345頁。

³⁰ 前掲、오미일（2015年）、377頁。

³¹ 松本武祝『朝鮮農村の<植民地近代>経験』（社会評論社、2005年）。

³² 布川弘「吳海軍鎮守府と地域の医療・衛生」『軍港都市史研究III 吳編』（清文堂、2014年）、115~150頁。

³³ JACAR : C08020166200、表紙「公文備考 土木 26 鎮海永興関係書類 1卷 118」（防衛省防衛研究所）

³⁴ 史料原文では「大東亜戦争」という表現を使っているが、本稿では太平洋戦争とした。

³⁵ 1905年1月、葛生修吉、上田黒潮などが創刊した日文紙『朝鮮日報』が、同年11月3日に『朝鮮時事新報』に題号を変えて、1907年1月1日に芥川正によって『釜山日報』に改題された。金大商『부산·경남 언론사 연구』（大王文化社、1981年）18~23頁。

³⁶ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷所、1912年）。

³⁷ 前掲、杉山萬太（1912年）、55~57頁。

³⁸ 岡黙堂『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）。

³⁹ 長沢直太郎『上泉徳弥伝記』（文化印刷所、1955年）。

第1章 軍港都市鎮海建設と日本人社会の動向

-1912年上泉徳弥鎮海防備隊司令官の留任請願運動に注目して-

はじめに

本章では、日露戦争を契機に帝国日本海軍（以下海軍）によって建設された植民地朝鮮の軍港都市鎮海の日本人社会に注目する。日本は、近代において日清・日露戦争を経験しながら、軍事力を背景に帝国としての発展を求めたことはよく知られている。このなかで、特に海軍は日露戦争勃発前後から、日本国内のみならず植民地支配を企てていた朝鮮国内にも海軍基地の建設を計画していた。日本海海戦として有名な戦闘での勝利は、その時すでに朝鮮内の巨濟島長木面松真浦を海軍の臨時根拠地として占領していたことが要因の一つであったとされる¹。これはロシアを仮想敵国と見なす際の朝鮮半島南端の地政学的な利点に起因している。つまり、東アジア圏での領土拡大を前提とした列強間の利権争いの準備を進めていたといえる。そして、この海軍が占領した巨濟島の地域が、1907年（明治40）8月7日に日本の軍港として告示される植民地軍港鎮海の一部に含まれていた²。朝鮮総督府の設立が1910年（明治43）であることを考えると、いかに早い時期に海軍が朝鮮に基地を建設したかが分かるだろう。

鎮海の軍港および市街地が形成される地域は元来寒村であった³。海軍による軍港建設計画で、鎮海が軍港に付随する市街地建設予定地に指定されると、土着の朝鮮人たちはその予定地の区画から追い出されて、周辺部の慶和洞に隔離・移転させられた⁴。鎮海市街地は、当初から海軍によって軍港に付随する日本人町として計画的に建設が進められたのである。鎮海は、まず1911年（明治44）1月1日に、海軍の第5海軍区⁵軍港に指定され、海軍の軍港計画に基づき本格的な都市建設が始まる⁶。翌年の1912年（大正元）にかけて都市の基盤施設を整備しながら、鎮海市街地の骨格を作り出していった⁷。その後、鎮海は帝国日本の国防方針やその戦略の転換に伴い、都市建設の物理的な発展方向や規模も連動する形で変化し、軍港としての地位も鎮守府予定地から要港部⁸へと格下げされるなどした。

さて、これまでの軍港都市鎮海に関する研究を見てみると、まず海軍の鎮海湾土地収用と都市建設計画に注目した孫禎睦の研究が挙げられる⁹。それによると、1910年（明治43）から1912年（大正元）までの3年間に、日本の軍港都市計画の下で、鎮海が軍港都市としての外形を形成したことが確認できる¹⁰。また、黃正徳は、日本海軍が日露戦争の前後に軍港建設のため植民地朝鮮で実施した土地収奪過程を、口述記録と海軍史料に基づいて概説している¹¹。これらの研究は、日露戦争前後の時期に日本海軍が鎮海湾地域を軍事基地化する過程に焦点を当てている。これらの韓国における基礎的な先行研究を土台に、竹国友康は日本の海軍史料を主な素材として、松真浦と呼ばれた地域が日本海軍の軍港都市計画によって、「鎮海湾防備隊仮根拠地」から「軍港都市鎮海」へと変貌する初期段階の様子を、より詳細に明らかにしている¹²。竹国の研究成果により、鎮海が日本海軍の軍港都市計画によってその外形を整えていく過程を確認できる。

2000年代に入ってからは、上記の先行研究を踏まえ、軍港都市鎮海の市街地における具体的な社会や生活の諸相に注目した研究が現れる¹³。これらの研究の中で2012年の李學洙の研究は、

一国史的観点から脱して国際政治と韓国近代史の文脈の双方を考慮し、鎮海軍港都市建設を考察した¹⁴。また、近年活発に進められている軍港都市史研究の要港部編で橋谷弘は、植民地都市としての鎮海の特徴を明らかにしながら、日露戦争を前後して日本海軍の戦略と相まってその地域が鎮守府・軍港から要港部・要港に指定されたことを明らかにしている¹⁵。

以上のように、これまでの軍港都市鎮海に関する研究は、主に海軍の史料を根拠に、日本海軍の軍港建設計画とその計画に基づく軍港および都市の形成過程を中心に行われてきた。そのため、軍港都市鎮海を形成する主体として、海軍に焦点を当てた研究に収斂する一方で、同じく都市建設の主体であったはずの民間の日本人社会に対しては目が向けられてこなかった。軍港都市鎮海は建設の初期から、海軍が直接経営する軍港施設地域と、間接的に経営される市街地に分けられていた。鎮海市街地建設初期の1911年（明治44）から1913年（大正2）までの人口を注意して見ると、軍港施設地域と市街地では、それぞれの日本人の比率が99%と89%を占めている。この数値は、鎮海市街地が多くの民間人を含む日本人社会であったことを示している。

このように住民の大多数が日本人で占められていた鎮海市街地は、日本海軍の軍港建設計画の下で1910年（明治43）から1912年（明治45）までの3年間で、基本的な都市的景観を備えていった¹⁶。特に、1911年（明治44）9月から1912年（明治45）6月まで鎮海湾防備隊司令官として在任した上泉徳弥海軍少将は、その在任期間に鎮海市街地を飛躍的に発展させた。ただし、日本による韓国への強圧的な植民地支配が始まった1910年（明治43）から1912年までの3年間は、その出先支配機関が統監府から総督府へと移行する過渡期にあり、地方の行政主体が不明確な時期でもあった。そのため、海軍と総督府の間で鎮海の管轄権をめぐって争いが起こった。こうした状況のなかで、上泉徳弥は、海軍と総督府、そして日本人社会という三つの異なる主体の利害関係を調整しながら、鎮海の都市形成において主導的な役割を果たした¹⁷。

前述のように既存の研究は、軍港都市鎮海の主体として主に海軍のみに注目してきたため、鎮海の日本人社会への視点を欠いていた。それ故、鎮海における日本人社会と海軍の具体的な関係を扱った研究はなく、総督府との関係を含めた研究もなかった。その結果、軍港都市鎮海で海軍、総督府、日本人社会という三つの主体が市街地経営と発展にどのように関わったのかについて明らかにされていない。例えば、上泉司令官が退任する際に、なぜ日本人社会において積極的な留任請願運動が起こったのかという問題についても議論されてこなかった。鎮海が海軍によって新設された都市でありながら、日本人社会としても構成されて、その管轄問題で海軍と総督府の交渉があったことを考えると、その複雑な時期に起きた留任運動は、植民地軍港都市における地域社会、海軍、総督府の関係を明らかにするうえで、詳細に明らかにすべき対象であると考える。

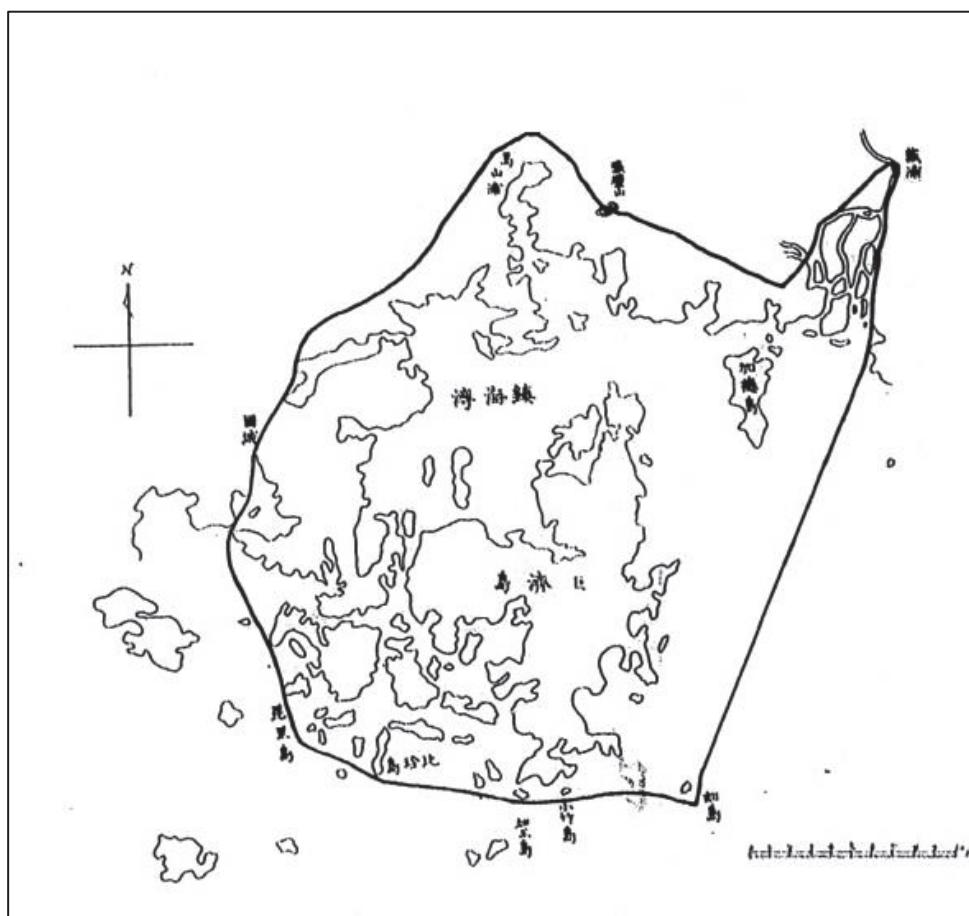
従って、本章ではこのような問題意識のもと、建設初期の植民地軍港都市鎮海を対象として、当時の政治的・経済的・社会的状況を踏まえつつ、当該時期に鎮海湾防備隊司令官であった上泉徳弥の活動と彼に対する日本人社会の留任請願運動を事例として取り上げながら、植民地軍港都市鎮海の日本人社会、海軍、総督府の関係を検討したい。

第1節 軍港都市鎮海の建設

(1) 海軍の軍港鎮海建設の方針と都市計画

日本海軍は、日露戦争当時、海軍の臨時根拠地として鎮海湾の巨濟島長木面松真を占領し、鎮海湾に乗り込んできた¹⁸。その後、海軍は巨濟島だけではなく鎮海湾一帯を軍港とするため、その軍港境域設定と土地収用についての意向を、1906年（明治39）7月に大韓帝国政府に伝達した。そして、同年8月に高宗の裁可を得て、鎮海湾一帯が軍港予定地として告示された¹⁹。

海軍が鎮海湾において軍港地境域として設定したのは、飛鳳から行巖湾に至る沿岸一帯、及びその前面に位置している島嶼などを合わせて1,312万坪（平方メートル）の土地であった。この中で直接的な軍港施設地ではない市街地としては、飛鳳の2,700坪と、軍港施設地域の東に接した斎藤湾に面する21万1千坪があった²⁰。図1-1の鎮海軍港境域図は、1911年（明治44）勅令第453号によって鎮海が日本海軍の第五海軍区軍港に指定され、その境域が表示されたもので、鎮海湾を中心とし加徳島と巨濟島が含まれて、馬山と梁山へかかる部分まで陸地・海ともに含まれているのが確認できる。海軍は広範囲な領域を含む鎮海を、最初から直接経営と間接経営に分



<図1-1> 1911年（明治43） 鎮海軍港境域図

出典：JACAR：A03020876600、「御署名原本・明治四十三年・勅令第四百五十三号・鎮海軍港境域ノ件」、（国立公文書館）。

けて支配する計画を持っていた。

当時、鎮海湾防備隊司令官であった宮岡直記が、1909年（明治42）4月海軍次官加藤友三郎に提出した「鎮海湾海軍用土地経営ニ関スル意見」という文書に、次のような記述がある。

（前略）韓国一般ノ有様ハ内地ニ於ケル土地ノ状況ト大ヒニ其趣ヲ異ニシ、多年來自然ノ併ニ放任セラレタルモノニシテ、直接軍事上ノ施設ト共ニ間接ノ施設トシテ道路架橋堤防河川等其他将来経営ノ主要地ニ於ケル敷地区画等準備等ニ対シ、多大ノ事業ヲ要スヘク是等ハ到底軍事上ノ施設ト共ニ一時ニ其土工ヲ起シ得ルノ見込アルモノトモ認メラレス。然レバ防備隊ノ移転艦艇ニ対スル諸般ノ施設ニ着手セラルベキ、其時期ニ前後シ一般発展ヲ期スベキ間接ノ経営施設トシテ、今ヨリ豫メ其事業ニ着手シ用地全般ヨリ徵収スル借地料ノ収入額ヲ以テ、之レカ経営処理ノ途ヲ講セサレバ、何レノ時ヲ期シテカ、之レカ発展ヲ見ルコト得ン。

21

以上のように海軍は軍事施設と市街地の施設を同時に建設するのは難しいとみていた。都市インフラ未整備の広大な鎮海湾海軍用地において軍港と市街地の建設を同時に進めることは困難であるため、まずは軍事施設である軍港建設に優先的に着手しながら、市街地は間接経営をよしとして、土地の貸下げを通じて、その借地料を海軍の取り分にしようとした。海軍が間接経営で発展させようとした地域は軍港の後背地、つまり鎮海市街地として開発される予定の場所であった。

鎮海湾海軍用地の経営方針が出された年の翌年1909年（明治42）6月30日、鎮海湾施設調査委員会が組織された。委員は総勢14人で、軍務局の野間口大佐、内田少佐、經理局の鈴木大監、永安少監、鈴木大本計、艦艇本部の賀義機関大佐、榎原中佐、廣願中佐、白井中監、臨時建築部の渡邊工務監、井上技師、軍令部の山屋大佐、山路大佐、中島中佐であった²²。

この鎮海湾施設調査委員会の任務は二つあった。一つは、舞鶴軍港の設備を基準とし、主に艦艇の入渠と修理などを目的として鎮海湾に必要な設備と予算を調査・報告することであった。二つ目は、鎮海湾防備隊を懸洞方面に移転する場合、必要な設計とその予算を調査・報告することであった²³。委員会は1910年（明治43）1月17日「鎮海軍港施設地実地踏査報告」を作成して、海軍大臣斎藤實に提出した。この報告書は全42頁からなり、軍港設備に関する実地調査を基にして、具体的な建設計画を明らかにしたものである。

その内容を見ると、まず当該地域を鎮守府とし軍港機能を構築する理由が述べられたのち、鎮守府をはじめとする軍関連施設や、市街、学校などを含む27施設の建設予定地の概略が14頁に渡って記載されている²⁴。続いて実地調査後の全委員一致の所見、鎮海軍港水道問題、官舎敷地坪数について報告されている。このうち、調査委員会の所見は六項目挙げられており、そのうちの四番目の項目は日本人と朝鮮人の居住区隔離に関する所見である。その所見によれば、「韓人ヲ日本市民ト雜居セシムルハ衛生上其他ニ於テ不可ナルヲ以テ、之ヲ隔離スルヲ至当トシ悉皆徳山方面ニ移転セシムルヲ必要トス」とあり、日本海軍が軍港建設当初から朝鮮人を排除して、鎮海市街地を日本人社会として建設しようとした意図を確認できる²⁵。

この報告書に基づいて鎮海軍港建設計画が認可されると、海軍は本格的に軍港建設に着手した。

漸次軍港施設が揃うと、市街地についても間接経営のための土地の貸下げが行われ始めた。土地の貸下げは、基本的に1907年（明治40）に16条で構成された「鎮海湾海軍用地貸下内規」によって行われた²⁶。この内規は、1910年（明治43）になった段階で、内規作成当時に比べ、日韓関係を含めた鎮海湾をめぐる状況に相当の変化があったということなどを理由にして、当時の鎮海湾防備隊司令官であった宮岡直紀が47条の改定案を海軍大臣斎藤実に報告した²⁷。

1907年の「鎮海湾海軍用地貸下内規」を見ると、第6条で「鎮海湾海軍用地ノ借地権ハ譲渡若ハ転貸スルコト得ス」となっている。これは、1910年に改定された内規でも第五条で同じ内容が明示されている²⁸。このように、海軍は鎮海湾海軍用地の借用人の土地売買・転貸に対する権利を制限する内規を前提として、海軍用地内の鎮海市街地を三回に分けて貸下げした。1911年（明治44）4月の第1次の3万6千坪をはじめに、同年11月の第2次では3万5千坪、1912年（明治45）3月の第3次には市街地24万坪と山林133万8千坪の貸下げが行われたことが確認できる²⁹。

<表1-1> 海軍の鎮海湾港土地貸下げ³⁰

	貸下げ時期	貸下げ面積（坪）	建築竣工戸数	予想人口（人）	投資金（円）	調査時期
1次	1911年 4月1日	3万6千	2千	約1万5千	約300万	1912年3月
2次	1911年 11月29日	3万5千	約100	約1万	約300万	1912年3月
3次	1912年 3月15日	市街地24万 山林 133万8千	—	約3万から5万	—	1912年8月

海軍が鎮海湾で3回に分けて土地を貸下げたのは、「完全なる市街を造るといふ方針」から出たと思われる³¹。また、この土地貸下げを通じて、人口の増加に伴う市街地の活性化が期待されたと考えられる。表1-1に示したように、1911年（明治44）と1912年（明治45）の土地貸下げ面積は、それぞれ3万6千坪と3万5千坪で、それぞれの人口数を1万5千人と1万人と予想している。1911（明治44）年の実際の鎮海の人口数を確認してみると、3,565人で、翌年の1912年は5,038人まで増加する。これは予想値に比べると低いが、土地貸下げ事業による人口増があったことは確認できる³²。第3次に至っては貸下げ面積が市街地約24万坪と山林133万8千坪に増え、人口の予想値も3万人から5万人程度まで増加している。しかし、実際には1912年（大正元）の第3次土地貸下げの後にも、鎮海の人口は5千人から6千人余りで、期待したほどの増加は見られなかった。

海軍は第1次・2次の土地貸下げ事業で「鎮海湾海軍用地貸下内規」を基にして借用人の土地売買・転貸に関する権利を制限しながら、直接民間に土地を貸下げた。一方、第3次貸下げでは、教育事務の遂行の目的で設立された「鎮海学校組合」の基本財産として市街地と山林を無償で贈与し、「鎮海学校組合」が25年の期間で民間に転貸できるようにさせた。これをもって海軍によ

る土地貸下げは全て完了した³³。第3次で「鎮海学校組合」に対して転貸権を認めたことは、市街地間接経営という海軍の軍港都市計画と相応しているといえる。

鎮海湾は、その後以下のように、日露戦争へと続く日露の対立を契機に、日本海軍の戦略的拠点として重視されるようになる。軍港都市鎮海の建設初期から、海軍は鎮海を軍港施設地域と市街地に区分し、直接経営による軍港施設地の発展と、土地の貸下げによる間接経営として市街地の発展を図った。特に、市街地については計画の段階から日本人町として建設する意図を持っていた。海軍は3回に分けて土地貸下げ事業を行ったが、第3次での「鎮海学校組合」に対しては、莫大な土地が貸下げられると共に転貸権をも与えた。これにより、「鎮海学校組合」は帝国日本海軍の土地貸下げ事業を継承する形で市街地経営に多大なる影響力を持つこととなった。鎮海の日本人社会における「鎮海学校組合」は、当時居留民団が存在しなかった鎮海にあって、民間団体として教育のみならず、土地貸下げ、衛生などの都市公共事業全般を担う行政機関としの機能を有していた。その活動については別稿で詳細に分析したい。

次に都市建設過程における海軍と総督府の中で生じた管轄問題を見てみよう。

(2) 鎮海をめぐる海軍と総督府の状況－朝鮮の植民地化による管轄問題と海軍の戦略変化－

鎮海が、海軍によって戦略的要衝の地として浮上したのは、1898年（明治31）7月に桂太郎が大隈重信に報告した文書が起点となっている³⁴。桂は日清戦争の後、朝鮮において後退した日本の勢力を挽回するため、日本の軍隊を朝鮮に上陸させる必要があると上程した。その具体的な上陸地域を検討する過程で、佐世保軍港、竹敷要港部などとの関係を考慮して海軍は鎮海湾に注目するようになった³⁵。1904年（明治37）2月、日露戦争の開戦を前に、大本営は海軍第三艦隊に対して鎮海湾を占領し朝鮮海峡を警戒せよという命令を発した。この時から鎮海湾は、事実上日本軍の勢力圏に入るようになった³⁶。このように鎮海湾は、20世紀の初めにロシアを仮想敵国としながら日本の帝国領域が拡張する中で、その地政学的な重要性によって戦略的価値が注目され、海軍の軍事的要衝の地として登場することになった³⁷。

日露戦争後、海軍は鎮海湾をその根拠地にするため軍港としての使用の許可を大韓帝国に要請し、1906年（明治39）8月、鎮海湾は軍港として告示された³⁸。以後、日本の国防方針はロシアだけではなく、米国、清国も仮想敵国とした。特に海軍の場合は、新しく米国を目標としてその海軍力に対抗するため軍備拡張を狙った³⁹。海軍指揮下、軍港都市鎮海の建設のため、前述の鎮海湾施設調査委員会が鎮海湾での実地調査を行ったのは、このように海軍が軍備を拡張していく時期であった⁴⁰。

しかし、帝国としての領域拡張を図っていた軍の立場とは違い、日本国内の状況は戦後財政難に見舞われていた。原田敬一は1880年代から1900年代まで20年以上推進された軍備拡張と10年間に3度行われた戦争（日清戦争、義和団事件、日露戦争）の結果、国庫の正貨準備は枯渇し、日本国民は増税と国債、不況で疲弊の極に達していたと指摘した⁴¹。この10年間の戦争に関する財政状況の変化については次のような内容が確認できる⁴²。日清戦争前に平均395万円の黒字を記録した国家財政は、戦後9年間平均6,249万円の大規模赤字に転換した。これはほぼ戦前の

平均租税収入額に該当する金額で、この赤字を補ったのは国債と日清戦争の賠償金であった。賠償金から一般会計に編入されたのが平均 3,400 万円で、赤字の 54% を其の賠償金が補つたことである。将来の財源を担保に発行した国債は事業公債・台湾事業公債などの名目で募集され、5 年間平均 4,100 万円を借り入れた⁴³。さらに、1898 年には金融が逼迫状況になったので内債の募集も不可能になり、やむをえず外債発行に転換し、4% 利率のイギリス貨幣の公債 1,000 万ポンド（約 9,763 万円相当）を募集した。結局国家財政は、初期議会の終焉と日清戦争を契機に赤字になり、増税・賠償金・国債で支えられることになった⁴⁴。そればかりではなく、日露戦争によって莫大な犠牲と負担を強いられた日本国民は、自身の生活と国家の運命がより直接的につながっていることを自覚し始め、国家と社会に対して生活に関わる要求を噴出させることになった⁴⁵。こうした国内状況にも関わらず、日本は日露戦争の勝利を通じて帝国主義国家として膨張したため、軍備拡張を強行せざるを得なかった⁴⁶。このような矛盾の中で、1907 年（明治 40）4 月、軍備拡張の方向性を「陸主海從」とする「帝国国防方針」が決定された。さらに海軍は、1911 年（明治 44）に中国で辛亥革命が勃発すると、これを絶好の機会として大陸に勢力を拡張しようとする陸軍に呼応するようになった。そして海軍はその戦力展開の方針を、米国を仮想敵国とした太平洋地域への展開から、台湾を中心とする中国南部沿岸部の制海へと軌道修正した⁴⁷。

日本海軍の戦略の方向転換によって、それ以前に地政学的な利点から軍事拠点として設定された鎮海湾の戦略的な価値は相対的に下がった。国防戦略が中国南部沿岸海域重視へと修正されたことで、日露戦争当時には軍事的要衝地として注目を浴びた鎮海湾に対する評価は変わったのである。当時、海軍は鎮海湾を次のように評価していた。

鎮海湾ニ軍港ヲ作り、鎮守府ヲ置クノ本意見ニハ同意ヲ表スルコト能ハズ。現況ノ防備隊司令官ニアラザレバ、要港部司令官ニテ充分ナリト信ズ、尚ホ舞鶴旅順モ之ヲ要港部改正スルニ至当トス、而シテ本軍港ノ如ク佐世保ヨリ北方ニ地ヲ選ブコトヲ止メ、南方ニ進ミ沖縄台灣ニ於イテ相当ノ地点ヲ選ビ、計画ヲナスコト目下ノ急務ナリト認ム。⁴⁸

この文書は、海軍省で 1910 年（明治 43）から 1912 年（明治 45）の間に作成されたと見られ、「井出」という押印がある。この文書で鎮海湾を要港部とし、国防戦略地点を「北方ニ地ヲ選ブコトヲ止メ南方ニ進ミ」と言及していたことは、日露戦争の当時に比べて鎮海湾の戦略的価値が低くなったことを直接示している。

この時期は、前述のとおり 1910 年（明治 43）1 月の「鎮海軍港施設地実地調査報告」に基づいて鎮海軍港建設が始まった時期でもあった。そして、1911 年（明治 44）に軍事地域の背後地になる市街計画の出発点でもある土地貸下げが海軍によって施行された時期でもある。

この 1911 年（明治 44）は日本が朝鮮を併合した翌年で、植民地として朝鮮を統治するため朝鮮総督府が設置されていた。鎮海湾は先に確認したとおり、すでに 1907 年（明治 40）4 月に軍港設置のため日本海軍に収容された地域であった⁴⁹。一方で、世界情勢の変化に伴い国防戦略が南方へ傾き始めた時期もある。そのような情勢下、1911 年（明治 44）に朝鮮総督府が半島全体を統治するようになると、鎮海の管轄権を巡って日本海軍と総督府との間で衝突が発生するようにな

なった。1911年（明治44）1月9日の『朝日新聞』の記事を通じてその状況を具体的に確認してみたい。

鎮海軍港の市街計画に就き借地を出願せる者七千名に達し、内出願者及び労働者馬山に滞在してその許否の辞令を待ち居る、聞く所に拠れば右許否は初め海軍省にて処置すべき方針なりしも、総督府の設置となり権限争ひを生ずるに至りし為め、先づ是が解決を見る上ならでは出願者に対する許否も決し兼ねる事情なりと。⁵⁰

この記事では、鎮海の土地貸下げを出願し許可をもらうために、「七千名に達」する人々が待っていたことを報じている。貸下げのために集まった七千人という数字は、1911年（明治44）鎮海の人口が3500人余りであったことを想起するならば、土地貸下げによって非常に多数の人々が鎮海に集まってきたことが確認できる。この時、海軍省と総督府の間に鎮海管轄権紛争が起きたため、土地貸下げ事業の進行が遅れたのである。そして、鎮海をめぐる管轄権は1912年（明治45）3月「海軍用地ノ授受ニ関スル總督府府則ノ委員心得書」で次のように規定された。

朝鮮ニ於ケル左記所在ノ海軍用地ハ明治四五年度ヨリ全部朝鮮總督府ノ所管トス
　鎮海
　巨濟島
　加德島
　梁山郡蘆浦
　釜山峨嵋山及絶影島
　八口浦（木浦ノ沖）
　仁川月尾島
　永興
　元山春日町
二. 前項土地ノ内海軍ニ於テ現ニ使用セルモノ并ニ将来留保スヘキ地区ハ此際区別シ引継終了後本部ニ於テ直ニ海軍省ノ管理ニ移スコト
三. 第二項以外ノ地区ハ總テ總督府各部ノ主管ニ従ヒ之ヲ管理スルコト
四. 第三項ノ地区管理ノ細別スレハ左ノ如シ
　鎮海市街地ハ總務部ノ管理
　田、畑、蘆田、塩田等ハ度支部ノ管理
　山林、原野、未墾地等ハ農商工部ノ管理（後略）⁵¹

上記の1項と2項から確認できるように、鎮海市街地の管轄権は1912年（明治45）に總督府へ移管され、軍港施設が設置されている直接的な軍事地域だけが海軍省の管轄となった。市街地の管轄権が海軍から總督府に引継がれる過程の1911年（明治44）4月1日、第1次鎮海土地貸下げが行われた。土地貸下げから鎮海市街地は急激に発展し始めた。そこで次に、鎮海を急激に発

展させたとされる鎮海湾防備隊司令官上泉少将に注目しながら、鎮海市街地の発展状況を把握したい。

第2節 上泉徳弥の赴任経緯と鎮海の状況

(1) 上泉徳弥海軍少将の赴任までの経緯

前項で見た通り、海軍と総督府の間で鎮海の管轄権問題が生じた 1911 年（明治 44）9 月 1 日、上泉徳弥海軍少将が鎮海防備隊司令官として赴任してきた。その赴任理由について上泉の伝記では、「前任者が寺内朝鮮総督と摩擦が多いので、日清戦以来私が寺内伯と懇意だと云うので遣られる事になったのである」と述べている⁵²。

上泉徳弥の経歴を見ると、米沢出身で日清戦争中の 1894 年（明治 27）6 月 6 日に運送船監督将校として遠江丸に乗船している⁵³。この時の上泉について、伝記は次のように述べている。上泉は長官に意見を具申し、戦争状態に入る前に戦時徵發令を発動するなど機宜の処置を講じたり、大阪商船会社の高級船 10 隻を指定して応急の用に供するなどの手腕を發揮したという⁵⁴。同年 7 月 20 日、上泉は呉鎮守府参謀になり、この赴任期間に任務の関係で陸軍運送通信部長官であった寺内正毅を知ったと述懐している⁵⁵。日露戦争当時の大本営の組織では、参謀総長の下に兵站総監を、兵站総監の下に運輸通信長官部を置いていた⁵⁶。1894 年（明治 27）6 月 6 日の兵站総監川上操六によって定められた「船舶運輸事務仮規則」⁵⁷の第 1 条には「兵站総監ノ下ニ運輸通信長官部ヲ置キ少将若クハ參謀大佐ヲ以テ其長トナシ陸海軍參謀佐尉官ヲ以テ鉄道船舶運輸委員トス之ニ船匠師、海軍兵曹陸軍嘱若干ヲ附ス」と明示されている。その第 3 条には「運送通信長官ハ旨ヲ兵站総監ニ受ケ船舶運輸ノ計画ヲナシ其実行ノ責ニ任ス船舶ノ使用ニ就テハ直ニ船舶ノ会社或ハ事務取扱所若クハ艦長ニ下命スルヲ得」と示して規定されていて、当時の寺内が負った任務は運輸の計画を立てることであって、船舶の使用について海軍や船舶会社とも関わることが想定されている。さらに、第 7 条では「各運送船ニハ監督ノ為メ海軍尉官及ヒ要スレハ下士卒若干名ヲ乗組マシム此監督将校ハ運輸通信官衙ノ指揮ヲ受クル者トス」と書かれており、当時監督将校であった上泉が海軍所属でありながら、陸軍の指揮下にあった制度的な背景が分かる。これらのことからも、上泉が日清戦争時から陸軍側と任務上関係があったことが確認できる。

義和団事件があった 1900 年（明治 33）に、上泉は 6 月から 10 月にかけて太沽と芝罘間の警備を担当した⁵⁸。当時太沽は陸軍の上陸拠点となっていたが、運送設備の不備のため、先発の福島混成旅団の上陸が困難であった。それを援助するよう東郷常備艦隊長官の命を受けて、上泉は陸軍の上陸並に糧食の補給も担当した⁵⁹。また、陸海軍が協議して太沽-仁川の通信連絡設備を設置する議論が起こった時の話からも、上泉が手腕を發揮したことがうかがえる。上泉は、この時、大北電信会社が芝罘-太沽間に海底電信を敷設しているのを知り、大北電信会社が通信局として使用する建物を、通信兵は派遣して探させ、見つけた建物を同社に提供させる等の便宜を与えた。その結果、大北電信会社の通信局地下室に日本の電信局を秘密裡に設ける諒解を得て、野戦通隊員を配置し通信連絡上非常な便宜を得た。この通信連絡網の掌握によって、北清の状況を逐一把握することができたという⁶⁰。これら上泉が実際に担った任務の性格を海軍省史料によって確認

してみよう。「明治三三年清国事変海軍戦史抄卷五」に、次のような記述がある。

陸軍輸送補助ト特別陸戦隊一陸軍運輸通信補助ノ為メ、大沽運輸通信支部及運送船等ニ派遣シアリタル上泉海軍中佐以上将校下士卒ハ其ノ輸送事業モ殆ント完結ニ至レルヲ以テ、悉ク帰艦セル旨十一月三十日羽司令官ヨリ電報アリ。⁶¹

この文章から、上泉が陸軍の運輸通信補助のために、大沽に派遣されてその輸送事業を終えたことが確認できる。寺内はこの時、参謀本部次長で兵站総監を兼任していた。上泉はこのような経歴を経て、1903年（明治36）末に海陸軍連絡委員会委員となった。この海陸軍連絡委員会は、陸軍から児玉源太郎参謀本部次官、井口省吾、松川敏胤、福島安正、大沢界雄の5名、海軍から伊集院五郎軍令部次長、中野直技、松井健吉、そして上泉の4名からなり、開戦準備に当たっていた⁶²。委員会での上泉の職務は、陸軍との連絡係で、その円滑な意思疎通を計るために、参謀本部と軍令部で宴会を催したりもした⁶³。上泉自身にも陸軍と海軍は良好な関係でなければならないという意識があった⁶⁴。このように日露戦争を前後して、上泉は海陸軍の運輸の連携のみならず、本来疎遠であった陸海軍の参謀らの間を取り持ち、円滑な関係を築く仕事を担当するようになった。1904年（明治37）2月11日には大本営鉄道船舶運輸委員になり、大本営にあって運輸方策に尽瘁したという⁶⁵。同年3月4日に海軍軍令部から大本営陸軍副官宛に当時鉄道船舶運輸委員であった上泉の履歴書が送られたことは、海軍と陸軍の直接の媒介者としての検証や確認作業であったと考えられる⁶⁶。直後の4月15日には、運輸通信長官部派出員として戦地に赴き運輸業務に従事した⁶⁷。その件について、同年同月16日付で陸軍省から次のように報告がなされている。

陸軍省受領 満密受第一三五二号 満密人受第一一九号

大本営陸 副臨第八四一号第一

明治三十七年四月十六日

参謀總長大山巖（印）

陸軍大臣寺内正毅殿

別紙ノ通運輸通信長官ヨリ報告有之候間及通報候也

四月十九日

写大本営陸 副監受第一四三号 四月十五日

鉄道船舶運輸委員 上泉徳彌

運輸通信長官部派出員トシテ戦地へ出張ヲ命ス

四月十七日東京出発宇品ヨリ官船乗経約一ヶ月ノ後帰京ノ予定

右及報告候也

明治三十七年四月十五日

運輸通信長官 大澤界雄

参謀總長伯爵 大山巖殿⁶⁸

この報告から確認できるように、上泉の出張について、陸軍参謀総長大山巖が陸軍大臣寺内正毅に報告していたことが分かる。また、上泉は同年の8月1日からは碇泊場司令部業務視察のため戦地へ出張を命じられた⁶⁹。碇泊場司令部は船舶輸送司令官の隸下で陸軍運輸部に属する。この時の上泉は乃木希典第三軍司令官に随つて旅順攻略戦における苛酷な苦戦の状況を見たという。その後、帰途に乃木司令官より東郷平八郎連合艦隊司令長官への伝言を託せられて伝えていた⁷⁰。これを「海陸両将の連携の意義深い任務」のとして、上泉は考えていたようである⁷¹。

これらの史料から確認できるように、上泉は海陸両軍の連合作戦にあって各方面に出張していた。その上泉について陸軍省がどのように評価していたのかが分かる史料がある。「大本営陸副臨人第五九七号第一」に次のようにある。

十月二十七日 総長ヨリ海軍々令部長へ 海軍中佐上泉徳弥 右者今回戦役ノ初ヨリ鉄道船舶運輸委員トシテ、軍隊軍需品輸送之計画ニ参与シ我カ陸軍之輸送業務ヲシテ良好ナル結果ヲ現ハスニ到ラシメタル、効績甚タ顕著ナリト認メ候ニ付此段及通牒候也。⁷²

1904年（明治37）10月の陸軍参謀総長は山縣有朋で、海軍軍令部長は伊東祐亭である。「我カ陸軍之輸送業務ヲシテ良好ナル結果ヲ現ハスニ到ラシメタル効績甚タ顕著ナリト認メ」という部分から、陸軍省で上泉が好評を得ていたことが分かる。このように日露戦争前後より、上泉は海陸両軍をつなぎ、活躍できる人物として注目されていたと考えられる。翌年の1905年（明治38）の2月には上泉を韓国へ派遣するという陸軍省からの文書が確認できる⁷³。当時の運輸通信長官であった大澤界雄が作成したもので、鉄道船舶運輸委員であった海軍大佐上泉を輸送業務実施のために韓国へ派遣することを命じる内容である。この時期の上泉は輸送業務実施のため韓国後に樺太へも派遣された⁷⁴。このように上泉は陸軍との連携業務に継続して携わっていたことが分かる。

日露戦争終結後の同年12月20日には、参謀総長から海軍大臣山本権兵衛に送られた文書の中で陸軍省から上泉に4ヶ月間大本営の残務整理を命じる形になっていることが確認できる⁷⁵。つまり、大本営の解体作業に携わっているのである⁷⁶。このように、上泉の人事は、海軍省のみならず陸軍省にも直接関与していたことがわかる。

以上から、上泉は鎮海防備隊司令官として赴任する以前、日清戦争から日露戦争の終了まで、兵站関係の仕事を担当しながら海陸両軍の連絡係や仲介者としての任務を果たしてきたことが分かる。その過程で陸軍省からも高く評価され、漸次その任務の範囲が作戦に直積的に関わるような参謀らの連絡係になっていったことも確認できる。そして朝鮮が植民地になり、海軍と総督府の鎮海管轄権問題が生じると、朝鮮総督寺内正毅との関係がよく、陸軍とのパイプを持っていた海軍省の人物として、上泉を鎮海に赴任させる力が働いたと考えられる。

（2）鎮海市街地の発展

海軍の軍人でありながらも、陸軍省と関わりをもち様々な任務を遂行してきた上泉が鎮海防備

隊司令官になったのは、1911年（明治44）9月1日である。赴任当時の鎮海の状況について、上泉は以下のように述べている。

世間では鎮海のあの大建設計画を私がやった様に伝えているが、実はあれは海軍省の計として私の赴任よりずっと以前に立案されたものである。前任者が寺内朝鮮総督と摩擦が多いので、日清戦以来私が寺内伯と懇意だと云うので遣られる事になったのである。行って見ると広範たる草っ原で手を着けた所は一箇所もない、そして市街地予定の九割九分までは政商が借地権を握り、名目だけの借地料で何もやらずに利権だけを守っている有様であった。⁷⁷

この回想によれば、赴任当時の鎮海において、その市街地建設計画はすでに立てられていたが、まだ実行に移されていなかった。その背景には、借地権を握っていた政商が建設などにも影響を与えていた様子もうかがえる。これらの状況を開拓するため、上泉は借地規定の「借用許可になつてから満1年以内に建築工事に着手せざる時は借地許可を取消し、借地を取上げ得る」という条項に則り、この規定を履行する旨の声明を出した⁷⁸。同年12月1日付の『朝日新聞』の記事が次のように伝えている。

鎮海の取消処分▽上泉鎮海司令官談

△鎮海湾懸洞新市街土地貸下に就き、正規の期間内に家屋を建設せず、或は当局の厳禁せる土地の転売転貸を行ひ、或は広大なる面積に申訳的なる小屋を建てて当然権利を得たるかの如く装ふ者に対しては、十二月限にて断然たる許可取消処分に出づべきは囊に余の言明せる処なるが之に驚駭狼狽せしものか。△狡猾なる出願人等は益々秘密の間に転貸を行ひ相場も著るしく葛藤したる様子なるが、此場合如何に急遽家屋を建設せんとするも、残る一ヶ月のみにては到底完成も覚束なく、結局取消処分に遭遇すべきは明白なる次第なれば、狡猾なる商人等に乗せられて秘密の間に高価なる土地の転貸を強られ、最後に買取りたるもの如きは最も氣の毒なる羽目に陥らざる可らず。左れば此等の人々は寧ろ却て新に出願して、当局の許可を俟つ方安全にして利益なりと言はざる可からず、是余の再び警告せんと欲する所なり。⁷⁹

上泉は、自分より先に鎮海に入ってきた政商などの出願人らと、土地の貸下げや建設工事の着工を巡って対立関係にあったようである。海軍省は、市街地に関しては土地貸下げを通じて間接経営とする予定であったので、政商の問題は解決すべき懸案であったと考えられる。このような鎮海の状況に変化が見られるようになったことは、上泉の赴任から約半年後であった。『朝日新聞』1912年1月25日付の「鎮海湾の発達」という記事では次のように伝えている。

鎮海湾懸洞は作秋上泉海軍少将が防備隊司令官として赴任以来鋭意土地の繁栄を企図し、今や面目一新せり。更に第一回土地貸下げを行ふや、僅々八ヶ月間に六百の家屋建設せられ続いて、第二回貸下を行ふや、現在畠一枚三円の家賃に騰貴し、付近の朝鮮部落に在る三千人

余の郡民は近く此新市街に移住し来らんとするの形勢にして、九十の数を有せる各種東京組合の如きは新に貸下を得て模範的大管工場を建設せんとしつつあり。落成の上は南鮮実業界の中堅たる地位に立つべき抱負なるが、各種行政及交通の機関も漸次完備する所あり。（後略）⁸⁰

記事によれば、上泉が鎮海湾防備隊司令官として赴任した後、土地貸下げによって市街地の開発が進展し、家屋建設と人口増加、工場の建設などが実現した。今後は行政機関と交通機関というインフラの拡充が期待されていることがわかる。このように 1912 年（明治 45）まで鎮海市街地は、上泉が主導した土地貸下げを規範として、建築事業などが発展したと考えられる。次に掲げる資料は、1912 年（明治 45）5 月 4 日付『朝鮮新聞』に掲載された、鎮海の最近状況として行巖湾の貿易状況を表す記事である。

行巖湾税関去月廿六日（四月廿六日）迄の貿易額は移出千九十九円移入二万四百四十円計二万五千五百三十一円なるが、今一月以後の貿易状況を示せば、四月廿七日入港の帆船にて海軍建築支部用セメント八百樽の移入ありたれば、体大に於て前月と大差なかるべし。⁸¹

	1月 15 日間	2月	3月	4月 ^{マツ} 日迄
移出（円）	一	52	750	1,090
移入（円）	5,596	14,304	28,244	20,441
合計（円）	5,596	14,356	28,994	21,531

この記事から、同年 1 月までの移出と移入の合計額と比べ、4 月の合計額はその約 4 倍に至ることが確認できる。5 月にも移入額に海軍建築支部用のセメントが予定されていたことから、建築関係の移入が多い事情が把握できる。特に、5 月 12 日の記事では移入重要品として木材、板、瓦、竹、薪材、木炭、石炭、セメント、などが挙げられて、建築材料見越の移入が多かったことが示されている⁸²。以上のことから、土地貸下げに基づいた建築事業が活性化したことが分かる。

他にも、5 月 15 日の『朝鮮新聞』の記事からは、海軍記念日を迎えて市街地で大祝賀会が大々的に催され⁸³、「非常の盛況にして官民五千の祝賀会あり余興其他にて市中湧くが如くなりき」と伝えられている⁸⁴。この時期は借地料の納入成績も「佳良」とされている⁸⁵。このように、海軍の土地貸下げ事業に伴い、建設景気が良くなつたことに基づいて、市街地では全体的に好況を呈していた。これのみならず、東洋拓殖株式会社からもこの頃、海面埋立とその他、各種事業を經營する出張所を設けるため、宇佐川一正総裁が視察に来たことが報じられている⁸⁶。神戸川崎造船所長の松方幸次郎の借地料が 1 ヶ年分として 3 万 2 千円余に及ぶことや⁸⁷、松方が鎮海にある鉱泉会社の創立委員長となって、京阪神の紳士紳商・朝鮮貴族数名と馬山・鎮海の有志十餘名の発起で同事業を進めていた状況なども報じられている⁸⁸。このように、鎮海の市街地の発展には

海軍や総督府と共に、様々な日本人資本家や有力者も来て関与していたのである。同月 28 日には上泉徳弥の投稿と見られる「鎮海現在及び将来」という記事が、『朝鮮新聞』に掲載されている⁸⁹。ここでは市街建設事業や漁業などの実況と将来の大発展への展望が書かれていた。上泉はこれらのように好景気を呈するようになった鎮海に関して、さらに大軍港都市としての発展展望を紙上で述べていた。

以上のように、土地貸下げと建設工事の進展に伴う鎮海の好況は、同年の上半期まで持続した。同年 5 月 22 日には東京から 25 人の記者団が視察団として鎮海を訪問し 3 日間滞在した⁹⁰。記者団が帰った六月、『読売新聞』と『朝日新聞』といった中央紙では、鎮海の発展に伝える記事を、7~8 回の連載で掲載した⁹¹。これらの記事では、上泉海軍少将を鎮海の発展を主導している人物として注目し紹介している。同年 6 月 20 日の『読売新聞』「鎮海昌原記（七）好漢上泉徳弥」では、次のように書かれている。

鎮海繁昌記、尚ほ一回を追加して、吾輩は茲に鎮海軍港司令官海軍少将上泉徳弥氏を紹介したい。上泉が無ければ、鎮海は無い、或る意味に於て鎮海は朝鮮の鎮海でなく上泉の鎮海である。上泉を研究するにあらざれば、眞の鎮海は了解が出来ない。（中略）上泉氏の粗放なる遣り口と、寺内伯の極めて集約的な遣り口とは、植民地政治上好個の対照である、もちろん鎮海市街地は四月一日より総督の管轄に移り、又上泉氏の本職は軍港司令官に在りと雖も、事実に於て鎮海と上泉徳弥とは切っても切れぬ間柄である。彼は上泉司令官閣下ともなれば、学校組合管理者ともなり、「上泉旦那さん」ともなれば、「徳の野郎！」ともなつて、鎮海大軍港の建設に日も是れ足らざる間に在つて、尚鎮海市街の開発に心血を注いで居る。⁹²

鎮海湾防備隊司令官として鎮海に赴任した上泉は、鎮海市街地建設に「心血を注い」でその経営者として主導的な役割を果たした。特に大規模な土地貸下げ事業を足掛かりにして、「鎮海大軍港」の建設と、市街地の建設・経営を推し進めた。ただし、この土地貸下げ事業を通じて上泉が主導した軍港都市鎮海の発展規模と、海軍省が構想した規模とには差があったと思われる。前述のように 1910 年代に入って鎮海湾に対する日本海軍の戦略的価値が日露戦争時より下がったため、海軍内では鎮守府ではなく要港部とするべきとの意見も強かった。加えて、日本国内の経済的不況が軍港建設の資金問題にも影響し、鎮海都市建設設計画は当初の計画よりも縮小されたのであろう。こうした政治的・経済的状況の中で、上泉は土地貸下げ事業を通じて鎮海を大軍港都市へと発展させることを目指したのである。

上泉主導の下で行われた積極的な土地貸下げ事業の展開によって鎮海市街地は活況を呈しつつあったが、1912 年（明治 45）7 月に上泉の転任が決定されると、その状況は一変した。当時の新聞記事から上泉転任の経緯を整理すると、同年 6 月に上泉が上京していたとき、上泉より鎮海北方市街地貸下げを中止する旨の打電があった⁹³。その理由としては残地が少ない状況で、おそらく東京から大口の申込があるためであるとしている⁹⁴。そして上泉は 6 月 1 日に新橋を出発して鎮海に向かったことが確認できる⁹⁵。それから僅か 10 日後の 11 日には上泉の転任が新聞で報じられ、後任者は未定とされていた⁹⁶。

上泉転任というニュースが鎮海の人々に与えた衝撃については、同年7月の『読売新聞』や『朝日新聞』の記事から知ることができる。まず『読売新聞』の記事である。

鎮海防備隊司令官海軍少将上泉徳弥氏が、突如として山田大佐と入れ換りに横須賀水雷団長に左遷せられたるは、頗る海軍部内を喫驚せしめたり。上泉氏は世人の知るが如く軍人には珍しき政治的材幹なるのみならず、一代の寵児財部彪氏と其進級の速度を均うしつつありし、英俊にして其将来には多大の望みを嘱せられつつありしが、好漢常に「遣り過ぐる」の感無からず。鎮海に於ける経営施設の如きも亦此の弊無しとせず。彼のラジウム水の吹聴に努め且つ、鎮海開発のためには二十萬坪の海軍用地を一當利会社に貸下げ、或ひは斎藤湾を開放して之に接続せる海軍用地を学校組合の基本財産として貸下げ、敢て意に介する無し此如きは、即ち今左遷の表面的理由なり。（後略）⁹⁷

この記事では上泉の能力を高く評価しながらも、「『遣り過ぐる』の感無からず」とも評し、左遷もやむを得ないとしている。特に注目されるのは、「ラジウム水の吹聴に努め且つ鎮海開発のためには20万坪の海軍用地を一當利会社に貸下げ或ひは斎藤湾を開放して之に接続せる海軍用地を学校組合の基本財産として貸下げ敢て意に介する無し」という点である。市街地発展と直結した貸下げ事業を「先にやりすぎた経営施設の弊害」として指摘したことは、上泉の鎮海経営速度や規模が海軍省の意図とは一致しなかったことを表す。さらに、こうした理由をあげながら、「左遷の表面的理由」と結論付けていることから、海軍内部のより重要な理由があった可能性を示唆している。

次に、上泉転任に関する『朝日新聞』の記事をみると、鎮海の市街地開発をめぐる海軍内での評価や海軍省内の上泉をめぐる状況が推察される。

上泉少将転任の由来 上泉海軍少将が今回横須賀水雷団長に転補されたるに付、鎮海市街発展上に大恐慌を来せるは当然の結果なり。（中略）その転任事情を聞くに、全く上泉將軍が彼の因循姑息なる海軍当局の取れる施設に反し大規模なる発展策を講じ、之が經營着々進捗しつつあり過般、東京記者団一行が同地を親しく視察し、其発展の意外に顕著なること共に上泉少将の施設宜しきを賞揚し、且同少将は海軍部内にありては財部以上的人物なるかの如く賞揚したると、端なく財部次官の妬心を買ふに至りたるものにして、其結果海軍省としては、鎮海市なるものを斯く迄発展開発するの必要なしとの極端なる消極方針を執るに決したるもののが如く、為に上泉少将を横須賀水雷団の如き閑地に葬り、財部氏の腹心たる大佐山田猶之助氏を新司令官たらしめ、以て片端より上泉少将の施設を破壊せしめんとする方針なるがゆえに、鎮海貸下地大激落を告げ、之が為め貸下契約せる幾多資本家の打撃を蒙るは甚大なり。

（後略）⁹⁸

この記事でも、まず上泉に対しての世間の肯定的な評価が現れる。ただ、これを前提にしても上泉が主導した土地貸下げ事業を通じた鎮海の発展と開発は、海軍省の鎮海建設の青写真とは違つ

たようである。「斯く迄發展開発するの必要なし」という文章に表れるように、海軍省の鎮海に対する見解は、1907（明治40）年に鎮守府の設置を念頭に置いて実施した鎮海湾調査の時とは大幅に変化していたのである。

一方、上泉の伝記では転任の理由について二つの理由を挙げている。一つは市街地予定地を巡る政商との関係で、借地権の問題で上泉と葛藤があった政商が東京で運動を始めたという⁹⁹。そこで海軍省に呼ばれた上泉が財部彪に怒りをあらわにする事態が起きたことである。もう一つは、鎮海の電気事業の出願を巡って、利権屋などと問題があったが、その利権屋の不正に上泉の部下が関わっていたことである¹⁰⁰。このように市街地の発展を巡って上泉がある種の勢力と対立関係にあった可能性は他の記事でも確認できる。例えば、『読売新聞』1912年7月17日付の記事「裏面に又裏面あり 財部次官と御用商人」は、以下のように指摘している。

（前略）上泉氏は從来ダニの如く鎮海の心臓に喰入り居れる某御用商人を一蹴の下に放逐して、爾來海軍用品の購入より諸建築に至る迄悉く会計法の明記せる處に、従つて公平なる競争入札の方法に拠ると共に市民を督励して、鎮海の開発に努力し着々として実践を挙げ、一ヶ年にして人口二万の新都市を形成し、松方幸次郎氏の鉄鋼泉会社、大蔵組の木材会社、遠藤某の鎮海水産会社等を始め続々として資本家の新事業を企画する者現れ來り。茲に於て此機逸すべからずとなし。先に鎮海を逐はれたる某御用商人は、財部次官に詰問して曰く、「上泉の遣り方を海軍省は何と見る乎、彼の背後には幾多の投機師と羽織ゴロと在り。彼が裏面に立つて種々と軍人にあるまじき事業を試むるは、実は其等山師共の傀儡たるなり。当初余を退けたるも是れあるが為めのみ。」と更に権兵衛伯に行つて之を訴へ、是より軍令部の參謀山路一善氏をして横槍を入れしむるの段取となりたるものにて、上泉氏の左遷に依つて、鎮海の市価十分の一に下落すとの電報到着するや、ほくそ笑みしたる某御用商人は鎮海土地借占めの為め、即刻一二の手代を同地に急派せりといふ。鎮海の市民が前例無き騒擾を極めつつあるも、我々の一派が今回の処置に公憤を発して飽迄反抗を試みんと欲するも、実は此れが為のみと語れり。尚鎮海の上京陳情委員は本日頃到着すべき筈なり。¹⁰¹

この記事では、上泉が御用商人と土地の入札を巡って対立があり、その入札方式を競争に変えたことを示している。この記事で確認できる三人の松方幸次郎、大蔵組、遠藤は大資本家で、当時の鎮海への投資が大規模であったことが推察できる。また、このように大資本家の流入と競争入札方式が問題になり御用商人から不満があったことを指摘し、その不満が海軍の重鎮である山本権兵衛に訴えられ、軍令部を動かすことにつながったとしている。その結果、上泉の転任が決まり、地価は下落し市街地の状況が変わり始めたと報じているのである。これらの政商等との関係は転任の直接的な理由とは思われないが、貸下げを巡って政商と対立が存在していたことを考慮すると、その転任に影響を及ぼした可能性は大きいと考える。

以上のように、鎮海建設に関して海軍省とは異なる方策を立て実行し、政商との対立が表面化した上泉少将の転任は必然的であったと言える。当時上泉は、退役した海軍大将山本権兵衛の婿

であった財部と対立的な関係にあったとも言われ、そのことが上泉の海軍省内での政治的な立場を弱めていた可能性がある¹⁰²。さらに、上泉の赴任時にはまだ懸案であった海軍と総督府との市街地管轄問題が、同年四月を起点にして収束に向かったことも関係があると考える。つまり、上泉は鎮海における海軍と総督府の双方につながりをもち、両者の円滑な関係を構築できるという期待の下で選ばれた経緯から、両者の関係が落ち着いた段階で期待された役目が終ったとも言える。とはいっても、市街地発展にあって主導的役割を果たしてきた上泉の転任は、鎮海の社会に影響や変化をもたらしたと考えられる。そこで次節では、上泉の転任を巡る鎮海の日本人社会の反応やそれに対する海軍と総督府の対応を中心に探っていきたい。

第3節 鎮海市街地の上泉少将留任運動と海軍・総督府の対応

(1) 鎕海市街地における上泉徳弥転任の影響

新聞を通じて鎮海の市街地発展の状況が日本国内に報じられた直後、海軍省では上泉の転任を決定したと考えられる。前節でみたように、上泉の主導した鎮海の開発と海軍省の計画意図とは一致しなかったため、海軍省の決定は急であった。新聞報道で上泉の転任が確認できる最も早い日付のものは、1912年7月1日発行の『朝日新聞』の記事「鎮海事務引継期」である。

今回鎮海湾防備隊に任せられたる海軍大佐山田猶之助氏は、検定射撃を終へ次第来る二十日頃横須賀出発東京を経て二十二日頃着任すべく、之と同時に上泉少将は事務の引継を了し二十三日頃横須賀に赴任すべし。（後略）¹⁰³

この記事によれば、上泉は1912年7月22日に鎮海湾防備隊司令官の任務引継ぎを終えて横須賀へ向かうことになっている。一方、上泉の後任として鎮海に着任することになっていた山田猶之助は当時海軍省次官の「財部系統の人物」であった¹⁰⁴。鎮海市街地にこのような海軍の人事に関する一報が伝わると、市街地の繁栄を主導してきた土地貸下げ事業は急激に不況に陥った¹⁰⁵。これは上泉の手腕で東京や大阪から鎮海に来た多くの資本家が続々離脱し始めたためである。その具体的な状況は次の「鎮海事業頓挫」という題目の記事で確認できる。

上泉司令官の手腕に信頼し、東京並に京阪地方の資本家に依り計画せられ、今や着々その進捗を見つつありたるに、突然同司令官の更迭に依り中止を申込み來りたるもの及び見合せの姿となりたる重なる事業は、（一）資本金五千万円の鎮海水産会社、（二）五千万円の木材会社、（三）百万円の鎮海米穀取引所、（四）日鮮人六十名の発起人を以て今日既に二倍の株の申込あるラジューム会社、（五）大阪百三十銀行、（六）山形正雄氏の鎮海大病院、（七）廿万円倉庫会社、（八）斎藤湾埋立などの由にて、市民への影響實に大なるものなり。¹⁰⁶

まず「上泉の手腕」によって資本家たちが鎮海に吸い寄せられたことを伝えている。記事で言及されている金額だけを合わせても220万円を超えており、1912年（明治45）の鎮海市街經營費

として計上された予算額 5 万 3 千円¹⁰⁷と比較してみても、その規模がけた違いに大きいことが分かる。この記事のみならず、他の記事でも、1 ヶ月前まで好況であった鎮海市街地では、上泉の転任と同時に「市民の驚愕と悲観とは実に其極度に達し地価は突然約十分の一に下落し泣く者あり叫ぶ者」あり¹⁰⁸、「全市恰も火の消たるが如き光景」¹⁰⁹が現れたと伝えている。

上泉が横須賀へと転任した 1912 年 7 月に、海軍による土地貸下げが終了した。そのころ「鎮海学校組合」は、海軍から貸下げられた土地を民間に転貸していた。上泉の転任が発令されるまでは、彼の影響力で東京や大阪など各地から多くの民間の出願者が押し寄せて来ていたので、「鎮海学校組合」が民間に土地を転貸するのに困らなかった。しかし、上泉の転任と共に資本家たちも鎮海から撤退して土地貸下げ事業は下火になり、そっくり「鎮海学校組合」がその後始末を受け持つことになった。一般市民を相手に土地貸下げ事業及び市街地の多様な公共事業を展開していた「鎮海学校組合」にとって、上泉の転任は死活問題であった。このような状況の中で、7 月 10 日、「鎮海学校組合」臨時会議が開催された。「鎮海学校組合」はこの臨時会議を通じて上泉の留任を請願する市民大会の開催を決定し、市街地の発展に関する善後策を講じた。また、この会議で学校組合管理者の永野忠蔵が市民総代になって、西園寺公望首相と斎藤実海相に上泉司令官の留任を電報で請願するに至った¹¹⁰。以下の記事から鎮海学校組合の人々が鎮海市街地で海軍当局をどのように思っていたのかが読み取れる。

鎮海市民の死活問題たる上泉司令官の留任に就ては、十日の有志大会の決議に基き十一日午後三時幸座に於て市民大会を開き、海軍当局の無責任を論難攻撃し、激昂せる市民は勿論各労働者に至る迄斯各自其の業を休み、善後策に腐心しつつ、其真情察するに余りあり。海軍当局の無謀も茲に於て極まれりといふべし。¹¹¹

「鎮海学校組合」は、7 月 11 日に前日の臨時会議での決定に基づき上泉司令官留任のための市民大会を開催した。この留任請願が起きたのは上泉の転任が市街地の不況の直接的な原因と理解されたためである。したがって、鎮海市民は上泉の転任を決定した「海軍当局の無責任」を「論難攻撃し激昂」して、上泉留任運動を展開したのであった。以下の記事から、11 日に開催された市民大会の具体的な状況が理解できる。

昨十一日午後、鎮海幸座に於て開会せし市民大会は、鎮海市民の大死活問題たるを以て、來会するもの無慮六千余名に達し、座内立錐の余地なく、座外は無論道路に至るまで溢出し來り。争ふて演壇に昇り、或は海軍当局の無責任と無謀無知等を論ずるものあり。或は市民の覚悟及決心を促す者もありて激昂と憤慨とは其極に達し來り。此の儘にて進行せば、如何なる危険を出来るやも計り難さを以て、会主たる学校管理人者中野忠蔵氏は起って左の決意文を朗読し満場一致を以てこれを何氣せり。

- 一、 上泉司令官閣下の留任を其筋に嘆願すること。
- 二、 鎮海に対する從来並に今後の海軍の方針を問ふこと。

- 三、 善後策を講じ発展を計るため繁栄会を設くこと。
- 四、 当地の情況を其筋に陳情すること。
- 五、 前記各項の実行を計る為に委員十名を選定すること。¹¹²

上泉の留任を「鎮海市民の死活問題」とする雰囲気の中で開かれた「鎮海市民大会」の主催者は、当時の「鎮海学校組合」管理者の永野忠蔵であった。このように、「鎮海学校組合」の積極的な態度は、上泉が主導した土地貸下げ事業が「鎮海学校組合」へ継承され、「鎮海学校組合」が市街地の間接経営を主導していたことに起因する。また、土地貸下げ事業を通じて、教育のみならず、市街地における土木、建設などにも関わって、鎮海市街地の実質的な行政主体として「鎮海学校組合」が活動するようになったこととも関係する。そして、上泉の転任で今までの市街地開発の方策が活路を失うと、「鎮海学校組合」を代表する学校組合管理者は「鎮海市民大会」の主催者として、また「市民総代」として積極的な動きを見せた。このことから「鎮海学校組合」は鎮海日本人社会で中心的な自治団体としても機能していたと思われる。

「鎮海学校組合」を中心とするこの市民大会の参加者数は6,000人に達し、「座外は無論道路に至るまで溢出し」ている状況であった。1912年（大正元）の鎮海市街地人口が5,038人であることを考慮すると、この報道は若干誇張されている可能性があるが、それ程、上泉の留任請願は市街地全体の構成員にとって重要な問題であった。

市民大会で決議された五つの項目を見ると、一つ目は何よりも上泉司令官の留任嘆願である。続く四つの内容は鎮海市街地の不況に対する直接的な打開策に関わることで、鎮海市街地の経済の活性化のために海軍側の積極的な関与を求めていることがわかる。これらの項目を見ると、鎮海市民は上泉がこれまでに実行してきた方針が、その転任後に変更されるかあるいは中断されることを危惧していたと思われる。鎮海では上泉の手腕が大きく作用した土地貸下げ事業を基盤として他の事業が計画されてきた経緯がある。それ故に、上泉の転任は東京や大阪からきた資本家が続々抜け出すという事態を招き、市街地は急激に不況に陥ったのである。鎮海市街地ではこの状況を打開するため海軍の協力を優先的に得る必要があると判断したと考えられる。したがって、「鎮海市民運動」では市街地の情況を海軍当局に伝え、今後の方針についての意向を聞こうとした。鎮海市街地ではこのような海軍の方向性を確認するに止まらず、市街地の発展のために自ら「繁栄会」を設置して、10人の実行委員を選定することを決議した。

鎮海市民大会の決意文に基づき、同年7月13日に原田由太郎を含めて実行委員一同は西園寺首相と斎藤海軍大臣宛に上泉司令官の留任を再願した¹¹³。上泉の留任に関する請願は、鎮海市街地だけではなく馬山でも行われ、「上泉司令官更迭は馬山の繁栄にも非常なる影響を及ぼすものなれば商業會議所は昨日臨時会議を開き同司令官留任請願をなすことに決定せり」ことが伝えられている¹¹⁴。また、鎮海市街地周辺に居住する朝鮮人も、「毎日の労働生活に大關係を及ぼす」ので司令官の留任請願の運動を開始していることは注目される¹¹⁵。上泉司令官の留任運動は鎮海の日本人から始まり、近隣の馬山、鎮海市街地周辺の朝鮮人からも起きたのである。

上泉の留任請願運動が起った後、鎮海では4人の陳情委員が財部次官と会見するために海軍

省を訪ねた。この訪問で交わした会見の内容は次の通りである。

鎮海陳情委員たる原田、中山、井出、渡邊の四氏は昨二十日午前海軍省に財部次官を訪ひ、大体左の四項に付き熱心陳情する處あり、財部次官も大に其の意を諒とし両者間の意思頗る疎通せりと。

- (一) 上泉司令官留任請願の件。
- (二) 土地貸下規則第三十五條改正の件、即ち現行規則は、表面上は土地の伝貸を禁止し居るも、既に第一第二の貸下も殆ど完成謂は、過渡時代を経過したる今日、尚此の規則儘存するは開発上障害ありとの事。
- (三) 昌鎮鉄道（昌源、鎮海間の線にして総督府にても既に予定線となし居る者）の速成に関する件。
- (四) 上泉前司令官の留任到底不可能ならば、初めて前司令官の施設に対し意思を継承する方法を探る事。

右の内第二以下の三項に対しては、財部次官も大に理由あると認めたるらしく、更に精細に具体的説明を附して具申すべきを慇懃したれども、第一項の留任問題に就きては、事苟も軍政上の施設に関し一局部の都合など考慮するの違なし。従つて鎮海一局部の為に此の大柄を変更するは到底出来ぬ相談なり。併し前司令官が鎮海のため心血を注ぎたるに対し、諸君の好意を無にせざらん為に、請願書は大臣に伝達すべしと答へたりと云う。因みに一行は明日再び次官と会見する筈なりと。¹¹⁶

会見内容については、「鎮海学校組合」の土地貸下げ事業に直結する「土地貸与規則」について言及しているのが確認できる。陳情委員のメンバーについてみると、「原田」、「井出」、「中山」、「渡邊」の四名となっているが、そのうち中山と渡邊は第一回「鎮海学校組合」の平議員であった中山辰二郎と渡邊録造で、原田は第2回「鎮海学校組合」の平議員であった原田芳太郎と推測される。当時の鎮海市街地で土地貸下げの関係の業務が可能であったのは、海軍当局を除くと「鎮海学校組合」しかないとされる。

会見で財部次官は、上泉司令官の留任請願の件を除く他の3件については肯定的に回答している。実際、会見翌日の7月23日に、「貸下地の家屋竣工期は9ヶ月を3ヶ年に延期され鉄道は速成に着手の筈」という決定がなされた¹¹⁷。このように市街地発展に関わる内容は受け入れられた一方で、上泉の留任は叶わなかった。

上泉の転任は、彼が主導した大規模な土地貸下げによって招かれた資本家たちの流出に繋がった。それによって不況に陥った鎮海市街地の整備は、土地の転貸権を持つ「鎮海学校組合」に託されることになった。そして、「鎮海学校組合」の主導で上泉留任を求める鎮海市民運動が起きたと考えられる。つまり、1912年（明治45）に鎮海市街地で起きた上泉少将留任を請願する市民運動は、日露戦争以後の朝鮮及び中国や台湾などを巡る国際的状況の変化と同時に、海軍の国防

方針戦略の変化に伴う鎮海湾の戦略的価値が変化する中で、海軍と総督府、そして市民らの市街地の利害を巡って葛藤が生じ現れたものと言える。

(2) 鎮海市街地に対する海軍および総督府の対応

新都市として建設された鎮海市街地において、その都市建設の主導的な役割を担った上泉の転任は、市街地の発展に直接影響すると見做された。鎮海市民運動もそこから始まったと考えられる。一方、上泉の転任に関しては、海軍の見解は鎮海の市民のものとは異なっていた。次の新聞記事は、財部海軍次官が上泉の人事に関する弁明を報じたものである。

(前略) 転任の事情 上泉少将今回の転任は、全く海軍大臣の措置にして人事局長はあるいは与り知るならむも、余は何等知るところならざれど、別段の事情あるにあらず。防備隊司令官より水雷団長に転ぜしめたるを見て、左遷の如く云ふ者あるも決してさることなし。単に行政上の必要に出でたるものにて、海軍部内においては決して異例にあらず。(後略)¹¹⁸

この記事は、国民党の合田理事が海軍省に財部次官を訪れ、鎮海湾問題と捕獲船拝下げの件に関して行った質問に対して、財部が弁明したものである¹¹⁹。財部は上泉の転任について、「単に行政上の必要に出でたるものにて海軍部内においては決して異例にあらず」と述べている。実際に上泉の前任者たちの鎮海防備隊司令官の平均任期は、約9ヶ月から1年程度である。上泉の任期は約10ヶ月になる。ただ、上泉の後任者の山田檜之助や山口九十郎、東郷吉太郎はそれぞれ約2年1ヶ月、2年4ヶ月、2年程度鎮海に在任したので、必ずその期間が1年以下であったわけではない。もし、上泉が海軍省の行政上必要な人事として見做されていたならば、2年ぐらいは鎮海に在任した可能性もあったのではないだろうか。上泉が海軍省の鎮海に関する構想と離れた市街地開発を推進したために、上泉を転任させることは海軍にとって行政上必要なことであったのであろう。陳情委員が財部を訪ねた時、上泉の留任だけが拒否されたこともこれらの理由からであったと考えられる。

鎮海で起きた留任運動についても、海軍省や総督府の考えは鎮海市民とは異なっていた。1912年7月25日の『朝鮮新聞』に次のような記事が掲載されている。

頃日上泉司令官転任の公表あるや、内地各新聞は一斉に今にも鎮海市民が大動乱を極め、不穏の兆候あるやに報道しつつあるも、右は全く一部策士がためにする所あらんとし、其筋に打電せし結果にして、我鎮海市民は各自業に安んじ毫も不穏喧嘩の事なく、只上泉司令官転任を惜むの余り、留任運動に極力奔走したりしに過ぎずして、目下の現状は第二期建築期限も切迫せし折柄とて着々工事の進捗をみつつありて、市況は鮮内各地と比較せば、寧ろ活気を帶び経済界は順調なりと言ふを憚らず。此際市民は一部策士に不和雷同するなく、自重して我鎮海の為めに発展を企画すること、策の得たると云ふべし。¹²⁰

記事によると、「鎮海市民」は留任運動について「全く一部策士がため」としつつ、「毫も不穏喧嘩の事なく只上泉司令官転任を惜むの余り留任運動に極力奔走したりしに過ぎず」と見ている。こうした見解は、今までの記事で確認してきた鎮海市街地における市民らの雰囲気とは異なる。特に最後に「不和雷同するなく自重して我鎮海の為めに発展を企画することぞ策の得たる」とのくだりは、留任運動を行った市街地の雰囲気とは正反対の意見である。当該記事を掲載した『朝鮮新聞』の当時の社長は萩谷籌夫である¹²¹。彼は、後に総督府が総督政治の宣伝や広報に注力していく際、それを後押しする政策広報機構である情報委員会の委員の一人になった人物である¹²²。植民地で発行されるあらゆる新聞が、1908年の新聞紙法の改正によってすでに統監府の規制下に置かれたことを考慮すると¹²³、朝鮮の仁川で発行された『朝鮮新聞』は日本国内の新聞に比べ総督府の影響を強く受けていたであろう。

その記事が掲載されてからおよそ1ヶ月後に、東京で発行された『国民新聞』からも同じ論調の記事が出された。

上泉司令官の更迭により一時世上の問題となりたる鎮海の経営方針に付、児玉総務局長は語つて曰く、海軍側の同鎮守府施設經營は、司令官の更迭によりて何等変更あるべくもあらず。其結果が同地の盛衰に多大の影響あるが如く伝うるは、同地に於ける一部在留民の悪声に過ぎず。総督府の同市街地に対する今後の施設經營に関しても、何等既定の方針を変更することなく、嘗て海軍側に於て計画せる経営方針に基き、本年より向う五ヶ年間年々五万口千円の経費を以て、道路の修築上下水道工事の完成を期する筈にて、何等人為的繁栄策を施す等のことなかるべしと。¹²⁴

上泉転任を巡って鎮海市街地で現れた様々な動きについて「海軍側の同鎮守府施設經營は司令官の更迭によりて何等変更あるべくもあらず」と述べ、「一部在留民の悪声に過ぎず」と論評している。特に、「総督府の同市街地に対する今後の施設經營に関しても何等既定の方針を変更することなく、嘗て海軍側に於て計画せる経営方針に基き」総督府と海軍が既存の計画通りに施行すべきであると、具体的に経費と施工内容を挙げながら主張している。このように、海軍省と総督府の上泉の転任についての反応は鎮海市街地の住民と大きく異なるものであった。

小結

本章では、1910年代の日本海軍の軍港都市鎮海の建設初期において鎮海市街地の開発をめぐって海軍・総督府・日本人社会がどのように関わってきたのかという問題について、当鎮海の発展に大きな影響を及ぼした鎮海防備隊司令官の上泉徳弥海軍少将の動向と留任運動に注目しながら考察してきた。

日本海軍は、日清・日露戦争を通じた帝国領域拡張の観点から地政学的な利点を持つ朝鮮鎮海湾の戦略的価値を認識し、20世紀初頭から同地を占領することとなった。日露戦争を通じて帝国主義的拡張という欲望を顕わにした日本海軍は、鎮海湾に植民地軍港都市を建設することにした。

そこで 1907 年から 1910 年にかけて、朝鮮侵略へと連なるように、鎮海湾に軍港都市建設の基盤を築いた。この時期、軍港都市計画の根幹になる「鎮海軍港施設地実地調査報告」が、「鎮海湾施設調査委員」によって作成された。この報告書から確認できるように、海軍は鎮海湾を海軍用地として収容し、その中で軍港施設地域と市街地地域を、それぞれ直接経営と土地貸下げによる間接経営の方式に分けて行う計画を立てた。それは、鎮海軍港が鎮海湾を中心にその沿岸一帯を合わせて 1,312 万坪に及ぶ大規模な土地であったことに起因する。そして 1910 年代に入ると、大韓帝国が植民地に転落し、鎮海は日本海軍の軍港都市として本格的に建設され始める事となる。

ところが、朝鮮全体が植民地になった後、当初の意図とは異なり日本海軍の戦略方向は日本の国防戦略の変化によって南方へ変わっていった。同時に日本内部の経済状況と相まって、鎮海軍港計画を縮小しようとする声が海軍の内部で高まったと考えられる。日露戦争当時に比べて鎮海湾の戦略的価値も下がり、2 度の対外戦争によって日本国内の経済も疲弊し資金問題が生じたのである。またこの時期、朝鮮支配の統治機関が統監府から総督府に変わり、地方の行政主体が明らかでなかった時期で、鎮海における行政主体も不明確であった。1911 年（明治 44）に至って、朝鮮全体の植民地統治が本格化すると、総督府は鎮海湾の管轄権について海軍省と論議することになった。

こうした、南方戦略への転換に伴う鎮海の軍事的価値の低下や管轄権問題が起こるなか、鎮海湾防備隊司令官として上泉徳弥海軍少将が着任した。上泉徳弥は日清・日露戦争前後に、兵站関係の仕事を担当しながら海陸両軍の連絡係や媒介人として活躍した人物で、なかでも陸軍省から好評を得て海陸両軍の参謀たちの直接的な連絡係としても活動した。そのため、初代朝鮮総督は、日清・日露戦争時に大本営運輸通信長官や陸軍大臣であった寺内正毅であり、上泉は日清・日露戦争時の陸海両軍の仲介を務めた際に寺内と既に面識を得ていた。そうしたことからも、鎮海の管轄問題をめぐる総督府との交渉役として選ばれたといえる。結果として、1912 年（明治 45）に直接的な軍事地域を除いた鎮海市街地の管轄権は総督府に移ることとなった。また、戦略の転換で軍事的に軽視されつつあったなかでも、鎮海の市街地開発において上泉は手腕を發揮した。鎮海市街地は、上泉が主導して行われた土地貸下げ事業を中心に「大軍港建設」を目指して着々と開発が進められていった。こうした上泉の都市開発の影響で東京・大阪などの資本家たちも鎮海市街地に入ってくるようになった。その中には神戸川崎造船所長の松方幸次郎や大蔵組、のち鎮海水産の大株主である遠藤保などが存在した。こうして鎮海軍港の後背地域であった市街地は、1911 年（明治 44）から 1913 年（大正 2）まで日本人の人口が 9 割以上の日本人社会としての骨格を形作るようになっていったのである。

しかし、この市街地開発を巡って再び問題が生じることとなる。新都市として急速に発展を始めた鎮海には様々な人々が利益を求めて流入してきた。上泉が赴任する以前から鎮海に来ていた御用商人、上泉の在任中に来た新資本家などの間には葛藤も存在した。さらには、上泉による土地貸下げ事業を中心に展開された軍港都市鎮海の発展規模と速度は、台湾や南中国地方へと舵を切り始めていた海軍省の意図とずれるようになっていた。

鎮海の管轄権問題が解決して、海軍主導の土地貸下げ事業も民間団体である「鎮海学校組合」が転貸する形態として落ち着き始めた 1912 年（明治 45）7 月、土地貸下げ事業に依拠した軍港都

市鎮海の急激な発展を見た海軍省は、その中心にあった上泉を横須賀へ転任させた。この転任を知った鎮海市街地の住民たちは上泉留任運動を起こした。運動を主催したのは「鎮海学校組合」であった。市街地の発展は上泉によって招かれた資本家に頼っていたので、その中心にある上泉の転任は市街地の発展に直接打撃を与えるものであった。この留任運動には鎮海市街地の日本人社会のみならず、周辺地域居住の朝鮮人や市街地建設事業に日々の生活を依存していた朝鮮人も参加していた。つまり、市街地の発展は地域住民の利益と直結するものであったため、市街地の発展を主導した上泉の転任は市街地の不況の危機を意味するため、彼を留任させようとしたのである。

海軍省と総督府は、地域住民による上泉の留任と市街地開発の継続の請願に対して、軍港都市計画は既存の計画通りに施行することを強調し地域住民の要求に応じる姿を見せた一方で、上泉の留任については認めなかつた。後任として、上泉と反目しあっていたともされる財部彪系統の山田猶之助が着任することとなつた。

以上、軍港都市鎮海の市街地は、海軍の国防方針とその戦略の転換に影響を受けながらも、日本人社会の主体的な行動によって発展する方向性を示していた。市街地の発展を主導した上泉海軍少将の鎮海への赴任は、朝鮮の植民地化によって鎮海における海軍と総督府の管轄問題が錯綜した複雑な状況の下で行われた人事であった。上泉の転任は、海軍から総督府へ鎮海の管轄権が移り、上泉が海軍の構想とは異なる水準の発展を市街地において追求したため、必然的であった。留任運動は、帝国拡張とその戦略によって、植民地地域社会における資本家や商人、住民らの中で自己の利益に関わる問題が発生したことに起因する。それぞれの利害関係を巡って現れたこの葛藤が、日本帝国主義と植民地社会の再編成においてどのような問題を内包していたのかについては、今後更に考察を進める必要があると考える。

軍港都市鎮海はその市街地の発展をめぐって、海軍のみならず、総督府、日本人社会^{1 2 5}という三つの主体がそれぞれの利害関係が関与していたことが明らかとなつた。植民地軍港都市史の分析は、このような海軍、植民地政府、入植者社会という三つの主体の相関関係の検討を通じてより豊かな像を結ぶことができると考える。本章では、鎮海における三つの主体の関係性が他の植民地軍港都市と比較して、どのような特徴をもっていたかについて明らかにすることはできなかつた。この点については今後の課題としたい。

¹ 손정호 (孫楨睦)『韓国開港期都市社会経済史研究』(一志社、1982年)、341頁。

² 前掲、손정호 (1982年)、344～347頁。これは1907年の高宗の裁可によるものであるが、1906年7月の「鎮海湾と永興湾を軍港にして、その内の海における莫大な広さの土地を受用する」と日本側が要請したことに対するものである。

³ 황정덕 (黄正德)『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、1987年)、376頁。黄が示した原文の「肥沃な平野が広がる寒村」という表現には矛盾があるが、土地そのものはよいものであったが、町は寒村であったという意味として考えられる。ここでは、この地域が寒村であった点に注目したい。

⁴ 海軍側が隔離について主に衛生上を理由に挙げていること、軍事地域の後背の土地である鎮海市街地を日本人町として造成したことを海軍文書から確認できる。

⁵ 海軍は全国を五海軍区に分けて各海軍区に軍港と鎮守府を設置し管轄した。各海軍区では時期によって管轄区域の変更や鎮守府の新設及び廃止などの変動があった (千須和富士夫「日本軍港制度の研究」、広島商船高等専門学校編集『広島商船高等専門学校紀要』、1995年、88頁)。

⁶ JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020876600、「明治四十三年・勅令第四百五十三号・鎮海軍港境域ノ

件」(国立公文書館)。

⁷ 前掲、*손정목* (1982年)、358~359頁。

⁸ 事典類(百瀬考『事典 昭和戦前期の日本制度と実態』、吉川弘文館、1990年、349頁。秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典 第二版』、東京大学出版会、2005年、755頁)では、「鎮守府の出先機関」とされている。日露戦争に備えた措置として、竹敷に初めて要港部が設置されて以後、要港部は地方管衙・地方根拠地としての権限を強化していく。鎮守府や要港部の開発は戦争や国際情勢、軍縮によって激しく進んでいた(坂根嘉弘編『軍港都市史研究VI 要港部編』清文堂、2016年、3~17頁)。鎮守府と要港部はその規模からも差があるが、何より鎮守府には海軍工廠が、要港部には修理工場が置かれたことが両者の違いとして挙げられる。

⁹ 前掲、*孫禎睦* (1982年)、358~359頁。

¹⁰ 同前、358~359頁。

¹¹ *황정덕 『鎮海市史』*(鎮海郷土文化研究所、1987年)。

¹² 竹国友康『ある日韓歴史の旅：鎮海の桜』(朝日新聞社、1999年)。

¹³ 김선희(金仙姫)「일제 강점기 진해지역 일본인의 생활상」(昌原大學校大学院修士論文、2010年)、허정도(許正道)「일제에 의한 진해신도시계획의 식민성 고찰」(『人文論叢』28卷、2011年)、181~210頁。以上の研究は、それぞれ軍港都市計画によって建設された鎮海で現れた日本人社会と朝鮮人社会に焦点を当てている。

¹⁴ 이학수(李學洙)「진해군항의 탄생」『해창도시문화교섭학』7卷(한국해양대학교 국제해양문제연구소、2012年)、1~43頁。

¹⁵ 橋谷弘「要港部都市・植民地都市としての鎮海」(坂根嘉弘編『軍港都市史研究VI 要港部編』清文堂、2016年)、165~222頁。

¹⁶ 前掲、*孫禎睦* (1982年)、358~359頁。

¹⁷ 『読売新聞』1912年6月20日。この記事では「上泉が無ければ、鎮海は無い、或る意味に於て鎮海は朝鮮の鎮海でなく上泉の鎮海である。」と述べながら、鎮海市街地の発展において上泉が重要な役割を担ったことを示している。

¹⁸ 同前、340~341頁。日露戦争を準備していた時、日本海軍はまず巨済島松真浦を仮根拠内に決めて、ここに鎮海防備隊司令部を置いた。しかし、その港湾の規模が狭小で、水雷艇の寄港地程度にしかならないため、別途の永久軍港の候補地を物色中であった(同前、343~344頁)。

¹⁹ 同前、344~347頁。

²⁰ 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷社、1912年)、5~6頁。

²¹ JACAR : C08020178600、自明治39年至同45年 鎮海永興関係書類11(4)「鎮海湾海軍用地土地經營ニ関スル意見」(防衛省防衛研究所)。

²² JACAR : C08020166500、自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類1(1)(防衛省防衛研究所)。史料に基づきできる限り原文を復元するようにしたが、艦艇本部の機関大佐を勤めた人物の名前の特定が困難であった。史料の印章を確認した結果、その名字は賀義であったと推定する。

²³ JACAR : C08020166500、自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類1(1)「鎮海湾施設調査委員ノ任務ニ關シ」(防衛省防衛研究所)。

²⁴ JACAR : C08020169700、自明治39年同至45年 鎕海永興関係書類3(8)「鎮海軍港施設地実地調査報告」(防衛省防衛研究所)。資料原文の調査項目は次の通りである。1鎮守府、2經理部、3衣糧科、4監獄、5軍法會議、6測量庫、7港務部、8水雷団、9工廠、10工廠、11火薬庫、12小銃射的場、13大砲發射場、14水雷發射場、15石炭庫、16病院、17練兵場、18官舎1、19官舎2、20官舎3、21下士卒集会所、22水交社・海友社、23市街、24停車場、25墓地、26学校、27野砲射的場。

²⁵ JACAR : C08020169700、自明治39年同至45年 鎕海永興関係書類3(8)「鎮海軍港施設地実地調査報告」(防衛省防衛研究所)。

²⁶ JACAR : C08020175600、自明治39年同至45年 鎕海永興関係書類8(8)「鎮海湾海軍用地貸下内規」(防衛省防衛研究所)。この内規は1907年6月に制定され、同年7月1日から施行された。

²⁷ JACAR : C08020183500、自明治39年至同45年 鎕海永興関係書類14(14)「鎮海湾海軍用地貸下内規改廃ニ関スル件」(防衛省防衛研究所)。

²⁸ JACAR : C08020183500、自明治39年至同45年 鎕海永興関係書類14(14)「鎮海湾海軍用地貸下内規」(防衛省防衛研究所)。

²⁹ 前掲、杉山萬太(1912年)、5~6頁。

³⁰ 同前、116~117頁。原文では3次の市街地が14万坪と記載されているが、他の史料と比較してみた結果、24万坪の誤りであると考える。

³¹ 同前、7頁。

³² 当時の鎮海の詳細な人口数に関しては最後に別表1-1として添付する。

³³ 前掲、杉山萬太(1912年)、5頁。

³⁴ 「韓國慶尚道馬山浦ニ於テ約五萬坪ノ地所ヲ購入シ庶件」、1898年7月(高乘雲『近代朝鮮租界史の研究』

-
- 雄山閣出版、1987年、177～179頁)。
- ^{3.5} 前掲、竹国友康(1999年)、44～45頁。
- ^{3.6} 前掲、高乗雲(1987年)、229頁。
- ^{3.7} 明治維新以後日露戦争までの日本の軍備は、漠然とではあるがロシアを仮想敵国として整備されてきたとされる。陸軍はもとより海軍も、ロシア海軍を対象とする軍備を整えていた。藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前編』(日本評論社、1987年)、146～147頁。
- ^{3.8} 前掲、孫禎睦(孫禎睦)(1982年)、345頁。
- ^{3.9} 前掲、藤原彰(1987年)、192～193頁。
- ^{4.0} JACAR: C08020168500、自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類2(7)(防衛省防衛研究所)。
- ^{4.1} 岩波新書編集部編『シリーズ日本近現代史10 日本の近現代史をどう見るか』(岩波書店、2010年)、70頁。
- ^{4.2} 原田敬一『シリーズ日本近現代史3 日清・日露鮮戦争』(岩波書店、2007年)、125～126頁。
- ^{4.3} 同前、125～126頁。
- ^{4.4} 同前、125～126頁。
- ^{4.5} 鈴木正幸『皇室制度：明治から戦後まで』(岩波書店、1993年)、134～135頁。
- ^{4.6} このような軍備の大拡張は、日露戦争の結果、日本が初めて帝国主義国家に成長したことによって必然となつたのである。戦争の勝利によって、日本はあわせて五千万の人口をもち、比較的文化水準が高い朝鮮と南満州の支配者となつた。同時に、欧米帝国主義強国と対等な競争相手として帝国主義時代の舞台に登場した。このことが財政的基礎の貧弱さを無視してまでも軍備拡張を強行せざるを得ないという矛盾を生み出したのである(前掲、藤原彰、1987年、150～151頁)。
- ^{4.7} 류교열(柳教烈)「근대 일본의 「해양진출론」과 최근의 「해양국가」 구상」『日語日文学研究』第52卷2号(韓国日語文学会、2005年)、215頁。
- ^{4.8} JACAR: C08020173000、自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類6(2)(防衛省防衛研究所)。
- ^{4.9} JACAR: C08020178600、自明治39年至同45年 鎮海永興関係書類11(4)(防衛省防衛研究所)。
- ^{5.0} 『朝日新聞』1911年(明治44)、1月9日。
- ^{5.1} JACAR: C08020185600、自明治39年至同45年 鎮海永興関係書類16(6)(防衛省防衛研究所)。
- ^{5.2} 長沢直太郎『上泉徳弥伝記』(文化印刷所、1955年)、90頁。
- ^{5.3} 同前、17頁。
- ^{5.4} 同前、17頁。
- ^{5.5} 同前、18頁。
- ^{5.6} 森松俊夫『大本營』<付録一>陸海軍中央統帥期間(教育社、1980年)、250頁。
- ^{5.7} JACAR: C08040691200、明治27・8年戦時書類卷1 諸命令訓論及諸規則明治27年(防衛省防衛研究所)。
- ^{5.8} 前掲、長沢直太郎(1955年)、36頁。
- ^{5.9} 同前、36頁。
- ^{6.0} 同前、37頁。
- ^{6.1} JACAR: C08040844300、明治33年清国事変海軍戦史抄卷5(防衛省防衛研究所)。
- ^{6.2} 前掲、長沢直太郎(1955年)、53頁。
- ^{6.3} 同前、51～52・63頁。
- ^{6.4} 同前、63頁。
- ^{6.5} 同前、53頁。
- ^{6.6} JACAR: C06040582900、明治37年自2月26日至3月17日第2号副臨号書類綴(合戦第8号)自第301号至第600号(防衛省防衛研究所)。
- ^{6.7} 前掲、長沢直太郎(1955年)、54頁。
- ^{6.8} JACAR: C03020129000、明治37年「満密大日記 明治三七年四月五月」(防衛省防衛研究所)。
- ^{6.9} 前掲、長沢直太郎(1955年)、53頁。
- ^{7.0} 同前、54頁。
- ^{7.1} 同前、54頁。
- ^{7.2} JACAR: C09122048600、明治37年自9月至10月 大日記副臨人号 自第431号至第608号(防衛省防衛研究所)。
- ^{7.3} JACAR: C06040719000、明治38年1・2月分 副臨号書類綴 大本營陸軍副官(防衛省防衛研究所)。
- ^{7.4} 前掲、長沢直太郎(1955年)、67頁。
- ^{7.5} JACAR: C09122219400、明治38年自11月至12月 大日記共六冊 副臨人号自第1294号至1509号(防衛省防衛研究所)。
- ^{7.6} 大本營は日露戦争後、1905年12月20日に閉鎖された(森松前掲書、259頁)。
- ^{7.7} 前掲、長沢直太郎(1955年)、90頁。
- ^{7.8} 同前、90頁。
- ^{7.9} 「鎮海の取消処分 上泉鎮海司令官談」、『朝日新聞』1911年12月1日朝刊3面。

-
- 8 0 「鎮海湾の発達」『朝日新聞』1912年1月25日4面。
- 8 1 『朝鮮新聞』1912年5月4日1面。
- 8 2 「行巖湾貿易」『朝鮮新聞』1912年5月12日2面。
- 8 3 「鎮海の祝賀会」『朝鮮新聞』1912年5月15日7面。
- 8 4 「鎮海軍港の記念日」『朝日新聞』1912年5月29日朝刊4面。
- 8 5 「借地料納入成績」『朝鮮新聞』1912年5月16日7面。
- 8 6 「東拓と鎮海」『朝鮮新聞』1912年5月20日7面。
- 8 7 「地料三万二千円」『朝鮮新聞』1912年5月20日2面
- 8 8 「鉱泉会社」『朝鮮新聞』1912年5月22日7面。
- 8 9 「鎮海現在及び将来」『朝鮮新聞』1912年5月28日。
- 9 0 「記者団の鎮海湾視察」『朝日新聞』1912年5月23日2面。
- 9 1 『読売新聞』では「鎮海繁盛記」という題目で1912年6月12日から20日まで7回にわたって鎮海市街地の発展について連載した。『朝日新聞』では「鎮海の開発」という題目で6月6日から同月13日まで8回にわたり連載した。
- 9 2 「鎮海繁昌記（七）」『読売新聞』1912年6月20日2面。
- 9 3 「貸下中止」『朝鮮新聞』1912年6月30日2面。新聞記事では主語がないが、文脈やその時に「鎮海学校組合」が土地貸下げ事業を行っていたことから、「鎮海学校組合」側に打電した内容と思われる。
- 9 4 「貸下中止」『朝鮮新聞』1912年6月30日2面。
- 9 5 「上泉少将出發」『朝鮮新聞』1912年7月3日2面。
- 9 6 「鎮海防備隊司令官更迭」『朝鮮新聞』1912年7月11日2面。
- 9 7 「上泉氏左遷事情」『読売新聞』1912年7月11日2面。
- 9 8 「鎮海の大恐慌 上泉少将転任の由来」『朝日新聞』1912年7月13日3面。
- 9 9 前掲、長沢直太郎（1955年）、90～91頁。
- 1 0 0 同前、91頁。
- 1 0 1 「裏面に又裏面あり 財部次官と御用商人」『読売新聞』1912年7月17日2面。
- 1 0 2 山本は1913年（大正2）内閣総理大臣になり、財部はそうした山本の庇護をうけている人物であった。以下、海軍省内の詳細な政治的関係については本稿の研究範囲を超えるので、ここでは割愛することにするが、これらの政治的関係が上泉の転任と無関係とは言えないだろう。
- 1 0 3 「鎮海事務引継期」『朝日新聞』1912年7月1日3面。
- 1 0 4 「上泉氏左遷事情」『読売新聞』1912年7月11日2面。
- 1 0 5 「鎮海の大恐慌」『朝日新聞』1912年7月13日3面。
- 1 0 6 「鎮海事業頓挫」『朝日新聞』1912年7月14日2面。
- 1 0 7 「懸洞所管替」『朝日新聞』1912年1月14日4面。
- 1 0 8 「鎮海の驚愕」『朝日新聞』1912年7月12日2面。
- 1 0 9 「火が消えたるが如し（鎮海）」『読売新聞』1912年7月12日2面。
- 1 1 0 「上泉司令官留任請願」『朝日新聞』1912年7月12日2面。
- 1 1 1 「鎮海市民大会」『朝日新聞』1912年7月12日2面。
- 1 1 2 「鎮海市民大会（鎮海）」『読売新聞』1912年7月13日2面。
- 1 1 3 「鎮海市民の再願」『朝日新聞』1912年7月15日2面、「鎮海市民の再願」『読売新聞』1912年7月15日2面。
- 1 1 4 「馬山にても請願」『朝日新聞』1912年7月15日2面。
- 1 1 5 「鮮人も運動」『朝日新聞』1912年7月15日2面。
- 1 1 6 「鎮海問題と次官 両者の意思疏通」『朝日新聞』1912年7月22日2面。
- 1 1 7 「鎮海善後処理」『朝日新聞』1912年7月23日2面。
- 1 1 8 「財部次官弁明す」『読売新聞』1912年7月18日2面。
- 1 1 9 同前。
- 1 2 0 「鎮海昨今の景気」『朝鮮新聞』1912年7月25日3面。
- 1 2 1 장신（ジャン・シン）「한말 일제초 재인천 일본인의 신문 발행과 조선신문」、『인천학연구』6券、2007年、299頁。
- 1 2 2 정진석（ジョン・シンソク）『극비 조선총독부의 언론검열과 탄압：일본의 침략과 열강세력의 언론통제』（커뮤니케이션북스、2007年）、88頁。
- 1 2 3 崔起榮「光武新聞紙法에 관한 연구」『역사학보』92、1981年、98頁。
- 1 2 4 「鎮海市街の前途」『国民新聞』1912年8月28日。
- 1 2 5 植民地軍港都市鎮海に関する分析には、この他日本人社会の多様性や、周辺部の朝鮮人社会についても検討する必要がある。この点については、今後の研究課題としたい。

別表 1-1 鎮海人口統計(1911—1922)

年度	地域区分	日本人						朝鮮人						小計		日本人 (%)
		住宅数	人口数(人)①	人口数(人)②	人口/男	人口/女	住宅数	人口数(人)	人口/男	人口/女	住宅数	人口数(人)	人口/男(人)	人口/女(人)		
1911	鎮海	1,210	3,519	3,519	2,223	1,296	19	46	—	—	1,229	3,565	—	—	3,565	99%
1912	鎮海	1,803	5,038	5,038	2,374	2,664	—	—	—	—	—	—	—	—	5,038	—
1913	鎮海	1,765	5,988	5,988	3,347	2,641	129	729	523	206	1,894	6,717	3,870	2,847	6,717	89%
1914	慶和洞	1,327	4,511	4,828	2,263	2,248	46	311	187	124	1,373	4,822	2,450	2,372	8,563	56%
1915	鎮海	1,299	4,642	4,947	2,353	2,289	44	259	136	123	1,343	4,901	2,489	2,412	8,609	57%
	慶和洞	86	305	155	150	661	3,403	1,732	1,671	747	3,708	1,887	1,821	—	—	—
1917	鎮海	1,188	4,584	4,873	2,338	2,246	97	415	246	169	1,285	4,999	2,584	2,415	9,266	53%
	慶和洞	79	289	149	140	834	3,978	2,105	1,873	913	4,267	2,254	2,013	—	—	—
1919	鎮海	1,047	3,948	4,184	1,916	2,032	89	441	266	175	1,136	4,389	2,182	2,207	8,480	49%
	慶和洞	65	236	117	119	825	3,855	2,031	1,824	890	4,091	2,148	1,943	—	—	—
1920	鎮海	1,009	3,802	4,024	1,860	1,942	145	565	328	237	1,154	4,367	2,188	2,179	8,371	48%
	慶和洞	61	222	108	114	809	3,782	1,924	1,558	870	4,004	2,032	1,972	—	—	—
1921	鎮海	1,179	4,505	4,799	2,211	2,294	165	665	372	293	1,344	5,170	2,583	2,587	9,597	50%
	慶和洞	82	294	143	151	862	4,133	2,126	2,007	944	4,427	2,269	2,158	—	—	—
1922	鎮海	1,121	4,302	4,641	2,091	2,211	165	804	378	426	1,286	5,106	2,469	2,637	9,596	48%
	慶和洞	87	339	161	178	824	4,120	1,960	2,160	914	4,490	2,121	2,338	—	—	—
	慶和洞(中国人)	3	31	—	31	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—	—

出典：『朝鮮総督府統計年報』各年版。1911年(明治44)から1913年(大正2)までは、『鎮海学校組合』の「学校組合戸口」の人口で、1914年(大正3)から1922年(大正11)までは「昌原郡鎮海」と「昌原郡慶和洞」の人口である。地域区分の「鎮海」は当時鎮海の市街地である「縣洞」を指す、日本人地区であった。一方、「慶和洞」は市街地の周囲に隔離された朝鮮人地区であった。

第2章 植民地軍港都市鎮海における「鎮海学校組合」と市街地経営

はじめに

1910年代初期に、海軍の軍港都市計画を基にして建設された鎮海市街地は、日本人町として作られた。鎮海は海軍との関わりが深い都市であったため、都市の経済状況や発展方向が海軍の戦略変化に連動していた。このような状況の中で、鎮海市街地には「鎮海学校組合」という民間団体が存在していた。

「鎮海学校組合」は、鎮海の都市建設と共に、市街地へ進出した日本人の子女の教育のために、海軍主導の下で設立された。ここでは、軍港都市鎮海の市街地の発展に深く関与したと思われる「鎮海学校組合」に注目して、「鎮海学校組合」が設立された1911年（明治44）から、総督府の地方統治制度である「面制」¹が施行された1917年（大正6）にかけての鎮海の日本人社会や全体像を立体的に描きたい。

「鎮海学校組合」について論じる前に、植民地朝鮮における日本人団体をあげる際に欠かせない存在である居留民団について述べておきたい。1867年（明治9）の日朝修好条規締結後、朝鮮に居住するようになった日本人居留民は日清、日露戦争を主な契機にして、その数を増やしていく。その後、1905年（明治38）の居留民団法の成立は、居留民の自治発展と共に、居留地における公共事業の拡大を導いた²。居留民団は、教育、土木、衛生、一般公共施設に至るまで、その管轄対象が広範囲であったが、特に教育はその中でも最も重要な事業であった³。朝鮮における日本人社会は、居留民団が解体する時まで、その居留民団を中心として日本人市街地の発展を図っていた。

しかし、同時期の鎮海では、日本人社会の発展を主導する居留民団が存在していなかった。代わりに、「鎮海学校組合」の前身である「懸洞学校組合」が1911年（明治44）に設立され、1917年（大正6）「面制」の施行まで教育のみならず市街地の各種事業に関与していた。学校組合は、日本植民地統治下の朝鮮に居住していた日本人子女の教育のために、朝鮮各地で設立した公共法人地方団体であった⁴。鎮海ではこの学校組合が、市街地の公共事業までも遂行していたのである。したがって、鎮海日本人社会に現れた具体的な様相を明らかにするためには、「鎮海学校組合」について考察する必要がある。

朝鮮において、学校組合は1908年（明治41）末から日本人の教育に関する事業のため設立された。その制度的基盤である「学校組合令」は1909年（明治42）12月に公布され、翌年の1月1日から施行された⁵。これまでの韓国史において植民地時期の教育に関する研究は、主に植民地期における朝鮮人の教育問題について焦点を当てていたので、日本人の教育問題に関する視角からの研究は少ない。このような中で、学校組合の重要性を浮き彫りにする研究成果として、ジョ・ミウン（조미은）の研究が挙げられる。ジョ・ミウンは、朝鮮における学校組合の設立規模を時期別と地域別に分析し、その全般的な様相と外的的な規模を明らかにした⁶。そして植民地政府が学校組合の設立によって、在朝日本人の子女に朝鮮で教育を受ける機会を安全に保障しようとしたことを明らかにしている⁷。また、ソン・ジョン（송지영）は、釜山府における学校費（朝鮮人

教育を担った官公団体組合)と学校組合の財政規模の差を分析して、学校組合が居留民団廃止後、1931年(昭和6)4月以前まで朝鮮における唯一の自治機構であったことを明らかにしている⁸。これらの研究は、教育政策の側面から、朝鮮における日本人社会の定着において、学校組合が重要な役割を担っていたことを示唆する。学校組合の政治的な性格に注目したカン・ジェスン(강재순)の研究は、ホン・スングォン(홍순권)の研究で明らかにされた学校組合の政治的な性格に関する分析を土台にして、同じく釜山をフィールドに、「釜山学校組合」の構成や性格を考察した⁹。その結果、学校組合は、1910年代に植民地の居住日本人の政治的な要求が発現する政治的な空間であったことを示している。

これまでの学校組合に関する研究は、主に釜山をフィールドにして、教育政策の側面からその機能や性格などを把握してきた。その過程で、学校組合の政治的性格も確認されるようになった。これは、1910年代の在朝日本人社会において学校組合の意味を再考する必要性があることを示唆する。しかし、これまでの研究は、主に釜山地域に限られて行われただけではなく、学校組合と地域社会の具体的な葛藤の様相やその関係についての関心は、学校組合の政治的な性格にも関わらず極めて少ない。そこで、上記のような問題意識を基に、本章では「鎮海学校組合」を中心として、鎮海における日本人社会の動向を分析したい。

本章で取り上げる「鎮海学校組合」は、鎮海に関する管轄権の問題で総督府と海軍が議論していた時期に、市街地における日本人教育をはじめ各種事業を担った。とりわけ、鎮海防備隊司令官の上泉徳弥の指揮で行われた鎮海における第3次土地貸下げの際に、海軍から莫大な土地を借り受けると同時に転貸権も得ていた。それを基盤として鎮海市街地において影響力を持つ自治組織に成長する。こうした都市経営に影響力を有した「鎮海学校組合」に注目し、植民地軍港都市における海軍と地域社会の関係を検討することが、帝国と植民地軍港都市の関係を究明することにも繋がると考える。

まず、第1節では、海軍の軍港都市鎮海の建設における市街地経営計画や「鎮海学校組合」の設立経緯を検討する。海軍と「鎮海学校組合」の関係を考察することは、その後、海軍、総督府、日本人社会のような様々な主体が関わった市街地の経営状況を理解するためである。第2節では、「鎮海学校組合」の構成と活動を確認したうえで、その性格を分析する。これを基にして、「鎮海学校組合」の様相の変化も確認する。第3節では、1912年(大正元)以後の鎮海市街地の経済的沈滞状況において、日本人社会からの対応を検討する。1912年末には、土地貸下げ事業による経済浮揚効果が消える一方、総督府が地方行政制度を整えることで、「鎮海学校組合」の勢力が弱まる。それと同時に、市街地では復興のため、艦艇の入港に注目するなどのいろいろな方向を模索し始めた。この状況を検討して、軍港都市鎮海の特性について論じる。

第1節 日本海軍と軍港都市鎮海の経営 - 日本人市街地の経営と「鎮海学校組合」の登場 -

第1章で検討したように、海軍は大規模の軍港地である鎮海において、軍港施設地の建設を直接行ったが、市街地の建設については土地貸下げによる間接経営の方針を立てていた。海軍はこの方針に基づいて、鎮海市街地の区画を全3回に分けて貸下げた。そのうちの第3次土地貸下げ

で、海軍は「鎮海学校組合」に市街地の3分の2に達する土地を無償で贈与した。

「鎮海学校組合」に貸下げられた面積は、市街地の約24万坪と山林の133万8千坪で、それまでの貸下げ面積の中では最大規模であった。「鎮海学校組合」は、この土地を組合の基本財産として、鎮海市街地における転貸事業を展開するようになった。海軍は第1次・第2次の土地貸下げ事業の際には「鎮海湾海軍用地貸下内規」の第五条を根拠として、借用人の土地売買・転貸に関する権利を制限していた¹⁰。しかし、第3次土地下げでは「鎮海学校組合」に対してこの転貸権を認めたので、事実上「鎮海学校組合」が海軍の土地貸下げ事業を継承する形になった。海軍が土地貸下げ事業を基にして間接経営で市街地の発展を図ったことを想起する時、「鎮海学校組合」が得た土地と権利は、市街地における「鎮海学校組合」の事業範囲が拡大されつつその役割もより重要になったことを意味する。そのため、ここではまず、「鎮海学校組合」における教育事務の目的から土地貸下げまで様々な事業の展開を可能とする法律的な根拠を確認したうえで、その設立の過程を追う。

「鎮海学校組合」は、1910年（明治43）に施行された「学校組合令」に依拠して設立された。「学校組合令」は、1909年（明治42）に朝鮮における日本人植民政策の一環として、日本人居留民が家族単位で朝鮮に移住し、安定的に生活基盤を確保できる基礎的な枠組を作るために制定された¹¹。「学校組合令」は、学校組合を法人として認め、組合費を賦課・徴収できる権利を与えていた¹²。しかし、この時期、朝鮮における日本人学校の設立には「学校組合」のみならず様々な組織が参画していた¹³。この状況は、1912年（明治45）の公立学校法令により、日本人学校の設立者が居留民団と学校組合に限られることによって落ち着いた。そして1914年（大正3）、「府制」の施行にともない、教育を除いた諸行政は総督府傘下の一元的支配体制に統合された。同時に、各国居留地会と居留民団の廃止と「学校組合令」の改正が行われた。以後、居留民団が担っていた既存の教育事務は学校組合に引き継がれ¹⁴、朝鮮における日本人の教育事務は一括で学校組合が担うことになった。「学校組合令」は、1909年（明治42）の制定当時は7個の条項と付則で構成されていたが、改正を経ながら全41の条項となった。「学校組合令」の根幹をなす「教育事務」は、改正令においても「日本人の教育に関する事務の処理」として維持された。このような点から見れば、1914年（大正3）の改正令は、制定当初のものから質的・量的により整えられ、完成した法令になったと見られる¹⁵。

表2-1は、1909年の「学校組合令」とその後の改正令の比較から、変化した内容の主な点を整理したものである。

二つの比較から、「学校組合」の基本的な目的を維持しながら、その権限の側面で附帯事業を限定した点が、改正で表れた最も大きな変化とも言える。1910年（明治43）には附帯事業として衛生事務の処理を認めていたが、1914年（大正3）にはその部分が削除され、加えて附帯事業の新設も根本的に不可能になった。ただし、安定的教育財政の確保のために、既存の学校組合が持っている施設に対してはその運営を認めた。これによって、附帯事業を運営していた学校組合は、継続して経営することができた¹⁶。

「鎮海学校組合」の前身である「懸洞学校組合」は、「学校組合令」の改正前である1911年（明

<表 2-1> 「学校組合令」の改正による内容の変化

	学校組合令 (1909 年制定)	学校組合令改正令 (1914 年改正)
施行時期	1910 年 1 月 1 日	1914 年 4 月 1 日
目的	法人として官の監督を受け、法令の範囲内において専ら教育事務を処理する。	法人として官の監督を受け、法令の範囲内において内地人の教育に関する事務を処理する。
権限の違い	第 1 条第 2 項に依拠して、学校組合は土地の状況により、附帯事業として衛生事務を処理することができる。	第 1 条第 2 項の「附帯事業」に関する記述が削除され、経営事業は「内地人の教育に関する事務」に限定される。ただし、この法令は、法令施行の日から新設の学校組合に該当する。既存の学校組合が持つて運営している各種の施設については、その権限を続けて認める。

出典：「統監府令第 71 号」『統監府公報』1909 年（明治 42）12 月 27 日 / JACAR : A14100241000、公文類聚・第五十四編・昭和五年・第二十六卷・軍事・陸軍・海軍、学事、産業・農事・商事・工業(国立公文書館)。以上の史料を根拠として、「学校組合令」の改正後の主な変化について整理した。

うになった¹⁹。この要求に応じて、まず 1911 年（明治 44）10 月 30 日、「懸洞学校組合」がその設立の認可を受けた²⁰。「学校組合令」によれば、学校組合は、組合が置かれた地区内の帝国臣民を組合員として、その管理者や組合会が置かれるように定められていた²¹。この条項に依拠して、1911 年（明治 44）11 月 18 日、「懸洞学校組合」の初代管理者に海軍大佐の岡野富士松が任命された²²。「懸洞学校組合」が設立された後の 1912 年（明治 45）1 月 10 日に、海軍は建築支部が使っていた仮庁舎を借りて、懸洞尋常高等小学校を開校した²³。開校当時の児童数は約 130 人ぐらいであったが、漸次増加して、新学期からは 450 人、6 月には 550 人を超えた²⁴。

1912 年（明治 45）3 月 8 日に、馬山府鎮海熊中面と熊西面が昌原郡鎮海面へと変更したことによって、「懸洞学校組合」も「鎮海学校組合」にその名称を変更した。同月 15 日には、海軍の第 3 次土地貸下げで、学校組合の財産として、「無償とも言うべき極めて低廉の貸下料」をもって、土地が貸下げられた²⁵。この土地を基盤として、「鎮海学校組合」は、市街地における転貸事業を実施した。当時の「鎮海学校組合」が、海軍から貸下げられた土地は、市街地が約 24 万坪、山林

治 44）10 月 30 日にその設立の認可を受けた¹⁷。当時の馬山府鎮海の熊中面と熊西面の鎮海軍港設備地は、1911 年当時には「懸洞」と呼ばれていたので、組合名称も「懸洞学校組合」であった¹⁸。「懸洞学校組合」は、教育事務のみならず、様々な附帯事業の運営も認められた。この点は、後に海軍から土地貸下げ事業を引き継ぐ根拠になった。

1911 年（明治 44）に鎮海の日本人市街地で「懸洞学校組合」が設立されたのは、1910 年（明治 43）の軍港都市建設によって、鎮海湾における日本人の人口が急増したことに起因する。「懸洞学校組合」の設立認可の直前である 1911 年（明治 44）9 月まで、鎮海における日本人学生 124 人は、飛鳳里船着場で舟に乗って馬山の学校まで通学していた。このような学生の通学は危険や負担が大きかったので、その父母らは海軍側に学校の開校を要求するよ

が133万8千坪であった²⁶。山林を除いて、海軍が第1次・2次貸下げ事業において貸下げた市街地の規模と比較しても、それぞれ約6.5倍、6.8倍にもなる面積である。

「鎮海学校組合」は、市街地における日本人にこの土地を転貸して得た貸与料で、教育事務を進めたと考えられる。また、「学校組合令」では組合費の賦課や徴収の権利を規定していたので、「鎮海学校組合」は組合員に経済的な負担を法的に課すことができた。それ以前に日本人の教育事務を担っていた居留民団は、居留民に強制的に経済的な負担を課す法的な根拠を持っていなかった。その財政的限界のために教育事業の発展も極めて難しかった。実際に、1907年（明治40）から1912年（大正元）までの居留民団の歳出において、教育費の比率が凡そ30パーセント以上の高い比重を占めていた²⁷。教育費は、経常的支出として授業料の収入を上回り、居留民団にとっては大きい負担であった²⁸。こうした居留民団の教育事業の経験は、「学校組合令」に安定的な財政確保のための条項を入れることに繋がったと考える。そして、この法律に基づき「鎮海学校組合」は、転貸料と組合費の賦課や徴収ができたのである。

このように、海軍からの土地を根拠にして、基本財産を形成した「鎮海学校組合」は教育のみならず、市街地発展に関わる諸般の事業に関与することになる。この「鎮海学校組合」が、教育のみの団体になるのは、1917年（大正6）10月1日の「面制」の施行からである²⁹。

「鎮海学校組合」が設立された時期は、「学校組合令」によって教育事務が、居留民団から教育目的に集中した学校組合へ移行する過渡期であったと考える。特に、海軍が軍港施設地と市街地に分けて直接経営と間接経営を図ったことを考慮すれば、教育事務や附帯事業の権限を持っている「鎮海学校組合」にその市街地の相当な面積を貸下げたことは、この団体が市街地の諸領域において影響力を与えうる団体として成長することを示唆していた。

「鎮海学校組合」における市街地の第3次土地貸下げは、1912年（明治45）3月15日からはじまった³⁰。第1次・2次の貸下げは市街地のみが対象であったが、第3次貸下げでは市街地以外に山林が含まれていた。「鎮海学校組合」には前回までに比べ、格段に広い面積が貸下げられた。その詳細については、次のように報じられている。

（前略）第三回貸下は、鎮海学校組合が基本財産として海軍より無償にて貸与せられし市街予定地二十萬坪山林百萬坪の内北部市街地は、一定価格を以て貸下ぐこととし、南部市街地四万坪は来る十五日競争入札に附することとなり、之を三区に別ちたるが、

第一区 斎藤湾の海岸に会し倉庫敷地に最も適當なり。

第二区 行岩湾に面する道路の両側にして商業市街に適せり。

第三区 停車場予定地の側にして第一回貸下地に接続し商業市街に適せり。（後略）³¹

「鎮海学校組合」は土地を全3区に分けて、数回にわたり競争入札を行った。まず、北部市街地を、3月15日から18日までの3日間にその過半を貸下げて、19日に一旦中止した。20日からは、南部市街地における競争入札を20日・22日・24日の3日に分けて実施した。そして、25日からは改めて隨時受け付けで希望者に貸下げた³²。次の記事では、競争入札による土地貸下げが

盛況裏に終わったことを伝えている。

鎮海土地貸下は非常の好況にて、東京及地方の資本家中続々出願絶えざる如く、直接し出願せし者の中には所望の土地町名等を知らず、或いは区画種々区別あるを知らず、只坪数丈を示して申込むものあり。是等は当局に於いて取扱に甚だ不便を感じ、且希望者に充分なる満足を与へ能はざるに依り、一先づ四月四日限り中止し、更に東京に於て四月中旬より広く貸下を開始する由、右に就き今麹町区平河町三丁目十七番地大湊建設事務所(電話番町五五九)に仮事務所を設け、午前十時より午後四時迄希望者に町名番地坪数、其他一切の説明の勞を取り且つ総ての交渉に応ずるよし(後略)³³。

ここで確認できるように、「鎮海学校組合」の土地貸下げには東京や地方の資本家が次々と貸下げに関わる入札に参加していた。しかし当地の様子についての情報把握もままならないまま入札に参加する資本家も多く不便も生じたため、「鎮海学校組合」は東京に事務所の設置を決定した。東京事務所設置後の同年4月18日には、『読売新聞』と『朝日新聞』に、次のような貸下げの広告が載せられた。

貸下廣告

鎮海市街地土地貸下及び斎藤湾入札は、来る四月十九日より開始す。但し時間は午前九時より午後四時までとす。

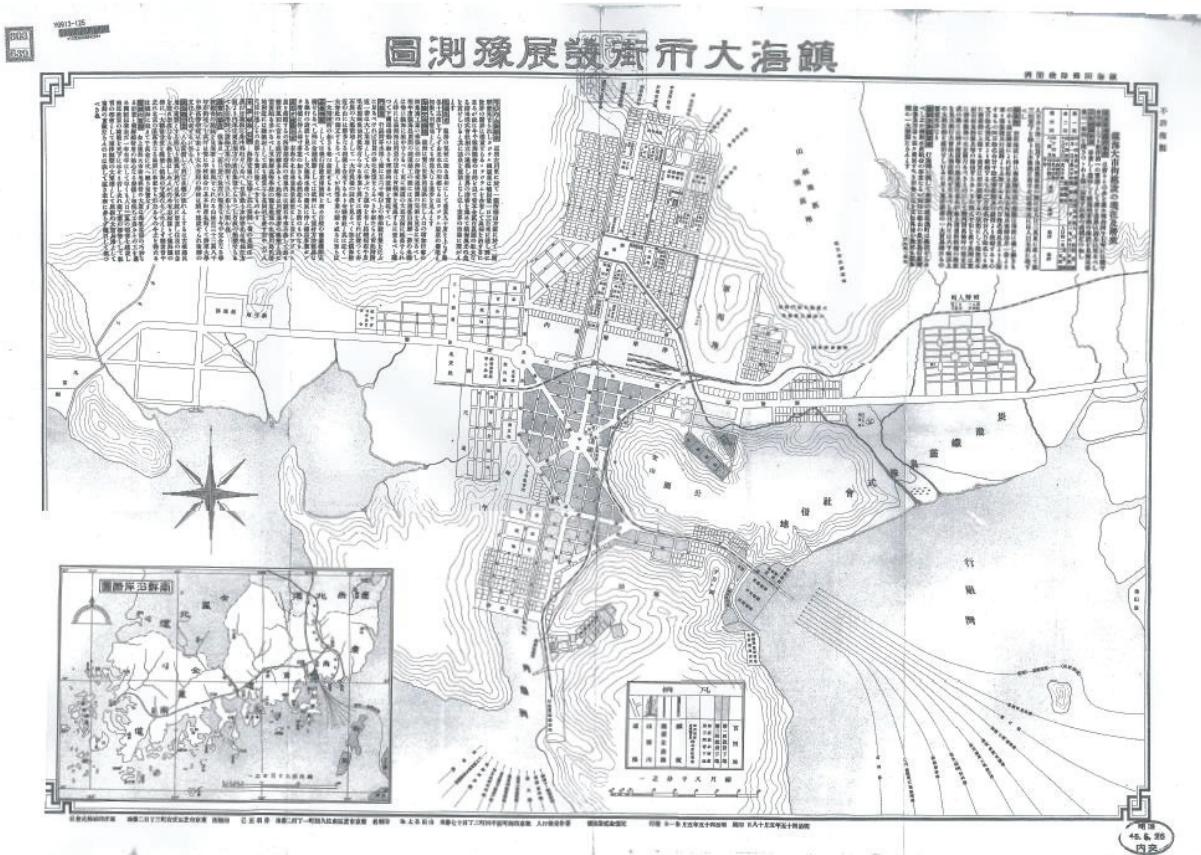
右廣告す。

東京市麹町区平川町三丁目十七番地 鎮海学校組合

明治四十五年四月十八日 東京事務所

電話番 町五五五³⁴

「鎮海学校組合」の土地貸下げは、鎮海の周辺地域のみならず、日本の大都市の投資家も対象に行われていた。この土地下げは、非常に盛況を呈して、その申込者も満員であった³⁵。この申込者の過半数は、東京と大阪などの大資本家であったため、彼らによって各種事業が鎮海に計画され始めた³⁶。図2-1は、「鎮海学校組合」が土地貸下げ事業の広告資料として使ったものと考えられる「鎮海大市街発展予測図」である³⁷。予測図の上段では、今後の鎮海市街地における発展について、全14項目に分けて叙述されている。その項目は、鎮海軍港建設事業、市街建設事業、斎藤湾、南鮮漁業根拠地、ラジウム炭酸泉、気候風光、海陸交通機関、行岩湾、商業機関、庭園石と建築石材、米・豆・材木・石炭、教育の都府、鎮海觀世音、南鮮の首都となっている。また、色の濃淡で、既存に貸下げた区域とこれから「鎮海学校組合」が貸下げる土地を区分し示している。区画された土地の上には、将来建てられる建築物と施設などを明記し、鎮海市街地における発展の姿が想像できるように説明を加えている。この「発展予測図」で、未来像として描かれた市街地の姿は、その後実際に建設された都市景観と殆ど差異がないことがわかる。ただし、事業の内容面に関しては、図面上に書かれた内容と実際に実施されたものとでは異なる点が多かった



<図 2-1> 鎮海大市街發展予測図

たようである。

さて、全 14 項目の見出しでも確認できるように、鎮海を「南鮮漁業根拠地」、「教育の都府」、「南鮮の首都」として広告を出したこの予測図は、日本国内の大資本家らが、鎮海の土地貸下げに参画することにとって、重要な役割を果たしたと考えられる。

「鎮海学校組合」が展開した貸下げ事業の盛況は、鎮海市街地の全般的な好況に繋がった。表 2 は当時の鎮海における貿易額の状況を示したものである。表 2-2 からわかるように、1912 年（明治 45）の上半期に鎮海の貿易額は増加していた。土地貸下げ事業と共に人口が増加し、貿易額も増加することとなった。したがって、上半期には全般的に鎮海市街地全体が活性化したと考えられる。

<表 2-2> 1912 年（明治 45）上半期鎮海貿易額の増加状況（円）

月別	1 月（下半）	2 月	3 月	4 月	5 月
移入額	5,596	14,304	28,244	24,321	21,423
移出額	-	52	750	1,313	4,194
計（円）	5,596	14,356	28,994	25,634	25,617

出典：『朝日新聞』1912 年（明治 45）6 月 27 日。

えられる。

しかし、同年の7月、好景気に沸く鎮海市街地の状況を一変させる事件が起きた。鎮海防備隊司令官として、土地貸下げ事業を主導してきた上泉徳弥海軍少将の転任である。上泉の転任とともに、「鎮海学校組合」も土地の転貸が困難になったとみられる。その状況を示す記事がある。

鎮海学校組合は、第三回貸下土地に対する借地申込取消の続出するあらば、全く破産の運命に陥らざる可らざるより、更に唯出願申込金として預りたるのみ、未だ貸付契約の成立せず。無論、土地の引渡の済まざる分に向つて、早くも貸下規定十六条「出願申込金は貸付決定後一ヶ月以内に借地契約を締結せざる時は、学校組合の所得とし差出者に返還せざるものとす」云々を通告し、強制的に契約せしめんとなし居れるが、この一事は甚だしく申込者の感情を害し是亦容易ならざる大問題を惹起せんとするが如し（後略）³⁸。

記事にあるように、「鎮海学校組合」は、予定された土地転貸の多くが取り消しとなり、財政的な危機に瀕した。破産の危機に陥った「鎮海学校組合」は、学校組合臨時会議及び有志大会を開いて、善後策を講じていた³⁹。当時、その会議などを主催したのは当年の「鎮海学校組合」学校組合管理者の永野仲蔵であった⁴⁰。永野はこの会の総代として、会議で可決された善後策と上泉海軍少将の留任を、海軍大臣斎藤実に電報で請願した⁴¹。第3次土地貸下げによって鎮海市街地において間接経営の主体として登場した「鎮海学校組合」は、市街地の発展が危機に陥った際に、その善後策を講ずる主体としてもその姿を現したのである。

以上をまとめると、まず海軍が収用した鎮海湾は、軍港施設地域と市街地地域に分けられて、それぞれ直接経営と間接経営で運営されることとなった。都市建設初期の1911年（明治44）から1913年（大正2）にかけて、鎮海市街地は日本人が9割以上を占める日本人社会として建設された。この時期、土地貸下げ事業を中心として、市街地は開発され、その物理的な形が整えられた。一方、「韓国併合に関する條約」によって1910年（明治43）8月から植民地になった朝鮮に置かれた朝鮮総督府は、1911年（明治44）から本格的に鎮海湾の管轄権に関して海軍側と議論を開始した。結果的に、1912（明治45）年に軍港施設地域を除く鎮海市街地の管轄権が海軍から総督府に移譲された。このように市街地の管轄権が複雑に推移していた時期、「鎮海学校組合」が海軍の土地貸下げ事業を継承する形で登場した。「鎮海学校組合」は土地貸下げ事業を通じて、市街地における間接経営の主体として登場し、鎮海日本人社会の発展に関わる諸問題の解決にも乗り出したのであった。

次の第2節では、この「鎮海学校組合」の構成と活動を把握した後、その性格を具体的に分析したい。

第2節 「鎮海学校組合」の性格

(1) 「鎮海学校組合」の構成

「鎮海学校組合」は「学校組合令」に基づき、学校組合管理者と評議員で構成された組合会を

置いていた。1910年（明治43）に制定された「学校組合令」は1914年（大正3）の改正を経て、質的・量的により完成度を増した⁴²。例えば1910年（明治43）には全七条であったが、1914年（大正3）の改正令では全41条になり、細目も詳しく作られた。

「鎮海学校組合」が設立された1911年（明治44）に、学校組合管理者は理事官が任免すると定められていた⁴³。一方、組合会を構成する評議員は組合員による選挙で選出されていた⁴⁴。では、この学校組合管理者と評議員はどのような役割を担っていたのだろうか。すなわち、この二つの役職の分析を通して、「鎮海学校組合」が鎮海市街地においてどのような組織であったのかを探ってみたい。

学校組合管理者は組合の執行機関として組合を代表し、その事務一切を担当することになっていた⁴⁵。「鎮海学校組合」の学校組合管理者は、1911年（明治44）から1919年（大正8）まで7人の人物が就任しているが、その顔触れは海軍大佐から総督府書記、地元の政治家へと変化しことが確認できる。表2-3はその管理者たちの職業などの属性を整理したものである。

<表2-3> 「鎮海学校組合」管理者(1911~1923年)

名前	就任	退職	原籍	職業	他の所属団体・役職
岡野富士松	1911.12.28. 1911.11.18.*	1912.5.10.	岡山県	海軍大佐（臨時海軍建築部）	-
永野仲藏 (長野忠藏)	1912.5.10.	1912.10.25.	長崎県	実業家(1913年は慶尚南道昆陽郡(現在泗川市昆陽邑)で、金鉱や石炭鉱の事業許可を受けた。)	-
一杉竹之助	1912.10.25.	1913.12.15.	-	馬山府府書記(1912~1913年)	南鮮自動車(株) 専務理事(1921年)
佐藤啓行	1913.12.15.	1914.4.1.	-	慶尚南道内務部道書記(1911~1913年)、昌原郡書記(1914~1915年)	-
前田榮吉 (前田榮一)	1914.4.1.	1915.4.1.	兵庫県	馬山居留民団長	-
大坪善右衛門	1915.4.1.	1919.3.27.	東京都	実業家(鎮海座の経営者) 鎮海面長(1917年)	衛生組合、繁栄会
野崎常藏	1919.3.27.	1923.9.10.	鳥取県	教師、鎮海面長	衛生組合、繁栄会、慶尚南道道評議会員(1931年)、慶尚南道道会議員(1933年)

出典：岡萬吉『鎮海要覽』（臘龍閣、1926年）、81~83；韓国史データベース職員録；『総督府官報』(1913年5月6日236号5面、1913年6月21日267号4面)；『釜山日報』1917年10月12日記事；『道泉初等学校実録(1911-2015)』、172頁を参考にして整理した。

1911年（明治44）に「懸洞学校組合」（鎮海学校組合の前身）が設立された当時、鎮海湾臨時海軍建築支部部長の岡野富士松海軍大佐が、その組合設立の認可を受けた。

1911年（明治44）は、海軍が鎮海湾において市街地開発を本格的に始めた時期でもある。このとき、上述のように日本人人口の急増と共に、学生の父母らが通学距離や安全性などを懸念して、海軍に学校の開校を要求した。これらの点から、海軍が学校組合の設立に主導的な役割を担っており、当時の鎮海湾臨時海軍建築部の岡野大佐が、学校建設のために学校組合管理者になったと考えられる。

岡野の次に就任した永野仲藏は長崎県出身の実業家であった。1913年（大正2）から1916年（大正5）までの総督府官報によって朝鮮における動向が確認でき、主に慶尚南道で鉱業許可を受けて、石炭や金の採掘事業を行っていたことがわかる⁴⁶。1916年（大正5）12月には、馬山での総督府による土地査定の際に、土地所有権者の名義問題に対して多数の地域有力者と共に不服を申し立て、その査定が取消されたという記録がある⁴⁷。これらから、永野が鎮海湾の地域で多様な事業を行っていた実業家であったことが分かる。とりわけ、1912年（明治45）5月は、上泉徳弥鎮海防備隊司令官が土地貸下げ事業を通じて軍港都市建設に拍車を掛けている時期であることを考えれば、土地事業や鉱業の実業家である永野は適任であったと言えよう。3代目と4代目の一杉竹之助と佐藤啓行は総督府職員の書記であった⁴⁸。彼らの就任は、「鎮海学校組合」への海軍の影響力が漸次縮小されていることを示す。その後の、前田栄一は1909年（明治42）に馬山居留民団長であったことが確認できる⁴⁹。また、前田の学校組合管理者の退任を迎えて、鎮海憲兵分隊長と警察署長、繁栄会会长が主催した送迎会に80人ぐらいが参加したこと、その後、帰省の直前にも山口九十郎鎮海防備隊司令官が午餐会を開いて招待したことなどを見れば、鎮海でかなりの有力者として待遇されたと考える⁵⁰。前田は退任後、兵庫県に帰省した⁵¹。

1919年（大正8）2月には劇場鎮海座の所有者である大坪善右衛門が「鎮海学校組合」管理者になった。大坪は東京砂糖商組合の副組合長を務め、鎮海に来てからは鎮海座を建てた市街地の有力者であった⁵²。鎮海座は大坪が所属していた「鎮海繁栄会」と「鎮海学校組合」が催す会議や行事の場所として提供された。このような点から見れば、実業家出身の大坪は市街地経営の積極的に関わっていたとも言える。1919年（大正8）までの学校組合管理者の在任期間を確認すると、大坪が四年で一番長かったことが分かる。1919年（大正8）年には大坪の後任として教育者出身の野崎常蔵が、学校組合委員を2回努めた後、学校組合管理者に就任した。野崎は鎮海において学校組合だけではなく、面長、邑会議員、道会議員などの公職活動を続けた。その他にも、鎮海第一金融組合長と養蚕組合長も務めている⁵³。

「鎮海学校組合」の管理者は、初代の海軍大佐にはじまり、総督府の官吏、民間の実業家や教育者など多岐に渡った。歴任したこれらの人物の変遷をみると、その人が、鎮海市街地における管轄権が海軍から総督府へ移譲されたこと、総督府の地方行政制度をはじめ、「学校組合令」が整えられたことと関係があると思われる。1911年（明治44）に岡野海軍大佐が管理者になった時は、まだ「学校組合令」改正の前で、総督府の学校組合に関する法令が完備されていなかった。1912年（明治45）に管理者に就任する永野は、当該上泉の軍港都市建設や土地貸下げ事業に相応しい人物として選ばれた可能性が高い。上泉が転任した後の同年10月は、総督府へ鎮海の行政的

管轄権が移された時期で、総督府書記が管理者として登場する。1914年（大正3）は、「府制」施行によって総督府の地方行政体系が整い始め、「学校組合令」も改正令を通じて完成度を増した⁵⁴。これ以後、学校組合管理者として民間実業家である大坪善右衛門が「鎮海学校組合」を率いた。そして、1914年（大正3）「面制」の施行によって、「鎮海学校組合」の事業能力が縮小され、教育事業のみを担う団体になると、教師出身で地元の政治家・行政家である野崎が管理者になった。

このように、「鎮海学校組合」の管理者の人事は、海軍と総督府の関係や植民地行政体系の整備などによる市街地の状況に結びつきながら行われ、就任する人物の属性もその状況に沿うように変化していったといえるのである。

次に、学校組合管理者と共に「鎮海学校組合」を構成していた評議員について検討したい。選挙による評議員の選出は、学校組合が公共団体として公選の議決機関を置いた完全な自治体の形態を整えていたことを表わす⁵⁵。鎮海市街地の議決機関として存在した「鎮海学校組合」の1911年（明治44）から1919年（大正8）2月までの評議員については別表2-1として整理し章の最後に添付した。

まず、「鎮海学校組合」の評議員の職業に関しては、全員を把握することはできなかったが、建築資材販売業や土木工事請負師、食料品商、料理店主、教師など多様であることが確認できる。韓国史データベースで議員の名前を検索した結果、1911年（明治44）から1916年（大正5）までの評議員の中には、総督府所属として1919年（大正8）以降の学校組合管理者でもあった野崎の名前が確認できる。また、評議員の中には、1919年（大正8）年設立の「鎮海水産」の大株主であった人物がかなりいたことも確認できる⁵⁶。まず、「鎮海学校組合」の第2回・第3回の評議員であった松尾重信が「鎮海水産」の代表を務めており、同じく評議員であった野崎常蔵、宮下市衛、光成久吉、遠藤保が大株主として名を連ねている⁵⁷。このように上記の評議員はかなりの財力を持っていましたと思われる。他にも、評議員の職業や所属やその社会的活動から推測するならば、これら評議員は相当数が市街地でしかるべき財力を持っていたと考えられる。

「鎮海学校組合」の評議員の多くは市街地にあった他の団体にも所属していた。その数は漸次増加して、1916年（大正5）の「鎮海学校組合」の構成員のうち相当数が、前年の4月17日に構成された「鎮海繁栄会」⁵⁸や、同年の1916年（大正5）4月15日時点の「鎮海衛生組合」⁵⁹に属していたことが確認できる。

一方、学校組合の第2回と第3回の評議員に続けて当選した土木工事請負業者の松尾重信が「鎮海湾汽船」と「鎮海水産」の代表であると同時に、1915年（大正4）の「鎮海繁栄会」の会長であったことは、松尾が鎮海市街地において特に影響力を持つ人物であったことを示唆する。松尾は「北陸組」⁶⁰という土木会社の代表として、鎮海で1910年（明治43）から事業を経営し、1917年（大正6）には「鎮海学校組合」の評議員を務めながら、「鎮海衛生組合」の組合長、釜山商業銀行の監事役、「鎮海繁栄会」の会長を歴任した⁶¹。松尾重信は大坪善右衛門と共に1910年代の鎮海市街地の様々な組織・団体で影響力を発揮したと考えられる。

「鎮海学校組合」の評議員の大多数は財力を持ち、とりわけ1916年（大正5）の第3回「鎮海学校組合」の評議員に至っては、市街地の実に多様な組織・団体に属していた。学校組合管理者が市街地の様々な組織・団体所属の人物へと変化していったことと同じく、評議員も市街地で多

様な活動をする人物が選出されて行くようになったのである。

これらのような学校組合管理者と評議員の変化は、「鎮海学校組合」が市街地の状況を敏感に反映して、市街地の様々な業種の組織・団体の意見を取りまとめる自治団体として発展したことを示唆する。1917年（大正6）に教育目的の団体として、事業の領域が限定される時まで、「鎮海学校組合」は市街地の教育、土地貸下げ、衛生などの諸事業と関連した自治団体としての役割を果たしていたのである。

以上のように、「鎮海学校組合」は海軍の第3回土地貸下げ事業を通じて基本財産を蓄積した後、組合費を賦課して財政的基盤を構築した結果、市街地における間接経営の主体になったことが見えてきた。また、市街地の有力者が組合の構成員であった点は、「鎮海学校組合」が市街地において影響力を發揮するうえで重要であったといえよう。

では、こうした鎮海市街地の民間の有力者たちからなる「鎮海学校組合」の活動は一体どのようなものであったのだろうか。次に、「鎮海学校組合」の活動として、市街地の多様な事案に対処するために開いた組合会議の構成や内容を検討したい。そのことを通じて、市街地にとっての「鎮海学校組合」の機能・性格を捉えてみたい。

(2) 「鎮海学校組合」の活動

「鎮海学校組合」は、海軍の第3回土地貸下げ事業で借り受けた市街地と山林を基本財産としながら、必要に応じて組合費を徴収し財源の確保を行った。「鎮海学校組合」はこれらを財政基盤として、学校組合会主催の組合会議で予算に関して議論を行った。この学校組合会とは組合内の議決機構で、学校組合管理者をその議長とし、組合員によって選出された評議員で構成されていた⁶²。市街地における「鎮海学校組合」の活動は、この組合会の議決によって行われていた。そこで、この「鎮海学校組合」の議決機構である学校組合会評議員の選出と、組合会議に依拠した具体的な執行内容についてみてみよう。

まず、「鎮海学校組合」の組合員に義務付けられていた組合費の納付と、その権利に当たる選挙権の付与は学校組合会の選出の土台であった。次の引用は、組合費に関する1915年（大正4）4月の「鎮海現戸調査」という記事からのものである。

学校組合の賦課金の告知 鎮海学校組合に於ては、大正四年度第一期賦課調査の為め、古川組合財務主任として過半来之れが調査の任に當りしが、此程現戸調査を終了し、夫々告知書を發したるが、其調定額を聞くに左の如し⁶³。

種別	金額（円）	人員（人）
戸別	717. 44	1292
営業別	498. 43	624
計	1255. 87	1916

この記事から、「鎮海学校組合」が戸別と営業別に区分して、組合員に組合費を賦課していたことが確認できる。『朝鮮総督府統計年報』で確認できる 1915 年（大正 4）の鎮海における日本人人口が 4,947 人、戸口数が 1,299 戸であったことから、実際に鎮海に居住する日本人の大部分が組合員であったといえ、組合費の納付対象であったことが分かる。「学校組合令」の第 22 条によつて、学校組合は組合費や賦役、現品を賦課・徴収する権利が保障されていたが⁶⁴（学校組合令引用）、市街地におけるほとんどの日本人が組合員であったことから、「鎮海学校組合」は地方自治体による課税のように組合費を賦課できたといえる。

一方、組合員は「学校組合令」によって組合費の納付が義務づけられていたが、その納税者の全員に選挙権が与えられたわけではなかった。次は 1916 年（大正 5）2 月の第 3 回「鎮海学校組合」選挙に関する記事である。

（前略）選挙会場なる鎮海座付近一帯の家屋は、各候補者の選挙事務所に充てられ、各運動者は午前七時頃より詰掛け有権者の至るを待ち受けたり。軽て午前八時より投票を開始し、午後四時を以て締切り、約三十分休憩の後開票に着手せるが、二名の落選者を出すことなれば、各候補者は其結果如何にと固唾を呑んで何れも安き心なりし模様なりき。斯くて開票を終りたるは午後六時なりしが、有権者数四百二十二名の内投票総数三百六十二票内無効五票にして其結果左の如し。

当選者

四十五票 松尾末太郎（新）、四十四票 山田義禮（新）、三十六票 宮下一衛（新）、三十二票 森澤藤次郎（新）、三十二票 白木為次郎（新）、二十八票 松尾重信（再）、二十七票 光成久吉（再）、二十四票 佐藤 彬（新）、二十票 野崎常蔵（再）、十八票 西川大郎一（再）、十五票 久富鐵一（再）、十五票 岡本千代松（新）

次点者十三票山本忠▲七票平手宜遵▲一票岡田多一郎⁶⁵

1915 年（大正 4）4 月に組合費が賦課された 1,299 戸であった。したがって、1292 人の戸主が組合に参加しており、そのうち有権者は 422 人（戸）に限定されたので、総世帯数の約 32.7% が選挙権を持っていたことになる。その「鎮海学校組合」の選挙有権者の資格は、組合費納付能力によつたと思われる。同時期の釜山では、学校組合の選挙有権者の資格を 25 歳以上の独立した生計を維持する男性で、1 カ年以上釜山府に居住し、戸別割の賦課金を 5 円以上納付している者とされていた。1925 年（大正 14）にはこの納付額の制限が撤廃され、賦課金を納付する者に選挙有権者の資格を与えられた⁶⁶。釜山の状況を考えると、鎮海でも少なくとも一定金額の組合費を納付できる者に選挙有権者としての資格が与えられたと考えらえる。事実、鎮海で選挙有権者の選定は組合員に組合費を賦課する過程で行われており、「鎮海学校組合」は戸割や営業別にして組合費を賦課する前に、等級審査会を行っていたのである⁶⁷。

「鎮海学校組合」の評議員選挙権は、組合員の中でも一定水準の組合費納付能力を持っていた人々に与えられた。彼らの投票によって構成された「鎮海学校組合」評議員はその職業や所属か

ら確認できるように、相当数が鎮海市街地の有力者であった。「鎮海学校組合」が積極的に土地貸下げ事業を行いながら、市街地経済の善後策を講ずるにあって主導的であった点は、組合評議員が資本家や事業家といった財力を有する者であったという性格とも深く関わっている。

次に、表 2-4 に示したように当時の鎮海住民の職業別からみた特徴を確認したい。

<表 2-4> 1915 年 3 月 鎮海の職業別調査

職業	数 (人)	比率 (%)	職業	数 (人)	比率 (%)	職業	数 (人)	比率 (%)
管理	85	1.69	医者	6	0.12	雑業	20	0.40
公理	60	1.20	産婆	8	0.16	芸妓酌婦	70	1.39
教員	13	0.26	農業	651	12.97	労働者	454	9.04
記者	2	0.04	商業	1,800	35.86	無職	1,600	31.87
神官	1	0.02	工業	80	1.59	合計	5,020	100
僧侶	10	0.20	漁業	160	3.19			

出典：『釜山日報』1915 年 4 月 18 日の記事の職業と人数に依拠して、比率を導出した。

1915 年（大正 4）3 月当時、鎮海の総人口は 5,028 人に増加しているが、そのうちの 35% 以上を占める人が商業に従事していたことが確認できる。全体で商業に従事する比率が高かかったため、「鎮海学校組合」の組合員は市街地の経済状況に関しても敏感であったと考えられる。

市街地の経営に関わる「鎮海学校組合」の議決事項は次のとおりである。

議決機関　　学校組合会

(中略)

三、議決事項

組合会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ。

組合規約ヲ変更スル事。

歳入出予算ヲ定ムル事。

決算報告ヲスル事。

基本財産・特別基本財産及積立金額等ノ設置管理及処分ニ関スル事。

不動産ノ管理及処分ニ関スル事。

財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事。但シ法令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス。

法令ニ定ムルモノヲ除クノ外、使用料、組合費及夫役現品並其ノ賦課徵収ニ関スル事。

組合債ニ關スル事。

歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外、新ニ義務ノ負担ヲ為シ又ハ権利ノ放棄為ス事。

組合ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事。

組合会ノ権限ニ属スル事件ノ一部ハ、其ノ議決ニ依リ管理者ヲシテ之ヲ專決処分セシムルコトヲ得。⁶⁸

学校組合会の議決事項の多くの項目は予算及び財政に関わるものである。これらは学校組合で市街地の予算関連の項目を重要視していた事を意味する。1915年（大正4）の「鎮海学校組合」では上記の項目について議論するための組合委員会や組合協議会議が、それぞれ1ヶ月に1回以上催された⁶⁹。その議場は、主に「鎮海学校組合」事務所で、その会議で議決された予算編成の過程や内容については次の記事で確認できる⁷⁰。

鎮海学校組合に於いては、目下大正四年度歳出入予算の編成中なるが、大正三年度予算総額三万四百二十六円に対し約一千三千円の減少を見るべく、其主なるものは市況不振の為め各賦課金の低下約三千円貸地料約五千円を遞減し、努めて民力休養の実を擧ぐる由にて、右は組合会議に附する前、予め監督官庁の承認を要する趣なる以て、近々其手続きをなす由に聞けり。民力休養の程度如何は発表の上にあらざれば、信偽保すべからずと雖も、市民負担額の多少減少さるのは事実なるが如しと（十六日支局発）。⁷¹

この記事から、「鎮海学校組合」は予算編成の過程で、市街地の状況を考慮し、各賦課金と市街地における貸地料を引き下げて、組合員の負担を減らしたことがわかる。学校組合は市街地財政に関する決定権を有していたといえ、まさに市街地経営の主体となっていたことがわかる。次の記事で、具体的な内容を確認したい。

鎮海学校組合に於いては、二十三日午後一時より同組合事務所楼上に於て、土地転貸料率改正の件、組合費賦課に関する異議申立ての件、大正四年度組合歳入出総予算並に土地貸借地契約更改の件を付議する筈なり。⁷²

組合会議では、予算編成をはじめ、土地転貸料率の改正、組合費の賦課における請願、組合費の賦課に関する異議請願、組合歳入出の総予算および貸与地の契約改正に関わることなどが議論された。組合会議の議題は、市街地の状況と緊密に繋がっており、とりわけ組合の基本財産である土地貸下げに重点を置いていた。これは、「鎮海学校組合の転貸土地料金は本年度約六千四百円の収入予算を計上しありて組合唯一の歳入財源たるは疑ひを浴びれざる処なる」⁷³ 状況であったためだ。1915年（大正4）に「鎮海学校組合」が組合員に賦課した組合費は、戸別717.44円と営業別498.34円で、総額1255.87円である。これに比べて、組合で計上した土地の貸与料は約6,400円で、総組合費の5倍に当たる。組合収入の大半を占めていた土地転貸事業については、予算編成に関わる重要な議題として扱われた。1915年（大正4）年の3月から9月までの組合会議では、土地貸下げの状況に関する報告と共に貸下料の納入額、貸下げ地における規定の改正案の提出、貸下げ地の申込処理、貸与料の未納者に対する対処などが議題となっていた⁷⁴。またこの時期、組合会議の内容から「鎮海学校組合」が東洋拓殖会社に借入組合債を持っていたことが確認できる⁷⁵。この組合債の償還時期やその金額に関する論議も続けて行われている⁷⁶。

「鎮海学校組合」の学校に関連した事業では、1915年（大正4）2月に、当時の土木局が着手

していた上水道の鉄管を、公立小学校の中までに延長して給水や防火の両方に関する水道を設けることを申込んでいる⁷⁷。また「鎮海学校組合」の名義で、明治神宮に松の木の二株を進献するなどの事業も行っていた⁷⁸。衛生に関しては、地域の日本人のために、「鎮海学校組合」がワクチンを購入し、警察医と学校組合医を勤めて市街地の医師ら2人を含めて3人の医師らが無料で種痘を行ったことが確認できる⁷⁹。さらに、「鎮海学校組合」は、建築費の約3千円を支出して鎮海伝染病舎を設けて、市街地の他の団体である「鎮海衛生組合」に無償で貸与もしている⁸⁰。

土地貸与料と組合費を主な収入源として持っていた「鎮海学校組合」は、組合会議で予算を編成し、市街地における様々な事業を運営していた。組合会議を構成した「鎮海学校組合」の評議員は資産家であり、鎮海市街地における有力者であり、市街地の発展に関わっていた。「鎮海学校組合」に組合費を納付した組合員の相当数も、鎮海市況やその発展に直接影響を受ける商業を生業としていた。特に、「鎮海学校組合」の評議員が資産家で構成されていたことは、「鎮海学校組合」の役割として、教育事業のみならず、市街地の発展と経済的な利益の向上が期待されていたことをうかがわせる。

「鎮海学校組合」は、軍港都市鎮海の建設とともに急増した日本人社会の要求に応えるために、海軍の指示の下で設立された準行政団体であった。鎮海の日本人社会で直接選出された評議員で構成された「鎮海学校組合会」は、海軍から委譲された土地を財政的な基盤として教育、衛生、土木等の、都市で求められる様々な事業を遂行した。つまり、総督府の地方行政体系がまだ完備されていなかったこの時期、「鎮海学校組合」は鎮海日本人社会の実質的な行政主体として活動していたのである。

第3節 「鎮海学校組合」と日本人市街地の不況対策 - 艦隊入港と都市衛生

まず、第1章で検討した鎮海防備隊司令官の上泉徳弥の転任の余波について再確認しておこう。上泉の転任後に鎮海市街地で生じた深刻な不況を解決するために、「鎮海学校組合」は市街地で臨時会議を催した。その会議の結果、問題の中心にあると思われる上泉司令官の留任を、市民側を代表して「鎮海学校組合」が海軍当局に請願するに至った。

ここでは、不況に陥った鎮海市街地において、その後の発展方向に対して講じた鎮海の全般的な日本人社会の対応を明らかにしたい。特に、1912年まで土地貸下げ事業により好況を呈した鎮海市街地において、上泉転任後の不況を開拓するために鎮海の日本人社会が、艦隊入港と都市衛生を重要視していく過程を中心として論じることとする。

(1) 市街地の発展方向の模索と艦隊入港

鎮海市街地は、上泉が1912年（明治45）7月に横須賀へ転任したのと同時に沈滞期に入った。上泉が主導していた土地貸下げ事業に参画していた多くの資本家たちが、上泉の転任と共に鎮海から流出したからである。

一年間に一万五千の人口を収容して南鮮の首都を形成したる鎮海市が、一朝無方針なる当局の為に悲惨なる運命に逢着し最も迷惑を感じつつあるは、鎮海に投資したる資本家にして鎮海の住民も生計の困難に堪へず、続々他所に引払い、今や空屋のみにても六百戸を算し投宿者自殺者等も現れ來りしより（後略）。⁸¹

1911年（明治44）から1912年（大正元）にかけて、鎮海を潤した土地貸下げ事業は、鎮海に投資した資本家や鎮海の市民の生計が困難になるほどの状況に追い込まれた。市街地は1912年（大正元）以降、持続的な停滞期に陥った。総督府でもこの状況が「到底一朝一夕の間に回復すべし共思われず」、市街地では唯一の金融機関である質屋は貸出しを中止するに至った⁸²。

このような状況は、1914年（大正3）に始まる第一次世界大戦において日本が中国の青島を占領して租借地にしたことによって一層甚だしくなった。

鎮海面に於ける内地人家屋数の現況を聞くに、総戸数二千六百十七戸内現住戸数一千四百八十八戸空家戸数は実に一千百二十九戸の多きを示し、総戸数の約半ばに近き計算を見るに至りしは、一に市況不振なると共に、昨年以来青島熱に冒され一時引き上げたるもの多きによるならんも、本年は軍港工事の進捗と共に艦船の出入頻繁を加ふるに伴れ、該空家殆んど現住戸数として計上さるるに至らんと云ふ。⁸³

「青島熱」と呼ばれるほど、青島への移住が活況を呈し、鎮海の日本人も青島へ移住したのである。そのため、鎮海市街地に建設された家屋のうち、空家が「総戸数の約半ばに近き」状況となつた。結局、1915年（大正4）8月に至り、鎮海の軍港としての地位は予定されていた鎮守府ではなく、要港部に変更された。

鎮守府を設置すべき計画にて諸般の施設をなし來りたる朝鮮鎮海湾は、其後軍事上及経済上の関係より要港部を設置することに変更し、本年四月四日より開始の予定なりしも、行政管理の結果其運びに至らざりしが、愈明五年四月をもって要港部を開設する予定にて、之に要する経費約二十万円は既に明年度予算に計上しありと。⁸⁴

土地貸与事業の不況と沈滯が続く鎮海には、「軍事上及経済上の関係より」1916年（大正5）4月に鎮守府より一つ格下の要港部を開設することになった。そして市街地の不況を打開する方策を、都市建設ではなく別の方向に模索し始めた。それが艦隊の入港であり、1915年（大正4）の表2-5は郵便局の事業から経済効果を調べたもので、鎮海における艦隊入港の前後を比較すると、すべての項目の1日平均値で明らかな差が表れている。為替貯金、受払、特殊郵便や小包郵便の発着、電報、切手類収入などをそれぞれ一日平均で45.13%、39.31%、72.55%、36.37%、38.46%、50%の増加であることが分かる。

<表 2-5> 艦隊入港と海軍上陸の効果

種別	為替貯金 (口)	受払 (円)	特殊郵便発 着(通)	小包郵便発 着(個)	電報(通)	切手類 収入(円)
入港前 1 日平均	113	2536	51	22	52	44
入港後 1 日平均	164	3533	88	30	72	66
1 日平均増加数	51	987	37	8	20	22
*1 日平均増加比	45.13%増加	39.31%増加	72.55%増加	36.37%増加	38.46%増加	50%増加

出典：『釜山日報』1915年4月17日。

次の記事では郵便局だけでなく、艦隊の入港によって鎮海市街地の宿泊業も好況であったことが確認できる。

鎮海に於ける四月中の宿泊人員を調査せしに、投宿六百四十四人、出発五百九十二人、滯在百人にして之を前月の投宿百五十人、出発百六十人に比するに、實に四百九十四人の多きに上れり。之れ多数艦艇の入港ありし結果にして、久しく沈痛の下に苦しみし鎮海が艦艇入港により如何に各方面に好況活気を呈せしやをトすべし。⁸⁵

1915年（大正4）4月の鎮海市街地に多数の艦艇が入港した結果、前月に比べて投宿が約3倍以上、出発は2.7倍以上増加し、沈滞した景気が好転したことが確認できる。艦艇入港による経済の浮揚効果は鎮海を含む広範囲にわたり生まれ、軍港鎮海湾に含まれる馬山地域でも現れた⁸⁶。このように艦艇の入港は軍港都市鎮海に経済的な利益を生じさせながら、市街地の不況打破と発展の可能性として登場したのである。

活殺の鍵は海軍に在り：由来港湾は水陸交通機関の転換所、貨物の集散所、船舶乗組員の安息所なれば、従つて金銭流通の頻繁なるは云ふ迄もなく、動もすれば風俗の頽敗を免れざると同時に、人情の快潤なるところにして、一地方の生氣は全く是に依りて惹起せらる。而して当鎮海の如き経済生活区域の狭小なる地方は、需要の伸縮的性質小にして主要移入貨物の増減も其の価格の騰落に主因するにあらざるなり。特に当鎮海の如き受動的港湾にして、而も其の市街の建設が海軍の力に籍りたるものは、亦其の力に左右せらるるのは当然のことにして、当鎮海を港湾としての要素より分解観察すれば、艦隊と当市街の関係如何を窺ひ知る得べく、其の状況もまた容易に理解し得べし。当鎮海盛衰の如何は唯一言にて尽す。曰く活殺の鍵は海軍にあり、艦艇にあり云々と。某有力者は記者に語れり。⁸⁷

記事では「特に当鎮海の如き受動的港湾にして、而も其の市街の建設が海軍の力に籍りたるものは、亦其の力に左右せらるるのは当然のこと」であり、鎮海市街地の「活殺の鍵は海軍にあり、艦艇にあり」とし、艦隊入港が市街地経済の発展の可能性を決定づけるという有力者の話を伝え

ている。

鎮海市街地は、1911年（明治44）から1912年（大正元）まで海軍と「鎮海学校組合」の土地貸与事業によって好景気を迎えていたが、上泉の転任以後から沈滞し始めた。不況と沈滞が続く中で、1915年（大正4）に鎮海市街地の発展方向を模索している中で、艦隊入港がもたらす経済効果の大きさを認識するようになったと考えられる。市街地では艦隊入港が鎮海の発展に直結し重要であると認識されると、「衛生」への関心が高まり始めた。この状況は、鎮海の産業構造とも関連している。表2-4で示したように、鎮海における商業の比重は35パーセントに至っていた。加えて、軍港都市であるがゆえに、構造的な財政問題を抱え、重工業都市として成長するための工廠もなかった鎮海では、商業が主要産業として市街地の経済を支えていた⁸⁸。

それゆえに、艦隊入港の経済的効果は重要であり、そのために衛生的な市街地の維持も強く求められ始めたのである。

(2) 艦隊入港と市街地衛生の強化

鎮海市街地において衛生の重要度が高まると、衛生強化は飲料水や食品の衛生から風紀の取り締まりまで、海軍及び警察署、市街地の様々な組合などで取り組まれた。次の引用は、鎮海市街地において艦隊入港に向けて食品衛生が強化されていることを示す記事である。

（前略）来る廿五日頃入港すべき第二艦隊は、事変の突發せざる限り、九月頃まで滞泊すべく、夏季衛生の取締りは厳重を極むべしとの事なれば、是等販売者は腐敗物は之を廃棄し、ラムネ、サイダーの如き日数を経過したるものは、時々之を取り換へ置かざれば、厳重なる処分を受くるに至るやも計られず、当業者は各自甚大の留意を要すべしとなり⁸⁹。

この「鎮海の飲料水取締」という題目の記事では、1915年（大正4）4月25日に入港する第2艦隊が9月まで鎮海に滞泊するので、「夏季衛生の取締りは厳重を極むべし」と強調している。また「ラムネ、サイダーの如き日数を経過したるものは時々之を取り換へ置かざれば厳重なる処分を受くるに至る」と直接的に注意事項を掲げ処罰についても言及している。鎮海市街地では、これらと共に風紀衛生に対する取締りも現れた。

鎮海警察署に於ては、一日午後一時より市内旅館業者飲食業者一同及び料理屋組合の正副組合長を招集して、目下多数艦艇滞泊し時々兵員の上陸宿泊ある際なれば、一層風紀衛生に留意すべき旨、安藤同署長より懇に訓示を為したるが、黒岩防備隊軍医長も臨席して一場の注意を与えたりと云ふ。⁹⁰

1915年（大正4）6月の鎮海警察署では、「鎮海風紀衛生取締」という題目で兵員の上陸と宿泊に備えて市内の宿泊や飲食店業者等を招集し、「一層風紀衛生に留意すべき」と訓示した。その際、警察署長と鎮海湾防備隊軍医長の黒岩も参与し直接訓示したことが確認できる。風紀衛生取締の

概要は次のとおりである。

風紀取締訓示概要

- 一、腐敗に傾きたる飲食物に注意する事。
- 二、下水便所の清潔を計る事。
- 三、蠅の止まらざる装置を為すこと。
- 四、調理場に於ける調理物は、調理の都度蓋を為し置くこと。
- 五、料理屋にありては、洗滌器の使用を励行すること。
- 六、宿屋、下宿屋、飲食店に於ける婦女の取締を厳行し、苟も猥褻の行為をなからしむること。
- 七、下宿屋組合を設け衛生、風紀其の他諸般の取締を励行すること。
- 八、衛生風紀矯正の為め、各組合に視察員を置き、不正行為ある営業者及び雇女等ある場合は警察署に申告すること。⁹¹

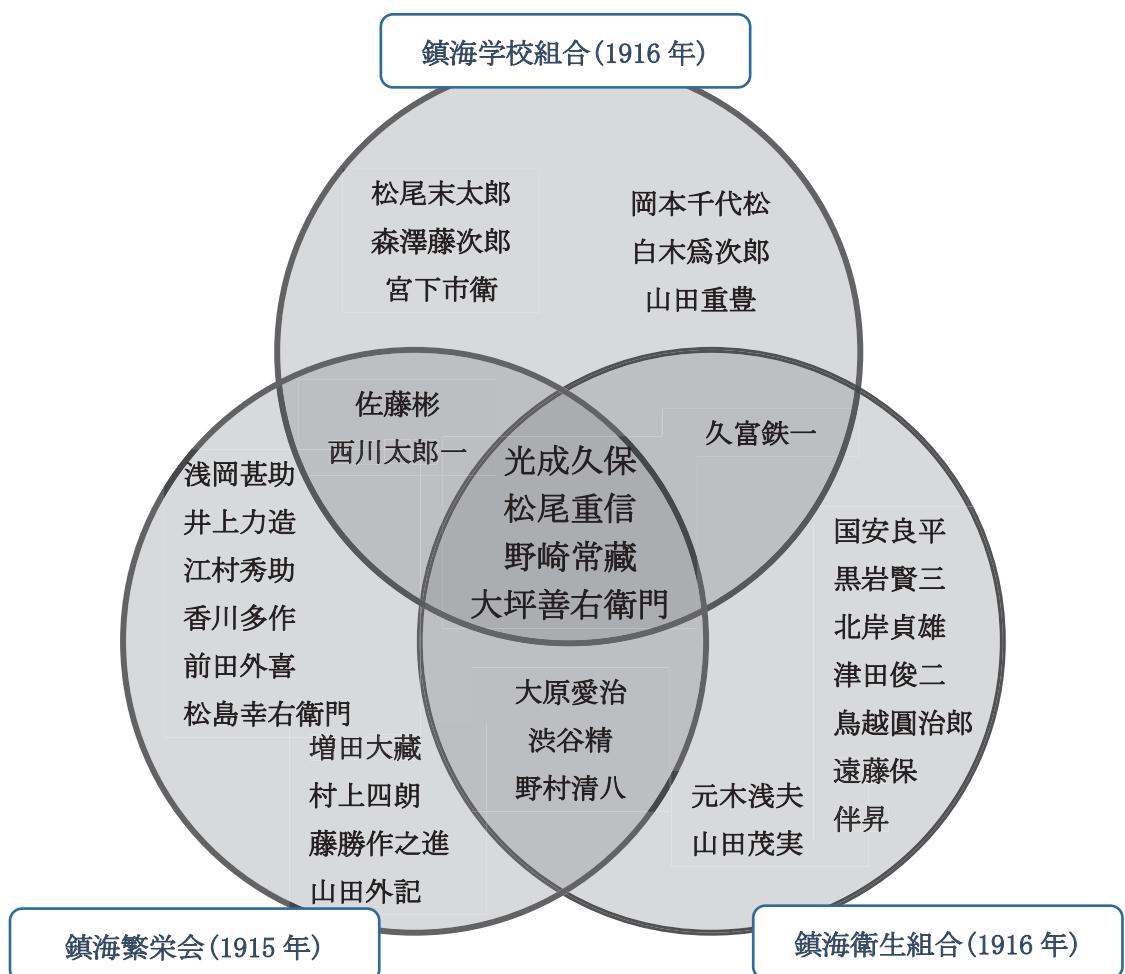
艦隊入港をめぐって鎮海市街地で警察と海軍が行った訓示は、全部で八個の注意事項で構成されており、飲食物、水質、風紀などに格別な注意を求めていた。注目されるのは、八番目で各組合に衛生風紀矯正のため、視察員を置いて警察署に申告するようにしたことである。この公権力による風紀取締りに鎮海市民の全般的な参画を求めてことで、市民一人一人が監視される側であると同時に、監視する側にもなった。

市街地の衛生強化に関する積極的な姿勢は、鎮海警察署のような政府機関だけではなく、「鎮海理髪組合」や「鎮海飲食店同業者組合」でも現れた。1915年（大正4）6月17日の鎮海理髪組合総会では、風紀衛生に対する事項を講究し、事業の大進展を企図しようとした⁹²。また、同日の鎮海警察署で催された「衛生に関する訓示」では、警察署長の風紀及び衛生取締の訓示の途中で、楼主側から予め打ち合わせた諸事項を具申したことも確認できる⁹³。以後、7月18日に「鎮海飲食店同業者組合」が開催した組合臨時総会では、「時節柄」客に提供する飲食物について協議するなど、衛生強化に積極的に取り組んでいる姿勢が見られる⁹⁴。

このように1915年（大正4）になると、鎮海では市街地の発展に直結する艦隊入港に必須的な要件である衛生の強化に力を注いでいた。それは、「軍人の上陸を唯一の目的として生計を営める多数の市民」にとっては「鎮海市の盛衰は実に衛生状態の良否に依つて支配さる」と認識されていたためであろう⁹⁵。鎮海で「鎮海衛生組合」が登場したのは、衛生が市街地の発展に直結するとされ、衛生強化の取り組みが行われ始めていた1916（大正5）4月のことである。鎮海の日本人社会に既存の「鎮海衛生会」が改称し、新たに「鎮海衛生組合」となった。この組合は、市の衛生施設を管掌することを目的にした団体であった⁹⁶。

1916年（大正5）の「鎮海衛生組合」の登場は、艦隊の入港が市街地の死活問題として浮上してきた状況に連動し「鎮海学校組合」が1914年（大正3）「学校組合改定令」によって衛生事業に関する権限を持たれなかつた状況に關係があると思われる。この点は、総督府による地方行政制度の整備が、鎮海の衛生管理の面にも表れたことと理解できる。鎮海警察署の活動が目立つ

ことも、地方行政制度の完備への流れとして考えられる。ただ、ここで注目したいのは、「鎮海衛生組合」の構成人物である。1916年（大正5）に「鎮海学校組合」の評議員と管理者であった松尾重信と大坪善右衛門がそれぞれ組合長と副組合長を勤めている。また、評議員である光成久保、野崎常蔵、久富鉄一の5人は「鎮海学校組合」と「鎮海衛生組合」の両方に属している。図2-2は1916年の「鎮海学校組合」評議員を基準として作成したもので、1915年「鎮海繁栄会」と1916年の「鎮海衛生組合」のメンバーが重複していたことが分かる⁹⁷。この点、「鎮海学校組合」と「鎮海衛生組合」の構成員が、市街地の発展という問題をめぐって有機的に繋がり、ネットワークを形成していた可能性を示唆する。



<図2-2> 鎮海の有力者団体のメンバー構成

小結

以上、「鎮海学校組合」に注目して、植民地軍港都市鎮海における海軍と地域社会の関係を考察した。

「鎮海学校組合」は、海軍の軍港都市計画によって建設された新都市である鎮海に、日本人の人口が増加したことで、日本人子女の教育のため設けられた団体である。教育を事業目的とする「鎮海学校組合」は、教育事業に必要な財源確保のために、附帯事業を行う権利を持っていた。これによって、海軍側から市街地の約三分の二に達する土地をほぼ無償で借り受け、転貸事業を展開していた。

鎮海市街地に「鎮海学校組合」が設立された 1911 年（明治 44）当時、朝鮮の他の開港都市の日本人社会では居留民団が存在し、教育をはじめあらゆる公共事業を担っていた。しかし、鎮海市街地は新都市として建設され、短期間に日本人町が形成されたため、居留民団が存在していなかった。さらに、この時期の総督府は、植民地政府としての地方行政体系をまだ整えていなかつたので、海軍の計画に基づいて建設された鎮海の行政的位置は曖昧であった。こうした行政的に複雑な状況にあった鎮海において、土地貸下げ事業を通して海軍の代わりに市街地の発展を導く団体となったのが「鎮海学校組合」であった。「鎮海学校組合」はその土地を基盤として、様々な公共事業を担う実質的な都市の経営主体として成長した。「鎮海学校組合」は、学校組合会という議決機構において予算を編成し、教育をはじめ土木、建設、衛生などの事業を遂行した。それだけではなく、「鎮海学校組合」の学校組合管理者と評議員は市街地の有力者として、市街地の他の団体である「鎮海繁栄会」や「鎮海衛生組合」にも大きな影響をもっていたと考えられる。

1912 年（明治 45）の「鎮海学校組合」は海軍の土地貸下げ事業に依拠して、市街地の発展を図っていた。しかし、海軍は同年七月にこの事業の中心にあった鎮海防備隊司令官の上泉徳弥を横須賀へ移動した。上泉の転任は、彼を中心に土地貸下げ事業に参画した多くの資本家が鎮海から抜け出することに繋がった。その結果、鎮海市街地の経済状況は急速に衰退し、1914 年（大正 3）までその沈滯が続いた。

市街地において上記の司令官の転任問題で経済不安が生じると、「鎮海学校組合」は地域社会の代表者として海軍との交渉の主体として登場した。市街地の不況を解決するために、臨時会議を開催し、市民大会を通じて善後策を講じながら、その方策を海軍省に直接請願したりしたのである。このように、「鎮海学校組合」は都市の公共事業のみならず、地域社会を代表して海軍当局と疎通しながら、その行政に積極的に参与する団体であった。また市街地発展の活路を見いだすために、多様な方法を模索するようになる。しかしながら、1914 年（大正 3）には、第一次世界大戦で日本が青島を占領したこと、『青島熱』と呼ばれるほどの建設ラッシュが生じ、好景気を呼んだ。その影響で、鎮海から多くの人々が青島に移住することになった。その後、1915 年（大正 4）、海軍は鎮海軍港を要港部に縮小することを決めた。

一方、1915 年（大正 4）ごろ、鎮海市街地では艦隊の入港が市街地の経済発展に繋がることを認識し始めた。この認識は、艦隊入港には市街地の衛生状態が重要であることを自覚することにも繋がったと考えられる。鎮海市街地では、軍艦入港による市街地の発展を図るために、より衛生管理を重要視するようになったのである。こうして、地域活性化の方案を模索する過程で、鎮海における日本人社会の経済的な基盤は、土地貸下げ事業から衛生状況が基礎的な条件になる艦隊入港へ移っていった。

このような変化に沿って、1916 年（大正 5）には、市街地の民間団体の一つであった「鎮海衛

生会」が「鎮海衛生組合」と改称した。「鎮海衛生組合」は市街地のいろいろな団体とともに衛生強化へ力を注いた。この「鎮海衛生組合」には「鎮海学校組合」の人物が多数名を連ねていた。とりわけ、1916年（大正5）の「鎮海学校組合」の学校組合管理者であった松尾重信と評議員の大坪善右衛門は、それぞれ「鎮海衛生組合」の副組合長と組合長を務めていた。このように、「鎮海学校組合」の構成員が「鎮海衛生組合」や「鎮海繁栄会」といった団体に同時に属していたという点から、「鎮海学校組合」を中心に、鎮海市街地における日本人社会の中で人的・社会的ネットワークが形成されていたと考えられる。

植民地軍港都市鎮海に現れた日本人社会は、日本海軍の国防方針とその戦略の変化に影響を受けながらも、日本人社会の主体的な活動によって発展する様相を示した。植民地地方行政体系がまだ完備されなかつたこの時期、民間団体であった「鎮海学校組合」が市街地の経営に主導的な立場として積極的に関わっていた点は、新都市で軍港地の後背地であったという性格に起因しており、植民地軍港都市鎮海の特徴の一つであると考える。また、「鎮海学校組合」で構成された人的・社会的ネットワークと海軍が連動になる中で、衛生や艦隊入港を中心に都市の発展を図っていたことももう一つの特徴であると思われる。

ただし、日本人社会における諸団体に関してはまだ課題が残されている。1910年代の鎮海では「鎮海学校組合」の他にも、市街地の発展に関連していた「鎮海繁栄会」や、都市衛生の問題が浮き彫りになった時期に現れた「鎮海衛生組合」が存在した。これらの団体については、植民地軍港都市鎮海における海軍と地域社会の関係を考察するために、より詳細に検討する必要がある。一つは、1916年（大正5）以後、鎮海市街地における発展が艦隊の入港を中心に置いていることを考慮すると、「鎮海衛生組合」の役割や活動についてより詳しく検討する必要がある。また、市街地発展の様相をより具体的に描くためには、市街地における他の有力団体についても考察し、鎮海市街地における日本人社会の多様な葛藤の様相を分析することが求められるだろう。

そこで、1910年代の複雑な際に実質的な行政機関として活動した「鎮海学校組合」と、1912年（明治45）の上泉転任を期に結成された「鎮海繁栄会」、1915年（大正4）以後市街地の発展と関連して衛生問題が浮き彫りになった時に誕生した「鎮海衛生組合」との関係に関する具体的な分析は次の第3章で行いたい。

<別表 2-1> 「鎮海学校組合」評議員（1911～1919年）

	名前	原籍	職業	就職年月日	退職年月日	(等級) 貸下坪数、用途	他の団体所属可否(年)	その他
第1回	赤松東一郎	広島県	-	1911.12.28.	1913.05.05.	-	鎮海繁榮会 (1915)	-
	上田末太郎	福岡県	建築資材販売業	1911.12.28.	再選	-	鎮海衛生組合	-
	堀江一之	広島県	-	1911.12.28.	1913.12.26. (満期)	-	-	-
	大本宇市 (大本宇一)	広島県	中学教師	1911.12.28.	再選	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1912、1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主
	中山辰次朗	福井県	実業家 (湯屋)	1911.12.28.	1912.07.06.	(3) 135、湯屋	鎮海繁榮会 (1912)	-
	渡邊錄造 (渡邊六造)	東京府	-	1911.12.28.	1913.05.25.	(2) 140、質屋	鎮海繁榮会 (1912)	-
	加藤權平 (組合会計)	福井県	-	1911.12.28.	1912.08.21.	-	-	-
	永野仲藏	長崎県	-	1911.12.28.	1913.12.26. (満期)	(2) 500、貸家	-	-
	西山義成	長崎県	-	1911.12.28.	1912.09.24.	-	-	-
	山中勸	-	建築関係	1911.12.28.	1913.12.26. (満期)	-	鎮海繁榮会 (1912)	雑誌投稿「韓國模範 停車場の新設」 (『建築雑誌』 1908.08.25.)
第2回	宇都宮壽平	愛媛県	-	1911.12.28.	1912.10.08.	-	鎮海繁榮会 (1912)	-
	石田房次郎	神奈川県	実業家	1911.12.28.	1912.05.10.	-	-	-
	*宮崎峯太	岡山県	-	1911.12.28.	1912.05.10.	-	-	-
	*村上四郎	東京府	実業家 (不動産業)	1913.02.02.	1913.12.26. (満期)	(3) 375、貸家	鎮会繁衛会 (1912、1915)、鎮 会社鎮海代理店運 海信託組合長	帝国生命保険株式 会社
第3回	*黒岩東次郎	-	-	1913.02.02.	再選	-	鎮海繁榮会 (1912)	-
	*竹内虎掲	-	-	1913.02.02.	再選	-	-	-

	*土井伊太郎	-	-	1913.02.02.	1913.12.26. (満期)	-	-	-
	*神谷貞順 (神谷定準)	-	-	1913.02.02.	1913.05.20.	-	-	-
第2回	大本宇市 (大本宇一)	広島県	中学教師	1911.12.28. (再選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1912、1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主
	久富鉄一	佐賀県	-	1911.12.28. (新選)	-		鎮海衛生組合	-
	遠藤保	東京府	実業家	1911.12.28. (新選)	-	(3) 135、食料 品商(共同:西川 太郎一)	-	鎮海湾汽船(株)大 株主
	原田芳太郎 (竹内虎楨)	-	-	1911.12.28. (新選)	-	-	-	-
	黒岩東次郎	-	-	1913.12.26. (再選)	-	-	-	-
	上田末太郎	-	-	1913.12.26. (再選)	-	-	-	-
	松尾重信	石川県	土木工事請負業 者/北陸組理事	1913.12.26. (新選)	-	(3) 450、工事 請負	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1912、1915)	鎮海水産大株主/鎮 海湾汽船(株)大株 主・監査
	九鬼長楠	-	-	1913.12.26. (新選)	-	-	-	-
	野崎常藏	-	-	1913.12.26. (新選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主
	西川太郎一 (会計検査委 員)	馬山 (兵庫県)	食料品商	1913.12.26. (新選)	-	(3) 135、食料 品商(共同:遠藤 保)	鎮海繁榮会 (1915)	-
	大坪善右衛門	-	鎮海座主人	1913.12.26. (新選)	-	-	鎮海繁榮会 (1915)、 鎮海衛生組合副 組合長	鎮海面長(1919)
	光成久吉 (会計検査委 員)	-	-	1913.12.26. (新選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主

第3回	西川太郎一	兵庫県	食料品商	1913.02.02. (再選)	-	(3) 135、食料品 商（共同：遠藤 保）	鎮海繁榮会 (1915)	-
	久富鉄一	佐賀県	-	1913.02.02. (再選)	-	-	-	-
	光成久吉	-	-	1913.02.02. (再選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主
	野崎常藏	鳥取県	教師出身	1913.02.02. (再選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1915)	鎮海湾汽船(株)大 株主
	岡本千代松	-	-	1913.02.02. (新選)	-	-	-	-
	佐藤彬	-	-	1913.02.02. (新選)	-	-	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1915)	-
	松尾重信	石川県	土木工事請負業 者/北陸組理事	1916.02.25. (再選)	-	(3) 450、工事 請負	鎮海衛生組合、 鎮海繁榮会 (1912、1915)	鎮海水産大株主/ 鎮海湾汽船(株)大 株主・監査
	森澤藤次郎	福岡県	土木工事請負業 者	1916.02.25. (新選)	-	-	-	-
	山田重豊	-	-	1916.02.25. (新選)	-	-	-	-
	松尾末太郎	北海道	-	1916.02.25. (新選)	-	-	-	-
	白木爲次郎	-	-	1916.02.25. (新選)	-	-	-	-
	宮下市衛 (宮下一衛)	石川県	料理店主人/ 北陸組監査	1916.02.25. (新選)	-	-	-	鎮海湾汽船(株)大 株主

出典：岡萬吉『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）、81～83頁、杉山萬太『鎮海』（1912年）卷頭の人物紹介、『朝鮮銀行會社要録』（東亞經濟時報社、1921年）113頁、韓国史データベース、道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911-2015：開校 第70周年 記念』（2016年）、173～174頁、平井斌夫『馬山と鎮海湾』（濱田新聞店、1911年）494～503頁、「鎮海繁榮会大会」『釜山日報』1915年4月27日、「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日、『朝鮮新聞』1912年9月19日の内容を纏めて整理した。

*『道泉初等学校実録：1911-2015：開校 第70周年 記念』では、第1回学校組合評議員として記されているが、『鎮海要覽』では第2回当選者として記されている。当選日が1913年の人が多いので、第1回の基準が史料によって異なる。新聞で「鎮海学校組合」を扱う時にも、何回目の学校組合であるかは明記していない。

¹ 「1917年10月から施行した制令第1号「面制」及び府令第34号「面制施行規則」は、自治的地域運営に代え、植民地において行政支配体制を完備しようとした日帝（原文のまま）によってなされた、1910年代の地方統治制度整備過程における一つの帰着点であった。김동노『일제 식민지 시기의 통치체계 형성』（도서출판 혜안、2006年）、81～82頁。

² 居留民団法の成立以後、居留民団は、居留民にとって切実であった学校の増設、病院、道路の新設及び改修、水道の布設、海岸の埋め立てによる居留地拡大にいたるまで、都市インフラを整備し、市街地を助成していく。박양신「재한일본인 거류민단의 성립과 해체-러일전쟁 이후 일본인 거류지의 발전과 식민지 통치기반의 형성」『아시아문화연구』26卷（경원대학교 아시아문화연구소、2012年）、66頁。

³ 홍순권 외『부산의 도시형성과 일본인들』（선인、2008年）、162頁。

⁴ 조미은『일제 강점기 일본인 학교조합 설립 규모』『史林』22卷（수선사학회、2004年）、43頁。

⁵ 統監府「公報号外一統監府令第七十一五」1909年12月27日（亜細亜文化社『統監府公報下巻』、1974年）1074～1075頁。

⁶ 前掲、조미은（2004年）。

⁷ 조미은「일제시기 재조선 일본인 학교조합제도의 변천과 성격」『史林』（수선사학회、2012年）。2012年の研究では、「学校組合令」の制定と改正内容を中心に学校組合の性格を把握しながら、このような制度的な変化が、学校組合にとってどのような意味を持つかを検討している。

⁸ 송지영「일제시기 부산부의 학교비와 학교조합의 재정」『역사와 경계』Vol.55（부산경남사학회、2005年）、196頁。

⁹ 강재순「1910 대 부산학교조합의 구성과 성격」（선인『부산의 도시 형성과 일본인들』 홍순권 외、2008年）、161～190頁。

¹⁰ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C08020183500、明治45年～大正1年 公文備考 土木39 卷131 鎮海永興関係書類14(防衛省防衛研究所)。

¹¹ 前掲、조미은（2012年）、235頁。

¹² 前掲、조미은（2004年）、50頁。

¹³ 前掲、조미은（2012年）、207～208頁。

¹⁴ 김운태『일본제국주의의 한국통치』（박영사、1986年）214頁。

¹⁵ 前掲、조미은（2012年）、228～229頁。

¹⁶ 「学校組合令」の改正後にも、学校組合では水道、屠畜場、墓地又は火葬場などの附帯事業を続けて兼営していた。「府制」実施の翌年である1915年当時、屠畜場を経営していた組合は64箇所である。それによって生まれた収入は合計約7万9,500円で、公衆衛生の維持改善と共に、学校組合の財政そのものにも決して少くない収入であった。つまり、1914年の改正令では、「附帯事業の処理」の部分が削除されたが、学校組合による屠畜場運営は続けられていた。前掲、조미은（2012年）、227頁。

¹⁷ 『朝鮮総督府官報』第355號、1911年11月1日。

¹⁸ JACAR : C08020178600、明治45年～大正1年 公文備考 土木36 卷128 鎮海永興関係書類11(防衛省防衛研究所)。

¹⁹ 진해시사편찬위원회『鎮海市史』（1991年）、220～221頁。

²⁰ 『朝鮮総督府官報』第355號、1911年11月1日。

²¹ 統監府令第七一号第三条学校組合地区内ニ居住スル帝国臣民ハ其ノ組合員トス。第五條学校組合ニ組合会及管理者ヲ置ク。

²² 岡野富士松は、鎮海防備隊の臨時建築支部に所属され鎮海で活動したが、1912年9月27日に韓崎の艦長になり、同年10月8日に鎮海を去った（『朝日新聞』1912年10月10日）。

²³ この懸洞尋常高等小学校は、後に鎮海尋常高等小学校に改称した。現在の鎮海道泉初等学校の前身である。

²⁴ 진해시사편찬위원회『鎮海市史』（1991年）220～221頁。

²⁵ 「鎮海の発展二」『東京時事新報』1912年6月6日。その他に、『朝日新聞』では、「鎮海学校組合」が海軍から無償で貸下げを受けたという記事も確認できる。「鎮海学校は基本財産として海軍省より鎮海市街地予定地二十萬坪、山林約百萬坪を無償貸与せられたり。」『朝日新聞』1912年3月4日。

²⁶ 海軍の土地貸下げ事業の具体的な面積については、第1章の〈表1-1〉で提示した。

²⁷ 박양신「재한일본인 거류민단의 성립과 해체-러일전쟁 이후 일본인 거류지의 발전과 식민지 통치기반의 형성」『아시아문화연구』26卷（경원대학교 아시아문화연구소、2012年）、253～254頁。

²⁸ 김대래·김호범「부산일본인거류민단 재정 연구(1907~1914) : 부산부재정의 성립과 관련하여」『지방정부연』Vol. 10 No. 2 (한국지방정부학회、2006年)、192頁。

²⁹ 鎮海面が事業実施能力を持つのは、1917年6月9日に制令第1号で公表され、同年10月1日から施行された「面制」に起因する。これによれば、面は法令に規定されていることを除いては、同施行令第1条によって次のような事業が可能となった。1、道路、桟橋、渡舟、河川、堤防、灌漑、排水。2、市場、木造、農事、養蚕、畜産、その他の産業などの改良及び害鳥・害虫の駆除。3、墓地、火葬場、屠場、上下水道、伝染病予防、汚物

の処理。4、消防、水防。5、諸証明、公文、図面の一覧。6、その他の必要に応じて、朝鮮総督府の強化を受けた事項。ここで、面の業務の中に、教育事務が除外されたのは、学校組合と学校費があったからである。

황정덕『鎮海市史』(鎮会郷土文化研究所、1987年)、190頁。

30 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷所、1912年)、116~117頁。

31 『朝日新聞』1912年3月11日。

32 『朝日新聞』1912年3月14日、1912年3月17日。1912年3月20日、1912年3月24日。

33 『朝日新聞』1912年4月5日。

34 『朝日新聞』1912年4月18日、『読売新聞』1912年4月18日。

35 『朝日新聞』1912年4月18日。

36 『朝日新聞』1912年5月9日。

37 この地図は、1912年発行の定価25銭のもので、発行人の住所は「鎮海学校組合」の東京事務所と同一である。

38 『朝日新聞』1912年8月13日。

39 『朝日新聞』1912年7月12日。

40 「鎮海学校組合」に関わる1912年の『朝日新聞』の記事と岡萬吉の『鎮海要覽』(騰龍閣、1926年)などの史料を分析した結果、永野仲藏は長野仲藏と同一人物と考えられる。

41 『朝日新聞』1912年7月12日。

42 前掲、조미은(2012年)、228~229頁。

43 『統監府公報』1909年12月27日。「学校組合令」の第5条には、「学校組合ニ組合会及管理者ヲ置ク 管理者ハ理事官之ヲ任免ス 管理者ノ任期ハ三箇年トス」とある。

44 岡萬吉『鎮海要覽』(騰龍閣、1926年)、82頁。

45 조미은『일제강점기 재조선 일본인 학교와 학교조합 연구』(성균관대학교 박사논문、2010年)。

46 『朝鮮総督府官報』1913年5月6日236号5面、1913年6月21日267号4面。

47 『朝鮮総督府官報』1916年12月12日1307号1面。当時、永野と共に不服を申し立てた人物は岩田松太郎、朝鮮総督府慶尚南道長官佐々木藤太郎、権明五外1名、普州郡郷校財産管理者朝鮮総督府郡守韓圭復、東洋拓殖株式会社代表者総裁石塚英蔵代理人笠井建次郎、河重洛、石井高暁、高永綺、李濟鎬、金性斗、金英弼、慶尚南道統營郡巨濟面鳥首里有財産管理人巨濟面長金在性であった。

48 『朝鮮総督府官報』1912年5月29日、1913年12月15日；한국사데이터베이스(韓國紙データベース)>직원록자료(職員錄資料)>一杉竹之助(1911年巨濟郡>郡書記)、佐藤啓行(1914年昌原郡>郡書記)。

49 1915年の『釜山日報』の記事から推察すると、前田榮吉と前田榮一は同一人物と思われる。

50 『釜山日報』1915年4月17日、『釜山日報』1915年4月21日。

51 『釜山日報』1915年4月27日。

52 前掲、杉山萬太(1912年)。この本では、巻頭で、当時の鎮海における有力者の写真や説明を提示するたに10頁程度の紙面を割いている。そこで大坪善右衛門についても確認ができる。

53 『朝鮮功労者銘鑑』185頁。

54 前掲、조미은(2012年)、228~229頁。

55 前掲、조미은(2010年)、122頁。

56 「鎮海水産」は、1919年3月1日に慶尚南道昌原郡鎮海面で設立した水産会社である。「鎮海水産」は主に六つの業務を取り扱っていた。その業務は次のとおりである。1、市場経営、2、魚業者・仲買人に資金貸出、3、漁業者に物資供給、4水産物製造および養殖業、5、運送取扱業、6、船具漁船の貸与。『朝鮮銀行会社要』(1921年)、113頁。

57 『朝鮮銀行会社要』(1921年)、113頁。

58 大坪善右衛門、松尾重信、光成久吉、佐藤彬、野崎常蔵、西川大郎一の6人は「鎮海学校組合」に属しながら、1915年の4月の「鎮海繁榮会」にも属していた。

59 大坪善右衛門、松尾重信、光成久吉、野崎常蔵、久富鐵一の5人は「鎮海学校組合」に所属しながら、「鎮海衛生組合」にも属していた。

60 北陸組は、松尾重信が1904年に平壌で開業した土木会社である。1910年には鎮海に本店を移転して、会社の主業務は次のとおりである。1、土木建築請負及工事設計監督、2、労力及物品供給(『朝鮮銀行会社組合要』1931頁；『朝鮮功労者銘鑑』118頁；『신사명감』354頁)。

61 『朝鮮功労者銘鑑』118頁；『신사명감』354頁。

62 拓務省管理局『朝鮮・台湾・樺太・關東州ノ地方制度概要』(1930年)、20~21頁。

63 「鎮海現戸調査」『釜山日報』1915年4月24日。

64 拓務省管理局『朝鮮・台湾・樺太・關東州ノ地方制度概要』(1930年)、22~23頁。

65 「鎮海の選挙結果」『釜山日報』1916年2月18日3面。

66 송지영「일제시기 부산부의 학교비와 학교조합의 재정」『역사와 경계』55卷(부산경남사학회、2005年)、193~195頁。

-
- 6 7 『釜山日報』1915年2月30日。
- 6 8 拓務省管理局『朝鮮・台灣・樺太・關東州ノ地方制度概要』(1930年)、21~22頁。
- 6 9 例えば、1915年上半期において「鎮海学校組合」の組合議員会や組合協議会が開かれた日付は次のとおりである。1915年1月28日、同年2月2日、同年2月10日、同年2月20日、同年3月23日、同年4月17日、同年4月27日、同年5月4日、同年5月25日、同年6月23日、同年6月28日。
- 7 0 現慶尚南道昌原市鎮海区松鶴洞である。「鎮海通信-組合予算の内容」『釜山日報』1915年2月19日、「馬鎮日刊-鎮海組合予算認可」『釜山日報』1915年6月10日。
- 7 1 「鎮海通信-組合豫算の内容」『釜山日報』1915年2月19日。
- 7 2 「鎮海通信-学校組合会」『釜山日報』1915年3月25日。
- 7 3 「鎮海轉貸地料未納」『釜山日報』1915年7月9日。
- 7 4 「鎮海通信-市街地貸与の状況」『釜山日報』1915年3月30日、「鎮海宅地料納入期」『釜山日報』1915年4月22日、「鎮海貸地規定」『釜山日報』1915年4月29日、「鎮海貸地状況」『釜山日報』1915年4月30日、「鎮海の轉貸地統計」『釜山日報』1915年5月27日、「鎮海轉貸地料未納」『釜山日報』1915年7月9日、「鎮海転貸地料」『釜山日報』1915年7月27日、「鎮海転貸地現況」『釜山日報』1915年9月26日。
- 7 5 「鎮海組合債償還問題」『釜山日報』1915年4月28日。
- 7 6 「鎮海組合債償還問題」『釜山日報』1915年4月28日、「鎮海学校組合協議会」『釜山日報』1915年5月1日、「鎮海組合債償還問題」『釜山日報』1915年5月6日。
- 7 7 「組合協議会」『釜山日報』1915年2月13日。
- 7 8 「鎮海の進献樹木」『釜山日報』1915年8月19日。
- 7 9 「秋期種痘」『朝鮮新聞』1912年10月8日。
- 8 0 「馬鎮海伝染病舎讓渡」『釜山日報』1916年4月11日。
- 8 1 「鎮海の現象」『朝日新聞』1912年8月13日。
- 8 2 「鎮海の現象」『朝日新聞』1912年8月13日。
- 8 3 「鎮海面の家屋数」『釜山日報』1915年3月5日。
- 8 4 「読売新聞」1915年8月17日。
- 8 5 「釜山日報」1915年5月23日。
- 8 6 「釜山日報」1915年7月1日、『釜山日報』1915年7月10日、『釜山日報』1915年8月7日。
- 8 7 「釜山日報」1915年6月10日。
- 8 8 坂根嘉弘「軍港都市と地域社会」『軍港都市史研究 I 舞鶴編』(清文堂出版、2010年) 24頁。
- 8 9 「釜山日報」1915年5月25日。
- 9 0 「釜山日報」1915年6月4日。
- 9 1 「釜山日報」1915年6月6日。
- 9 2 「釜山日報」1915年6月17日。
- 9 3 「釜山日報」1915年6月20日。
- 9 4 「釜山日報」1915年7月18日。
- 9 5 「釜山日報」1916年2月22日。
- 9 6 「釜山日報」1916年4月5日。この記事で「鎮海衛生会」が「鎮海衛生組合」に改称したことを伝える。
- 9 7 「鎮海繁榮会」と「鎮海衛生組合」のメンバーについては、「鎮海繁榮会大会」『釜山日報』1915年4月27日、「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日の内容を纏めて整理した。

第3章 植民地軍港都市鎮海における有力者ネットワークの形成

- 「鎮海繁栄会」および「鎮海衛生組合」を中心として -

はじめに

植民地軍港都市鎮海において、日本人居住地域は都市の市街地として中心地をなしていた。鎮海市街地では、総督府の地方行政体系が整うまでに、「鎮海学校組合」をはじめ、様々な団体が出現していた。とりわけ 1912 年（大正元）の鎮海防備対司令官の上泉徳弥の転任後、市街地の経済状況が沈滞すると、「鎮海学校組合」をはじめとする自治団体はその活動に拍車を掛けた。1912 年（大正元）当時、市街地には、「鎮海学校組合」の他にも様々な目的を持つ団体が存在していた。1912 年（大正元）8 月に発行された『鎮海』に次のような記述が確認できる。

（前略）鎮海に於ける組合の成立したものは、現在木工、石工、理髪業、料理屋、菓屋、湯屋、土木建築、質屋、表具屋、米穀商、旅館の拾一組合である。其他点灯業、呉服商、雑貨商、貸家組合等の成立も追々できるであらう。（後略）¹

ここで挙げられた 11 組合は、本格的な市街地建設がはじまって、およそ 2 年内に設けられた。これらの団体はその名称を見ると、おそらく具体的な実益を求める団体と思われる。つまり、市街地には居住民の公利のみならず、それぞれの利益に直結する団体が初期から多かったことが分かる。このような団体の存在は、鎮海市街地の多くの居住民が、経済的な利益を求めて鎮海に来たことや、そのため自ら積極的に同業団体を組織したことを意味する。

これまでの軍港都市鎮海に関する研究では、鎮海における建築や、都市建設を計画した海軍に注目した研究が多かった²。このような先行研究を通じて、鎮海市街地が日本海軍の軍港都市計画による日本人市街地で新都市として建設されたことが分かった。一方、これらの海軍を中心とした鎮海の外的変化にくらべて、鎮海における各種団体の実態については、浮き彫りにされていない。

特に、鎮海には、実業発展の目的を持つ「鎮海繁栄会」が 1912 年（大正元）から存在して、市街地における鉄道敷設や遙拝殿の建設の問題に積極的に関与していた。1910 年代において、このような団体に注目してその活動を検討することは、実際に植民地地方統治体系が整えられる過程で居住民がどのような動きを見せていたのかを確認するための手掛かりとなるだろう。この検討によって、先行研究で確認できた鎮海の外的変化やその変化に、その空間で生きていた人々の活動を加えて、より立体的に植民地軍港都市鎮海の実相が描けると考える。

一方、軍港都市鎮海に関する研究から視野を広げて、韓国近代都市史研究に目を向けると、開港都市を中心として在住日本人の存在に注目した研究が、近年活発に行われつつあることが分かる³。ここでは、その中でも、地域における日本人団体とその活動に関する研究を取上げたい。

まず、郡山における日本人有力者集団に注目したイ・ジュンシク（이준식）の研究が挙げられる⁴。イ・ジュンシクは、郡山の開港以後から 1930 年代末までの、地域有力者集団の形成及びそ

の推移を検討し、その中でも日本人有力者集団に焦点を当てている⁵。イは、既存の研究では、主に朝鮮人有力者集団を中心に論議が行われてきたことを指摘し、一つの地域の中でも朝鮮人有力者集団と日本人有力者集団の拮抗関係に注意する必要があることを示した。また、日本帝国主義権力と有力者集団の関係は、固定されたものではないことを指摘している。すなわち、時期や地域、事案によって日本人有力者集団が時には帝国主義侵略を先導したり、またある時には有力者集団の利害関係によって日本政府や植民地政府と衝突したりする可能性も持っていた、というのである。そのため、この有力者集団を国家権力の枠組みから分離して検討する必要があることを、イは主張するのである⁶。このような問題意識からの検討の結果、郡山における有力者集団の動向は、いわゆる日本帝国主義権力である日本領事館、統監府、朝鮮総督府と密接な関係を持つつ、支配政策の推移によってその関係性が変化していたことを明らかにしている⁷。

次に、釜山についての研究としては、2008年のホン・スングオン（홍순권）らの研究がある⁸。その研究は、在釜山日本人やその活動を研究対象として、近代都市として釜山の地域史を整理している。民間団体である「釜山甲寅会」から、宗教、教育、地域の有力者らに焦点を当てて、当時の植民地都市として釜山の性格を検討している。2012年のキム・スン（김승）は、既存の研究の焦点が主に居留地と租借地をめぐる法制的・政治的問題に偏重していたことを批判しながら、居留民の自治組織であった居留民会や居留民団に関する研究が必要であると主張した⁹。そして、釜山における居留民会や居留民団の形成とその変化、構成員の出身地別の特性、その財政情況や主要事業について検討した。その結果、居留民団が廃止された後にも、釜山居留民会や居留民団の人的ネットワークは、1920年代に至って各種の府協議会や学校組合などで復活したことを明らかにした¹⁰。また、このような釜山居留民会や居留民団への理解は、日本帝国主義占領期における地域社会と支配エリートの動向を把握するにあって、重要なキーワードであると指摘している¹¹。また、オ・ミイル（오미일）の研究でも元山における様々な日本人団体の存在を確認したうえで、それらの団体が官庁に緊密な関係を持っていたことを明らかにした¹²。このように、各地域の日本人団体に注目した研究は、地域ごとの日本人団体の特徴を明らかにしながら、該当時期の社会構造を確認する作業にも繋がっている。そのため、地域における近代都市形成の過程を明らかにする研究方法としても意味を持つと考えられる。

つまり、日本人社会を中心市街地として建設された鎮海の日本人団体に注目することは、植民地軍港都市鎮海における社会構造の理解へ繋がると考える。そこで、第3章では、鎮海市街地における様々な団体に注目したい。とりわけ、1910年代において市街地で活発な活動を見せていた「鎮海繁栄会」や「鎮海衛生組合」について検討する¹³。「鎮海繁栄会」は、1912年（明治45）の海軍人事問題に関する市街地の市民運動を契機として、日本人社会におけるもう一つの有力者団体として登場した¹⁴。そして、1917年（大正6）の解散まで、市街地の実業発展に関わる様々な事業に関与していた。一方、「鎮海衛生組合」は、「鎮海衛生会」が1916年（大正5）に改称した団体で、鎮海における衛生施設を管掌する団体であった¹⁵。「鎮海衛生組合」の場合は、総督府の衛生管理に関わる制度や組織体系に関連していたと思われる。このように、それぞれ異なる目的や性格を持つ団体の検討は、鎮海における植民地政府と海軍、そして地域団体の中で生じた拮抗関係をより立体的に把握することに繋がると考える。

そのため、地域団体の活動の分析から市街地の居住民が直接的な利益を求めてゆく過程を明らかにしたうえで、植民地軍港都市鎮海における有力者ネットワークが、どのように地方における総督府の植民地管理の枠組へ繋がるのかも考察したい。本章で扱う時期は、上泉転任の直後市街地に混乱した雰囲気が漂う 1912 年（大正元）から、面制によって地方に対する総督府の管理が強化される 1917 年（大正 6）までを中心とする。

第 1 節では、海軍の人事異動問題で騒然となった 1912 年（大正元）の鎮海市街地に登場した「鎮海繁栄会」の設立過程を明らかにする。そして、「鎮海繁栄会」の規約内容やその構成に注目して、市街地でどのような団体として設けられたのかを検討する。

第 2 節では、市街地において「鎮海繁栄会」がどのような活動を行ったのかを検討して、実態的な機能・性格についても具体的に分析する。

第 3 節では、総督府管理の下に置かれていた「鎮海衛生組合」について検討する。「鎮海衛生組合」は、1915 年（大正 4）に総督府の法に従って、「鎮海衛生会」から「鎮海衛生組合」に改称した団体である。とりわけ、その翌年の 1916 年（大正 5）にコレラが朝鮮で流行すると、鎮海市街地で活発な活動をみせた。「鎮海衛生組合」は「鎮海繁栄会」とは異なる性格を持っていたが、同組合の構成員は「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」にも属している場合が多かった。その点に注目して、鎮海における有力者のネットワークについて確認し、総督府行政体系が整えられていく過程を検討する。

第 4 節は、市街地における有力者団体の変遷を、「鎮海繁栄会」の解体過程から検討する。1917 年（大正 6）の面制施行に直面し、既存の有力者団体はどのような様相を呈するのかを確認する。これによって、地域の有力者がどのように総督府地方行政体系へと組み込まれていくのかを明らかにしたい。

第 1 節 「鎮海繁栄会」の設立と構成

1912 年（明治 45）7 月、鎮海市街地では、上泉徳弥の転任をめぐって市民運動が発生した。「鎮海繁栄会」の設立の必要性が提議されたのもこの時であった。以下は、当時の状況が分かる『朝鮮新聞』の 1912 年（明治 45）7 月 17 日の記事である。

鎮海市民は今回上泉司令官転任に就き留任を請願せんとて、十一日幸座に於いて市民大会を開き左の項を決議せり。（一）上泉司令官の留任を請願すること、（一）海軍省に対し今後の方針を聞くこと、（一）現在の状況を陳情すること、（一）繁栄会を設け実業発展の機関とすることを決議し、実行委員を選定せり。尚ほ左の電報を西園寺首相及び斎藤海相に向かつて發したり。

鎮海防備隊司令官海軍少将上泉徳弥氏転任に就きて、二万の市民は氏の手腕に依頼し百般の事業經營しつつありし処、転任の報と共に從来計画せられつつある経済的諸事業中止の止むなきに希る為め、市況の変乱を生じ憂慮すべき傾向あり。（後略）¹⁶

上泉徳弥の転任によって、市街地に経済的な悪影響が及ぶことを懸念していた鎮海の人たちは、その対策として四つの案を提案した。その一つに、「実業発展の機関」として繁栄会を設けることがあった。この案については協議が徐々に進み、9月1日の『朝鮮新聞』の記事では、まもなく「鎮海繁栄会」が設立されることが伝えられた。その附属事業として娯楽機関を設置し、一部分で鎮海の生産物を陳列する計画であることを報道している¹⁷。

9月11日は、会員募集中であることが告知され、17条の規約草案が『朝鮮新聞』にも公開された。ここではまず、その規約草案の内容に沿って、「鎮海繁栄会」の団体としての性格を検討したい¹⁸。

最初に、第1条で団体の名前が「鎮海繁栄会」と決まったことを示し、第2条では事務所を鎮海市内に置くこととした¹⁹。第3条で「鎮海市街の繁栄を目的とし之に関する緊切なる問題を研究調査し其遂行を期す」団体であることを明らかにしている²⁰。ここから、「鎮海繁栄会」が市街地の繁栄に関わる積極的な目的をもっていた団体であったことが分かる。また、「鎮海繁栄会」は例会の日付を毎月20日と決めて、必要な場合は臨時会議も開けるようになっていた²¹。ここまででは、市街地における民間団体として、一般的な事項として見られるが、次の第五条の会員に関する内容に注目したい。

第五条 本会会員を分ちて名誉会員、特別会員、通常会員の三種とす。

- (一) 名誉会員は学識勳労あり且つ当市に關係を有し本会の趣旨に賛同する者にして推薦^{マツル}したる者。
- (一) 特別会員は本市外居住者にして而も本市に利害關係を有し一時金三十円以上の寄付を為せし者。
- (一) 通常会員は本会本市に居住し会費として一ヵ年十二円を納付するものとす。²²

第5条では、会員を名誉会員、特別会員、通常会員の3種に分けているが、この中でも特別会員と通常会員に注目したい。特別会員を見ると、「特別会員は本市外居住者にして而も本市に利害關係を有し一時金30円以上の寄付を為せし者」とあり、居住地域を問わずに、市街地と経済的な利害關係がある人が一時金30円を寄付すれば、特別会員になれたことが分かる。また、通常会員は、鎮海の居住者であり、会費として年12円を納付する者とされた。ここからは、「鎮海繁栄会」が会員資格に関して、居住地域そのものより、金銭的な貢献度を重視していたことが分かる。つまり、市街地の繁栄は経済的な振興を意味するので、会員の区分にあっても同じように経済力が尺度になったと考える。

1912年の物価を見ると、例えば京城では、米1石の上は7円98銭、中は7円52銭、下は6円99銭であった²³。また、当時の賃金を見ると、朝鮮における同年の農夫（日本人男性、食事提供無し）の場合は平均1日75銭7厘であった²⁴。特別会員の要件である「一時金三十円」は、一般労働者の1ヶ月分の給料以上であるか、またはそれに相応する金額であったことが分かる。通常会員の「一ヵ年十二円を納付」も、上記の物価や賃金に鑑みると、決して少なくない金額と言える。このように、会員資格にあっても、「鎮海繁栄会」は資本中心のブルジョワジー的団体とし

ての性格を有していたことが明らかとなる。

つづいて、第六条では団体の構成において、会長 1 名、副会長 1 名、会計監督 1 名、理事 3 名、評議員 12 人で、会長、副会長、評議員は会員中より互選することが決まっている²⁵。第 7 条では、内部の人事処理方式について言及して、第 8 条では会長、副会長及び評議員の任期は 1 カ年で、毎年 1 月に改選するように定めている。そして、第九条では「鎮海繁栄会」決議事項について言及している²⁶。その内容は次のとおりである。

第九条 本会例会に於て決議すべき事項概ね左の如し。

- (一) 会長副会長評議員の選挙。
- (二) 本会会則の変更。
- (三) 評議員会の決議に依り、会議付せられたる事項。
- (四) 会員五名以上より会議に提出せられたる事項。²⁷

その内容を見てみると、「鎮海繁栄会」の選挙、会則の変更、評議員会によって提議された事項、および会員 5 人以上によって提出された事項となっている。これらから、「鎮海繁栄会」では、評議員や会員から提議された内容であれば、幅広く決議事項として扱えることが分かる。この点は、「鎮海繁栄会」が鎮海市街地のあらゆる事項について決議する団体であったことを示唆する。

この次の第 10 条以下、会議事項の内容を事前に通知することや、会費は四期に分けて徴収すること等が掲げられている²⁸。そして、第 15 条では、「新に本会に入会せんとする者は会員 2 名以上の紹介に依り評議員の承認を受くる事を要す」としている²⁹。第 16 条では、会費の未納や、団体の体面を汚した際には会員を除名することが、最後の第 17 条では、外の細則は評議員会で定めることが定められている³⁰。

この草案で確認したように、基本的に「鎮海繁栄会」は鎮海市街地において経済的な繁栄を目的とする団体であった。そのため、市街地において経済的な貢献ができる人なら、居住地を問わずに特別会員として受け入れていた。このような性格は通常会員の資格にも表れており、「鎮海繁栄会」がブルジョワジー的な団体であったことが分かる。とりわけ、新しく入会する場合は、既存の会員の紹介が必修であった点は、「鎮海繁栄会」が単純な経済的目的のみを追求する団体ではなく、市街地における資本家ネットワークの結節点として、入会にあたってもハードルが高かつたことを示唆する。

規約草案が公開された後の 1912 年の 9 月 19 日には、市街地の大和通り東明館で発会式が挙行された。この時の会員申込者数は 80 余名であった³¹。ここで、発会式当日の状況がうかがえる『朝鮮新聞』の同月 22 日の記事を紹介したい。

予て有志者間に計画中の鎮海繁栄会発会式は当市大和通東明館楼上に十九日附催せられたり。今其模様を概報せしに会員六十四名中出席者四十名にして、宇都宮壽平氏座長席に就き開会の主旨経過報告をなし、續て会則の逐条審議に移り多少の修正ありて可決確定し、評議

員左の如く決定。 松尾重信、村上四郎、山田勸、渡邊録造、大本宇一、中山辰次郎、宇都宮壽平、北口九十郎、重松鶴吉、黒岩東次郎、正本力松、北岸貞雄氏当選し、此の評議員中より互選にて会長副会長を選挙し、他の役員は会長之れを氏名するとになし閉会夫より宴会に移る。³²

この記事からは、先ず会員数が 64 名で、発会式には 40 名が出席したことが分かる。また、評議員である 12 人の名前が明らかになっていた。これらの評議員について検討する前に、この 1 週間後 29 日の『朝鮮新聞』に掲載された会則を先に確認したい。

既報鎮海繁栄会会則左の如し。

第一条 本会は鎮海繁栄会と称する。

第二条 本会事務所を鎮海市街 町番地に置く。

第三条 本会は鎮海市街の繁栄を図るを目的とし、之れに関する緊切なる問題を研究調査し、其遂行を期す。

第四条 本会は毎月二十日例会を開く。但緊急必要の場合には臨時開会することあるべし。

第五条 本会会員を分ちて名誉会員、特別会員、通常会員の三種とす。

一、名誉会員は学識動労あり、且つ当市に關係を有し、本会の趣旨に算同する者にして、本会に於て推薦したる者。

二、特別会員は本市外居住者にして、而も本市に利害關係を有し、一時金三十円以上の寄付を為せし者。

三、通常会員は本会本市に定住し、会費として一ヵ年金六円を納付するものとす。

第六条 本会に会長一名、副会長一名、会計監督一名、理事二名、評議員十二人を置き、会長副会長及評議員は会員中より互選す。

第七条 会長は会務を總理し、副会長は(会長)事故ある時之を代理す。

(一) 評議員より理事三名を互選し、庶務会計の事務を担任す。

(一) 理事三名中より理事長を互選し、会計監督の任に当たらしむ。

(一) 評議員中より会計監査人二名を互選し、必要に応じ隨時会計の監査を行ふものとす。

(一) 評議員は議事の緩急を計り、時々会合して其の事項を審議評決し、之を本会に報告す。但重大なる事項は本会議に付し、特別の調査を要するものに付ては、会長より隨時会員又は専門家に調査を嘱託し、調査結了の上、更らに評議員会の議決を経て之を本会に提出す。

第八条 本会長及副会長及評議員の任期は一ヶ年とし、毎年一月之を改選す。

第九条 本会総会に於て決議すべき事項概ね左の如し。

一、会長副会長評議員の選挙。

二、本会会則の変更。

三、評議員の決議に依り会議付せられたる事項。

四、会員五名以上より会議に提出せられたる事項(削除)。

- 第十条 会議に付せんとする事項は、開会三日前に会員に通知すべし。
- 第十一條 会員五名以上より会議に提出せんとする事項は開会一週間前に会長に通知し置くべし。但緊急事件の場合は会員五名以上の賛成を経て、臨時総会を請求することを得。
- 第十二条 本会会費は四期に分ちて之を徴収す。
- 第十三条 每年六月十二月の総会に於て、会計に関する報告をなすべし。
- 第十四条 本会業務の進捗に依りては、有給理事又は有給書記及使丁を置く事を得。
- 第十五条 新に本会に入会せんとする者は、会員二名以上の紹介に依り、評議員の承認を受くる事を要す。
- 第十六条 本会会員にして金費を納付せず、又は本会の体面を汚すべき行為ありと認むるときは、評議員会の決議に依り之れを除名す。
- 第十七条 本規定以外の細則は、必要に応じ評議員に於て臨時之を定む。³³

草案からは団体の目的や性格に関して大きい変化は見られないが、何ヵ所か手を入れた痕跡が確認できる。まず、第2条で「鎮海繁栄会」の事務所の位置を「鎮海市街 町番地に置く」としている点や、第3条で「繁栄を図る」と、草案より団体の場所や目的を具体的に明示したことが分かる。ただし、ここで注目したい点は、第5条の通常会員に関する部分である。草案では1ヵ年12円としていたが、ここではその半分の6円になっている。特別会員に対しては、草案通りに一時金30円にしていることから考えてみると、おそらく市街地が経済的に沈滞状況であったことを考慮したものと解釈できる。また、多くの会員を募ろうとしたということも考えられるだろう。ほかに、第11条の臨時総会に関する項目は、草案では第9条4項で扱われていたが、文脈などを考慮して独立した項目として再配置したと考えられる。

このように「鎮海繁栄会」は、1912年の市民運動からおよそ3ヵ月内にその規約を整えて、評議員を選出するまでに至ったのである。続いて、第1回の全12名の評議員の名前が確認できるので、彼らについて具体的に検討したい。

表3-1は、「鎮海繁栄会」の構成員の原籍、職業、海軍の市街地貸下げ事業との関連性、「鎮海学校組合」との関連性を中心にこれまでに確認できた史料に基づきまとめたものである。ただし、構成員のうち会長と副会長については確認ができなかった。

1912年（大正元）の9月は、まだ鎮海において市街地貸下げ事業が終わっていない時点であった。第1回市街地貸下げで土地を借り受けた「鎮海繁栄会」の構成員として4人（松尾重信、村上四郎、渡邊録造、中山辰次郎）が確認できる³⁴。その土地の用途は、土木建築、不動産業、質屋、湯屋で、いずれも経営者あるいは実業家としての姿が見られる。市街地貸下げの名簿には名前がないが、おそらく建築関係の仕事に従事したとみられる山中勧や、後の鎮海湾汽船の大株主であることが確認できる大本宇一、市街地において私立病院を経営していた重松鶴吉も、資本家や経営者としての活動がうかがえる。このように「鎮海繁栄会」の評議員会には、市街地の実業家が多く含まれていて、団体の目的にもよく符合していたことが分かる。

一方、表3-1では「鎮海繁栄会」の評議員が「鎮海学校組合」に所属していたケースが多かつ

<表 3-1> 「鎮海繁榮会」評議会構成員（1912年9月19日結成）

名前	原籍	職業	(等級) 市街地貸 下げ坪数、用途	鎮海学校組合 所属可否	その他
松尾重信	馬山 (石川県)	実業家(土木工事 請負業者)	(3) 450、工事請 負	第2、3、4回学校 組合評議員	-
村上四郎	東京府	実業家(不動産業)	(3) 375、貸家	第1回学校組合評 議員	帝国生命保険株式会社鎮 海代理店運営、鎮海信託 組合長
山中勸	-	建築関係	-	第1回学校組合評 議員	『建築雑誌』「韓国模範 停車場の新設」1908年8 月25日
渡邊録造	東京府	実業家	(2) 140、質屋	第1回学校組合評 議員	-
大本宇市 (大本宇一)	広島県	教育家	-	第1、2回学校組合 評議員	中学校教師(6年間)、 鎮海湾汽船(株)大株主
中山辰次郎	飛鳳 (福井県)	実業家	(3) 135、湯屋	第1回学校組合評 議員	-
宇都宮寿平	-	-	-	第1回学校組合評 議員	-
北口九十郎	-	-	-	-	-
重松鶴吉	東京 (愛媛県)	医師	-	第7、8、9、10、11 回学校組合評議員	婦人科専攻医、懸洞病院 院長(後の鎮海病院)
黒岩東次郎	-	-	-	第1、2回学校組合 評議員	-
正本力松	-	-	-	-	-
北岸貞雄	-	-	-	-	-

出典：「繁榮会（鎮海）」『朝鮮新聞』1912年9月22日 / 『朝鮮銀行会社要録』、東亜経済時報社、1921年 / 『鎮海』1912年、78頁、電子プログラムの8、9、67頁（史料自体では頁が記載されていない領域） / 『馬山と鎮海湾』492 - 496頁 / 『道泉初等学校実録(1911-2015)』172 - 177頁までを参考して整理した。北口九十郎の場合は、元史料の状況が悪く、判読ができないので、□とした。

たことが分かる。1912年（大正元）9月の時点では、村上四郎、山中勸、渡邊録造、大本宇一、中山辰次郎、宇都宮寿平、黒岩東次郎の7人が「鎮海学校組合」評議員であった。その時間軸を延ばしてみると、さらに2人増える。これは全12人の評議員の七割五分が「鎮海学校組合」にも属していたことになる。ちなみに、重松鶴吉だけが第7回から11回にかけて「鎮海学校組合」で確認できる点は、重松の年齢が1912年（大正元）にまだ20代前半であり、第7回の1928年（昭和3）でも30代半ばと比較的若かったためだと思われる³⁵。

このように、「鎮海繁栄会」に「鎮海学校組合」の所属人物が多かった点は、すでに鎮海市街地において「鎮海学校組合」が一つの有力者ネットワークを構築していたことを意味する。そのネットワークを基盤として、市街地における実業発展を求める団体として「鎮海繁栄会」が設けられたと考えられる。この人的ネットワークについては、史料的制約から 1913 年(大正 2)および 1914 年(大正 3)に関しては詳細がわからないが、少なくとも 1915 年まで続いていると見られる。

次の表 3-2 では、1915 年(大正 4)の「鎮海繁栄会」のメンバーについて整理した。ここでは、鎮海における「鎮海繁栄会」と他の団体とのネットワークに注目した。

＜表 3-2＞ 1915 年「鎮海繁栄会」評議員会構成員(1915 年 4 月 22 日当選)

	職責	名前	職業	(等級) 鎮海市街地 貸下げ坪数、用途	鎮海学校組合所 属状況	その他
1	会長	松尾重信	土木工事請 負業者	(3) 450、工事請負	第 2, 3, 4 回学校組合評議員	鎮海衛生組合組合長(1916 年)、鎮海水産(株)大株主
2	副会長	大坪善右衛門	鎮海座経営	—	第 2 回学校組合評議員、学校組合管理者(1915 年 4 月 1 日 - 1919 年 3 月 27 日)	鎮海衛生組合副組合長(1916 年)、鎮海面長(1919 年)、鎮海水産(株)大株主
3	評議員	井上力造	—	—	—	—
4	評議員	村上四郎	実業家	(3) 375、貸家	第 1 回学校組合評議員	鎮海衛生組合組合区長(1916 年)、帝国生命保険株式会社 鎮海代理店運営
5	評議員	野崎常藏	元教師	—	第 2, 6, 7, 8, 回学校組合評議員、学校組合管理者(1919 年 3 月 27 日 - 1923 年 9 月 10 日)	鎮海衛生組合組合区長(1916 年)、鎮海湾汽船(株)大株主、鎮海水産(株)大株主、鎮海第一金融組合代表、鎮海面長(1920 年 - 1923 年)
6	評議員	山田外記	—	—	—	—
7	評議員	野村清八	社長(野村醤油(合資))	—	—	鎮海衛生組合評議員(1916 年)、鎮海水産(株)監査
8	評議員	松島幸右衛門	—	—	—	—
9	評議員	前田外喜	—	—	—	—
10	評議員	増田大藏	元陸軍	—	—	鎮海湾要塞司令部部員陸軍 工兵大尉(1909 年)、鎮海衛生組合評議員(1916 年)
11	評議員	北岸貞雄	—	—	—	鎮海衛生組合組合区長(1916 年)
12	評議員	光成久吉	—	—	第 2 回学校組合評議員	鎮海衛生組合(1916 年)、鎮海水産(株)大株主
13	評議員	大原愛治	—	—	第 5 回学校組合評議員	鎮海衛生組合評議員(1916 年)
14	評議員	藤勝作之進	土木工事請 負業者	(3) 600、工事請負	—	鎮海第 1 号敷地開墾人夫供給(1909 年)、鎮海市街地河川附換(1911 年)、鎮海水雷艇園場人夫供給(1911 年)
15	評議員	西川太郎一	食料品商	(3) 135、食料品商 (共同: 遠藤保)	第 2 回学校組合評議員	木浦日本人商業會議所会頭 (1903 年)
16	評議員	江村秀助	—	—	—	—
17	評議員	赤松東一郎	—	—	第 1 回学校組合評議員	—

18	評議員	佐藤彬	—	—	第3回学校組合評議員	鎮海衛生組合組合区長(1916年)、仁川米豆取引所株主(1904年)
19	評議員	大本宇市	元中学教師	—	第1,2回学校組合評議員	鎮海衛生組合組合区長(1916年)、鎮海湾汽船(株)大株主
20	評議員	香川多作	—	—	—	—
21	評議員	淺岡甚助	—	—	第4回学校組合評議員	—
22	評議員	渋谷精	—	—	—	鎮海衛生組合評議員(1916年)

出典：「鎮海繁栄会大会」『釜山日報』1915年4月27日；국사편찬위원회「臨時統監府總務長官事務取扱統監府參官石塚英藏」『각사등록근대편』、http://db.history.go.kr/id/mk_024_0030_0450(2019.3.13)；국사편찬위원회、「한국근현대회사조합자료>해방전회사자료>1921년>운수창고>鎮海湾汽船(株)」、http://db.history.go.kr/id/hs_01_1921_08_05_0300(2019.3.13)；國史編纂委員會、「(18)明治37年度上半期決算報告書〔仁川米豆取引所の1904年度 上半期 決算報告〕」『韓國近代史資料集成6券』http://db.history.go.kr/id/hk_006_0070_0180(2019.3.13)；平井斌夫『馬山と鎮海湾』(濱田新聞店、1911年)、492~496頁；道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911-2015：開校第70周年記念』(2016年)、173~177頁までを参考して整理した。この中で7人については原籍も確認できたが、現段階ではまだ全体において有意味な検討は難しいと判断して、省略した。

表3-2から分かるように、1915年(大正4)の「鎮海繁栄会」は、1912年(大正元)に比べて、人数が12人から22人までに増えている。これは、1912年(大正元)の発会当時より、市街地において「鎮海繁栄会」の役割が増えたり、あるいは組織の影響力が強くなった可能性を示唆する。いずれも、以前より組織自体の力が増したと考えられる。会長の松尾重信は1912年(大正元)にも「鎮海繁栄会」に属していて、1915年(大正4)には副会長の大坪善右衛門と共に実業家としての性格を明確にしていた。他の20人の評議員の中では、1912年(大正元)段階でも評議会に属していたのは、村上四郎、北岸貞雄、大本宇市の3人であった。所属人物らの職業については、全てを明らかにはできなかったが、市街地における他の活動なども考慮しながら検討してみたい。

まず、実業家としては松尾重信をはじめ、大坪善右衛門、村上西郎、野村清八、藤勝作之進、西川太郎一の6人を確認することができる。次に、元教師の野崎常蔵と大本宇市も鎮海湾汽船の大株主であった点を考慮すれば、鎮海に来てから資本家として同会社の経営にも携わる存在であったと考えられる。また、佐藤彬の場合も1904年(明治36)に、仁川米豆取引所の株主であったことから、おそらく資本家であったことが確認できる。光成久吉も、鎮海水産の大株主であった点から同じように思われる。これらのように、1915年(大正4)の「鎮海繁栄会」において、確認できる範囲だけを見ても、少なくとも構成員の五割以上が資本家であったことが分かる。

つづいて、市街地における他の団体との関連性に注目してみたい。1915年の「鎮海繁栄会」構成員の11人が「鎮海学校組合」に所属した経験を有している。ここで、注目したいことは、「鎮海学校組合」の構成員は管理者を除いて、その評議員は12人の比較的少人数の団体であった点である³⁶。所属時期には個人差があるものの、「鎮海学校組合」の構成員が大体において12人であったという点からみれば、「鎮海学校組合」の構成員の多くが「鎮海繁栄会」にも参加していたということである。

また、1915年(大正4)の「鎮海繁栄会」の構成員は、1916年(大正5)の「鎮海衛生組合」にも所属したケースが多かったことが表3-2で確認できる。「鎮海衛生組合」は、既存の「鎮海衛生会」が1916年(大正5)に改称した団体で、市における衛生施設を管掌していた³⁷。この「鎮海衛生組合」については第3節でその詳細を具体的に論じるが、各団体の性格が異なるにも関わらず、

らず、3つの団体の構成員が重なっていた点を指摘しておきたい。

「鎮海繁栄会」は1912年（大正元）の鎮海市街地で、その繁栄を図る目的をもって設けられた民間団体である。設立当時は、市街地の日本人が植民地軍港都市鎮海の発展策を探っていた時期で、会員に対しても市街地における金銭的な貢献度を重要視していた。そして、「鎮海繁栄会」の構成員は「鎮海学校組合」や「鎮海衛生組合」にも属していたケースが多く、その構成員たちが中心となってより円滑に市街地の諸般問題について議論した可能性を示唆する。

「鎮海繁栄会」はその構成員を見れば、明らかに鎮海の日本人社会における日本人団体であった。植民地軍港都市の開発が始まってからおよそ5年目に、鎮海では朝鮮人を排除した日本人有力者ネットワークが形成されていた。このネットワークは、鎮海の建設初期に実質的経営主体であった「鎮海学校組合」を土台にして、より経済的な目的に特化した「鎮海繁栄会」の発会にも繋がっていたのである。

第2節 「鎮海繁栄会」の活動

市街地の繁栄という実業発展の目的を持っていた「鎮海繁栄会」は、設けられた時から市街地で活発な動きを見せていた。第2節ではその活動内容から「鎮海繁栄会」の性格について検討したい。

1912年（明治45）7月、鎮海市街地開催の市民大会で出された意見は、同年八月に至って、「鎮海学校組合」管理者の永野忠蔵によって総督府に提出された。その内容は『朝日新聞』の記事から確認できる。

鎮海学校組合管理者永野忠造氏は市民を代表し、左記の陳情書を総督府に提出したり。

- (一) 鎮海昌原間の鉄道を急設すること。
- (一) 第一期第二期土地貸付規第三十五條の転貸。
- (一) 謙渡を記さるる規定を削除する事。
- (一) 小作権の売買譲渡を認むる事。
- (一) 第二期貸下地に於ける家屋建築竣工期限八月迄までを一ヶ月間延期する事。³⁸

この記事から確認できるように、陳情書では、第一に「鎮海昌原間の鉄道を急設する」ことを挙げている。このことから、居住民にとって鎮海昌原間の鉄道敷設が最も重要かつ喫緊の課題であったことが分かる。次は、この記事から一週間後の「鎮海の新繁栄策」という記事である。

貸地料の半減と鎮海鉄道 鎕海防備隊司令官として新任の山田少将は、鎮海湾の発展策に就き種々の画策をなしつつある由なるが、第一着歩として同地貸地料の引下をなし、坪十錢のヶ所を五歩とし、五錢のヶ所を二錢五厘と全般に半減したる由なるが、先頃入京の重なる要件は鎮海昌原間の鉄道布設にありて、屢々協議せし由なるが、諸事削減の折柄具体的成安は得ざるも着々断行を見るべし。³⁹

記事では、当鎮海防備隊司令官の山田少将が着任してから、第一に土地貸下げの貸地料を半減したことや、京城において鎮海と昌原間の鉄道敷設の件で協議を行ったことが強調されている。このように、鉄道敷設件は鎮海市街地において重要な繁栄策として扱われていた。

「鎮海繁栄会」が発会したのは、この記事から一ヶ月後のことである⁴⁰。そして、同年12月には「鎮海繁栄会」からもこの鎮昌鉄道敷設への積極的な動きが確認できる。

鎮海繁栄会評議員及び各業組合印は昌原鎮海間鉄道速成に関し、總督府に請願するに決して、二十一日松尾重信村上西郎大坪善衛門渡邊縁造の四氏を代表者として入京せしめたり。⁴¹

同年12月25日のこの記事では、「鎮海繁栄会」所属の松尾重信、村上西郎、渡邊縁造の3人と大坪善(右)衛門が總督府にこの鉄道問題を請願するために京城に行ったことを伝えている⁴²。その後、1915年以前までの進捗状況については、史料的限界で詳細は分からぬが、1917年（大正6）2月の段階でも、鉄道問題がまだ議論されていることから、成果はあまり芳しくなかったようである⁴³。とにかく、「鎮海繁栄会」では設立初期から、總督府に直接請願するほど、鎮昌鉄道にも関心を持っていたことが確認できる。また、この時期の「鎮海繁栄会」は市街地における「聯合大売出し」を行い、景品を配るなどもしていた⁴⁴。先述のとおり史料的な制約から1913年（大正2）と1914年（大正3）の状況は確認ができないので、ここではとりあえず1915年（大正4）以降の活動を辿る。

1915年（大正4）に「鎮海繁栄会」が市街地で行った活動を挙げると、まず4月に議論が始まる遙拝殿建設問題がある。

鎮海市街には未だ神社なき為め、之れが建立に奔走せるものもありしも、今日まで其の建立をみる能はず。在留民は大に遺憾に堪へざりしが、今回取敢えず先づ拝殿のみを建設して遙拝殿になし、居住民の敬神思想を向上せしむる由にて、廿二日開催の繁栄会総会の議題に上りし由なるが、愈々決定の暁は頗る宏大なる遙拝殿の建設を見るならんと云ふ。⁴⁵

記事によると、1915年（大正4）には、まだ鎮海には神社がなかった。そこで、「居住民の敬神思想を向上」させるために、遙拝殿の建設に関する件が、「鎮海繁栄会」の同年4月22日の総会で議題として検討されたことが分かる。これは、同年6月末に至って、「遙拝殿建築期成会」の発起へ繋がった⁴⁶。次は、その発起人会に関する『釜山日報』の記事である。

廿七日の発起人会 既報の如く二十七日午後二時より鎮海繁栄会発起となり、大殿記念として遙拝殿建設の件に関し発起人会を鎮海座に於て開催したるが、来会者市内各同業組合長、交親会員及び繁栄会幹事等四十余名、先づ会名を遙拝殿建築期成会と称し、五ヵ年以内に之を建築竣工することとし、總代松尾重信、副總代大坪善右衛門、佐藤彬の三氏に決定し其の他の各係員は總代より之を嘱託し、更に係員会を開催して総ての協議確定することに纏りて

午後六時解散したりと。⁴⁷

「遙拝殿建築期成会」は、「鎮海繁栄会」や市街地における各種の組合長などが集まった40人のなかで決定されたことが確認できる。その総代は松尾重信で、副総代は大坪善右衛門と佐藤彬であった。3人とも、1915年（大正4）時「鎮海繁栄会」に属しており、とりわけ松尾重信と大坪善右衛門は「鎮海繁栄会」でも会長と副会長を務めていた。これらの点は、形式的には「遙拝殿建築期成会」という別の会であるが、組織の主要な構成メンバーは「鎮海繁栄会」と変わりがなかった。

さらにこの遙拝殿の建設計画は、同年の10月には神社建設計画に変わっていた。総代と副総代は松尾、大坪、佐藤3人が務めており、「遙拝殿建築期成会」と同じ組織体であったことが次の記事で確認できる。

十二日鎮海座にて 鎮海神社建設期成会にては、十二日午後八時より鎮海座に於て委員総会を開催したるが、当日の出席者は松尾総代、大坪、佐藤の両副総代、福岡大曲等の相談役其他係委員四十余名にて種々協議の結果、鎮海神社に奉仕すべき祭神は天照大神豊受大神の二柱とし、神社建設願書に連署し一両日中に出願すべしと、尚十三日午後七時より同会事務所に於いて建築委員の集合を催し、建設工事着手方法期日等を決定したるが、その詳細は追て報道すべき。⁴⁸

この「鎮海神社建設期成会」では、奉る神の種類、建設工事の方法や期日などが決定されたことも確認できる。神社の建設は、翌年の1916年（大正5）9月末までに竣工を終えて、10月には落成式を挙げることになった⁴⁹。つまり、遙拝殿建設の協議開始から神社の竣工まで、1年半もかからなかつたことが分かる。「鎮海繁栄会」の市街地における実行力や影響力の程度が想像できる。

この神社建設のために、同期成会では地域有力者を中心に寄付金を集めていた。1915年（大正4）9月と10月付『釜山日報』記事で確認できる寄付者の名前と金額を挙げてみれば次のようにある。先ず、1915年9月30日付記事では、松尾重信が金200円、大坪善右衛門・九鬼長楠・宮下一衛・山下鶴松の4人が金50円ずつ、佐藤彬が30円を寄付したことを指摘しながら、これらの「大口寄贈の分のみにて既に約五百円の計上をみし」などと報じている⁵⁰。続いて同年10月15日付記事では、藤勝作之進が金100円、遠藤保が金60円、野村清八が金40円、野崎常蔵・田畠小作・大本宇市が金30円ずつ、上田末太郎が金25円等を寄付したことを報じており、この時の総額は金900円を計上していたことが分かる⁵¹。そして、同月29日付記事では、同期成会の総代以下各係員一同が銳意協力奔走の結果、大口の寄贈が増えたとしている⁵²。その内容を見ると、笛野甚四郎が100円、山崎檜太郎が30円、小野泰一郎が20円、久富鉄一が15円、津田俊二・光成久吉・猪熊熊吉・斎藤松・加藤幸太郎が10円ずつに総額130円を寄付したことが確認できる。これで、全額1,500円に達したので、それからは市街居住者より寄贈の申込を受けたところ、「予期以上の成功を得て近く建設の運びに至るべし」と報じていた⁵³。これらの記事で確認

できる 22 人中、8 人（山下鶴松、田畠小作、 笹野甚四郎、山崎檜太郎、小野泰一郎、猪熊熊吉、斎藤松、加藤幸太郎）を除いた他の 14 人は、この時期に「鎮海繁栄会」・「鎮海学校組合」・「鎮海衛生組合」のいずれかのメンバーとして確認できる。「鎮海繁栄会」のメンバーは 8 人が確認できる。

これらから、この期成会は「鎮海繁栄会」を含む鎮海におけるあらゆる資本家より寄付金を募集していたことが分かる。遥拝殿や神社建設の発議は「鎮海繁栄会」から始まったが、その事業の展開には市街地の全般的な支援が必要になる。その担い手としての役割をした期成会の中心には、「鎮海繁栄会」の会長と副会長である松尾重信・大坪善右衛門がいた。およそ 1 ヶ月の間に 1500 円以上の寄付金を達成したことには、その中心人物らの影響も重要であるが、この寄付が神社建設という目的のために行われたことにも起因すると考えられる。橋谷弘の研究が指摘したように、植民地において神社が日本人社会の統合の核として機能し、植民地支配のシンボルとして機能していた⁵⁴。この点を考慮すれば、植民地軍港都市で日本人地区としての鎮海市街地において神社建設問題はその他の事業とは異なり、当該の日本人居住民にとっては反対・非協力などができる問題であることが分かる。また、神社の存在そのものが日本人町としての自覚に関わることを考慮すれば、1916 年（大正 5）の鎮海神社の建設は、鎮海を日本国内の日常生活を営む都市と同じレベルの日常空間として、植民地軍港都市としての日本人町という自覚や認識の発現としても考えられる。

次に、「鎮海繁栄会」が給水料金の低減請願をしたことを確認したい。下は 1915 年（大正 4）6 月の『釜山日報』の記事である。

給水料金低減の請願 己報の如く鎮海繁栄会にては、廿二日午後二時より同事務所楼上に於て幹事会を開催したるが、出席者松尾、大坪の会副会長評議員加藤作之進外の十六名にて今秋挙行の即位大典記念事業として、遥拝殿建設の議は満場一致にて可決し、近日具体的案を作製して汎く賛同を求むることとし、次に来る七月一日より実施の水道給水規則改正請願の件は、鎮海衛生会への交渉すると同時に近々料金低減の請願書を提出する事に決定し、午後六時過ぎ散会したりと。⁵⁵

遥拝殿建設の話が出てきてからまだ 3 ヶ月も経たない 6 月末に、水道料金に関する案件が確認できる。この記事では、7 月 1 日から給水を実施する予定であるが、それに対する水道給水規則の改正請願について、「鎮海繁栄会」が「鎮海衛生会」と交渉するとある。同時に、「鎮海繁栄会」では水道料金低減の請願書を昌原郡庁へ提出することを決定したことを伝えている⁵⁶。この給水料に関するより詳細な情報は、同年 7 月 4 日の記事で確認できる。

値下運動の開始 鎮海市に実施せらるる水道給水規則の厳格にして給水料の高率なるは、痛く市民の望みを絶ち、是が引下げ運動中なるが、実施期の前日六月三十日迄に郡庁出張所へ給水の申込を為せしもの、第一種服部計之助、山陽ラムネの二、第二種大坪善右衛門、藤澤仁鄭、友好友眠の三、計五名の僅少なる申込ありしのみ。斯くの如きは水道敷設の趣旨に反

するのみにならず、始終厚意を以て多大の援助を与へられ否な殆んど大半の提供者たる海軍側の意旨に悖る次第なるが、給水料の高率なる現在の規定にては、此の上二三の給水申込者あらんも、その他は従来の如く依然井戸に甘むずるの外なしと言ひ居れる現状にて、此の際鎮海繁栄会並に衛生会は各々其立場より夫れ々引下げ運動に尽瘁すべしと。⁵⁷

まずこの記事からは、1915年(大正四)の7月から鎮海において水道給水規則が適用されるが、その給水料が高額であったため鎮海の人々が引下げ運動をしていたことが分かる。この水道給水には二種類があつて、第1種に服部計之助と山陽ラムネが、第2種には大坪善右衛門、藤澤仁鄭、友好友眠の3人が申し込んでいた。第1種に申し込んだ服部計之助は、1935年(昭和10)に釜山に本店を置いた朝鮮土木会社の専務理事を務めた人物であったが、鎮海において他の足跡は見当たらない⁵⁸。第2種の申込者も、大坪善右衛門のほかには、鎮海での活動は見当たらなかった。水道給水の申し込みはこれら5件が全てで、そのほかの多くの市民は依然として井戸を使用していたことが分かる。

一方、この記事ではこのような状況がその水道敷設の趣旨に反することを指摘している。また、「始終厚意を以て多大の援助を与へられ否を殆んど大半の提供者たる海軍側の意旨に悖る次第なる」と、この水道敷設には海軍側の援助もあったことを示しながら、海軍側の趣旨にも反することを懸念している。そして、こうした状況を開拓するために、「鎮海繁栄会」と「鎮海衛生会」は引下げ運動に尽力するのがよいであろうという論調を張っている。

それから3日後の記事では、水道使用申込者が45名まで増えたことを報じている⁵⁹。そして、「幾分増加すべきみこみあり何分料金の高率には困り居る有様なれば、此の際料金の低減を見ば居住民の大半は申込為すべしと云ふ」と伝えている⁶⁰。つまり、料金が高いながらも多少の申込者の増加がみられ、もし水道料金の引下げが実現すれば、ほとんどの市民が申し込むであろうと予測を立てている。

その後、同年8月10日に至り、「鎮海水道料金低減」という記事が出された⁶¹。

共用栓の増設近し 鎮海水道の料金は非常に高率にして、為めに需要者は官憲其の他の勧告を以てして尚僅かに百三十名内外に過ぎるを状況なるは、唯に水道敷設の趣旨に反するものにて、鎮海繁栄会よりは客月上旬給水料値下請願書を其の筋へ提出したるが、安藤鎮海警察署長は此の間に処し努めて市民に水道使用の普及を計ると共に、一面其の筋へ向け市内共用栓の少數にして不便此の上なき次第を具申し、其の増設を促したる由にて、其結果六日津田道書記來鎮し、安藤署長、成松工営所主任、大坪学校組合管理者等と会合し、種々調査協議するところありしが、愈々其の筋に於ても、是等具申の事情を諒として近々共用栓増設工事に着手すると共に、繁栄会請願の趣旨を容れ、水道使用料金を低減する意向なりとのことなれば、実施の暁は繁栄会請願の通り低減せらるる事となり。水道使用者殆ど全市の大部分を占むべく、茲に始めて海軍側の厚意は、市民全般に及び安藤署長の此の間に処したる好意も亦之を受くるを得、市民も又良好の飲料水を低廉に使用し得ば、至福此の上なき次第にして、一日も其の実施の速ならんことを切望するものなりと鎮海有力家の一人たる某氏語れり。⁶²

この記事によると、8月上旬までの水道給水への申込者はなお130名程度で、それも市街地における官憲等の勧告があつたことでの結果であった。このような状況は、水道敷設の趣旨に反するものであるが、「鎮海繁栄会」の請願である水道料金の引下げは実現していなかった。しかし8月6日に、安藤鎮海警察署長と水道工事を担当したと見られる成松工営所主任、大坪学校組合管理者の間で調査及び協議が行われ、懸案のひとつであった市内の共用栓の増設工事の着手とともに、「鎮海繁栄会」の請願である水道料金の引下げも前向きに受け入れられ、一日も早い実現が待たれるまでに至ったのである。

このように、「鎮海繁栄会」は、市街地の水道給水をめぐって市街地の居住民と海軍や総督府などとの間に利害の衝突が生じた時、高率の水道料金引下げという居住民側の立場をアピールしながら運動を展開した。その結果、請願した水道料金の引下げに関して、前向きな答えを担当官憲から得られたと見られる。

この他にも、1915年（大正4）7月、「鎮海繁栄会」は同年の秋に予定されていた施政五年記念朝鮮物産共進会を観光客誘致の絶好の機会と考えて協議を行った⁶³。それから、約1週間後の7月24日の記事では、「鎮海繁栄会」と「馬山商業會議所」が連携して、「観光案内の小冊子や廣告台の建設を協議していることが報じられる⁶⁴。とりわけ、「他面に於ては釜山、京城其の他の主要地に経費の許す範囲内に於て馬山、鎮海を紹介すべき廣告台を建設して間接觀覽団の誘致策を講じ」とし、各地域の官公署に対して書面や直接訪問で依頼する計画であることが確認できる⁶⁵。

上記の二つの案件については協議が続けられ、翌月の8月13日の記事で「案内塔」の設置が決まったことが確認できる⁶⁶。同月の25日には、馬山と鎮海を紹介する廣告台を南大門（京城）、三浪津（密陽）、釜山の三ヶ所に設置することも決定し、その費用として350円が予定されていることを伝えている⁶⁷。しかし、このように順調にみられた廣告台設置計画は、9月になって鎮海側の中止によって、「馬山商業會議所」の廣告台のみが建設されることになった。⁶⁸この際、鎮海側の中止理由については確認できていないが、鎮海側の中止による費用問題が発生したため、馬山側では馬山を紹介する「馬山廣告台」として、密陽の三郎津駅構内のみに廣告台が設置されることとなつた⁶⁹。

ここで注目したいことは、廣告台の設置の成否ではなく、「鎮海繁栄会」が市街地広告のために「馬山商業會議所」とも協議していた点である。その協議にあって、「馬山商業會議所」の頭目であった賀田平三郎、「馬山繁栄会」の会長の三宅吉郎、「馬山商業會議所」の書記であった長岡庸一の3人は、鎮海有志との費用の議論のために、「鎮海繁栄会」の会長である松尾重信の自宅を訪ねて協議を行つたりした⁷⁰。このことから、「鎮海繁栄会」は鎮海市街地の渉外活動も担っていたことが理解できる。

このほかにも、「鎮海繁栄会」は、1915年（大正4）の4月25日には軍艦入港を迎えて、その乗組員を対象として鎮海武術大会を開いていた⁷¹。この大会は、「乗組員慰藉のため」に開催されたものであった⁷²。次の記事では、大会の具体的様子を伝えている。

（前略）当日は式場の二方に三間に十五間の棧敷を設へ幟幕を飾り、中央の旗竿より万国旗

を飾り入口には国旗を交叉設備万端を竣へたるころ、正午過ぎより上陸せし各艦艇乗組員無慮数千名艤て、定刻に至るや皆藤川・島・伴の三氏交互審判の下に先づ擊劍よりはじまり、三本勝負數十番ありて川島伴両氏の模範試合あり。引き続き柔道の開始は榎田雅紀両氏の審判により十数番の取組ありて、後擊劍三人抜に移り夕景大盛会裡に散会をつけたる（後略）。

73

この記事からは、「三間に十五間の桟敷」に万国旗などで飾りをしたこと、会場には数千人の乗組員が来たこと、剣術の試合やその模範試合、柔道の試合などが行われたことが分かる。この大会のために、「鎮海繁栄会」はその2、3日前から準備した⁷⁴。

以上のように、「鎮会繁栄会」は、1912年（大正元）の発会以来、会員から要求された鉄道敷設のような大きな工事をはじめいくつもの案件を決議し推進していった。それは、1915年（大正4）の遙拝殿建設計画や観光客誘致の廣告台の設置などでも確認できた。廣告台設置計画に際しては、市街地の繁栄を目指し、近隣の馬山の団体との連携など渉外活動も確認できた。このほかにも、市街地においては設立初期から「聯合大売出し」や「武術大会」などを開き、商業発展に関わる様々な行事も主催した。一方で、「鎮海繁栄会」は団体の利益を求めるながら、水道料金引下げ運動の時には、市街地の居住民と海軍や総督府の間で、居住民側の立場を表明しながら交渉・仲介する姿も見られる。このことは、「鎮海繁栄会」が、市街地の経済発展において、海軍が重要な位置を占めていることを認識していたためであると考えられる。

しかし、このような活発な活動にも関わらず、「鎮海繁栄会」は1917年（大正6）に解散へ至ることとなる⁷⁵。解散については第四節で詳細に検討する。

最後に、「鎮海繁栄会」発会当初の1912年（大正元）から、主要案件として扱われた鎮昌鉄道の敷設について述べておきたい。「鎮海繁栄会」が解散する1917年（大正6）にも議論が続けられていたこの鉄道は、1921年（大正10）の11月にようやく起工することになった⁷⁶。この鉄道工事は、「北陸土木株式会社」が請け負った⁷⁷。この会社は、「鎮海繁栄会」の会長を務めた松尾重信の会社であった点を改めて指摘しておきたい。この鎮昌鉄道は1926年（大正15）10月末にはその工事を終えて、翌月の11月11日に開通式を予定していた⁷⁸。松尾は、この鉄道開通に合わせて、10月26日に官民有志の百余名を招き、市街地の料亭春乃日で祝宴を催した⁷⁹。同年に出版された『鎮海要覧』には、この鉄道開通を祝賀し、70以上の記念廣告が掲載された⁸⁰。鎮海における会社、病院、学校、料亭にいたるまで様々な個人や団体からの廣告が確認できる。このように、「鎮海繁栄会」の中心人物は、組織解散後も鎮海において資本家であり、有力者として影響力を持ちながら経済的な活動を続けていったのである。

第3節 鎮海市街地における「鎮海衛生組合」の活動 - 市街地有力者ネットワークと公的団体の結節点 -

ここまででは、鎮海市街地において「鎮海繁栄会」が、「鎮海学校組合」の人的ネットワークに基づいて設置された実業発展の目的の民間団体であったことを確認してきた。一方、1910年代の鎮

海市街地においては、この「鎮海繁栄会」や「鎮海学校組合」とともに、衛生分野で活発な活動をみせていた「鎮海衛生組合」が存在していた。軍港都市であったため、衛生管理は他の都市より鎮海市街地において重要であった。本節では、この衛生に関わる団体であった「鎮海衛生組合」について検討したい。

「鎮海衛生組合」の構成員は、「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」にも属しているケースが多かつたことは、前節や前章すでに確認した。この「鎮海衛生組合」は、前身となる「鎮海衛生会」が1916年（大正5）に改称した組織である⁸¹。ここでは、この改称を分岐点にして、その前後の活動を検討したい。

管見の限り、「鎮海衛生会」に関する最も早い記録は、1915年（大正4）1月16日の『釜山日報』の記事である。この記事では、当時「鎮海学校組合」の委員であった大坪善右衛門が、「鎮海衛生会」の副会長を務めていたこと、また辞職すべきかと悩んでいたことが書かれている⁸²。時期を遡って、1912年（大正元）に出版された『鎮海』では、まだ「鎮海衛生会」に関する記録は見当たらない⁸³。むしろ、この時期の衛生に関しては、「鎮海学校組合」の積極的な活動が確認できた⁸⁴。のことから「鎮海衛生会」は、1912年末から1914年（大正3）の間に設けられたと推察される。

1915年（大正3）の3月、「鎮海衛生会」が鎮海警察署で職員会を開いていた⁸⁵。出席者は会長の松尾重信、副会長の大坪善右衛門、幹事の玉川謙吉と増田大藏、警察署長であった安藤正次郎⁸⁶、「鎮海学校組合」の管理者であった前田栄吉であった⁸⁷。同月19日にもこの役員会が開かれ、同日午後一時からは評議員会も開かれた⁸⁸。評議員会では收支予算が審議され、1914年（大正3）より147円減少の総計3,214円になったとある⁸⁹。

この1915年（大正4）という年は、総督府の警務総監部の傘下に衛生行政所が置かれて、いわゆる「衛生警察」という統制中心的な行政体系が整えられた後の時期であった⁹⁰。当然、鎮海においても警察署が衛生行政に関わっていた。そのため、「鎮海衛生会」はこの総督府の衛生行政体制に沿って活動を展開していたと見られる。この点は、「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」が、市街地における民間団体として、比較的居住民側の立場を積極的に反映して、総督府や海軍にその意見を伝達したこととは異なる点である。

「鎮海衛生会」は1915年（大正4）に顧問を4人置いているが、そのうちの一人は当時の鎮海防備隊軍医長の黒岩賢三であった⁹¹。この点から、「鎮海衛生会」が総督府下の警察のみならず、海軍とも関わりながら活動していたことが分かる。このように、総督府の行政体系の中で補助的な団体でありながら海軍とも関わっていたことは、軍港都市であり海軍艦隊の入港とそれに伴う水兵の上陸が頻繁であった鎮海市街地の特徴に起因するものと考えられる。

同年7月17日に行われた衛生講話大会では、このような「鎮海衛生会」の性格が如実に表れている。次の記事では、大会当日の状況や内容について詳細に報じている。

時節柄有益の講話 既報の如く、鎮海衛生会主催の鎮海座に於ける衛生講話大会は十七日午後八時過より開催されたが、大坪衛生会副会長得意の白髪を撫して開会の辞を述べて降壇するや、安藤警察署長は此の日南辻会合、芸酌婦に対する衛生講話、続いて湯屋組合総会に

於ける衛生、風紀の講話と炎天に数回の巡回講話を為したるにも係らず、何等の疲労を覚える如く、先づ多数の聴講者ありしは鎮海市の為め感謝に堪えずと冒頭を置きて、左の如く趣味ある講話を為したり（中略）と、約一時間に亘り各種の実例を挙げて懇切に講述して降壇するや、黒岩防備隊軍医長は莊重の弁を以て演壇に現はれ、伝染病の恐るべき所以を詳述し、密集部隊は伝染病の感染甚だしく、特に艦船はその生活状態陸上の夫れと異なるものあるを以て、一朝是等病気の侵入あるときは士気に甚大の影響アルは勿論なり、軍港市街地の居住民は他に比して一層衛生に注意せるべからず、外国艦船は我が国の夫れ程伝染病の感染少きは之れ一に陸上衛生設備の完備せる所以なり。伝染病の恐ろべきは斯くの如し（一々病菌発生より図解説明を為して伝染病原の経路詳述す）。飲料水の選択は此の際大に一考を要す。鎮海水道の水は他軍港地の夫れに比し、遙かに良好の分析成績を示し居るを以て飲料水として是非之を使用すべく、若し鎮海市街にして伝染病流行地と認めらるるときは諸君の折角期待したる第二艦隊も縱令入港するも兵員を上陸せしむる事なし。自衛予防は唯に自己一家の幸福に止らずして鎮海市全般の休戚に関するならん云々と結びて降壇するや、小野警察医は水道水と井戸水とを取り寄せて簡単なる分析試験を実験して其の良否如何を示し、午後十一時頃散会したるが、聴衆役三百余名にして何れも熱心に聴講したりと。⁹²

この記事によると、「鎮海繁栄会」主催のこの衛生講話大会は、1915年（大正4）7月17日の午後8時過ぎから11時まで、大坪善右衛門が經營していた鎮海座で開かれた。この時、講話した人物は、安藤警察署長、黒岩防備隊軍医長、小野警察医の3人であった。

その内容を確認してみると、まず安藤警察署長は、鎮海のような軍港都市の衛生状態は帝国の士気に影響を及ぼすことを指摘しながら、その衛生状況を保つために居住民が注意を払うべきであることを強調した。とりわけ、水道水の使用の重要性について、横浜や長崎の事例を挙げながら述べていた。次の黒岩防備隊軍医長は、船上での生活は陸上とは異なり艦船内で伝染病が侵入した場合海軍の士気に甚大な影響を及ぼすことを述べ、水道水使用と伝染病減少の関係を説明し、艦隊上陸港である鎮海の衛生管理の重要性を説きつつ、市街地での水道水の使用を求めていた。また、このような衛生状況は単に海軍あるいは市街地の市民個人のみならず、市街地全体の幸副に繋がることを強調した。最後に、小野警察医は水道水と井戸水を比較する分析試験を実演し、両者の良否を示している。

この大会では、談話者3名が共通して水道水の使用を求めていたことが確認できる。この時は、第2節の「鎮海繁栄会」が水道料金の低減運動を行った時期でもある。居住民側からは高額の水道料金に負担を感じることに対して、警察や海軍では、上記の記事でも伝えられている理由によって市街地での水道の使用を住民側に促していた。「鎮海衛生会」は、衛生講和大会を主催するなど警察と海軍の立場や考え方を居住民に広げる役割も担っていたと考えられ、基本的に警察の衛生行政に協力する性格を有していたといえる。

のみならず、「鎮海衛生会」は海軍とも友好的な関係にあったと見られる。同年の8月11日の記事から、その状況を確認したい。

海軍看護手の美挙　目下鎮海軍港滯泊中の第二艦隊周防艦乗組一等看護手中井弘氏は、先般上陸の際鎮海衛生会白井書記に会談し、目下市街地の衛生状態並に衛生会の事業經營に付き詳細聞取るところありて、市街地の衛生状態の良好なるは、一に衛生会の努力に因るものなり。自分も又艦内に於て其の職にあるもの大に同情に絶えず、即座に己が手当中より金一円を出し、軽少ながら衛生会の経費中へ寄贈したしと、申入れたれば若い者には酒と女が附物なるに去りとは御奇特の至りと、白井老涙を流して之を受け取り、其の手続を為したりと誠に近来になき美挙と云ふべし。⁹³

この記事では、第二艦隊の周防艦の乗組員であった1等看護手の中井弘が、「鎮海衛生会」の白井書記と会談したことを伝えている。この時、中井弘は、鎮海市街地の衛生状態や「鎮海衛生会」の事業經營について調査して、「鎮海衛生会」の努力によってその状況が良好であると認めている。この記事の内容から、「鎮海衛生会」が市街地における衛生行政やその管理にあって、積極的に活動していたことがうかがえる。この点は、「鎮海繁栄会」が基本的に居住民や実業家の意見を受け止めて、総督府側に請願するなどの活動を見せたことと比べると明確な差がある。

この「鎮海衛生会」は、1916年（大正5）4月に「鎮海衛生組合」へと改称した。次の記事で、その具体的な内容が確認できる⁹⁴。

▲鎮海には従来衛生会なるものありて、市の衛生施設を管掌したるが、今回法規に基きて鎮海衛生組合と改め、既報の如く卅一日午後一時より鎮海警察署楼上に於て評議員会を開き、組合規約及び五年度歳入出予算を附議したるが、該規約は三十七条より成り、予算は歳入出共に二千百三十三円に有之候。▲同組合には組合長一人、副組合長一人、組合区長十人を置き、組合会長に松尾重信氏、副組合長に大坪善右衛門氏当選し、組合区長は組合長に於て過半選挙したる町総代に之を嘱託することとなり、即ち山田茂實、北岸貞雄、上田末太郎、光成久吉、村上四郎、野崎常蔵、大本宇市、遠藤保、国安良平、元木浅夫の十氏に嘱託し又評議員に嘱託されしは、山田茂豊、野村清人、津田俊二、久富鉄一、増田大蔵、渋谷精、大原愛始、伴昇、元木浅夫、鳥越園次郎の十氏に候。⁹⁵

この記事では、まず衛生組合への改称が法規に基づいていることを伝えている。この法規は、1915年（大正4）9月22日の、「朝鮮総督府慶尚南道警務部告示第五号」を指していると考えられる⁹⁶。これにより、伝染病予防令施行規則第一二条に基づき衛生組合を設置すること、およびその設置地域が告示された。その地域の一つに鎮海面も含まれていた。そのため、以前から鎮海市街地において存在していた「鎮海衛生会」を「鎮海衛生組合」に改称したと思われる。

上記新聞記事に戻り、「鎮海衛生組合」の構成員についてみてみよう。何より、組合長と副組合長として、松尾重信と大坪善右衛門の名前が見られる。この2名は、1915年（大正4）の「鎮海繁栄会」の会長と副会長でもあった。次に、組合区長の10名のなかで、北岸貞雄、光成久吉、村上四郎、野崎常蔵、大本宇市の5名は1915年（大正4）の「鎮海繁栄会」評議員でもあった⁹⁷。また、評議員10名の中からは、増田大蔵、渋谷精、大原愛始の3名が同様に「鎮海繁栄会」の評

議員も務めていた。のみならず、全体の 21 人名の中で、「鎮海学校組合」の評議員あるいは管理者を務めたことのある人物は 13 名に上る⁹⁸。

このように「鎮海衛生組合」は、総督府の慶尚南道警務部の告示によって団体の法的根拠を持つようになった。このことは、「鎮海衛生組合」が、朝鮮における警察中心の衛生行政を円滑にするための団体として鎮海に位置づけられたことを示唆する。その構成員は鎮海市街地の有力者であり、既に「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」で市街地の発展のために積極的な活動を見せていました。すなわち、鎮海市街地の有力者たちが、1916 年（大正 5）には民間団体のみならず、総督府傘下の団体にも入っていたことを表わす。状況に応じて、民間の私的立場に立ったり、または総督府系の公的性格が強い団体にも入ったりしていたといえよう。

「鎮海衛生組合」は、改称直後の 4 月、「鎮海学校組合」が約 3 千円を投資して建設された鎮海伝染病舎を無償で借り受けた⁹⁹。そして、同年の 9 月からは、コレラ流行に備えるための動きが『釜山日報』で確認できる。1916 年 9 月 7 日付記事でうかがえる状況を見てみると、対馬でコレラが発生して、鎮海でも「鎮海は同地（対州）との和船の交通が頻繁だから、決して油断は出来ない大に警戒を要すべきもの」と認識していたことが確認できる¹⁰⁰。そこで、対馬より来た船に対しては、「厳重なる検疫」を行いながら、5 日間は停船してその間には乗組員の上陸及び、荷揚なども許さなかつたことが分かる¹⁰¹。これのみならず、鎮海の市内の一区域に窒扶斯が発生し、「避病舎に収容せる同患者十名余に上れり」という状況であった。そこで、「鎮海衛生組合」では「防疫のために臨時衛生施設に要する費用も大に嵩むことになったので」予算の追加を協議し始めた¹⁰²。

1916 年（大正 5）の衛生費予算は、2,133 円であったが、伝染病の防疫のために、臨時で 945 円の予算を追加で設けることを議論していた¹⁰³。この予算の追加は、居住民にとっては衛生費負担の増加を意味し、この協議翌月の 10 月から 6 ヶ月間は衛生費が倍になるとされた¹⁰⁴。当時の新聞には、「伝染病は斯の如く單り患家の不幸のみならず其発生の為に一般に損害を及ぼすのであるから各自に衛生を重んずるといふことは自己防衛の為めばかりでない公徳を重んずるといふ感念が其第一義であらねばならぬ」といった論調が張られている¹⁰⁵。もちろん、衛生費増加に関して市街地の居住民を納得させるためであるが、公衆衛生の観念が伝染病への対応を通じて市民に強調されていることにも注意すべきであろう。

この協議で提案された予算金額は、「当地に於ける窒扶斯も蔓延の兆候なし。終息に近づき虎疫も周到なる防疫用意に依つて先づ襲来の虞れはないやうだから」という理由で、結局 555 円に決まった¹⁰⁶。このように、「鎮海衛生組合」では市街地の状況に合わせて予算を協議し、それを居住民に賦課していた。

この「鎮海衛生組合」の協議の後の同月 22 日付「防疫警戒厳重」という記事では、この時期のコレラの流行に対して、鎮海警察署でどのような対処をしていたのかが分かる¹⁰⁷。「釜山晋州三千浦の各地に虎疫患者が発生したとあつては、対岸には対州ありて鎮海は恰も虎疫発生地に包囲された形であるから、危険極まりなく、警戒一層の厳重を加ふべき」と指摘し、直接的に斎藤湾・行巖湾・飛鳳の各桟橋で消毒品を備えて上陸客は「必ず」足部消毒をするようにしていた¹⁰⁸。また、普段の食料品の供給地であった釜山からの仕入を避けて、適当な代替地を探すのが防疫上

の緊急であると判断した警察は、「鎮海衛生組合」にその内容を示達し、「鎮海衛生組合」は各商店へそれぞれ通知していた¹⁰⁹。

このようなコレラの流行状況については、1916年10月4日付記事でもその患者が続々発生することを知らせていた¹¹⁰。この記事では、飛鳳の前面の毛島に居住する漁夫が10月2日に発病してコレラと診断されたが、同日に死亡したことが知らせていた。また、釜島においても日本人漁夫1名、行岩里および豊湖里の朝鮮人が各1名ずつ10月1日に発病して、ともにコレラと診断されて避病舎に収容したが、朝鮮人の1名は死亡したことが確認できる。記事ではこれらの発病地は鎮海市街地ではなく海岸地域である点を挙げながら「鎮海市街には幸に今日まで虎疫の侵入を免れ居れるも、面内各所に同患者発生し、市街は其包囲中に在る状態なれば、危険千万なり。市民は各自の摂生に一層の注意を払ふべきなり」と注意を払っていた¹¹¹。

そして、同月10日付『釜山日報』では、コレラ流行の関係で魚類の需要が減少して、漁船の入港も少なくなった結果、鎮海水産市場の売上高が1,945円で例月の約半額であったことを報じている¹¹²。このような状況で、同日付「虎疫は終息か」という記事では、安藤鎮海警察署長が面内の各洞里に出張して、各里に自衛団を組織して各洞里の往来者には道理毎に足部消毒をした後出入することと生水を禁じて煮沸水を用いることなどを説示した¹¹³。この記事の終わりには、最近に2~3日は新患者の発生がなく、気候も漸く冷氣を感じられるにいたれば、最早終息するといつ期待を表わしていた¹¹⁴。

やがて、同年の10月25日の記事からは、鎮海においてコレラが終息する兆しがうかがえる¹¹⁵。

鎮海面内の虎疫は、十四日飛鳳の鮮人部落に一名の新患者ありし以来、発生を見ない。多分之で終息となるであらう、目下避病舎には、三名の虎列拉患者と二名の同保菌者と三名のチブス患者とを収容して居るが、虎疫患者の中一名は明二十一日全治退院の筈である。初発以来面内の虎疫患者数二十四名の中、死亡十三名全治八名である。¹¹⁶

この記事では、鎮海面の飛鳳で1名の新患者が発生して以来患者数が増えていないので、コレラの終息へ向かっているとしている。それのみならず、ここでは、鎮海におけるコレラ患者が避病舎に隔離されたことや、全24名の患者の中で、死亡者が13人、全治した人が8人であったことも確認できる。ただし、この記事で指摘したいことは、「鮮人部落に一名の新患者ありし」という部分である。日本人市街地の周辺にある朝鮮人町で現れた伝染病発生は、「鎮海衛生組合」にあって、朝鮮人地域の衛生管理の必要性を呼び起したと思われる。同月の31日の二つの記事から、「鎮海衛生組合」のこのような考え方が見られるので紹介したい。

鎮海衛生組合にて避病舎増築の為め、本年度予算三百五十円を追加し、一時借入金を以て、之に充当するの件、及び組合規約中組合費を市外居住の鮮人にも負担せしむるべく改正の件は、認可申請中の処、此程警務部より何れも認可の指令ありたりと。¹¹⁷

まずこの記事からは、「鎮海衛生組合」が避病舎の増築のために追加予算を設けることが分かる。

そして、市外居住の朝鮮人にも組合費を負担させるために、組合規約の改定を申請して、全部認可を得たことが確認できる。このことから、これまで市街地周辺部の朝鮮人に対しては衛生組合費を賦課していなかったことが分かる。次は、同日の別の記事である。

鎮海衛生組合にては、別項の如く市外の鮮人に□□合費を負担せしむることとなりたるに就ては、鮮人部落を十区に分かち、各区に鮮人区長を置き、従来の衛生区長日人十名なりしをあわせて二十名とな□、同評議員も従来十名なりしを十三名とし、内三名は鮮人を推薦することとせし。¹¹⁸

「鎮海衛生組合」は、朝鮮人にも組合費の負担を負わせながら、その市外地域である朝鮮人町を衛生管理のために10区に分けて、それぞれ朝鮮人区長を10人置くことにした。そして、評議員にも既存の日本人10名に加え、朝鮮人3名分の定数を増やし、全13名にすると決めたことが分かる。これは、既存の「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」が、全員日本人団体であったことと異なる点である。基本的に「鎮海学校組合」は日本人の教育目的を持って設けられた団体で、また「鎮海繁栄会」はその人的ネットワークに基づいた団体であった。そのため、コレラの発生で、市街地周辺の朝鮮人社会の衛生状況が、市街地である日本人地域の衛生状態へも影響を及ぼすと、はじめてその社会の存在を認識するようになったとみられる。

以上のように、鎮海における有力者ネットワークとも緊密に関わっていた「鎮海衛生組合」は、「鎮海学校組合」や「鎮海繁栄会」に比べて、総督府側により協調的で親和的な性格・態度を示していた。これは、総督府の警察による衛生行政体系に起因した現象として、行政組織の役割を地域の「鎮海衛生組合」が分担していたこととして理解できる。また、軍港都市であったため、市街地の衛生は海軍の健康や士気問題に直結するので、海軍とも相互協力的な姿勢が確認できる。

鎮海には、日本人市街地の建設とともに「鎮海学校組合」が設けられて、教育をはじめ衛生、土木、建築など市街地行政の総てに関わっていた。しかし、総督府の地方行政体系が漸次に整えられるとともに、学校組合は基本的に教育事業のみに関わる団体としてその機能が縮小されていった。そして、衛生については、警察を中心にしながら衛生組合を設け、衛生行政の補助的な団体としてこれを位置づけたと考えられる。このような流れで、「鎮海学校組合」の人的ネットワークを基にした「鎮海繁栄会」の構成員は、「鎮海衛生組合」という組織にも属するようになったと見られる。つまり、地元の有力者ネットワークが総督府中心の行政体制に吸収される過程あるいは、その癒着の前兆として考えられるのである。

最後に、「鎮海衛生組合」は、1916年（大正5）のコレラの流行によって市街地周辺部の朝鮮人地域も管理の領域として認識し団体の構成員として受け入れるが、これも基本的に日本人地域の衛生の為であったことを指摘しておきたい。

第4節 「鎮海繁栄会」の解散と地域社会のネットワーク - 総督府の地方行政体系への収斂 -

さて、行政との関係が密であった「鎮海衛生組合」に比べ、より市街地住民側の利益に関わりの深かった「鎮海繁栄会」に再び目を向けよう。先述のとおり、「鎮海繁栄会」は、1912年（大正元）の設立時から、鎮海市街地における水道料金引き下げ、遙拝殿の建設、鉄道敷設問題などに積極的に関わっていた。しかし、1916年（大正5）4月に至って、「鎮海繁栄会」の解散を促す声が現れ始めていたのである。当時の新聞記事から状況を確認したい。

唯海軍を以て生命とする鎮海市は、今まで産業上の公的機関とては更に無く、鎮海繁栄会の如きも艦隊の歓迎、視察団の歓待等には極めて懇切にして畢竟市の利益を慮ばかる点に於て、忠実に素より必要なる機関には相違なきも、産業方面には總て没交渉なるを以て、更に繁栄会の規模に一步を進めて商業会議所的に産業方面の調査をも遂ぐることとし、外来視察者等に対して其の調査資料を提供し、又は之を一般に発表することとせば依って、以て企業家を招致するの端緒を啓くこととなり、市を利することも多かるべしとの説ありて、鎮海繁栄会は近く一先づ解散し、更に市内の有力者を以て公的機関を組織するに至るべしと聞き及び候。¹¹⁹

この記事では、これまで鎮海市街地において産業面の公的機関がないこと、また「鎮海繁栄会」もまた艦隊の歓迎や視察団の歓待などは十分であるが、産業に関しては全く機能していないという問題点が挙げられている。そして、市街地において産業方面的利益を求めるためには、商業会議所のような公的機関を組織し、より企業家の誘致や市街地の広告をする必要があること、そのためにも「鎮海繁栄会」を解散して、市内有力者の公的団体を組織すべきであるという声があるとしている。

一方、この4月は、「鎮海衛生会」が「鎮海衛生組合」に改称し、公的団体としての姿を備えた時期でもあった。そこで、このような公的団体結成への熱望は、総督府地方行政体系の整備に伴って変化する市街地の状況とも関連があったと考えられる。このような雰囲気は同年の六月でも続いており、さらに高まっていたことが確認できる。

鎮海市唯一の代表機関たりし鎮海繁栄会は、一たび解散風に襲はるる迄冷視され、松尾会長以下役員の辞職頻出し氣勢甚だ揚らずして、海軍記念日に於ける祝賀会及び市内装飾の如き毎年繁栄会之が首動となりて行はれつつありしものが、本年は我不関焉と更に頓着せざりしかば、已むを得ず、俄かに祝賀会委員なるものを設け、大坪管理者祝賀会委員長となりて有志の寄付を募り、兜山公園の祝賀会なるものは挙行されたる次第なるが、斯くては繁栄会も遂に其存在を認められざるに至らんも知るべからざる程なりしに、愈々来る十日頃総会を開き会則を改め、会員を定めて自今会費を徴集することとし、会長を置かず幹事組織として從来よりは比較的根底を鞏固にして、大に活躍する方針なりを聞及び候。¹²⁰

上に引用した同年6月5日付の『釜山日報』の記事では、「鎮海繁栄会」が解散風に巻き込まれ、会長の松尾重信をはじめ役員らの辞職が頻出する状況であることが分かる。そして、海軍記

念日に向けて毎年「鎮海繁栄会」が町の飾り付けなどを準備してきたが、この年には「我不関焉」という姿勢になっていたことが確認できる。そのため、やむを得ず「鎮海繁栄会」の副会長であった大坪善右衛門を委員長として祝賀委員会を設立し、市街地有志からの寄付でかろうじて祝賀会を行った。今後この繁栄会もその存在を忘れられるようになるかもしれない危機的状況にあったといえる。そうした状況のなか、6月10日に総会開催が予定され、改めて会員を定めて会費を徴収し、会長を置かない幹事組織として運営していく方向となるだろうと伝えている。

この記事から遡ること1年ほど前の1915年(大正4)には艦隊の入港を迎えて、「鎮海繁栄会」が武術大会などを開きながら、積極的に海軍に関わる市街地行事を催したことと比較してみれば、会長であった松尾重信を筆頭に、次々と委員らが辞職し「鎮海繁栄会」が市街地を代表する団体として瓦解してゆく状況にあることが見て取れる¹²¹。また、会員に対する会費徴収の問題が記事で扱われたことは、この「鎮海繁栄会」存続の危機的状況が財政的な問題によるものであった可能性を示す。その背景には、「鎮海繁栄会」に対して海軍の援助が減ったことがあったと考えられる。次の記事では、当時の「鎮海繁栄会」と海軍のこうした関係がうかがえる。

▲鎮海市の代表機関とも称すべき繁栄会は、従来海軍の援助に依りて其の存在を認められたる状態に在りしも、本年は其の援助に浴する能はずして今日に及べる為め、会員と目すべき者より毎月会費十銭づつを徴集することとし、一回之が徴集を試み僅かに七円を得其後は成績如何を気遣ひて未だ徴集せざる由なるが、兎も角も今日にては活動せんと欲するも、其の能力を備へざる形骸のみの有状なれば、同会に幹事たる人々が如何に焦慮するも、同会の目的を遂行するは難かるべしと存じられ候。▲海軍援助の中絶は同会の機能如何を疑はれたる結果なるかの如く聞き及び候ひしが、若し果たして然らんには、其の昨日を発揮すべき機会を捕捉して同会の活動に俟たざるべからざることを示すは喫緊事にして、時機だに到来せば頓て援助の復活も有之儀と存じ候。▲何分鎮海市には府庁所在地と同等の戸口数を有しながら府庁なく商業会議所なく、学校組合あれども教育以外のことは携はるを許さず、市の中心機関とては全く缺如せる不具の都市なれば、繁栄会の如きものの存在は最も必要なること勿論なり。唯其の須要なるを認めながらも、之が活動に要する経費の負担は之を喜ばず、従つて同会の働き振りは自ずから忠実を欠ぐの結果、動もすれば贅物視する者あるに至れるは遺憾のことと候。(後略)¹²²

「鎮海市の代表機関とも称すべき繁栄会」という部分から、それまでの市街地における「鎮海繁栄会」の位相がうかがい知れる。そして、「鎮海繁栄会」が従来から海軍の援助によって存在が認められていたが、この年にはその援助を受けられず会員からの会費などで運営を試みるもの、状況は困難なものであったことが確認できる。海軍からの援助の中絶は、「鎮海繁栄会」の団体としての機能不全にも繋がるものであった。この時の援助が、直接的な資金提供を指すのか、あるいは海軍艦隊の入港と水兵の上陸による間接的な援助を指すのかは確認ができない。ただし、方式はともあれ、海軍から鎮海市街地に対する援助があったことが分かる。この中絶の理由については、記事では確認ができないが、この時期に大蔵省では海軍補充費をめぐる議論の後、艦隊

建造のために 1917 年（大正 6）から 42 年間に渡って総額 2 億 5,400 万円を決定した¹²³。このような状況から考えてみると、海軍が資金を艦隊建造に集中したことにも関係があると考えられる。また、軍港市街地の行政を総督府に一元化する日本の植民地で方針に基づくものとしても考えられる¹²⁴。

この記事では、鎮海市には他の府庁所在地と比較しても同等の人口数を有しているにもかかわらず、府庁や商業会議所のようなものがないことを指摘している。そのため、商業目的の団体である「鎮海繁栄会」のような存在が最も必要であるとしている。しかし、実際には「鎮海繁栄会」の必要性を認識しながらもその経費を負担することには人々は否定的で、最近の同会の動向もあり、同会を無駄なものと考える人たちも出てきていることを批判している。このように、1916 年（大正 5）7 月には、「鎮海繁栄会」のような商業発展のための団体の必要性は認めながらも、「鎮海繁栄会」への批判の声が出たことが確認できる。7 月以後は、朝鮮におけるコレラの流行で鎮海市街地もその対備が最優先の時期であったと考えられる。当時の新聞からも、大体に伝染病に関する内容が主となっており、「鎮海繁栄会」に関して特に目立った活動は確認できない。

そして翌年の 1917 年（大正 6）2 月に、鎮海市街地では既存の「鎮海繁栄会」と性格の似た有力者団体が確認できる。次の記事は、2 月 4 日の記事である。

既報去月二十七日、鎮海有志懇談会の席上にて協議決定したる諸問題は、総て実行委員七名を選び、之に附託し請願若しくは調査研究せしむることなし。同委員の選定は大坪管理者に一任したるに、同氏は左の七氏を実行委員に指定したり。国安良平、山田外記、光成久吉、村上四郎、山中勸、山本忠、大坪善右衛門。而して同委員は二日会合して、先づ最も重要問題たる鎮昌鉄道速成、並に市街宅地払受実行の請願、及び商船学校は元山に設置さるるやの噂あるも、由来同校は海軍と密接なるを便宜とする関係上、又気候の上に於ても冬季氷等の為め、海上の教練に支障を來す憂もなき鎮海が最も適當なるべくに依り、同校を鎮海に設置の請願を急速に提出すること、又た其他の諸件も実行方法を協議し尚鎮海の中心機関として同会の会名及び会則等も討議する所ありたりといふ。¹²⁵

この記事から、1917 年（大正 6）1 月 27 日に、鎮海有志者の懇談会が開かれ、協議した諸問題を扱う実行委員の 7 人を選び託すことになったことが分かる。この 7 人は、国安良平、山田外記、光成久吉、村上四郎、山中勸、山本忠、大坪善右衛門で、このうち山田外記、光成久吉、村上四郎、山中権、大坪善右衛門の五人は「鎮海繁栄会」に属したことがあった。また、国安良平と山本忠はそれぞれ「鎮海学校組合」の第 4 回と第 5 回の評議員であったことが確認できる¹²⁶。ここで扱った案件を見ると、鎮昌鉄道速成、市街宅地払受の実行の請願、商船学校を鎮海へ設置することなどがあった。これらは、市街地の産業や商業発展と深く関連したことで、「鎮海繁栄会」の活動と重なる点が多いと思われる。この団体の会名や会則はこの時点ではまだ決まっていなかった。

その後、2 月 16 日に「鎮海繁栄会」の解散が新聞で知らされることとなった¹²⁷。この記事では、「一の公的団体を形成するの急務なるを認め」て、「公的機関を打って一丸となし新たに鎮

海市の代表機関たり又た公的施設の実行樹隔闊たるべき団体を設くことに就て凝機し先づ之に向かつて歩を進めることとなつた」と伝えている¹²⁸。「鎮海繁栄会」の解散当日についても詳細に報じられている。

(前略) ◎乃ち繁栄会は十二日午後一時から旧倶楽部の楼上に於て総会を開き、同会の常任幹事にして、懇談会の委員の一人たる山田外記氏座長席に着き、如上の主旨に依つて、繁栄会は一先づ解散し、之に代わるべき有力なる新団体を組織するに就き賛否を諮りたるに、一人の異議者なく、次に光成常任幹事より会計決算報告ありて、之れに承認を与へ、夫れより新団体組織委員会へは繁栄会を代表して、山田光成両委員の外に更に二名の委員を選んで、立会せしむることに決し、投票の結果、佐藤彬、赤松東一郎の両氏当選し、多年鎮海の立者として、一時は随分羽振を利かせたる繁栄会も茲に終焉を告ぐこととなつた。(後略)¹²⁹

1917年(大正6)2月12日に、有志懇談会の委員であった山田外記を座長として、「鎮海繁栄会」はその解散を告げた。そして、その代わりの有力新団体の組織を設けることに、一人の異議もなかつたことがわかる。新団体の組織にあっては、「鎮海繁栄会」の代表として山田外記、光成久吉の二人と、その場で選出された佐藤彬、赤松東一郎の四人が組織委員になったことが分かる。また、この新団体については、「従来の衛生区画に依り一区に一名の総代並びに若干名の評議員を置く計画なる」とし、1916年(大正5)の「鎮海衛生組合」の組織にならって各衛生区画ごとに、一名の総代を置きこれに若干の評議員を加える方式をとることとなつた。¹³⁰

特にこの記事では、「繁栄会を解散して之等の総てを抱擁せる新団体が成り市の中心機関となって大に活動する段取りとなり」とし、「鎮海繁栄会」の解散は市における新たな中心機関の設立に繋がるものであると伝えた¹³¹。つまり、「鎮海繁栄会」は解散したが、その有力者ネットワークはそのまま維持され、公的団体の新団体に移されることになったのである。

この解散後の同年2月28日には、新団体の規約草案や団体の性格に関する記事が確認できる。その内容は次のとおりである。

鎮海繁栄会を解散し、同時に町総代の改選を行ひ、新たに公的団体を組織せるに決定したることは既報の如くなるが、該新団体組織に就き、過般有志懇談会の席上にて推薦されたる七名の委員は同団体の規約起草の衝に當りたる。二十三日午後四時より学校組合事務所楼上に会合し、各自の意見を提出して、討議の上該規約は脱稿したる由なるが、其内容は鎮海の繁栄を図り、及び風紀を改善するを以て目的とし、学校組合又は衛生組合の規約に抵触せざる限りは教育及び衛生上の事に關しても、同会は之に干渉することを得べく、而して名目は総代会とし、市内衛生区画に準拠し十区より各一名の総代を公選することとし、苟も組合費を負担せるものは婦女子と雖も悉く選挙資格を有し、被選挙者は二十五歳以上の男性と定めたり。又総代長一名副総代長一名を置くこととし、何れも総代に於て之を推薦し、総代長は同会の事務を統轄し、総ての場合に於て同会を代表するものたり。尚総代の外に総代と同数の評議員を各区より一名づつ、之も総代に於いて推挙し評議員は、総代会の議事に参与し評決権

を有し、又学校組合管理者、衛生組合長、消防組長も同会の議事に参与することとし、其決議事項を実行の場合に於て之を定むる筈なりと云へり。右規約は更に懇談会当日の出席者会合の上、之を附議して愈々確定すべきものなり。¹³²

新団体は、鎮海の繁栄を図りながら、風紀を改善する目的を以て、「鎮海学校組合」や「鎮海衛生組合」の規約に抵触しない限り、教育及び衛生に関しても管掌できる団体として設けられたことが分かる。その組織の構成にあっては、市内の衛生区画に準拠して、全10区から一人ずつ総代を公選することになっていた。その総代の中で、推薦によって総代長一人と副総代長一人を置くことにした。また、総代と同数の評議員を置くとともに、既存の「鎮海学校組合」管理者や「鎮海衛生組合」の組合長、消防組長も議事に参与させて、まさに鎮海市街地の中心機関を目指していたことが確認できる。

総代公選にあっては、市街地において組合費を負担する女性まで含めて選挙権が与えられて、非選挙者は25歳以上の男性と定めていたことが分かる。ただし、「内地人」或いは「鮮人」などの民族を明示していないのは、先述の「鎮海衛生組合」の構成でも日本人地域の10区を基本とし、コレラ流行後に朝鮮人地域の10区が追加されたように、この新団体の選挙区である10区も日本人地域の10区を指しているためであると考えられる¹³³。つまり、この新団体も基本的に旧「鎮海繁栄会」の日本人有力者が中心の団体で、周辺部の朝鮮人地域に関する認識は欠如していたことが分かる。

この新団体は、単に市街地の繁栄を求めるに止まらず、衛生や教育のような市街地の諸般の問題にまで影響力を發揮する自治団体を目標としていた。これは、「鎮海繁栄会」より、設立直後の初期「鎮海学校組合」の性格に近いと考えられる。つまり、「鎮海学校組合」から「鎮海繁栄会」に続く有力者ネットワークを基盤としながらも、同業者団体的性格のものではなく、市街地における地方自治団体としての新団体の設立を図ったことが分かる。このように、1917年（大正6）の鎮海市街地では、有力者らによる新団体の設立が進められていた。そして、この際にも新団体は具体的な名称が確認できず、新聞は「新団体」という語を使用し続けていた。

一方、同年6月9日、総督府は「面制」と「面制施行規則」を附令として公告し、同年10月1日から施行することになった¹³⁴。これに沿って、鎮海でも七月に特別面制が施行する予定であることが報じられた¹³⁵。

ここで、この特別面制について注目したい。朝鮮において総督府が施行した「面制」は、日本の町村制を模倣したものではあるが、自治行政ではなく、官治主義を採択していた。また、この面は指定面と普通面の二重構造となっており、民族差別的な行政であったことが確認できる¹³⁶。鎮海における特別面の施行とは、この指定面のことを指すと考えられる。総督府は、多数の日本人が居住する地域を指定面として特設して相談役を置き、この指定面に限っては面長に日本人を任命できるようにしていた¹³⁷。

この時の『釜山日報』の記事を確認してみると、鎮海で特別面制が施行されると同時に、日本人の面長が置かれるようになったことが分かる¹³⁸。その人物は総督府と海軍の均衡のとれる「確

かり屋」であるべきとある¹³⁹。そして、同年9月に面制の施行を目の前にした時、鎮海面の面長問題が記事となっている。この時の記事から、具体的な状況を確認したい。

近く発表の筈 十月一日より鎮海面は愈々特別面制施行せらるる処となりたるは、既報せし如くなるが、其新面長（内地人）の人選に就ては、海軍側を控え居れる丈け当局者に於ても頗る苦慮せる模様にて、松尾重信、大坪善右衛門、其他某々等は有力なる候補者に擬せられ居たるが、両三日前愈々其詮衡を了したる由にて、市民の注目せし新面長の発表も近き内ならんと仄聞せり。¹⁴⁰

この1917年9月のこの記事では、新面長が日本人であり、「海軍側を控え居れる丈け当局者に於ても頗る苦慮せる模様」であったことを報じている。7月の記事では、面長の人選に関して「海軍との権衡上大分確かり屋で無いと続くまい」と迂回的な表現であったが、9月に至っては「海軍側を控え居れる」とあり、総督府側の立場や考え方より明確に表れている。

その面長の候補者を見ると、以前から有力者ネットワークの中心的な人物であった松尾重信と大坪善右衛門が挙げられている。この人選は、端的にいって、総督府が植民地地方行政の整備において、日本人町であった鎮海に関しては、元来の有力者ネットワークを包摂し行政力の強化を図ったことを示している。

また、この面や面長に関する話が市街地に知らせられた時点から、新団体に関する記事などは見られない。これは、新団体の性格が、面の行政機構的な性格と共通していた点から見れば、指定面の設置によって、新団体企画が中止された可能性を示唆する。

鎮海面相談役会 第一回鎮海面相談役会を九日午後三時より、元鎮海衛生組合事務所内に開催し、道路其他二三件に就き協議を遂げ、午後五時過ぎ閉会したるが、理事者側よりは安藤昌原郡庁出張所長（警察署長）大坪面長出席し、又相談役は松尾、野崎、吉成、山下、魚、金の諸氏出席したり。¹⁴¹

上の記事は「面制」が施行された10月の記事で、大坪善右衛門が鎮海面長になったことが確認できる。また、相談役に松尾、野崎、吉成、山下、魚、金の6人の名前が見られる。これらの面の相談役については、1912年の「面制施行心得」で、その定員を戸数が5千戸未満の面は6人以内、戸数が5千戸以上の面は8人以内と決まっていた¹⁴²。また、「内鮮人中ヨリ各其ノ半数ヲ選任スベシ」としつつ、「前項ノ基準ニ依リ難キトキハ認可シ受クルノ際其ノ事由シ仍内鮮人ノ員数ヲ同数トシ難キ場合ハ朝鮮総督ノ承認ヲ受クベシ」ともしている¹⁴³。鎮海では6人の相談役が置かれたが、彼らの名前から、松尾、野崎、吉成、山下の4人は日本人と推定できる。魚は推定困難であるが金は朝鮮人と思われる。もし、魚が朝鮮人であっても日本人の相談役の人数が四人になるので、日本人が半数以上を占めることになる。このように相談役からも日本人中心の組織であったことが分かる。松尾は「鎮海繁栄会」の会長を努めた松尾重信、野崎は1913年から「鎮海学校組合」の議員をつとめて、1919年からはその管理者になった野崎常蔵と思われる。山

下は、1922年（大正11）の第5回「鎮海学校組合」の議員であった山下勘四郎である可能性もある¹⁴⁴。

1917年（大正6）に指定面が施行された鎮海の面長は、元来鎮海市街地における有力団体の中核人物であった大坪善右衛門であった。その相談役の中には、軍港都市建設初期の海軍による市街地貸下げの第1回の時から市街地のさまざまな事業に関わった松尾重信がいた。

大坪善右衛門と松尾重信は、「鎮海学校組合」から「鎮海繁栄会」、「鎮海衛生組合」まで、その管理者や、会長または副会長、そして組合長と副組合長を共に務めた。この点から、2人は鎮海市街地の有力者ネットワークの中心であったと考えられる。2人を中心とした鎮海有力者らは、1916年（大正5）に、既存の「鎮海繁栄会」のような民間団体では財政面など解決できない問題が存在することを認識したと思われる。その結果、市街地における諸般の問題に対応できる公的自治機関を目指して新団体の設立を図るに至った。一方、総督府では、自治団体ではなく単なる行政単位としての面を基盤として、植民地における地方行政体系を完備しようとしていた¹⁴⁵。この二つの動きが向かいあつた1917年（大正6）に、鎮海における有力者ネットワークは、総督府の下位組織である面に収斂される形で鎮海市街地に再登場したと考えられる。面は自治団体でないという点で従来の「鎮海繁栄会」とは異なるが、有力者らが求めた公的機関として地域における諸事業に関与できる機構であった¹⁴⁶。これを通じて、海軍による軍港都市として建設された鎮海も、実質的に総督府の地方行政体系の中へ編入されたと見られる。また、大坪善右衛門と松尾重信の2人の中で、大坪善右衛門が面長になったことは、松尾重信がより海軍と深く関連していたことに起因すると思われる。松尾重信が海軍の鎮海市街地建設において初期から工事請負業者として様々な事業を行ったことを考慮すると、総督府としては松尾重信を海軍側の人物として認識した可能性があるためである。

小結

1910年代初頭の鎮海は、海軍の軍港都市建設によって日本人居住地としてその市街地の発展を図っていた。1912年（明治45）の鎮海市街地では、上泉徳弥防備隊司令官転任後、地域における経済状況が悪化すると、実業発展の目的を持つ自治団体の必要性が地元の有力者らから提起された。この団体は、「鎮海繁栄会」という名前で1912年（大正元）9月19日に設立された。

設立当時の「鎮海繁栄会」は64名の会員からなり、12名の評議員を置いていた。会則をみると、鎮海市街地の繁栄を目的とする団体として規定されていたことが分かる。このような目的に従って、会員資格も「鎮海繁栄会」や鎮海市街地への金銭的な貢献度や資金力そのものを基準として、名誉会員、特別会員、通常会員に区分していた。これによって、自ずと財力がある地元の有力者が「鎮海繁栄会」に集まるようになったと思われる。また、新しく入会する時には会員2名以上の紹介が必要とされた。この点は、「鎮海繁栄会」が資本中心の団体でありながら、入会にあってハードルが高かったことを示している。

「鎮海繁栄会」の1912年の評議員名簿を確認してみると、実業家が多く含まれていたことが分かる。これは、団体の目的や性格とも符合するものである。また、この評議員らは、「鎮海学校組

合」の構成員でもあった場合多かった。これは、「鎮海学校組合」が1911年（明治44）から市街地における中心的な日本人団体として多様な事業を遂行しながら、地域の有力者ネットワークの基盤となっていたことに起因する。こうした「鎮海繁栄会」評議員の特性は、1915年（大正4）の「鎮海繁栄会」にも維持されていた。1915年には、評議員の数が22名にまで増えていた。これは、単に「鎮海繁栄会」の規模が大きくなっただけではなく、組織の影響力も拡大したことを見唆す。そして、この時の評議員は「鎮海学校組合」のみならず、1916年（大正5）の「鎮海衛生組合」の構成員である場合多かった。「鎮海衛生組合」は、「鎮海繁栄会」とは設立目的や性格が異なるにも関わらず、3つの団体の構成員は重なりあっていた。

このような性格の「鎮海繁栄会」は、設立当初から鎮海の日本人社会における日本人のための団体であり、その評議員も日本人のみで構成されていた。この「鎮海繁栄会」は、団代の設立初期から市街地の繁栄策として期待を受けた鉄道敷設事業に積極的に関与していた。この鉄道敷設の件で、松尾重信を含めた3人が、総督府へ直接に請願するために京城へ行った。また、市街地における遙拝殿の建設にあっても、協議したあげく神社の建設へ至った。この他にも、高率の水道料金が居住民にとって負担になると、その低減運動を展開して、海軍や総督府に居住民側の立場を伝えている。これのみならず、軍艦入港やそれによる水兵の上陸を迎えて町内で慰労会を盛大に催すなど、海軍側に向ても積極的に協力的な姿勢を示していた。このように、鎮海における総督府や海軍とも、必要によって協調的な姿勢を見せたり、或いは請願などで願望を伝えたりしていた。また、実行まではいかなかつたものの、地域広告のために馬山商工会議所と協議して広告台の建設を議論するなど、他地域の有力団体とも協議したことがうかがえる。このように、「鎮海繁栄会」は市街地の実業発展に関わる様々な領域において積極的な活動を展開し、居住民からの要望を実現するために、総督府側や海軍のみならず、他地域の有力者団体とも関わっていたことが確認できた。

一方、「鎮海繁栄会」の活動時期とほぼ同時期に、もう一つの団体として「鎮海衛生組合」の活動が目立った。「鎮海衛生組合」は、前身となる「鎮海衛生会」が1916年（大正5）に改称した団体で、市街地の衛生施設を管掌していた。この「鎮海衛生組合」は、「鎮海衛生会」の時から警察の衛生政策を補助するという性格が見られた。また、軍港都市という鎮海の特性によって、海軍側とも友好的な関係であった。

「鎮海衛生会」は、警察と海軍が市街地における衛生状態を保つために水道使用を促すと、その講話大会を主催したりした。これは「鎮海衛生会」が民間自治団体ではなく、植民地の地方行政における衛生管理組織としての性格を持つ団体であったことを示唆する。このように、植民地政府や海軍に協力的な性格は、「鎮海衛生組合」に改称してからより明確に表れる。とりわけ、1916年（大正5）の9月から流行したコレラに対処する過程で、それまで見向きもされなかつた朝鮮人地域も日本人居住地域の衛生上の危機に直面するや管理区域として含められことになったことは、この組織が日本人社会の自治的性格よりも植民地経営の行政的性格を帶びていていることを明確に示している。これは、日本人居住地の衛生保持の目的を持って行われたことではあるが、「鎮海繁栄会」までの有力者団体が一貫して日本人のみの団体であったこととは最も異なる点である。しかし、基本的にこの「鎮海衛生組合」の組合長及び副組合長も「鎮海繁栄会」と兼任で、構成

員も「鎮海繁栄会」や「鎮海学校組合」所属の者が多かった点は、この団体も鎮海の日本人有力者ネットワークの中で形成されたことを示唆する。ただし、このように植民地の地方における衛生行政のため補助団体としての性格が強かった「鎮海衛生組合」の経験が、これまで民間の自治団体として活動してきた「鎮海繁栄会」にも影響を及ぼしたと考えられる。

このように、鎮海における日本人有力者は「鎮海学校組合」と「鎮海繁栄会」、「鎮海衛生組合」に重複するように所属し、市街地における諸分野に渡って広く活動していた。1917年（大正6）に至ると、そのうちの「鎮海繁栄会」だけが植民地政府の行政体系に包摂されていない団体であった。このころの「鎮海繁栄会」は、海軍からの支援基盤が脆弱となり内部から批判の声も高まり、組織運営に難渋していたと考えられる。そして、財政問題の解決や公的実業機関への転換を模索し、1917年（大正6）の2月には「鎮海繁栄会」を解散して、市の中心機関としての新団体を設けることが決定した。この新団体は、「鎮海学校組合」と「鎮海衛生組合」の規約に抵触しない範囲の中で、教育や衛生までを含めた広範囲の領域を管掌できる団体となることが目指された。

一方、このような新団体設立への動きが活発になった1917年（大正6）は、面制による植民地地方統治体系が完備される時期でもあった。この流れに沿って、鎮海も日本人面長が置かれる指定面に指定された。総督府の官治主義に依拠した面制の施行において、面は指定面と普通面の二種類に区分された。指定面は、日本人が多い地域を対象として、既存の日本人自治団体が持っていた諸機能が付与され、地域の中心機構として位置づけられた。鎮海が指定面となることが決定すると、新団体の組織への動きは見られなくなった。それは、新団体に求められた機能が面のそれと同様であり、指定面の設置によって新団体成立の必要性がなくなったことを意味する。

この時、総督府では最初の鎮海面長として鎮海の日本人有力者を選定するに当たって、なるべく海軍からの干渉の排除に努めた。その結果、松尾重信と大坪善右衛門の二人が候補に挙がり、最終的には大坪善右衛門に決まった。両者とも、「鎮海学校組合」の評議員と組合長、「鎮海繁栄会」会長と副会長、そして「鎮海衛生組合」の組合長と副組合長を務めた、鎮海の中心的な人物であった。彼らのうち大坪善右衛門が面長に選ばれたのは、松尾重信が都市建設初期から海軍の建設事業に工事請負業者として関与し、海軍との関わりが深かつたためであろう。とはいっても、松尾重信も相談役として面制の枠組の中に入った。

このように面制の施行とともに、既存の日本人有力者の中でも中心人物を面制の要職に置いたことは、総督府の地方統治体系を整える過程で、地域で形成されていた日本人有力者ネットワークを包摂して、植民地政府の行政力の強化を図ったものと捉えることができる。また、鎮海における日本人有力者の立場では、面制の中に編入することによって、求めた公的機関としての位置を認められながら、既存の自治権が一定程度は確保できるので、自然に総督府の下位組織へ収斂されたと考えられる。

面制施行後も、鎮海の日本人有力者は活発に活動していた。例えば、松尾重信が代表の「北陸土木株式会社」が、1921年（大正10）の鎮海と昌原間の鉄道敷設工事を受注したことは、その代表的な例である。

以上、日本海軍の植民地軍港都市として出発して、自治団体の影響力が強かった鎮海における植民地政府の地方統治体系の実現や行政力の強化の実現には、日本人有力者の経済的な利益を求

める実利的な性格とその人的ネットワークも寄与していたことが明らかとなった。

植民地軍港都市鎮海における日本人社会に注目しながら、海軍、植民地政府との関係を共に検討することは、究極的には帝国が植民地軍港都市鎮海をどのように管理しようとしたのかの理解につながると考える。この検討は、近代植民地軍港都市鎮海の形成過程を明かにするためにも必要である。

面制が施行された後の1920年代の鎮海における日本人有力者とそのネットワークが植民地政府の地方統治体系の中で、具体的にどのような様態を示したのかは、海軍と市街地の周辺部の朝鮮人社会との関係をも考慮しながら検討する必要がある。一つには、総督府が海軍側の干渉を避けて面長を任命したとしても、軍港都市として維持される限り、海軍との関係は切れられないためである。また、「鎮海衛生組合」や面の構成員として朝鮮人が含まれたことは、あくまでも日本人居住民が中心で、ただ植民地政府の行政的な便宜を図るためにあったとしても、これまでと異なる新たな緊張や利害関係が生じる可能性があるからだ。以上の点については、今後の研究課題としたい。

さて、本章で明らかになったことの一つに、総督府の警察衛生行政体系の下で「鎮海衛生組合」が存在し、鎮海における衛生行政体系が整えられていったという点があげられるが、この衛生行政体系の整備に伴って、具体的にはどのような医療体系が存在していたのかには触れられなかつた。そこで、次の第4章では、植民地軍港都市鎮海における医療体系の様相について、市街地における私立病院と医師らに注目しながら検討したい。

¹ 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷社、1912年)、84頁。1912年8月に発行されたもので、杉山萬太は鎮海の都市としての発達過程や当時の姿、そして居住していた日本人の現況を調査し記録している。

² まず、孫楨睦の『韓国開港期都市社会経済史研究』(一志社、1982年)がある。この他、黃正徳『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、1987年)、竹国友康『ある日韓歴史の旅：鎮海の桜』(朝日新聞社、1999年)、許正道「일제에 의한 진해신도시계획의 식민성 고찰」『人文論叢』28券(2011年)、181～210頁)、橋谷弘「要港部都市・植民地都市としての鎮海」(坂根嘉弘編『軍港都市史研究VI 要港部編』清文堂、2016年、165～頁)が挙げられる。これら先行研究のより詳細な動向については第1章で整理したので、そちらを参照されたい。これらの研究の共通点としては、海軍の建設計画による発展の様相を中心として、鎮海の都市的な特徴を検討していると考える。

³ 植民地朝鮮在住の日本人に関する研究として、まず代表的に挙げられるのは高崎宗司の『植民地朝鮮の日本人』(岩波書店、2002年)がある。高崎は、植民地社会における支配が、政治家や軍人のみならず、日本人の庶民の草の根的な植民地侵略あるいは支配によって支えられたとする。最近の研究やその動向については、전성현(チョン・ソンヒョン)「식민자와 식민지민 사이 - ‘재조일본인’ 연구의 동향과 쟁점」『역사와 세계』48(효원사학회、2015年)； 이규수(李圭洙)『제국과 식민지 사이—경계인으로서의 재조 일본인』(도서출판 어문학사、2018年)の「1.2 점점으로서의 재조일본인」(25～32頁)を参照されたい。チョンは、植民地朝鮮の支配をめぐる植民権力と植民政策の多様性を把握するには、植民者でありながら、「植民地民」(植民地の住民)でもあるという境界の位置に立っていた在朝日本人に関する研究が必要であることを指摘している(前掲、전성현、2015年、36頁)。また、李圭洙は、帝国と植民地の接点で在朝日本人が持つ近代性や植民性を究明することは重要な研究課題の一つとなるとしている。そして、在朝日本人は、帝国の植民地侵略や収奪が、国家権力とその権力が支援する民間人が結合して、総体的に遂行されたことを実証するための研究対象となるという認識を示している。前掲、이규수(2018年)、32頁。

⁴ 이준식(イ・ジュンシク)「일제강점기 군산에서의 유력자집단의 추이와 활동」『동방학지』131集(연세대학교 국학연구원、2005年) 181～218頁。

⁵ 前掲、이준식(2005年)、182頁。

⁶ 前掲、이준식(2005年)、183頁。

⁷ 前掲、이준식(2005年)、217頁。

⁸ 홍순권(ホン・スンクォン)編『부산의 도시형성과 일본인들』(선인、2008年)。ホンは、民間団体の

「釜山甲寅会」や奥村円心の朝鮮での布教布教活動、日朝商人らの資金取引関係、1910年代における釜山学校組合の構成や性格、釜山における日本人初等教育、龍頭山神社と龍尾山神社の建設、地域における日本人有力者の活動などの多様なテーマで、釜山の日本人社会に関する分析・検討を行っている。

⁹ 김승 (キム・スン) 「개항 이후 부산의 일본거류지 사회와 일본인 자치기구의 활동」『지방사와 지방문화』 15 (1) (역사문화학회, 2012年) , 309頁。

¹⁰ 前掲、김승 (2012年) , 342~353頁、355頁。

¹¹ 前掲、김승 (2012年) , 355頁。

¹² 오미일 (オ・ミイル) 「식민지 조선의 일본인 사회와 지역 단체 - 원산지역을 중심으로」 『역사문제연구』 34, (역사문제연구소, 2015年) , 341~391頁。

¹³ 「鎮海学校組合」、「鎮海繁榮会」、「鎮海衛生組合」は、『釜山日報』の記事を1913年から1917年までに絞って確認した結果、鎮海関連の記事において多く言及された三つの団体である。時期を1913年からとした理由は、韓国史データベースにおいては1913年以前の『釜山日報』のデータが収録されておらず、史料的に確認が難しいという事情による。『釜山日報』の記事数を基準にした理由は、現在確認できる史料の中で、朝鮮発行の新聞として1910年代の鎮海について確認できる記事が一番多かったためである。

¹⁴ 「鎮海の市民大会 (7月12日鎮海支局)」『朝鮮新聞』1912年7月17日。

¹⁵ 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日。

¹⁶ 「鎮海の市民大会 (7月12日鎮海支局)」『朝鮮新聞』1912年7月17日。

¹⁷ 「繁榮会成る (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年8月21日、「繁榮会」『朝鮮新聞』1912年9月1日。

¹⁸ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

¹⁹ 「第一条 本会は鎮海繁榮会と称する」、「第二条 本会事務所を鎮海市街に置く」とある。「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

²⁰ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

²¹ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

²² 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

²³ 자료: KOSIS(Korean Statistical Information Service)>국내통계>광복이전통계>벼시세。

2019年3月7日閲覧。出典の形式はKOSISの指針に従った。但し、カッコ内の日本語表記は便宜上、筆者が追加した。朝鮮における1912年の米価は、鎮海の隣の馬山の場合、上9.35円、中9.00円、下8.45円であり、釜山の場合は上8.75円、中8.56円、下8.11円であった。

²⁴ 자료: KOSIS(Korean Statistical Information Service)>국내통계>광복이전통계>임금、2019年3月7日閲覧。

²⁵ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月11日。

²⁶ 同前。

²⁷ 同前。

²⁸ 同前。

²⁹ 同前。

³⁰ 同前。

³¹ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月20日。

³² 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月22日。

³³ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月29日。

³⁴ 平井斌夫『馬山と鎮海湾』(濱田新聞店、1911年)、492~496頁

³⁵ 日本時論者編『日本医籍録』(朝鮮昌原郡)1925年(大正14年)、17~18頁。この史料によれば、重松鶴吉は1895年(明治22)5月5日生まれで、1908年に医師開業資格を取得したことが分かる。

³⁶ 道泉初等学校『道泉初等学校実録: 1911 - 2015 : 開校 第70周年 記念』(2017年)、172~177頁。

³⁷ 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日。

³⁸ 「市民陳情書 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年8月21日。

³⁹ 「鎮海の新繁榮策」『朝鮮新聞』1912年8月28日。

⁴⁰ 「繁榮会 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月22日。

⁴¹ 「昌原鎮海鉄道 (鎮海)」『朝鮮新聞』1912年12月25日。

⁴² 大坪善右衛門の右が脱落したものと思われる。

⁴³ 「実行委員選定」『釜山日報』1917年2月4日。

⁴⁴ 「鎮海の聯合売出」『朝鮮新聞』1912年12月13日。

⁴⁵ 「鎮海遙拝殿建設説」『釜山日報』1915年4月24日。

⁴⁶ 「鎮海遙拝殿建設協議」『釜山日報』1915年6月30日。

⁴⁷ 「鎮海遙拝殿建設協議」『釜山日報』1915年6月30日。

⁴⁸ 「鎮海神社建設委員会」『釜山日報』1915年10月16日。

⁴⁹ 「鎮海通信」『釜山日報』1916年9月14日、「鎮海通信」『釜山日報』1916年10月3日。

⁵⁰ 「鎮海神社寄付者」『釜山日報』1915年9月30日。

- 5 1 「鎮海神社建設費寄付」『釜山日報』1915年10月15日。
- 5 2 「神社建設日寄付金」『釜山日報』1915年10月29日。
- 5 3 「神社建設日寄付金」『釜山日報』1915年10月29日。
- 5 4 橋谷弘『帝国日本と植民地都市』(吉川弘文館、2004年) 88~92頁。
- 5 5 「鎮海繁栄会幹事会」『釜山日報』1915年6月27日。
- 5 6 1915年5月に鎮海市では昌原郡庁に水道を引き継がせた(「鎮海水道引継」『釜山日報』1915年5月13日)。
- 5 7 「鎮海の給水料」『釜山日報』1915年7月4日。
- 5 8 中村資良『朝鮮銀行會社組合要録』(東亞經濟時報社、1937年版)。以上韓國史データベースで提供する한국 근현대회사조합자료>해방 전 회사자료>1937年>기타>朝鮮土地建物(株)を参考した。
http://db.history.go.kr/id/ch_015_1935_07_24_0030 (2019年3月19日閲覧)。
- 5 9 「鎮海水道の使用者」『釜山日報』1915年7月6日。
- 6 0 「鎮海水道の使用者」『釜山日報』1915年7月6日。
- 6 1 「鎮海水道料金低減」『釜山日報』1915年8月10日。
- 6 2 「鎮海水道料金低減」『釜山日報』1915年8月10日。
- 6 3 「鎮海繁栄会役員会 - 観光客誘致方法協議」『釜山日報』1915年7月16日。
- 6 4 「観覧團馬山鎮海誘致策」『釜山日報』1915年7月24日。
- 6 5 「観覧團馬山鎮海誘致策」『釜山日報』1915年7月24日。
- 6 6 「鎮海繁栄会役員会」『釜山日報』1915年8月3日、「鎮海繁栄会役員会 - 案内塔意匠の決定」『釜山日報』1915年8月13日。
- 6 7 「馬鎮有志の会見」『釜山日報』1915年8月25日、「馬山鎮海紹介廣告台建設」『釜山日報』1915年8月25日。
- 6 8 「馬山紹介廣告台」『釜山日報』1915年9月26日。
- 6 9 「馬山紹介廣告台」『釜山日報』1915年9月26日。
- 7 0 「馬鎮有志の会見」『釜山日報』1915年8月25日。
- 7 1 「艦艇慰労武術会」『釜山日報』1915年4月27日。
- 7 2 「鎮海武術大会」『釜山日報』1915年4月29日。
- 7 3 「鎮海武術大会」『釜山日報』1915年4月29日。
- 7 4 「鎮海武術大会」『釜山日報』1915年4月29日。
- 7 5 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 7 6 「鎮昌鉄道起工式」『東亜日報』1921年11月11日。
- 7 7 「鎮昌鉄道起工式」『東亜日報』1921年11月11日。
- 7 8 「開通祝賀準備 鎮昌鉄道開通」『東亜日報』1926年10月25日。
- 7 9 「松尾氏の自祝宴」『釜山日報』1926年10月26日。
- 8 0 岡萬吉『鎮海要覽』(騰龍閣、1926年)。頁が始まる前と本の最後に、廣告が載せられている。
- 8 1 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日。
- 8 2 「大坪元老の辞職説」『釜山日報』1915年1月16日。
- 8 3 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷社、1912年) 16~17頁。
- 8 4 同前。
- 8 5 「衛生会役員会」『釜山日報』1915年3月13日。
- 8 6 安藤正次郎は、1912年4月24日に鎮海警察署長として任命された。(『朝鮮総督府官報』第502号4面、1912年5月2日。)
- 8 7 「衛生会役員会」『釜山日報』1915年3月13日。
- 8 8 「衛生会の予算」『釜山日報』1915年3月21日。
- 8 9 「衛生会の予算」『釜山日報』1915年3月21日。
- 9 0 박윤재(パク・ウンジェ)『연세국학총서 57 한국 근대의학의 기원』(도서출판 혜안、2005年)、330~334頁によれば、朝鮮総督府初期までの朝鮮における衛生事務の一元化過程は次のとおりである。日帝は、朝鮮支配のために統治機構を整備する過程で警察制度として憲兵警察制度を取った。これは、憲兵を中心に警察機構を再編して、警務総監部を頂点に地方行政機構や別途の通路によって警察事務を執行する制度を作ったことを意味する。この過程で、衛生事務の実質的な実行や諸関連業務が警察の権限に帰属することになった。そして1912年4月には、開港検疫や利出牛検疫も警部総監部の管轄になり、警察官署は警察事務および衛生事務も担当することになって初めて衛生行政事務が統一されるようになった。より詳細な朝鮮における衛生警察制度の確立過程については、パク・ウンジェ同上書第4章第4節を参照されたい。
- 9 1 「衛生会」『釜山日報』1915年4月13日。
- 9 2 「鎮海衛生講話大会」『釜山日報』1915年7月21日。
- 9 3 「海軍看護手の美粧」『釜山日報』1915年8月11日。
- 9 4 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日。

- 9 5 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月5日。
- 9 6 『朝鮮総督府官報』第九四二号、1915年9月22日、33頁。
- 9 7 第1節の表2で、1915年の「鎮海繁榮会」の構成員について整理した。
- 9 8 元木浅夫は、組合区長と評議員の両方を務めていたので、総人数は21名である。「鎮海学校組合」所属を確認できた13名は、松尾重信、大坪善右衛門、上田末太郎、光成久吉、村上四郎、野崎常蔵、大本宇市、遠藤保、国安良平、久富鉄一、大原愛始、伴昇、元木浅夫である。『鎮海学校組合評議員』の名簿は、道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911-2015：開校第70周年記念』（2016年）所収。
- 9 9 「鎮海伝染病舍譲渡」『釜山日報』1916年4月11日。
- 1 0 0 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 1 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 2 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 3 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 4 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 5 「鎮海たより」『釜山日報』1916年9月7日。
- 1 0 6 「鎮海通信」『釜山日報』1916年9月18日。
- 1 0 7 「防疫警戒厳重」『釜山日報』1916年9月22日。
- 1 0 8 「防疫警戒厳重」『釜山日報』1916年9月22日。
- 1 0 9 「防疫警戒厳重」『釜山日報』1916年9月22日。
- 1 1 0 「虎列患者続々発生」『釜山日報』1916年10月4日。
- 1 1 1 「虎列患者続々発生」『釜山日報』1916年10月4日。
- 1 1 2 「九月中の水産市場」『釜山日報』1916年10月10日。
- 1 1 3 「虎疫は終息か」『釜山日報』1916年10月10日。
- 1 1 4 「虎疫は終息か」『釜山日報』1916年10月10日。
- 1 1 5 「虎疫発生せず」『釜山日報』1916年10月25日。
- 1 1 6 「虎疫発生せず」『釜山日報』1916年10月25日。
- 1 1 7 「衛生組合追加予算認可」『釜山日報』1916年10月31日。
- 1 1 8 「衛生区長増員」『釜山日報』1916年10月31日。
- 1 1 9 「鎮海だより」『釜山日報』1916年4月9日。
- 1 2 0 「鎮海だより（二日発）支局一記者」『釜山日報』1916年6月5日。
- 1 2 1 「鎮海武術大会」『釜山日報』1915年4月29日。
- 1 2 2 「鎮海だより（十八日発）支局一記者」『釜山日報』1916年7月20日。
- 1 2 3 「海軍補充案内容」『釜山日報』1916年7月15日。
- 1 2 4 鎮海市街地における海軍の援助は、海軍と地域社会の関係を検討するにあって、より具体的に検討する必要がある。本研究では、乏しい分析しかできなかつたが、今後検討を続けたい。
- 1 2 5 「鎮海新聞 - 実行委員選定」『釜山日報』1917年2月4日。
- 1 2 6 道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911-2015：開校第70周年記念』（2016年）、175頁。
- 1 2 7 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 1 2 8 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 1 2 9 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 1 3 0 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 1 3 1 「鎮海だより」『釜山日報』1917年2月16日。
- 1 3 2 「鎮海新聞 - 総代規約脱稿」『釜山日報』1917年2月28日。
- 1 3 3 「衛生区長増員」『釜山日報』1916年10月31日。この記事では、朝鮮人地域までを含む地域を「鎮海衛生組合」の管理区域として定めたことが確認できる。
- 1 3 4 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』大正6年度、（大和商会印刷所、1919年）44頁。
- 1 3 5 「鎮海だより」『釜山日報』1917年7月18日。
- 1 3 6 홍순권（ホン・スングォン）「일제 초기의 면 운영과 「조선면제」의 성립」『역사와 현실』23（1997年）、168頁。植民地朝鮮における面制と日本の町村制との差異など、面制に関する詳細な分析については、ホン・スングォン（1997）の論文を参照されたい。
- 1 3 7 前掲、홍순권（1997年）、167頁。ホンは、指定面に限って府制に順ずる特権を与えることで、朝鮮においても日本人居住地と朝鮮人居住地に対して行政的な差別をつけるという意図から面制が開始されたと指摘している。
- 1 3 8 「鎮海だより」『釜山日報』1917年7月18日。
- 1 3 9 「鎮海だより」『釜山日報』1917年7月18日。
- 1 4 0 「鎮海面長問題」『釜山日報』1917年9月18日。
- 1 4 1 「鎮海面相談役会」『釜山日報』1917年10月12日。
- 1 4 2 朝鮮総督府地方行政「面制施行心得」1912年、1148頁。この文書は韓国国家記録院の総督府記録物とし

て保存・公開されている（管理番号 CJA0002542）。

<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200300796387&dsid=000000000041&gubun=search#1>

¹⁴³ 朝鮮総督府地方行政「面制施行心得」1912年、1148頁。

¹⁴⁴ 道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911-2015：開校第70周年記念』（2016年）、175頁。

¹⁴⁵ 윤해동（ウン・ヘドン）「일제시기 면제（面制） 실시와 근대적 관료·행정제도의 도입」『한국사학보』24（2006年）、246頁。ウンは、統監府が面に注目した理由として、面が行政・財政的な側面で最も統制が容易であったことを挙げている。面は、地域的統一性の側面では郡の下位的な位相を占めるが、自治的統一性は希薄であったことを指摘している。

¹⁴⁶ 面でできる事業内容は次のとおりである。1、道路、橋梁、渡船、堤防、灌漑、排水。2、市場、造林、農事、養蚕、畜産、他の産業等の改良補給及び害鳥、害虫駆除。3、墓地、火葬場、屠場、上下水道、伝染病予防、汚物の処置。4、消防、水防。5、諸証明、公簿、図面の閲覧。6、其他の必要に応じて朝鮮総督府の許可を得た事項、であった。황정덕『鎮海市史』（鎮海郷土文化研究所、1987年）、190頁。

第4章 植民地軍港都市鎮海における地域社会の医療体系

- 市街地衛生管理における私立病院と医師ら -

はじめに

本章では、植民地軍港都市鎮海における衛生管理と私立病院や医師らの関わりについて考察したい。まず、前章までの検討内容を、地域社会の衛生管理のための医療体系との関連から簡略に述べておきたい。

第1章と第2章では、海軍が衛生問題を理由として軍港計画当初から鎮海市街地を日本人居住地としたことや、常に衛生状況に注意が向けられていたことを確認した。また、海軍のみならず、地域の居住民も海軍の上陸に伴う経済的利益を求めて、衛生状況をさらに重要視していたことが明らかとなった。また、第3章でみたように、1910年代の朝鮮において、総督府は警察を中心とした衛生警察行政を掲げていた。海軍の軍港都市として建設された鎮海でも、その市街地の管轄権が総督府に移されてからは、警察が市街地の衛生行政を管理していた。第3章第3節で検討した「鎮海衛生組合」は、この警察中心の衛生行政を手伝う補助機関としての性格を次第に強くしていった。このように、前章までの検討によって鎮海市街地においても総督府中心の衛生体制に伴って衛生行政が整えられてゆく過程が見られた。

ただし、市街地の建設初期から存在していた十数人の開業医師については注目しなかったため、市街地における衛生状態に関わる実質的な管理状況については十分に検討できていなかった¹。その結果、鎮海における具体的な衛生管理の様相についても明らかにできなかった。

そこで本章では、植民地軍港都市鎮海における医療行為の主体に注目しながら、鎮海においてどのような衛生管理体系が存在していたのかを検討したい。具体的には、市街地における私立病院と医師らに注目して、地域社会と海軍が地域の衛生管理にどのように対応したのかを検討する。この作業を通じて、植民地軍港都市鎮海における具体的な衛生管理状況を確認し、それが持つ意味についても考察したい。

植民地地域の衛生管理や医療は、近代史を論じるなかで近代の性格を究明する過程でも検討されてきた。松本武祝の研究は植民地朝鮮の農村地域における「植民地経験」を検討するなかで、衛生・医療事業の展開を分析した²。松本は、植民地期を通じて病院や医師の数は増大していったが、それらは主として都市部に配置され、農村部ではそれらの施設の分布自体が希薄であったことを明らかにした³。村民にとって、医療機関の医療費はきわめて高額で総督府の社会保険制度もなかったため、農村部は病院・医師という「規律権力」の装置から相対的に自由であったが、それが衛生・医療分野での「規律権力」総体から自由であったことを意味しない⁴。むしろ実際の経験は希薄なまま、衛生・医療に関する感覚や知識だけが浸透していく点を明らかにしながら、総督府や地方行政機関は、村レベルでのこうした「規律化」の動きを上から組織化することによって農村部での衛生事業を効率的に進行して行こうとした⁵。これらから、植民地近代都市の人々にとって、医療・衛生は、個人レベルの<植民地近代人>を作り出す過程へ貢献していたことが理解できる。このように、植民地朝鮮における近代の性格を検討するにあって、衛生管理と医療は

有効な道具である。

また、医療を植民地における近代の理解につなげる捉え方から、医師や医学発展のそのものにより注目した医学史の視座での検討についても言及しておきたい。代表的な例として、石田純郎の研究は、植民地朝鮮における日本人医師の活動に注目して、朝鮮の医学教育と日本人医師の関わり、それによる朝鮮の医療教育の状況などを検討した⁶。また、釜山の済生病院に注目して、同病院で日本人居留民を対象に種痘の接種が開始されたことや、韓国医学の近代化に貢献した池錫永がこの済生病院の院長であった海軍軍医の戸塚積斎から種痘手技を学んだことなどを検討した⁷。このように、石田の研究は医学を通じて、近代の植民地朝鮮に日本の医学がどのように関わっていたのかを明らかにした。これは地域ごとの特性や近代国家の統治を理解する手法とはことなるが、近代における日本と植民地の関係を医学史の視座から検討する方法を提供していると考える。

さて、本章で取り上げる医療をテーマとした研究のなかで、近年の軍港都市研究の成果の中で呉海軍鎮守府の形成と地域の医療・衛生の関わりについて検討した布川弘の研究を紹介したい⁸。布川はこの研究で呉の開業医たちに注目して、彼らが後の安芸郡の医師会部の基礎になる明廿医会を設けた点、そして彼らの積極的な活動が地域における医療の発展や衛生システムの確立に貢献した点などを明らかにした。これのみならず、開業医たちは軍医との協力の下で、呉の医療と衛生の体制を整えていたことも明らかにした。とりわけ、この過程で海軍軍医はイギリスの最先端医学を、この地元の開業医たちを通じて地域にもたらしたことが分かった。この研究で確認できるように、医療をテーマとして軍港都市史を検討することは、その地域における海軍と地域社会の関係が確認でき、都市の形成や発展過程の究明にも繋がると考えられる。また、日常生活を基盤として医療活動を展開した開業医と、軍港都市全体の衛生や医療に関与する海軍の関わりが直接確認でき、政府の衛生行政の検討では見られなかった地域における近代性や日常性を確認することができるだろう。

次に、近代中国における衛生に注目して近代国家や都市の発展過程を検討した辛圭煥(신규환)の研究を注目したい⁹。この研究では、清末民国期における衛生概念の導入過程から、北平市政府の衛生行政における出生及び死亡管理、疾病統制、環境衛生、衛生教育にいたるまでを検討した。その結果、北平市における警察行政と衛生行政が相互競争的であると同時に補完的であったことを示した。また、衛生行政が都市全体に一律的に適用されず、衛生区事務所の設置有無によって都市空間の地域的分節性があったことを明らかとした。特に、この分節性は単に市政権力の統制力によって規定されるものではなく、都市民の日常生活において衛生行政に関する認識に直結していた点を指摘している。そして、北平市政府が効率的な衛生行政の施行のために、重層的な衛生統制システムを構築したことを示しながら、それによって一般市民の日常生活レベルまでに影響を及ぼすようになったことを明かにした。これには、抑圧的な面も見られて都市民の抵抗も存在したが、市政府の国民健康の増進と医療サービスの拡大という点では積極的な機能として捉えられることを示した。そして、このことが都市の空間統制にも繋がったことを指摘している。このような辛の研究は、何より衛生行政に注目して、北平市における空間構造の特性及び国家と社会の相好作用を分析した結果、日常空間の動態的な観察に接近する糸口を提供した点において意

義深いといえる。

この他にも開港後の朝鮮における近代的医学体系の形成過程と、日本帝国主義によって確立された植民地医学体系の内容と性格を検討したパク・ウンジェ（박운재）の研究もある¹⁰。この研究では、統監部から総督府にいたるまで、近代的医学体系がその外形を備えたことを示しながら、その究極的な目的は、植民支配の永久化のために懷柔と統制という二重の目的を遂行することであったと指摘した。

以上、近代における医療や衛生に注目した研究では、その医療や衛生に関わる具体的な社会的様相を検討していた。とりわけ、近代社会における政府から一般民衆までの関係を、衛生・医療という道具を以ってその中の葛藤の様相や発展過程を描いた点は、植民地軍港都市鎮海の研究にあっても重要な意味を持つと考える。ここに、第4章で植民地軍港都市鎮海における私立病院と医師らに注目しながら、医療体系を検討する意義があると考える。さらに、近代において衛生・医療が、個人レベルで近代人を創出し、その「規律化」の発現につながっていた点を考えると、軍港都市鎮海の居住民を近代都市の個人として検討する基礎作業も提供できると思われる。

ここで用語について簡単に触れたい。私立病院という言葉については、辛圭煥とソ・ホングアンの研究で、私立病院と開業医院とでは病院としての規模が異なるため、二つを区分する必要があることを指摘した¹¹。しかし、本章では史料の制約によって、クリニック規模の開業医院と、3~4人の医師らで構成された私立病院の区別が難しいので、統一して私立病院と呼ぶことにする。ただし、本稿で注目したい点は、市街地における医療行為の主体として海軍、官立／公立、そして個人という3種類があったことである。そして、私立病院と開業医院は同じ個人開業医として見なすことにする。

本章の構成については、まず第1節では海軍の植民地軍港都市鎮海の建設計画において衛生問題はどのような影響を及ぼしたのかを概略的に検討して、地域における衛生問題の重要性や具体的な衛生状況を確認する。これは市街地における衛生管理体系の検討のための基礎作業となる。

第2節では、鎮海における衛生管理状況を検討するために、まず海軍の医療機関に注目する。これまでの鎮海に関する研究では海軍の医療機関について注目しなかったため、その基礎的な事実関係が不分明であって深い議論もされなかった。ここでは海軍関係資料や新聞史料に依拠して、鎮海における軍港建設初期から1930年代までの海軍医療機関の建設とその発展過程を検討する。特に軍事地域における海軍医療機関の変遷と、市街地における海軍診療所の開設から鎮海海軍共済組合病院への新設過程に注目する。この検討を通じて、鎮海における海軍医療機関の変遷や性格を明らかにできるであろう。

第3節では、鎮海市街地における医療機関としての私立病院とその医師らに注目し、その医療実態を検討する。市街地建設初期から、多数の個人医師らが私立病院を運営していた。この私立病院の医師らへの検討は、市街地でだれが居住民に医療サービスを提供していたのか、或いは居住民はどのような医療を求めたのかの分析へ繋がる。そこで、1910年代から1930年代までの私立病院の様相をその医師らに注目しながら検討したい。この過程で、市街地における衛生管理を巡って、医師らが海軍とどのように関わったのかも確認する。

第1節 植民地軍港都市鎮海の建設と衛生

海軍は、軍港都市鎮海の計画の際に衛生環境を整えることを重要視して、その方法として市街地を日本人居住区域として設定した。海軍の「鎮海軍港施設地実地調査報告」では、その内容が確認できる。

尚ホ実地調査ノ上各員ノ所見ノ一致セシモノ左ノ通。

(中略)

四 韓人ヲ日本市民ト雜居セシムルハ、衛生上其他ニ於テ不可ナルヲ以テ、之ヲ隔離スルヲ至当トシ、悉皆徳山方面ニ移転セシムルヲ必要トス。¹²

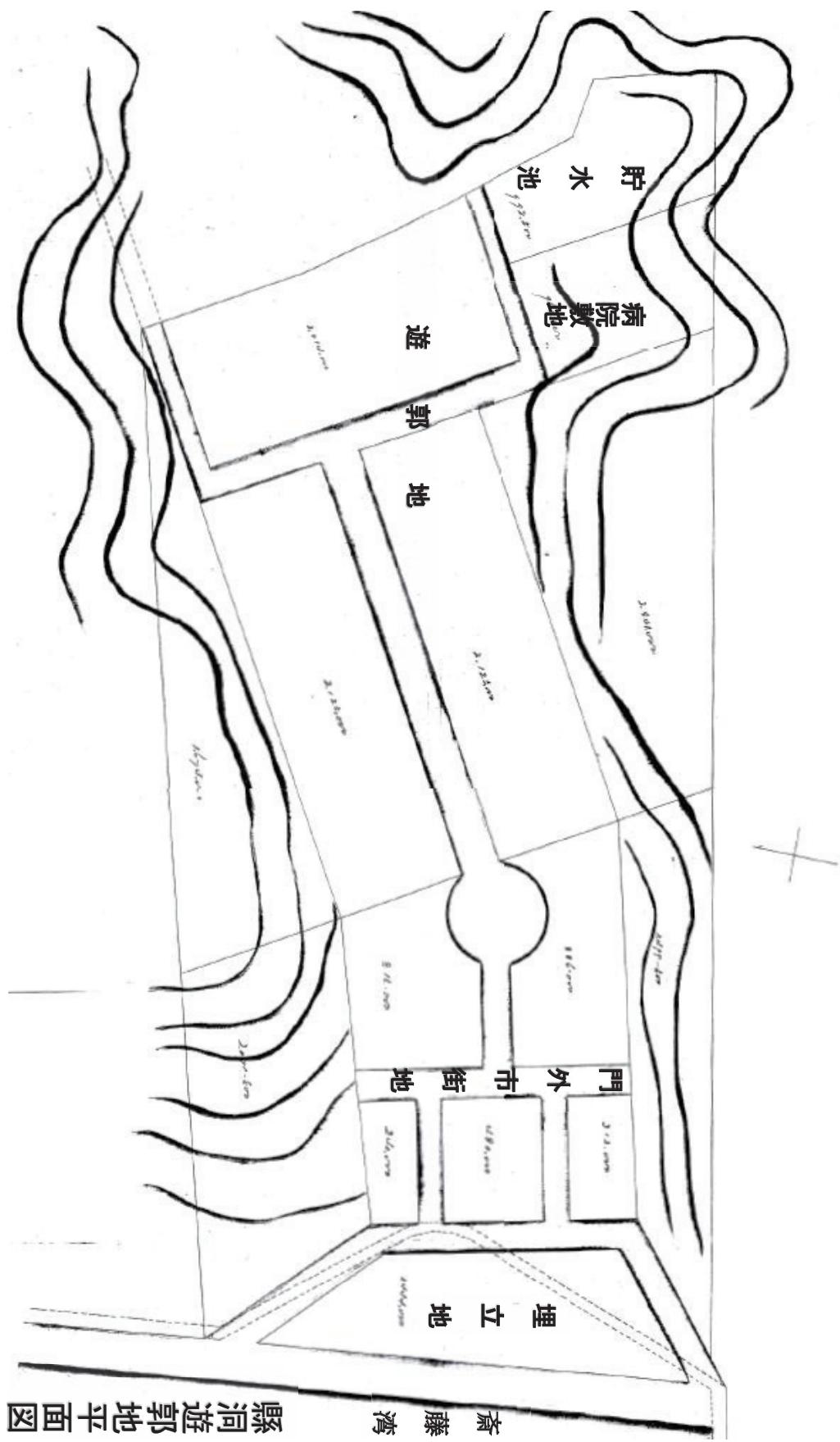
この報告書は、1910年（明治43）1月17日に、海軍少将柄内曾次郎が海軍大臣男爵斎藤実に報告したものである。「衛生上其他ニ於テ不可ナルヲ以テ、之ヲ隔離スルヲ至当トシ」という部分から、衛生も理由に挙げて市街地を日本人町として計画した点が分かる。この隔離は海軍が将来の日本人居住民の衛生状態を懸念した結果であった。したがって、海軍ははじめから鎮海における衛生管理を重要視し、風紀衛生に関して格別に注意を払っていたと考えられる。図1は、1911年（明治44）に海軍が遊郭地を計画した時の平面図である。

1911年（明治44）3月27日の報告の中にあった図4-1から、海軍が遊郭地の計画とともに、その正面に病院の設置を予定していたことが確認できる。結局、この地域には軍港計画の縮小によって、海軍病院も遊郭地も建設されなかった。ただし、建設初期から海軍が鎮海における衛生管理を重要視していたことは間違いないと考える¹³。遊郭地の隣を門外市街地と設定したこと、遊郭地の隔離管理を示唆するもので衛生面に関して考慮した結果でもあると見られる。

次に、この時期の鎮海市街地における全般的な衛生状況がうかがえる史料として1912年（大正元）に発行された『鎮海』の内容を紹介したい。この書物では、軍港建設初期の鎮海における地勢・衛生・教育・宗教・産業・商業・人口などの情報を示しながら、大軍港都市としての予想図や構想をも示しており広告の目的がうかがえる¹⁴

鎮海は鮮内稀れに見るの健康地を以て目せられて居る。衛生施設に至りては未だ以て万全なりといふを得ざるも、決して不完備のものではない。十数名の開業医あり、之等は市井の間に散在して個人衛生の統御者となり、惹いては公衆衛生のそれを補つて居るのである。公立病院も近々立派なもの設置を見る筈である。又私立病院としては鎮海病院其他二三の立派なものがある。軍港地であるから衛生上の取締に就いては厳重である。海軍病院も遠からず設立さるるに相違ない。（後略）¹⁵

ここでは鎮海が「健康地」であることや、衛生設備はまだ完全ではないが不完備でもないとしている。広告の目的が見られる史料であるため、このような叙述をありのままで受け止めるには無理がある。それにしても、この史料で「十数名の開業医あり之等は市井の間に散在して個人衛



<図 4-1> 縣洞遊郭地平面図

出典：JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C0802019420、自明治39年至同45年 鎮海永興關係書類 23 (3) (防衛省防衛研究所)。

生の統御者となり惹いては公衆衛生のそれを補つて居るのである」というように、開業医師の存在が確認できる。個人衛生の統御者とも言われるほど、市街地において彼等の役割が重要であったことがうかがえる。

とりわけ朝鮮総督府の統計によれば、1915年の朝鮮における日本人の現地開業医（「医師規則」第1条の規定に該当しない地域・期間限定の医師）は74名で、その内5名が京畿道（漢城府を含む）の数値で、残り69名が他の地域の現地開業医であった¹⁶。日本人が経営する私立病院は朝鮮半島全体で171カ所あり、その内102カ所が京畿道の数値で、残り69カ所が他地域に分布していた。

いずれにせよこの統計より3年前の1912年の鎮海における「十数名の開業医」とともに「私立病院としては鎮海病院其他二三の立派なもの」があったことは、全国的に見ても非常に高い数値であると考えられる。第3章で検討するように、1912年時点では鎮海には少なくとも8カ所の私立病院が存在しており、これらがそのまま存続していれば、京畿道を除く市立病院の1割ほどが鎮海に存在していたことになる。とりわけ、朝鮮において1926年の医師ひとり当たりの平均人口は府部の1,870名に対して郡部はその約13倍に当る24,408名であった¹⁷。「十数名の開業医」の内、1914年時点で「医師規則」第1条の規定に該当する医師は7名であり¹⁸、「十数名」には数名の現地開業医が含まれていると考えられる。そこで、医師数を7名で計算すると、1912年時点の鎮海人口は5,038名であり、医師ひとり当たりの約720名で、1926年府部の数値より高水準である。これらから、全体において1912年の鎮海の医師数の水準が高かったことが確認でき、鎮海における医療衛生環境が充実していたことがうかがえる。

『鎮海』では、先述したように1912年（大正元）の鎮海市街地に私立病院として鎮海病院を含めて2、3の「立派なもの」があったが、まだ公立病院と海軍病院が設立されていなかった状況も確認できる。ここでは、鎮海が軍港都市であったため衛生管理そのものは海軍の主な管理領域として扱われていいたが、実際に市街地における個人衛生については、私立病院が担当していた可能性が高いことがわかる。

それから3年後の1915年（大正4）は朝鮮において総督府により衛生行政体系が整えられていき、鎮海でも警察を中心とした衛生管理が見られる¹⁹。特に、海軍は鎮海に関しても風紀衛生に対して注意を払っていた状況がうかがえる。1915年（大正4）に開かれた風紀取締訓示で、鎮海警察署の安藤署長と鎮海防備対の黒岩軍医長が共に訓示をしたことはその一例である²⁰。当日の状況が分かる『釜山日報』の記事内容を見てみると、「衛生は當軍港市街地居住民の死活問題にして一朝伝染病の発生流行を見んか艦隊の入港兵員の上陸なきは勿論他地との往来も杜絶し當港居住民の誠に由々敷一大事たる事は今更喋喋するまでも無き事なれば」と軍港都市鎮海における衛生の重要性を指摘している。そして、安藤警察署長が飲食物、下水、調理場、風俗に至るまでの様々な訓示を行った。この時、黒岩軍医長は衛生諸般の注意を喚起し、花柳病の予防方法に関して詳細の注意を促していたと記事では報じている。ここでも海軍は風紀衛生に、より気を使っていたことが分かる。このように、鎮海において衛生は海軍による市街地建設時から重要視され、市街地の管轄権が海軍から総督府へ移った後の1915年（大正4）にも、地域における重要な問題として扱われていた。

ここでは 1915 年（大正 4）の鎮海の衛生状況が分かる記事を紹介したい。『釜山日報』の「鎮海の衛生状況」という記事である。

現下益益良好なり。鎮海軍港市街地に於ては、官民協力して常に市の衛生状態に甚大の留意を払ひ、特に伝染病に就ては其の発生と否とは、唯に市の盛衰に関するのみならず、帝国の士気に影響すること多大なるものあるを思ひ、一層の注意を怠らざりし結果にや、近年に至りては創設当年に比し伝染病も漸次減少し之を健康地として聞えたる。対岸馬山に比しより以上の好成績にて、即ち大正三年中馬山には赤痢、チpus 等凡ての伝染病を合し、内地人八人、鮮人十七人、計二十五人の伝染病患者を出せしに、鎮海に於ては内地人八名のみにして、特に本年は馬山に於ては、最近のチpus に患者を合して十名内外の計上を見るに至りしも、鎮海はパラチpus 三名を合わせて漸く六名の患者を出し、内一名は死亡せしも他は皆全治退院したる有様なれば、之を鮮内各地に求むるも、衛生状態の良好なるは其の比なかるべく、過般再度入港したる第二艦隊も、其の兵員を上陸せしむるに何等の考慮を要せざる鎮海軍港市街地の衛生状態を、身近々又々暑中休暇を鎮海市街地に於て採らしむるなるんと云ふ。此の際軍港市民たるもの伝染病の発生を再びせしめざる様より、以上甚大の注意を払ふを要すと有力なる市民の一人は語れり。²¹

記事では、鎮海市街地における官民が共に市の衛生状態に留意して、その中でも伝染病についてはその発生が市の盛衰および帝国の士気にまで影響することとして認識し、強い関心を払っていたことが分かる。その結果、以前よりも伝染病の患者数も減少し、「健康地」と称されていた馬山と比べても好成績を見せていたことを具体的な数値を提示しながら報じている。これは、鎮海の衛生状況が都市建設初期よりも良くなつたことを伝え、最後には海軍の上陸を迎えて、市街地の市民が伝染病の発生についてより注意することを喚起していた。このように、1915 年（大正 4）の鎮海市街地では、海軍の上陸やそれによる市街地の盛衰と海軍の士気までを考慮して、これらを支える基本要件として衛生を重要視していた。

次に、このような良好な衛生状態を呈していた時期から 10 年後の、鎮海における衛生に関する史料として『鎮海要覧』の衛生項目を見てみたい。これは 1926 年（大正 15）に鎮海昌原間の鉄道開通を記念として発行されたもので、本文自体は 97 頁、広告などを含めると 200 頁ほどの鎮海紹介の冊子である。

鎮海は自然の地形が健康地帯を象ると共に、海軍々港地としての建設なるを以て、衛生上の設備は實に完全無欠である。上水道の布設あり、下水の構造又堅固なり。公衆衛生としての春秋二期の大清潔報や種痘の勵行を始め、衛生人夫の街路塵芥取捨等は誠に監督厳重である。又個人衛生としては市井の私立病院があつて、一般の健康を保持している。今市井刀圭界の名門を上げんに、鎮海病院・武内医院・慶和医院最も其名を博す、尚ほ海軍側に海軍病院の及ばざる不備の諸点を補つてゐるので、一般市民は非常の恩恵に浴してゐる（後略）²² この冊子が鉄道開通を記念して発行された点から、おそらく鎮海の紹介および広告の目的があつ

たと思われる所以、誇張された表現がある可能性も高い。その誇大表現を勘案しても、「衛生上の設備は実に完全無欠である」という表現からは、かなり衛生状況が良かったと見て取れる。ここで注目したいのは「個人衛生としては市井の私立病院があつて一般の健康を保持している」という一文である。私立病院の存在が取り上げられて、個人衛生の担当者としてのイメージが浮かび上がる。続いて「今市井刀圭界の名門」として、鎮海病院、武内医院、慶和医院が有名であるとしている。また、この私立病院が海軍の医療を補う存在として認められていたことも確認できる。

先に、『鎮海』の記録で確認したように、1912年（大正元）の時にも市街地には多数の個人医師があつて、個人衛生の統御者として見なされていた。この状況は1926年（大正15）に至っても個人衛生の担当者として、私立病院を中心とした医師らが存在していたことが分かる。

これらのように、鎮海では海軍の植民地軍港都市としての計画段階から衛生問題が重要であり、市街地の形態をはじめ市街地の発展方向にまで関わる問題であった。この衛生環境を整備、維持するには後の総督府の衛生行政も欠かせないが、それ以前に海軍と、市街地の私立病院とその医師らの存在があつたことは注目に値する。そこで次の第2節では、鎮海における海軍の医療機関について確認したい。これは鎮海における具体的な医療実態を明らかにするために必要な作業であり、その礎石であると考える。

第2節 鎮海における海軍医療機関

これまでの鎮海に関する研究では、鎮海において海軍の医療機関が存在していたことは確認できるが、その正確な設立時期や発展過程については明らかになっていなかった。そのため、海軍病院、要港部病院、海軍診療所などの用語が区別されずに使われている傾向が見られる。そこで、鎮海における全体的な医療実態を検討するためにも、まず海軍による医療機関の設立と発展過程を海軍関係史料と新聞に基づいて検討したい。

海軍が鎮海において海軍病院を構想した記録としては、軍港都市鎮海の計画段階でみられ、海軍関係資料の中に病院の建設設計画書が確認できる²³。この文書（自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類 1(4)）が作成された日付は文書内に記載されていないが、同じ海軍文書の前後の書類番号を見ると、1(3)が1909年（明治42）12月に、そして1(7)が1910年（明治13）1月に作成された点から、その間に作成されたことが推察される。表4-1は、この軍港の建造物の計画を記した文書のうち、「病院」の項目で記されている内容を整理したものである。

この文書には病院のほかに、本府、經理部衣糧科、監獄、測器庫、港務部、水雷団、工廠、官舎、会議所、軍法会議などに関する建造物の種類やその構造などについても記載されている。この目録に海軍工廠があることからも、鎮海を鎮守府として計画していた時期に作成されたものである。

病院に関する計画を見てみると、海軍は病院の庁舎を木造2階建てにして、300坪の病室（全2棟、1棟150坪）と伝染病室（木造平家）を計画していたことが分かる。そのほか、「癪狂室」²⁴、倉庫、兵舎、賄所、洗濯所、消毒室、汽罐室、手術室及附属室、死体室兼解剖室、病的検査室、動物室、共同浴室、物置、汚物焼却場、門衛室、雇人詰所、附属便所、渡り廊下の構造や規模が

<表 4-1> 海軍の鎮海軍港地における病院の構造に関する計画

	庁舎	病室	伝染病舎	癲狂室	倉庫	兵舎	賄所
構造	木造二階家	木造二階家	木造平家	木造平家	木造二階家 煉瓦二階家	木造平家	煉瓦造平家
面積 (坪)	120	300	96	28	42 42	60	55
		2棟、1棟 150坪充て					
	洗濯所	消毒室	汽罐室	手術室及附属室	死体室兼解剖室	病的検査室	動物室
構造	木造平家	木造平家	木骨鉄皮平家	木造平家	木造平家	木造平家	木造平家
面積 (坪)	24	21	15	36	24	32	6
	共同浴室	物置	汚物焼却場	門衛室	雇人詰所	附属便所	渡り廊下
構造	木造平家	木造平家	煉瓦造	木造平家	木造平家		
面積 (坪)	18	30	6	6	6		

出典：JACAR：C08020166800、自明治 39 年到同 45 年鎮海永興関係書類 1(4)（防衛省防衛研究所）。

この表は原文の縦書きのものを横書きに加工したもので、原文の「数量」を「面積 (坪)」に修正した。また、原文では少数点以下を区切って「〇〇〇」のように示しているが、この表では省略した。

示されている。これらの病院に関する項目は、海軍が鎮海において病気の治療をはじめ、病人の隔離（伝染病室、「癲狂室」）、解剖までできる場所としての海軍病院を計画していたことが分かる。この病院に関する計画の次には、「病院初度調弁価」という表があって、ここには鉄製寝台、蒲団、枕などの目録とその数量、単価が書かれている²⁵。その内訳を見ると、鉄製寝台 200 脚、蒲団 200 枚、枕 200 個とあり、総ベッド数 200 床規模の病院が計画されていたことが分かる。このように、海軍の軍港都市建設計画時には、海軍病院も海軍工廠がおかれる鎮守府予定地に相応する規模として計画されていた。しかし、この計画は実現には至らず、病院の位置や規模も変更、縮小されたとみられる。

次に、1915 年（大正 4）12 月から 1916 年 4 月までの海軍省の鎮守府や要港部に対する特命検閲に関する文書のなかで鎮海における医療機関の名前が確認できるものがある²⁶。この文書の中で、「特命検閲日割り予定表」というものがあって、佐世保鎮守府、旅順要港部、鎮海要港部の順番で検閲実施が定められていたことがわかる。佐世保鎮守府が 1916 年（大正 5）の 4 月 14 日から 26 日まで、旅順要港部は同年同月の 28 日から 30 日まで、鎮海要港部では同年 5 月 2 日から 5 日までと予定されていた。ここで、この予定表の検閲目録を注意深く見てみると、佐世保鎮守府では工廠、防備隊、衣糧科、需品庫などの項目の次に病院が明確に記されているが、旅順と鎮海では病院ではなく病室と書かれている。つまり、海軍は鎮海において軍港都市計画の段階では海軍医療施設として病院を計画していたが、その計画が実現しなかったため 1916 年（大正 5）に至るまで文書では「病室」と記述されていることが分かる。

この病室としての海軍医療機関は、1915 年（大正 4）6 月 9 日の『釜山日報』の「海軍病院決定」という記事からも確認できる。

経理部建物を使用 鎮海軍港は艦艇の訓練場として他に其の比を見ざる広闊にして、適當の港湾なることは今更喋々を要せざるが、近來多数艦艇の入港して日々訓練演習するものあり。為めに其の乗組兵員中疾病に罹るものあるも、従来の防備隊病室にては狭隘を告げ、之等罹病者を収容し得ざるを以て、今回愈々建築部支部に使用しつつある経理部建物を防備隊病室として使用することに決し、六日より建築部支部は既に竣工を告げたる鎮守府庁舎へ移転したるが、近々各室の模様替工事を為し、其の竣工を俟つて病室として使用するよし。²⁷

この記事では、艦隊上陸に伴う水兵(乗組兵員)の疾病治療のため、既存の防備隊病室は狭隘なので、建築部支部が使用していた経理部建物を防備隊病室として使うことを伝えている。この記事を通じて、鎮海における海軍医療機関の当時の名前が防備隊病室であったことと、医療の対象が海軍の軍人であったこと、そしてその軍人の数に比べて医療機関の規模が狭隘であったことが分かる。記事の題目は「海軍病院決定」とあるが、これが実際の正式名称であったのか、或いは一般的に海軍の医療機関に対する呼び方としてこの言葉が使われたのかについては、この記事だけでは確認できない。しかし、海軍関係資料などを確認してみると、鎮海における軍港施設地内の経理部建物が1945年(昭和20)まで海軍医療機関として使われて、その名称も1930年には鎮海要港部病院²⁸と、1945年(昭和20)には鎮海海軍病院²⁹と確認できる。おそらく、1915年(大正4)の正式名称も海軍病院ではなかったと考えられる³⁰。

さて次に、鎮海におけるもう一つの海軍の医療機関として、1917年(大正6)に新しく設けられた「鎮海海軍診療所」について確認してみたい。

その設立経緯を見てみると、まず1917年(大正6)8月11日に、鎮海要港部司令官の東郷吉太郎が海軍大臣加藤友三郎宛に具申した「鎮海海軍診療所開設の件」という文書がある³¹。この文書から、新設する海軍医療機関の名称や目的をはじめ、詳細な規定まで確認できる。

- 一、名称 鎕海海軍診療所
 - 一、目的 鎕海所在海軍准士官判任文官以下、家族舟夫家族職工並ニ同家族ノ傷病診療。
 - 一、診療場所 当分ノ内、鎮海海軍下士卒集会所内旧書記庁舎ヲ與價借用シテ充用ス。
 - 一、維持方法 別紙規定ノ通り。
 - 一、診療ニ關スル規定 別紙規定ノ通り。
 - 一、設計ノ方法 旧竹敷要港部診療所ヨリ寄贈ヲ受ケタル医療器具并ト現金二百円ヲ以テ初度設立準備并ニ施設ヲナス。
 - 一、役員ノ嘱託 当分ノ内医員ノ内一名ハ市内開業医ヲ嘱託ス(報酬三十円)。他ハ要港部附軍医官ニ嘱託ス(無報酬)、書記兼調剤員一名ハ雇人(報酬二十五円)、他ハ事務ノ状況ニ從ヒ要港部看護手看護ノ内ヲ以テ嘱託ス(口ノ場合ニ於テハ一人手均一円五十銭ノ報酬ヲ与フ)。
 - 一、診療開始 開設認許ノ日ヨリ。
- 右具申ス。

この史料から、鎮海海軍診療所は鎮海所在の海軍准士官、判任官、文官以下の家族と舟夫家族、職工並びその家族の傷病診療のために開設されたことが分かる。つまり、海軍軍人家族と軍属家族が医療の主な対象であった。1917年（大正6）に発行された図2の鎮海地図を見てみると、診療場所として記されている鎮海海軍下士卒集会所は、軍港施設地の外にあって市街地に面していたことが分かる。この鎮海海軍下士卒集会所は海軍官舎と接していたので、官舎の人々はもちろん市街地と軍港施設地ともに受診接近に容易な位置であったと考えられる。

設備に関しては、最初は旧竹敷要港部の医療器具や現金を受けて準備することが確認できる。これは、1912年（大正元）に竹敷要港部が廃止されたので、その残りなどを受け取る形とみられる。続いて、役員としては市内の開業医一人に嘱託しながら、他には要港部附軍医官に嘱託することとし、開業医には30円の報酬が与えられ、軍医官については無報酬であった。

海軍診療所で、敢えて市内開業医を雇用した理由については、この文書の中では確認できないが、パク・ウンジェが明らかにしたように、海軍省が運営した漢城の漢城病院における軍医に関する状況を考慮すると、次のような点が考えられる³³。パクは、海軍が漢城病院を運営した時に、軍医に関する問題を抱いていたと指摘した。それは、元来優れた技量の持ち主である軍医を、外国に送って長期勤務をさせることは、海軍側でも望ましくないことであったためである。また、派遣された軍医自身も進級問題等があるので、長期勤続を求めなかつた³⁴。これらを含め様々な問題を抱えていた海軍省と外務省所有の漢城病院は、1904年（明治37）には京城に居住する日本人居留民が経営する公立病院に転換した³⁵。このような京城での経験が、鎮海における軍医の活用についても影響を及ぼした可能性があると考える。

もう一つの可能性としては、診療所は軍人ではなくその家族と軍属、軍属家族に対して医療を行う施設であったため、海軍向けの軍医より市街地の居住民を主な相手にした開業医が診療所の目的に相応しかったり、或いは必要であつたりした状況も推測できる。鎮海海軍診療所において市街地開業医を雇用した明確な理由は海軍文書では確認できなかったが、とにかくこの施設が海軍運営の医療機関でありながらも、医員として軍医のみならず市内開業医にも嘱託していたことが分かる。

次に、この文書で確認できる鎮海海軍診療所規程を見てみよう³⁶。この規程は全18条からなり、第1条では正式名称が鎮海海軍診療所（以下診療所）であることと、その位置が明示されている。第2条では、先述したこの診療所の医療対象について明かにしながら、第3条では診療所の総裁として鎮海要港部司令官を推戴することを定めている。第4条は職員に関する内容で、まず所長として鎮海要港部軍医長を置き、会計監督として鎮海要港部附主計官を1名、医員として鎮海要港部附軍医官と傭医³⁷を、事務長に鎮海要港部附看護師を置くことを定めている。ここで医員の傭医は、前の文書の内容で確認した市内開業医1人に嘱託することであると考えられる。第5条からは、役員として事務員と世話人を若干名置くことが確認できる。第6条では所長の執行権限、第7条では診療権の申込と交付処、第8条と第9条では診察券に関する規則として診療対象である本人と全扶養者の姓名および年齢を記入することが定められていたことが分かる。第



図4-2 鎮海海軍下士卒集会所の位置(★)

1917年6月25日印刷同6月30日発行、著作権所有者朝鮮総督府、印刷兼発行者陸地測量府部、定価金18銭（東京国会図書館）。鎮海海軍下士卒集会所を基準とすれば、その右側の濃淡の濃い地域が市街地で、左側は海軍の軍港施設地の入口である。

10条では、重病で来所ができない者には往診が可能であることが確認でき、診療所の医療対象である患者に対して、積極的な医療サービスを行っていたことが分かる。第11条では診察と調剤等の時間は午後2時から午後5時までとし、応急の場合は限りがないとしている。ここで次の第12条の内容を見てみれば、診察料と手術料を総て無料とすると定めていることである。第13条と第14条では診療所の経営維持に関する内容を、第15条では診療券を記名者以外が使用する時は全3円を徴収することを定めている。第16条では、診療所の経営は特別会計として現金の出納は会計監督がすること、第17条では看護師に与えられた軍医長へ提出すべき出納関係書類、第18条では薬価と治療料は別の基準により徴収すること、を定めている。この規程は、鎮海海軍診療所が海軍軍人家族と軍属およびその家族を対象として、薬価と治療料を別々に徴収し医療サービスを提供する医療機関であることを表わしている。

提供される医療サービスの内容は、同じ文書内にある「鎮海海軍診療所薬価及び治療料表」から推測できる³⁸。この表からは、内服薬から消毒薬、点眼など12種の薬価と、注射や電気、小・中・大治療など9種の処置費用、および包帯等の医療用品7種の代金が確認できる。そのうち医療処置にかかる項目に「子宮洗滌、膣洗滌」が15銭と定められており、海軍診療所が婦人科の診療も想定して開設されたことが分かるだろう。これは海軍が鎮海における風紀衛生や性病管理を念頭において医療事業を展開する予定であったことを示唆する。しかし、この医療の対象は、あくまでも海軍軍人・軍属家族に限られていた。

鎮海海軍診療所は1917年（大正6）9月1日に開所し³⁹、1921年（大正10）6月に財団法人として組織を変更した⁴⁰。その後、軍人軍属家族の診療を行いながら、実質上海軍共済組合鎮海診療所も合同で経営をするようになった。ここで、「実質上海軍共済組合鎮海診療所ヲモ包含シ合同経営」⁴¹となったという意味について考えてみたい。まずこの一文から、当初は海軍共済組合鎮海診療所と鎮海海軍診療所とは全く異なるものとして経営されていたのであろう。その両者の違いについては、1933年（昭和8）の7月25日の『釜山日報』の「鎮海海軍共済組合病院新築 地鎮祭並起工式執行」という記事を参考に検討したい。

【鎮海】 鎮海要港部病院附属の海軍診療所は、中辻大樋前に開所以来、軍人軍属の治療以外窮民及び地方内鮮人の重患者を治療し、全快を喜ぶもの多数あり。随つて現診療所狭隘にして、尚ほ設備も亦遺憾の点あり。多年共済病院の新設が計画されたものであつたが、芋川軍医長他海軍側の尽力によって、いよいよ約二百二十坪工費約三万円の鉄筋コンクリートのモダーン病院が新築される事となり、廿二日之れが起工式並に地鎮祭が、植口要港部司令官並口芋川軍医長宍戸參謀長其他各口隊長工事請負人等多数参列の上、盛大に執行された。（後略）⁴²

記事では、海軍診療所が中辻大樋前に開所してから「軍人軍属以外に窮民及び地方内鮮人の重患者」を対象に医療を行っていたことが分かる。1917年（大正6）の鎮海海軍診療所が「鎮海所在海軍准士官判任文官以下家族舟夫家族職工並ニ同家族の傷病診療」⁴³を目的としていたことを考えてみれば、医療対象が軍人と窮民、鎮海における朝鮮人重患者までに広がったことが分かる。

これは、それぞれに所長等を置いて海軍が経営していた二つの診療所の内、海軍診療所を解散して一つにまとめ、経営のスリム化を図るものであった。その後、診療所が新設された結果として、診療対象も広がったと見られる。この鎮海海軍診療所の設置位置は「中辻大樋前」と書かれているが、1917年（大正6）の開設場所について「当分ノ内」と記されており、いずれにせよ1917年以後この位置に移転したと見られる⁴⁴。

では、この鎮海海軍共済病院の新築についてより詳細な内容を海軍文書から確認しておこう。次の文書は、1934年（昭和9）9月5日に、財団法人鎮海海軍診療所総裁を務めていた鎮海要港部司令官代理の海軍中将堀悌吉が、「財団法人鎮海海軍診療所解散並鎮海海軍軍人軍属家族診療所新設ノ件上申」のために作成したものである⁴⁵。

鎮海海軍診療所ハ大正六年八月設立認許ヲ得、同十年六月財団法人ニ組織ヲ変更シ、軍人軍属家族診療所ノ他、実質上海軍共済組合鎮海診療所ヲモ包含シ、合同經營今日ニ及ヒタル処、今般鎮海海軍共済組合病院新営セラレ、後ニ就テハ從来ノ經營ニ鑑ミルニ、各診療機関ヲ個々独立ニ經營スルハ經濟上不可能ナル実状有之。此ノ際、財団法人鎮海海軍診療所ハ其ノ財産（基金約一万円及建物土地等）全部ヲ組合病院ニ寄付シ、解散スルコトトシ、是ニ代ルベキ「鎮海海軍軍人軍属家族診療所」ヲ別紙規則ニヨリ新設シ、軍人軍属家族ノ診療ハ左記覺書ニヨリ組合病院ニ於テ実施致度。

（覚書）

- 一、軍人軍属家族ノ診療ハ組合員ニ準シ之ヲ取扱フモノトス。
- 二、組合病院ノ門ニハ両門標ヲ並掲ス。
- 三、軍人軍属家族ノ診療ハ特令アル場合ノ外之ヲ独立セシメズ。
- 四、軍人軍属家族ノ診療ニシテ、独立ヲ要スル場合発生シタルトキハ、寄付額ノ限度ニ於テ組合病院其ノ費用ヲ負担スルモノトス。⁴⁶

ここでは鎮海海軍診療所の設立から1934年（昭和9）までの簡略な組織の変遷過程が見て取れる。そして、「鎮海海軍共済組合病院」の新設を迎えた後、現行の鎮海海軍診療所を解散して、その財産を新設の病院に寄付する形をとりつつ、「鎮海海軍軍人軍属家族診療所」の新設を申請していることが確認できる。現行の鎮海海軍診療所を解散する理由としては、「從来ノ經營ニ鑑ミルニ各診療機関ヲ個々独立ニ經營スルハ經濟上不可能ナル実状有之」と記されており、新設病院と既存の診療所の個別的な独立經營が經濟的不可能であると明確に示している。続いて、覚書の内容を見てみると、新設の鎮海海軍軍人軍属家族診療所は「軍人軍属家族ノ診療ハ組合員ニ準シ之ヲ取扱フモノトス」と、その目的や診療対象を明らかにしている。その次の3、4の内容は、独立經營による鎮海海軍軍人軍属家族診療所の經濟的な問題の発生を防ぐための事前措置と見られる。つまり、二つの診療所の運営は、経常上理由から、施設を組合病院に統合して、經營・設備維持のスリム化しつつも、軍人軍属家族のための診療機能は維持するということであった。

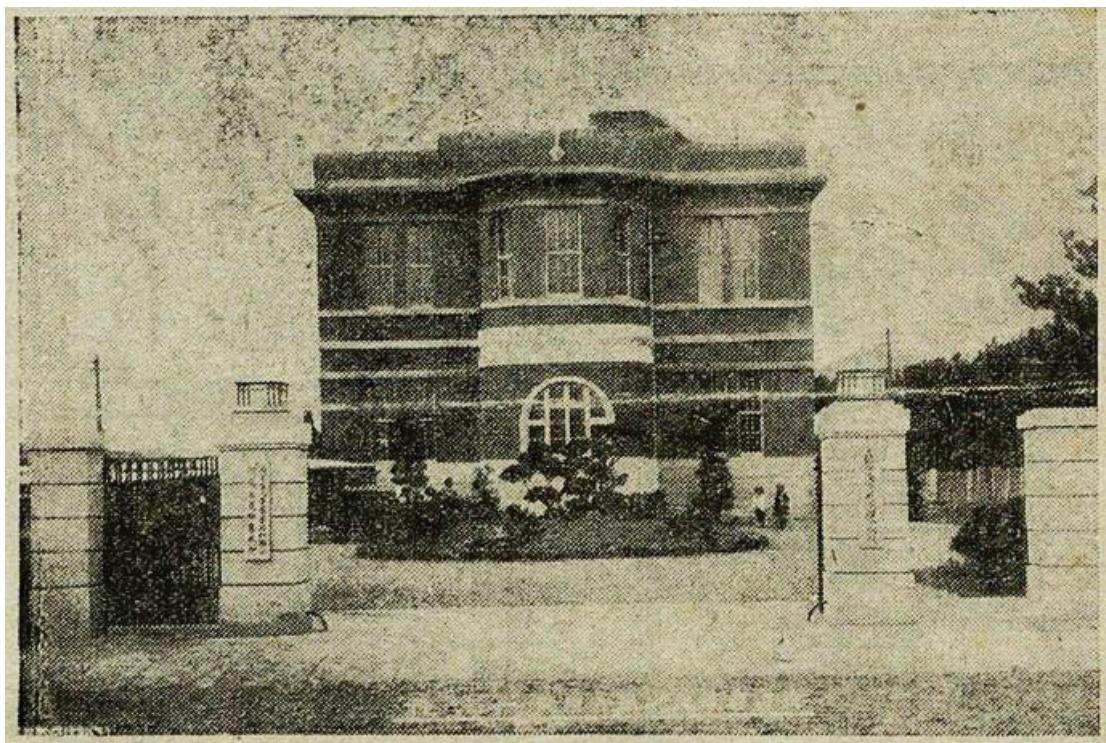
この「上申」の次には「鎮海海軍軍人軍属家族診療所規則」もあって、第1条から第18条からなる「鎮海海軍軍人軍属家族診療所」に関わる詳細な規則が確認できる⁴⁷。第1条では、名称を

鎮海海軍軍人軍属家族診療所とすること、第2条では「本所ハ海軍軍人軍属家族ノ傷痍疾病ヲ診療スルヲ以テ目的トス」とあり、医療対象が海軍軍人軍属家族であることが再確認できる⁴⁸。この点から、鎮海海軍軍人軍属家族診療所は、1917年（大正6）の鎮海海軍診療所の設立目的と医療対象も同一であったことが分かる。そして、この鎮海海軍軍人軍属家族診療所新設の件は、1934年（昭和9）10月1日に認許された⁴⁹。

この鎮海海軍共済組合病院兼鎮海海軍軍人軍属家族診療所に関しては、海軍文書の他に1933年（昭和8）12月25日の「鎮海海軍共済組合病院竣工式」という記事がある。

海陸両司令官参列盛会

【鎮海】鎮海海軍共済組合病院兼海軍軍人軍属家族診療所の新築落成式は、廿三日午前十一時から鎮海桜の馬場、水交支社の南麓の現地に於て盛大に執行された。来賓として塩澤要港部司令官を初め、宍戸參謀長以下幕僚各部隊長、各係官、西村要塞司令官、外鎮海各官公衛長学校長等五十余名神式の修祓式あり。塩澤、西村両司令官以下各代表者玉串を捧げ、十二時閉式正午から祝宴場に於て落成式祝賀宴あり。塩澤司令官の発声で天皇陛下の万歳を三唱して一時口会裡に散会した。⁵⁰



<図4-3> 鎮海海軍共済組合病院全景

この記事は上記の海軍文書より約9ヶ月も先のものである。記事によれば、1933年12月23日に竣工式が開かれて、海軍の塩澤要港部司令官、宍戸參謀長をはじめ鎮海における官公衛長および学校長まで集まって盛大に行われたことが分かる。また、正式名称も鎮海海軍共済組合病院兼海軍軍人軍属家族診療所であったことが分かる。

図 4-3 は記事と共に掲載された鎮海海軍共済組合病院の全景写真で、「鉄筋コンクリートのモダーン病院」⁵¹の姿が確認できる。また、正門の両側にそれぞれ門札が掲げていたことも見られる。これはおそらく、先の海軍関係資料の覚書で確認できる「二、組合病院ノ門ニハ両門標ヲ並掲ス」という内容にも関わるものであると思われる⁵²。

以上、海軍はまず鎮海における軍事地域の内に海軍医療施設として病室を置いていた。これは、計画段階に立てた病院の規模とは異なるものとして、遅くとも 1915 年（大正 4）には防備隊病室という名前を使っていた。そして、1930 年（昭和 5）には鎮海要港部病院⁵³と、1945 年（昭和 20）には鎮海海軍病院⁵⁴となっている。このような変化を経た海軍医療施設は、その立地が鎮海の軍事地域の中にあったことから海軍軍人中心の医療機関であったと考えられる。

一方、海軍はこの医療機関とは別に 1917 年（大正 6）から海軍軍人家族、軍属、軍属家族のためにもう一つの医療機関として鎮海海軍診療所を開設した。この施設は、軍事地域の外にあって、軍事地域と市街地の両方からの接近が容易な位置であった。この診療所は 1921 年（大正 10）からは財団法人として組織を変更し、さらにその後は海軍共済組合鎮海診療所が新設された。これによって、診療対象が鎮海における軍人と窮民、鎮海における朝鮮人重患者にまで広がった。診療対象者の範囲は、1934 年（昭和 9）に鎮海海軍診療所が解散し海軍軍人軍属家族診療所が鎮海海軍共済組合病院に併設する形で新設された後も継続した。つまり、これらの検討を通じて、軍港都市鎮海における海軍医療機関は軍事地域のみならず市街地にも存在したが、その役割は 1930 年代まで軍人軍属を中心として、その家族、および窮民と朝鮮人重患者に限られていたことが分かった。市街地における一般患者はこの海軍医療機関の対象に含まれていなかつたといえる。ただし、鎮海が軍港都市として衛生が重要視された地域であった点を考慮すれば、海軍の軍事地域のみならず、市街地の衛生を支える医療機関も重要視されたはずであり、さらには市街地の医療機関が海軍とどのような関係があったのかについても明らかにする必要があるだろう。

そこで次節では、鎮海市街地における医療機関である私立病院に注目して、市街地における衛生管理状況を検討したい。

第 3 節 市街地における医療機関－私立病院

（1）鎮海市街地における私立病院の開院

鎮海市街地の医療に関しては、1912 年（大正元）発行の『鎮海』に、市街地に多数の個人医師があつて個人衛生の統御者であったと記されている⁵⁵。そして、約 15 年後に発行された 1926 年の『鎮海要覧』でも私立病院とその医師らが中心となって個人衛生の管理を行っていたことがうかがえる⁵⁶。

このような個人衛生の管理を担った私立病院とその医師らに注目して、鎮海市街地における衛生管状況を検討するために、まず図 4-4 の『鎮海』で見られる病院広告に依拠して 1912 年頃の様相を見てみたい⁵⁷。『鎮海』に掲載されている 7 つの病院広告には、病院名のほかに診療科目、住所などの情報が記載されている。広告掲載の病院は、鎮海河野病院、縣洞病院、小野病院、根岸医院、長谷川病院、鎮海病院、田中療病院である。この 7 つの病院に『朝鮮新聞』で

見られた菊川医院の広告を含めて、少なくとも 8 カ所の私立病院が鎮海市街地にあったことが分かる⁵⁸。これら各病院について図 4-4 上段左から順に見てみよう。

まず鎮海河野病院を見てみると、「医学得業士 河野信彦」とある。この広告の中で、河野信彦について馬山病院長の徳永吾一による評価が載せられている。その内容を見ると、「河野信彦君多年当馬山病院主任医として奉職の処今般鎮海に於て開業致し候に就ては当院同類御引立をこうむり度特に願上候」と書かれており、河野信彦が 1912 年以前に朝鮮馬山で働いたことや、彼と馬山病院長の徳永吾一の信頼関係がうかがえる。河野病院は隨時入院が可能な病院として、「日本室」と「西洋室」の 2 種類の病室を持っていた。診療内容についてはこの広告に記載はないが、『朝鮮新聞』の同年 7 月 12 日の「鎮海の河野病院」記事から確認できる。

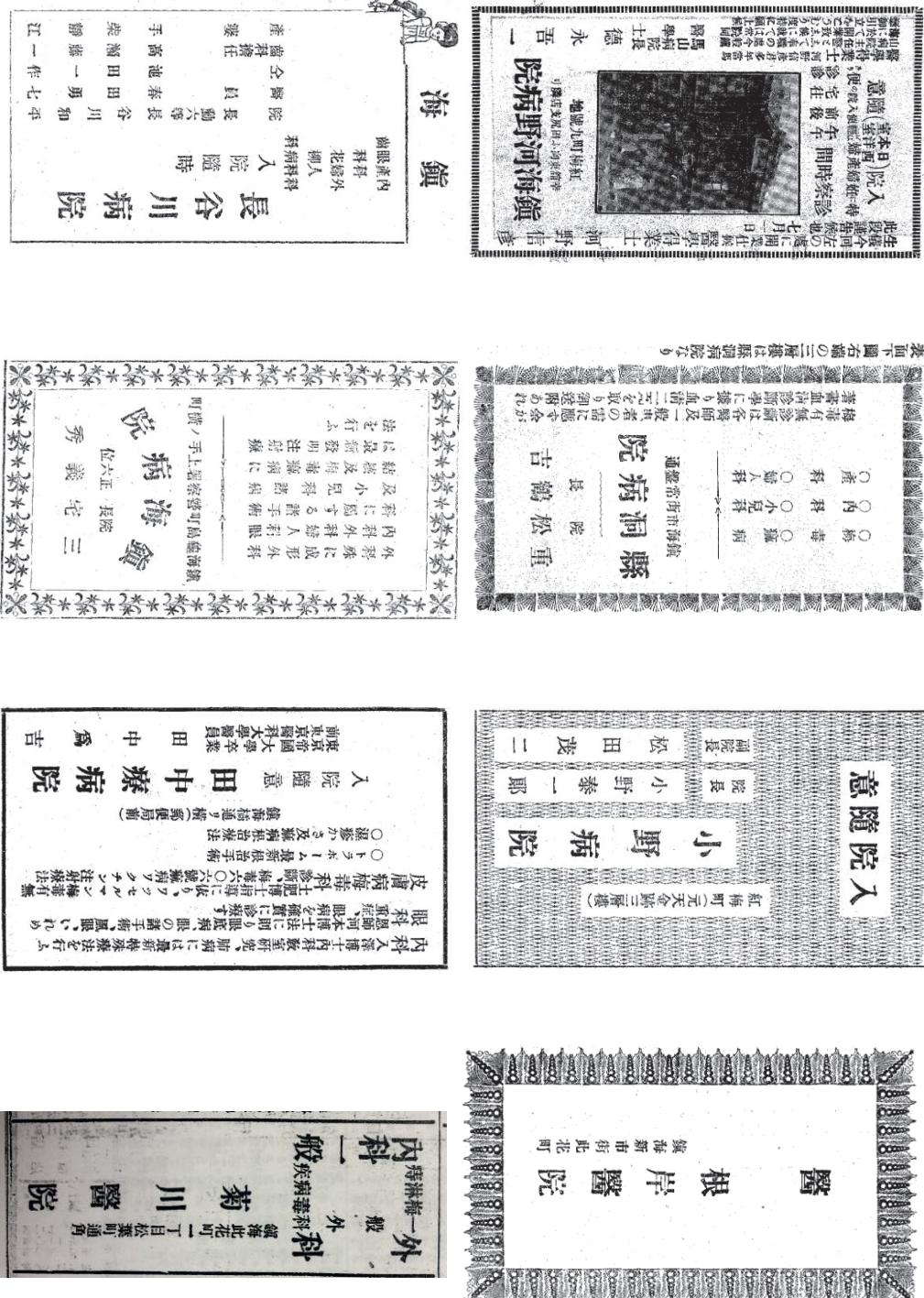
従来馬山病院に於て婦人科を担当せし河野信彦氏は、今回同院を辞して鎮海に婦人科専門の病院を新築し、本月一日より開院せしに、薬剤師及び事務員等総て婦人を使用し加ふるに、院長は馬山に於て高評を博せし等にて、来診者非常に多く實に当地婦人界の福音と云ふべし

59

この記事から、河野信彦は元々馬山病院で婦人科の担当医として働いたが、1912 年の 7 月に鎮海で婦人科専門の病院を開院したことが分かる。特に、薬剤師と事務員の総てが女性であった点と、河野自身が馬山でも高評を得ていた医師であったため鎮海に開院してからも来診者が多かったこと等が述べられている。河野信彦が開院した 1912 年（明治 45）の 7 月以前まで、鎮海は軍港都市計画によって市街地建設が盛んな時期であった。一方、馬山病院があった馬山においては、金富子・金栄の研究によれば、1905 年（明治 38）に軍用鉄道の馬山線開通が人口膨張を促した⁶⁰。そして、馬山で形成された遊郭は日本各地の芸娼妓・酌婦を広く集める「供給」ルートがうかがえるほどの盛況を見せたものの、日露戦後の不景気で凋落した。しかし、隣の鎮海における軍港建設によって、馬山にも第二繁盛期を迎えたという⁶¹。この馬山の繁盛期における芸娼妓・酌婦数は 1907 年（明治 40）が 137 人で、1909 年（明治 42）には 172 人とピークを迎えたことが指摘されている⁶²。1909 年（明治 42）以後は、軍港都市建設によって鎮海に人々が集まってきた点、そして海軍軍人の出入も明らかであった点などを考慮すると、婦人科専門医の河野信彦は隣の軍港都市鎮海を新たな営業場所と見なしたと言えよう。

次に重松鶴吉が院長を務める縣洞病院は、診療科目として「梅毒、淋病、内科、小児科、産科、婦人科」の 6 項目を掲げているが、その中でも「梅毒」と「淋病」を婦人科診療とは別個に置いていた。「梅毒有無診断は各医師及一般患者の需に応ず余が著書血清診断学に拠り血清二瓦を取り御送附あれ」と書かれてあり、梅毒の診断において専門的な病院と見られる。

小野病院の場合は、院長が小野泰一郎で、副院長は松田茂二であることは分かるが、専門の診療については確認ができない。しかし、この病院も「入院隨時」と書かれている点から、入院用病室を備えていたことが分かる。根岸医院は、病院名と住所のみが記載されている以外に情報はない。



<図4-4> 1912年鎮海における私立病院広告

出典：鎮海河野病院から縣洞病院、小野病院、根岸医院、長谷川病院、鎮海病院、田中療病院の広告は『朝鮮新聞』1912年6月27日5面である。

図4-4 下段に移り左から順に見ると、まず長谷川病院は上の病院と比べて最も多様な診療を診ていたように見られる。内外科をはじめ、産科、婦人科、眼科、花柳病、歯科までを診療し、入院も隨時にできたことから、かなり規模の大きい総合病院であったと考えられる。院長として長谷川和平、医員として春田勇七と池田一作、歯科担任の高瀬藤一、産婆の手柴静江の名前が確認できる。

次の鎮海病院も広告内容から、この長谷川病院に肩を並べる規模を有していたと思われる。診療科目を見ると、「外科殊に成形外科内科外科婦人科眼科に属する諸手術及小児科諸病結核及梅毒麻痺には最新発明注射療法を行ふ」と書かれていることから、児童から成人まで男女を問わず梅毒と麻痺を含む各種疾患に対応していたことが分かる。院長は三宅義秀である。三番目の田中療病院は、その診療科目は内科と眼科、皮膚病梅毒科である。この広告ではそれぞれの科目について次のような説明が加えられている。内科には「入澤博士内科教室研究、肺病には最新特殊療法を行ふ」とあり、その内科担当医の専門や最新の治療法を導入したことが分かる。この入澤博士は、東京帝国大学教授であった内科博士の入澤達吉として思われる。眼科については「恩師河本博士法に則り眼底病、眼の諸手術、風眼、いれめ重症、眼病を確実に診療す」とあるが、この「恩師河本博士」は日本近代眼科の確立において中心人物で、東京帝国大学の初代眼科教授であった河本重次郎を指すものと考えられる⁶³。この点から、田中療病院の眼科医は、東京帝国大学で眼科を専攻した人物であったと推察される。皮膚病梅毒科については、「土肥博士指導に依り、ワッセルマン梅毒有無診断、梅毒 606 号麻病ワクチン注射療法」と書かれている。この土肥博士は、東京帝国大学皮膚科教授で西洋医学としての皮膚科を日本に導入した人物として知られる土肥慶蔵を指すものと考えられる⁶⁴。この皮膚病梅毒科でも、担当医が専門的な最新医術を学んでいたことを宣伝している。そして、院長の田中為吉も「東京帝国大学卒業前東京医科大学医員」とあり、当病院の医師が東京帝国大学で医学を学んだことが一つ売りとされていることが分かる。

最後に『朝鮮新聞』に載せられた菊川医院の広告では、診療科目として「外科、一般外科、梅毒、淋病、痔疾、内科一般」と記載されているが、詳細な情報は確認できない。

このように、1912年(大正元)の鎮海市街地における8ヶ所の私立病院の広告を検討してみた。その結果、これらの病院の中で河野病院、小野病院、長谷川病院、田中療病院の4病院は入院患者のための病室を備えていて、随時入院ができるほどの規模であったことが確認できる。他の縣洞病院と鎮海病院も診療科目が多様であった点から、クリニックより大きい規模の病院であったと考えられる。鎮海におけるこれらの私立病院の診療科目を詳しく見てみると内科や外科をはじめ、小児科、歯科、眼科、産科、婦人科などの諸分野が見られるが、その中でも婦人科の診療が多かったことが分かる。具体的には河野病院のような婦人科専門病院があった点、他の殆どの病院で、婦人科が置かれていない病院までも梅毒などの性病に対する診療が行われていた点、さらに梅毒の診断と治療にあって最新技術や専門性を持っていましたことを病院側から積極的に広告で宣伝していた点は、鎮海市街地の居住民にとって梅毒のような性病管理を含めた婦人科の診療が重要であったことを示唆する。しかし、この点が、朝鮮における他の都市や日本国内の軍港都市でも同一であるのか、或いは鎮海の特徴であるのかについては、個別的にこの時期における各地域の病院に関して検討・比較したうえで判断する必要がある。ここでは、鎮海市街地の私立病院で

はこれらの傾向が見られたことのみを指摘しておく。

これらの私立病院は軍港都市建設が始まつてからおよそ2年内に鎮海市街地で多数開院して診療を始めていた。1912年（大正元）という時期は、公立病院と海軍病院の両方が設立する見込みはあったが、実際にはまだ開設に至っていない時期である⁶⁵。この時期に、最新の西洋医術を売りとする私立病院の医師らは「個人衛生の統御者」として鎮海市街地の居住民に対して医療を行つていたといえる。

（2）市街地における私立病院の発展

1912年（大正元）の鎮海市街地では、多数の私立病院が競い合うように開設していった。ここでは、医師個人により注目しながら、鎮海における私立病院がどのように変化していったのかを検討したい。

先述した1912年（大正元）の私立病院の院長の中には元陸軍軍医が2人いた。鎮海病院院長の三宅義秀と、長谷川病院院長の長谷川和平である。三宅義秀は鎮海で開業する前、1909年（明治42）2月12日から1910年（明治43）12月22日まで会寧衛戍病院の院長を務めていたという記録がある⁶⁶。この会寧衛戍病院は、日露戦争終結直後の1905年（明治38）11月に設置された咸興病院会寧分院で、本軍の傷病兵の治療目的として設けられた⁶⁷。

長谷川和平については1915年（大正4）7月13日の『釜山日報』の「名士と成功者」という記事から、その経歴が確認できる⁶⁸。記事によれば、長谷川和平は日露戦争時には第2師団（仙台）に属して勲6等に叙せられた。その後、満蒙を「瓢浪」したため満蒙に精通していたとある。そして、「大志を抱きて渡鮮鎮海に長谷川病院を開業せしめ地予の性に合わずとなし瓢然去つて巨濟島の風光を賞する半年、本年二月に入佐漁村に入りは佐川病院を開業し」とあり、鎮海で長谷川病院を開業した後巨濟島に移っていたことが分かる。このように陸軍軍医として日露戦争に参戦した2人が、1912年の鎮海市街地で私立病院を経営していたのである。

この1912年に鎮海における私立病院の医師らは私立病院での診療のみならず、警察医としても

＜表4-2＞ 1914年鎮海における開業医師と開業場所

氏名	開業場所
重松鶴吉	昌原郡鎮海常盤通
城譽一	昌原郡鎮海初音町
兒玉義雄	昌原郡鎮海末広町
河野信彦	昌原郡鎮海此花町
長谷川元司	昌原郡鎮海紅梅町
長谷川和平	昌原郡鎮海
小野泰一郎	昌原郡鎮海大和通

出典：朝鮮総督府『官報』第518号、1914年（大正3）4月24日、318頁。長谷川和平の開業場所は原文で「昌原郡鎮海」で終わっていた。

嘱託されていた。小野病院の院長である小野泰一郎は、警察医として開港検疫や芸娼妓における梅毒検査などを厳しく行っていたことが確認できる⁶⁹。

1914年には、朝鮮総督府『官報』第518号で、鎮海における開業医師として表4-2に示した7人の名前と開業場所が確認できる⁷⁰。表4-2をみると、1912年に縣洞病院長であった重松鶴吉、河野病院長の河野信彦、長谷川病院長の長谷川和平、小野病院長の小野泰一郎の4人の名前が見られる。その他の城譽一、兒玉義雄、長谷川元司の3人は1912年の活動については確認ができない。また、1912年の田中療病院長の田中為吉と、鎮海病院長であった三宅義秀の名前がこの名簿では確認できない。この名簿は朝鮮総督府の医師規則施行によって医師規則第1条第2項に該当する開業医師のリストで、当該地域で資格を持って正式に認められた開業医師の名前が確認できる史料である。そこで、この名簿で名前が確認できない医師らは、病院の閉業等の理由によって鎮海を去ったか、現地開業医の資格もしくは無資格で医療活動に従事していたと考えられる。いずれにせよ1912年に十数名に達した医師らのうち、1914年まで残った正規の資格をもつ医師は7名であったことになる。一方、1915年には鎮海市街地において「鎮海医師会」があったことが確認できる⁷¹。「鎮海医師会」に属していたのは鎮海病院、縣洞病院、城病院、小野病院、長谷川病院の5病院であった⁷²。おそらく、城病院は1914年に鎮海の開業医師として確認できる城譽一の病院であると思われる⁷³。ほかの4病院は1912年の広告でも確認できた病院であるが、この中で鎮海病院の院長である三宅義秀だけが1914年の開業医師名簿にはなかった点が注目される。この点については、パク・ウンジェが明らかにした1913年の医師規則の颁布に伴った前後の事情と関連付けて考える必要がある⁷⁴。パクは、この医師規則以前には、朝鮮における日本人医師の中に正式医師免許を取得していない無資格医師がいたことを明らかにしている。この無資格というのは、日本で正式免許を取得しなかった「前期試験の合格者は勿論、医学素養がない者」であった。日露戦争によって朝鮮に本格的に来た軍医の中にさえも、このような無資格医師がいたことを指摘している⁷⁵。とりわけ陸軍軍医の中に、朝鮮では日本のような医師規則がないことに付け込んで、医師として活動した者があったことを明かにしている⁷⁶。先述したように、三宅義秀が陸軍軍医として会寧衛戍病院の院長を努めた人物であったことを考えると、この正式免許を持ってない無資格医師であった可能性もうかがえる。そのため、1914年の医師規則によって朝鮮で開業できる者は、日本における医師免許取得者と朝鮮総督府が認める免許を取得した者に限定されたことで、三宅義秀

の名前はその開業医師の名簿になかったと考えられる⁷⁷。

このように、医師免許を持っていた医師と無資格の医師がともに診療を行っていた1915年の段階で、鎮海市街地には少なくとも5つの病院が存在した。1915年から1924年までの変化を年次ごとに捉えられる詳細な記録は確認できないが、1925年発行の史料を参考にしながら、市街地の私立病院がどのような変化を経験したのかを検討してみたい。そのため、表4-3に示した『日本医籍録』（以下『医籍録』）で確認できる名前及び情報を基に彼らの活動を確認したい。

この『医籍録』では、内地としての日本国内のほか、朝鮮や台湾、満州の医学者・医師の開業場所、生年月日、出身、および簡略な経歴が確認できるが、鎮海における医師は、泉三蔵、長谷川元司、垂井実、武内成事、重松鶴吉、鈴木幸之助、李冕裁の7人である。

1915 年までに史料上で確認できた医師らが全員日本人であったことに対して、この 1925 年の 7 人の中には朝鮮人と思われる人物が一人いる。表 4-3 の最後の行にある李冕裁で、平安南道出身で京城医専を卒業した朝鮮人であると思われる。特に、他の医師らの登録番号には「朝」という字が見られないが、李冕裁だけが「登朝 350 号」とされていた事からも朝鮮人医師と考えられる⁷⁸。1924 年の開院という点を見れば、その時まで鎮海において医師資格をもった朝鮮人医師の病院がなかったと考えらえる。この点は、この時までの鎮海で朝鮮人医師の必要性が提議されなかつたこととしても考えられ、日本人町としての鎮海市街地の性格にも関わる問題である。

<表 4-3> 1925 年（大正 14）『日本医籍録』朝鮮昌原郡

名前	住所	生年月日	出身	経歴	鎮海における経歴
泉三蔵	鎮海	1873 年（明治 6） 7 月 14 日	熊本県	試験及 1923 年（大正 12） 現地開業	1923 年（大正 12）現地開業
長谷川元司	鎮海 山吹町	1860 年（万延元） 5 月 18 日	東京市	1886 年（明治 19）東大別 科卒、登 1699 号 正八位勲五等	1912 年（大正元）現地開業
垂井実	鎮海 松葉町	1892 年（明治 25） 3 月 3 日	福岡県	1918 年（大正 7）長崎医専 卒、登 42846 号 卒後釜山府立病院、龍山満 鉄病院、大邱慈惠病院等 に奉職	内児科 垂井病院 1921 年（大正 10）現地開業校 医 水産組合嘱託医 海軍工作部嘱託医 趣味琵琶盆栽養鶏
武内成事	鎮海 山吹町	1895 年（明治 28） 6 月 9 日	大分県	1918 年（大正 7）年長崎医 専卒 後県立長崎病院で研究	内科 武内医院 1922（大正 11）年現地開業
重松鶴吉	鎮海 日の出通	1895 年（明治 22） 5 月 5 日*	愛媛県	試験及 1908 年（明治 41） 登 24998 号 1904 年（明治 37）東京医 師俱楽部講習修了 1910 年（明治 43）東大產 婦人科教室介捕並医員勤務	産婦科（産婦人科） 鎮海病院 1911（明治 44）年現地開業 公医 校医 趣味謡曲
鈴木幸之助	鎮海 日の出通	1880 年（明治 13） 2 月 22 日	東京市	朝鮮試験及第 1915 年（大 正 4）、登 110 号	鎮海病院勤務中（1925 年）
李冕裁	鎮海 北内洞	1896 年（明治 29） 12 月 24 日	平安南道	京城医専卒、登朝 350 号	1924 年（大正 13）現地開業

出典：日本試論社編『日本医籍録』「朝鮮昌原郡」（医事時論社、1925 年）、17~18 頁に依拠して表に整理した。

*原文の西暦年と元号年が一致していないが、『朝鮮満州南支四国人発展史』の記録と共に検討した結果、1889 年の誤りと思われる。西村録也『朝鮮満州南支四国人発展史』（四国人発展史編纂社、1924 年）、319 頁。

そこで、この朝鮮人医師の登場と鎮海市街地の性格と構造については、今後より史料を検討して密接に解き明かす必要があると考える。

ほかの 6 人については、鎮海における開業順に考察してみたい。この中で最も早い 1911 年に開院した者は、愛媛県出身の重松鶴吉である。1925 年の『医籍録』によれば、1925 年時点の彼の病院名は鎮海病院である。しかし、1912 年の広告で重松は縣洞病院の院長であることが確認でき、また鎮海病院という名前は陸軍軍医出身の三宅義秀が院長を務めた病院名で 1915 年まで使われていた⁷⁹。これらの点から、重松は早ければ 1916 年から鎮海病院という名称の病院長を務めたと考えられる。いずれにしても、重松が 1911 年から鎮海において診療を行い続けてきたことは間違いない。

次に開院した人物は、1912 年に開院した長谷川元司である。長谷川元司の場合は、1914 年の鎮海における開業医師としても確認できた⁸⁰。そこで、長谷川元司も正式の資格を持って軍港建設初期から診療を続けてきたことが分かる。重松と長谷川が市街地建設初期に病院を設けたのに対して、他の医師らはほぼ十年後から、垂井実は 1921 年、武内成事は 1922 年、泉三蔵は 1923 年に開業した。そして鈴木幸之助だけが、開業せずに 1925 年から鎮海病院の医師として勤務したことが分かる。

これまでの内容をまとめてみると、鎮海市街地の建設初期である 1910 年代初期に設けられた多数の病院の医師らが鎮海を去った後、1920 年代になって 4 人の新しい医師らが入ってきたことが明らかとなった。ここで、多数の医師らが去った理由について考えてみたい。その当時は、おそらく軍港都市建設による人口増加に伴う医療の需要増加を狙って 1912 年に婦人科専門の河野病院を開院した河野信彦のような医師らが多数存在したことがうかがえる。第 1 章から続けて述べた海軍の軍港都市計画の変更は日本人人口の増減に繋がるもので、このような医師らの営業にも直接的に影響を及ぼした可能性が高い。実際に 1922 年代までの市街地の人口を見ると、日本人の人口は 1913 年の 5,988 人がピークであった。その後、下がり続けて 1920 年には 4,024 人となっている。1922 年には 4,641 人まで盛り返したが、都市建設初期の値には及ばない⁸¹。すなわち、人口の増減が病院にとって診療対象者の数に直接繋がる点を考慮すれば、期待より人口が増えなかつた軍港都市鎮海の内で私立病院の競争が激しかったことも想像できる。その過程で生き残った私立病院が 1920 年代の市街地で個人への医療サービスを行っていたと考える。

さて、ここからは医師ら個人の経歴により注目してみたい。『医籍録』の順番で見ると、泉三蔵の場合は特に目立った経歴は確認できないが、鎮海で開業した 1923 年には 50 歳頃であった。泉三蔵は鎮海で学校医を務めたという記録はあるが、時期は確認できない⁸²。おそらく学校医退任の時期になって鎮海に開業したと考えられる。次の長谷川元司は東京帝国大学の卒業生で、1912 年（大正元）に 50 歳近くになって鎮海に開業した点は、一時的な出稼ぎ場所として開業した可能性よりは、長期的な観点の居住地として鎮海を考えた可能性がうかがえる。次の垂井実は、長崎医学専門学校の卒業生で、内科と小児科の専攻者であった。その後に、朝鮮に来て釜山府立病院と龍山満鉄病院、大邱慈恵病院などで診療していた。29 歳の 1921 年（大正 10）からは、鎮海に来て垂井病院を開業した。その後、鎮海で水産組合嘱託医、海軍工作部嘱託医を務めた。のみならず、垂井は 1923 年（大正 12）6 月 6 日から「鎮海学校組合」の学校医でもあった⁸³。この点

は垂井の専門が内科と小児科であったことに関わると考える。そして武内成事は、内科専攻で1918年（大正7）に長崎医学専門大学卒業後、県立長崎病院で研究に従事していた。武内が鎮海に来て武内医院を設けたのは27歳の1922年（大正11）であった。次の重松鶴吉は、東京帝国大学婦人科を卒業⁸⁴してから、1908年（明治41）に医師資格を取得した。重松は鎮海に来るときまで、東京で医学研究や診療を行っていた。鎮海で病院を開院したのは1911年（明治44）のことである。その当時の病院名は縣洞病院であったが、1925年（大正14）の時には鎮海病院という名称で確認できる。重松は鎮海市街地における公医や学校医もつとめていた。学校医としての任命時期は確認ができないが、退任時期は1923年（大正12）6月6日の垂井実との入れ替わりである⁸⁵。重松は、『医籍録』に記載されている医師の中で最も早い時期の1911年（明治44）に鎮海に来て、1937年（昭和12）まで診療を行っていたことが確認できる⁸⁶。

先述の広告で確認した1915年（大正4）までの医師らと比べると、これらの医師は全員医師資格を取得した者で、そのうち5人は西洋医学を専門的に習った学歴も確認できる。そこで医師と病院の数は減っていたが、医療レベルが特に下がったとは言えない。また、この時点でも鎮海には官立・公立病院が設けられていなかった。この状況は1920年代にも続いていた⁸⁷。そのため、代わりに開業医師らは市街地における居住民の診療を私立病院で診ながら、海軍の嘱託医、学校医や公医などの役割をも担っていた。すなわち、市街地における日本人居住民に関わる諸般の医療のみならず、海軍の必要に応じることもあった。

この医師らの中には、若手の医師のみならずかなりの経験を積んで鎮海に新しく開業した医師らも存在した。ここで、朝鮮における開業に関する当該の日本人医師らの考え方方が分かるパクの研究を参考したい。パクは、1910年代までの日本人の正式医師の朝鮮移住は、特別な経営対策が整えられていない限り、愚かな行為であるという認識が多くたったという点を指摘した。この認識には、朝鮮人を相手に開業して、海外出稼ぎ人として満足できるほどの口しのぎは難しいという判断からのものである⁸⁸。これらの認識を鎮海で現われた開業医師らの状況と合わせて考えて見れば、鎮海という地域に開業医師らの流入が続けたことは、日本人居住民にとって鎮海が不動の日本人都市として認識されたことを示唆する。これに加えて、李冕裁の病院があった北内洞はこの名簿で唯一の「洞」であり、朝鮮人居住地区であったと考えられる。このことから、1920年代の鎮海において、日本人地区と朝鮮人地区の間には揺るぎない境界があったといえるだろう。

このように、1920年代に、私立病院の医師らは当該地域における日本人居住民の個人衛生を支える存在として医療活動をしていった。基本的に営利目的を以て鎮海市街地に私立病院を開業した医師らは総督府や海軍とも関わりながら診療を行っていた。

この医師らの中で、婦人科専攻医としての重松鶴吉の鎮海における長い経験は、鎮海の私立病院を考察するためにより詳細に検討する必要があると考える。一人の事例で地域全体の医療状況の一般化することはできないが、その時の地域社会の衛生管理における大きな変化の確認と、それに医師個人がどのように対応して行ったのかが確認できるためである。この点は地域社会における衛生管理にあって、私立病院の医師がどのように影響を与え合うのかに繋がる。そこで、次の項では医師重松鶴吉の活動について詳しく見てみたい。

(3) 軍港都市鎮海の市街地における医師重松鶴吉

鎮海市街地には、1910 年代初期から多数の私立病院が設けられ十数人の医師らがいた。この医師らは市街地における個人衛生に関する医療を行っていたことが分かった。その医師らの中でも、ひと際目に付く人物は、婦人科医師の重松鶴吉である。

重松は先述したように、1911 年（明治 44）に鎮海の縣洞病院を開院して院長を務めていた⁸⁹。ここでは重松の足跡をたどりながら、鎮海における私立病院の社会的地位や機能、軍との関係の問題を検討したい。

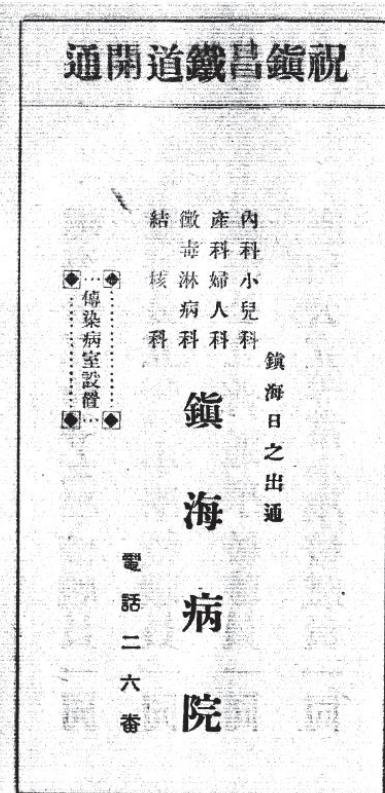
『医籍録』によれば、重松は 1895 年生まれの愛媛県出身として 1908 年（明治 41）医師資格を取った⁹⁰。そして 1924 年（大正 13）の『朝鮮満州南支四国人發展史』では、重松について次のように紹介している。

君は年十九にして前後両期の医師開業試験に通過せる秀才なり。東京に於て修学後、明治四十四年六月渡鮮縣洞病院経営に当りしか、當時本道開業医十余名あり。若年君の苦戦想到すべし艱難報ひられ、大正九年十一月公医となりて鎮海に移住し、日の出町に五百余坪の病院を新築し、伝染病室医療器具の設備の完全なる他に其比を見す。今や南鮮国手界の権威として令名高く常に研究心を失はず内外名医の書を愛読せり。夫人は栃木県素封家より迎へ、四男一女あり。君二十二の、時加藤辰次郎と共に「梅毒血清並診断の価値」なる一書を著述せり。頭脳の明敏巣然として衆を抜く以て知るべし。⁹¹

この記録によれば、重松が医師資格を取ったのは 19 歳の時であった。『医籍録』の生年とは異なるが、若い時に医師になったことは確認できる。重松は東京で医学を学んだ後、1911 年（明治 44）6 月に縣洞病院を開業した。「當時本道開業医十余名あり。若年君の苦戦想到すべし艱難報ひられ」という点から、当時鎮海では十数カ所の病院が経営されており、私立病院間の競争が相当激しかったことが分かる。

重松は鎮海に来る前に、東京で『ワッセルマン氏黴毒血清診断並其価値』という本を加藤辰次郎と共に著述した⁹²。この本が出版されたのは 1911 年（明治 44）3 月で、重松の縣洞病院開業の 3 ヶ月前であった。『四国人發展史』でも「梅毒血清並診断の価値」と紹介している⁹³。この書から、重松が東京帝国大学婦人科を卒業したことが確認できる。内容を見てみると、ワッセルマン反応の概念に関する説明からその反応の本体、その試液製法、患者の血清の採取法、試液の価値測定法、検査実施法、梅毒に対する補体結合反応の特異性、梅毒の各時期による本反応の発見と価値、駆梅療法の本反応に対する影響、他の科から本反応の応用などで構成されていた⁹⁴。重松は婦人科においても特に梅毒を専門としていたといえる。

重松が鎮海に来た理由は、おそらく婦人科専門病院を開業した河野信彦と同様に実利的な目的のためである可能性が高い。重松は激しい競争をくぐり抜け、1920 年（大正 9）には公医として診療を行い新しく鎮海病院をも開業した。この鎮海病院の規模を見てみると、伝染病舎と各種医療器具が完備された 500 余坪の新築病院であった。病院の立地に注目すると、縣洞病院の時は常



<図4-5> 1926年の鎮海病院の広告

出典：岡黙堂『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）、頁数なし。

校医を1911年（明治44）から1923年6月5日まで務めていた⁹⁹。また、1918年（大正7）からは、海軍軍医が主催する「鎮海研究会」への参加も始めた¹⁰⁰。この「鎮海研究会」は海軍軍医会の地区ごとで開かれていた研究会の一つで、『海軍軍医会会報』で1918年（大正7）の6月の19号からその存在が確認できる¹⁰¹。『海軍軍医会会報』（1号～34号）は1922年（大正11）から『海軍軍医会雑誌』へと改称し、1918年（大正7）6月の第19号から「鎮海研究会」に関する報告も確認できる。ただし、この雑誌の記録から確認できる報告者や発言者がその参加者の全員であるのか、或いは雑誌に記録されていない参加者が存在したのかについては確認ができない。

この研究会で重松の報告内容を見てみると、最も早い記録は1918年（大正7）1月21日の研究会で、生後百日の女児の治例を挙げた「腸重疊症ノ高圧浣腸ニ依ル一治例」¹⁰²という報告を行っている。この時の参加者として確認できる者は軍医が殆どであったが、重松は来賓として参加したことが確認できる¹⁰³。ここでは艦隊や軍艦の他にも一般患者についてまで幅広く治例の報告や議論が行われていた。次の1918年（大正7）4月21日の研究会の報告¹⁰⁴を見てみると、この時は海軍関連の報告が中心で重松の報告は見られないが、発言の記録が残っている¹⁰⁵。同年6月19日と10月3日の研究会については第22号で報告されているが¹⁰⁶、全員軍医の報告と意見のみであった。しかし、報告内容は海軍に関わることのみならず、木村大軍医による「子宮筋腫患

盤通にあって比較的に海軍の軍事地域により近い位置であった⁹⁵。一方で、新たに開業した鎮海病院の位置である日の出通りは遊郭地がある位置であった⁹⁶。図4-5に示した鎮海病院広告から確認できるように、鎮海病院は内科、小児科、産科、婦人科、梅毒淋病科、結核科の多様な分野の診療を行っていた⁹⁷。その中でも婦人科とは別に独立した梅毒淋病科を置き、病院の売上げに繋がる立地選定にあって遊郭地近隣を選んだ点、そして同年から公医として芸娼妓の梅毒検査に関わるようになった点は、遊郭地で働く女性たちが鎮海病院にとって主な診療対象とみなされたことを示唆する。

ただし、この病院の規模や設備を備えるにあたって、完全に重松個人の能力だけで資金を準備したのかについては疑問が残る。縣洞病院も小規模の病院ではなかったが、鎮海病院は伝染病舎も持つ大規模の病院であったからである。鎮海市街地における鎮海病院の規模や役割を考えると、この設立過程については史料に基づいてより詳細に検討する必要があると考えるが、現在のところでは資料的に制約がある⁹⁸。

ところで、重松は鎮海市街地の私立病院で日本人居住民を対象として診療を行いながら、鎮海尋常高等小学校の学

者供覧附X光線治療成績ニ就テ」や、山科二等軍医の「朝鮮医生ニ就テ」の報告があり、婦人科研究や、朝鮮における伝統的な東洋医術医生に関する報告が行われたことが分かる¹⁰⁷。

その後も重松は、1922年12月20日の研究会で「ビール氏静脈注射ニヨル局所麻酔」という報告をしている。この時には、市内の他の医師らの参加も確認でき、垂井医師は「□蟲寄生ニ因ル種々タル症状ニ就テ」という報告を、竹内医師も「結核ノ化学的療法(第一回報告)」について報告をしている¹⁰⁸。つまり、これまで私は私立病院の医師として重松の参加が確認できたが、1923年6月には学校医になる垂井ともう一人の竹内医師の参加も確認できるのである。婦人科の重松と、内科および小児科の医師であった垂井、そして結核に関して報告をしていた竹内がこの研究会に参加した点は、海軍が鎮海市街地において、特にどのような疾病や医療が注目されていたのかが推察される。つまり婦人科疾病と、児童の健康、結核に代表される伝染病である。この点は、1910年代初期に鎮海市街地にあった十数人の医師らの中でも、重松の病院がその競争から生き残って拡張までに至った重要な原因の一つとしても考えられる。

この後の1923年(大正12)12月20日にも、重松は「小学児童ノ睡眠時間ニ就テ統計的観察」という報告を行っている¹⁰⁹。1924年(大正13)3月22日にも、「小学児童ノ睡眠時間ニ就テ統計的観察(第2報告)」を報告している¹¹⁰。このように、1920年代において重松は海軍と関わりながら医学研究を行っていた。そして、1925年(大正14)7月9日の『釜山日報』の「鎮海軍医長会議」という記事から、重松の鎮海病院が海軍軍医長会議の場所として使用されたことが確認できる。

鎮海要港部軍医長会議を八日午後一時三十分より鎮海病院に於て開催した(鎮海電報)¹¹¹

つまり、この時の重松の鎮海病院は海軍軍医長会議が行われるほど、海軍との密接な関係を構築していたといえる。とりわけ、1925年(大正14)には、診療対象は異なるが、鎮海において海軍の医療機関が存在した。それにもかかわらず、あえて私立病院の鎮海病院で海軍軍医長会議を催した点は、海軍にとって鎮海病院が単純な市街地の私立病院というより、軍医をはじめ私立病院の医師を含む鎮海のあらゆる医療専門家が集まる場所として位置づけていたと考えることができよう。公立・官立病院がなかった鎮海市街地において、私立病院の鎮海病院が担った役割についてはさらなる検討の必要があるだろう。

重松はこのように海軍と交流を続けながら、市街地の「鎮海繁榮会」や「鎮海学校組合」の評議員も長く務めていた¹¹²。その任期を見ると、1928年(昭和3)2月から実に1945年(昭和20)11月という時期までに及んでいる¹¹³。この点は、鎮海病院の開業の後に、重松の有力者としての地位がより強くなったことと捉えられる。1929年(昭和4)1月22日の『釜山新聞』で「鎮海病院長嚴父葬儀」という記事から、鎮海市街地における重松の威信がうかがえる。

鎮海病院長重松鶴吉氏嚴父五郎老は持病の中風症にて保養中重松氏も孝養怠らなかつたが、老齢の事で薬石効なく、十六日逝去十八日午後三時中辻大槻前にて葬儀が行れたが、各宗僧侶天理教師等数百名の会葬者あり、却々の盛儀であつ。た¹¹⁴

重松の父の葬儀が鎮海市街地において最も中心地である中辻の大榎前で行われたことと、その葬儀に際して各宗の僧侶と天理教師を含め数百名の会葬者があったことから、地域における有力者として重松の影響力が想像できる。

以上重松鶴吉に注目しながら、1910年代初期から1930年代までの鎮海市街地における私立病院の社会的地位や機能、軍との関係の問題を検討してみた。重松は東京帝国大学婦人科で医学を学び、その中でも梅毒に関する専門知識を身につけて、鎮海で病院を開業した。開業当時は、軍港都市建設初期で多数の医師らが存在したため、病院経営は激しい競争にさらされた。婦人科専攻医であった重松は、公医として市街地の昌芸妓の梅毒管理をしながら、自身の病院の拡張も実現させていく。重松は医師としての経験を積みながら、経営者としても成功を収めていった。この過程で重松は、1912年に市街地における実業目的の「鎮海繁栄会」が発会する時、鎮海における実業者及び有力者らで構成された12人の評議員の一人であった。また、「鎮海学校組合」の学校組合会の評議員としても1928年2月から務め始め、1942年の2月に構成された最後の同組合会に至るまで続けてそのメンバーであった。これのみならず、海軍の「海軍軍医会」にも1918年から参加していった。特に、「海軍軍医会」には持続的に参加して治例の報告をしつつ、軍医らと意見を交わしていた。公立・官立病院がなかった鎮海市街地において私立病院の存在は、居住民の衛生と密接に繋がるものであった。海軍にとっては、軍の衛生問題のために私立病院との連携や協力が必要であったと考えられる。そして、海軍軍医長会議が鎮海病院で開かれた点は、私立病院であった鎮海病院が鎮海市街地における重要な医療機関として海軍に見なされたことの証でもあるだろう。

このように私立病院が居住民の医療にあって重用な役割を担っていた鎮海市街地で、重松は1930年代も地域医療の中心的な一人として存在していた。

小結

以上、植民地軍港都市鎮海における私立病院と医師らに注目しながら、どのような医療体系が存在していたのかを検討した。

海軍にとって、鎮海における衛生管理は軍港都市建設計画時から重要な問題として見なされていた。そして、日本人居住民の衛生管理を理由として市街地を日本人地区と定めて朝鮮人地区をその周辺部に隔離した。これのみならず、海軍の風紀衛生に直結する遊郭地の建設も軍港建設計画の案件の一つとして取上げつつ、遊郭地の正面に病院の建設を計画していた。遊郭地と病院の建設は軍港計画の縮小によって実現には至らなかつたが、海軍が軍港都市における衛生管理及び医療について最大限注意を払っていたことは確かである。このように軍港都市としての鎮海においては、海軍による医療機関と開業医師らによる私立病院とが地域の医療に携わっていた。

鎮海の海軍医療機関については、1909年（明治42）に300坪の病室や伝染病室、癲狂室などを備えた海軍病院の設立が計画されていた。しかし、1916年（大正5）に至っても鎮海における海軍医療機関は軍事地域中にある防備隊病室という名称の施設のみに止まっていた。この防備隊病

室は施設が狭隘であったため、1915年（大正4）からは海軍の建築部支部が使用していた経理部の建物を使用することになった。この時も正式名称は海軍病院ではなく、防備隊病室であった。この病室は海軍軍人を対象として診療を行っていた。防備隊病室の名称が変わった時期は正確には確認できないが、遅くとも1930年（昭和5）には鎮海要港部病院、1945年（昭和20）には鎮海海軍病院の名称であったことが確認できる。

海軍は防備隊病室の他に、1917年（大正6）にもう一つの医療機関である鎮海海軍診療所を設立した。これは、鎮海所在の海軍軍人家族と軍属家族を医療の主な対象として、場所は市街地と軍事地域の両方から近い鎮海海軍下士卒集会所を使っていた。この海軍診療所では、軍医と共に嘱託医の私立病院医師が診療にあたっていた。この点は海軍内部で軍医らの活用方案とその進級などの問題とも関わっていたと考えられるが、軍の男性性を考慮すれば海軍診療所にとって常に女性と子供までの居住民を診ていた医師が必要であったとも言える。海軍診療所での診療科目には婦人科診療も含まれていて、軍の家族を考慮したこととしても見られながら、おそらく鎮海の風紀衛生に関わる性病管理の意図もあったであろう。

鎮海海軍診療所は1921年（大正10）6月に財団法人となり、海軍共済組合鎮海診療所の経営も実質上行うこととなった。この海軍共済組合鎮海診療所は、その診療対象として軍人軍属のみならず、窮民と鎮海における朝鮮人重患者をも含んだ。このような運営形態は、1934年（昭和9）に鎮海海軍共済病院が新設される時まで続いた。

一方、この鎮海海軍共済病院が新設されると、鎮海海軍診療所は解散することになる。その理由には、既存に一つに経営された海軍医療機関を二つの医療機関に運営するのは経営上不可能であるという判断があったためである。そこで鎮海海軍診療所は一旦解散し、その財産を新設病院に寄付する形をとり、代わりに鎮海海軍共済病院と同一施設に鎮海海軍軍人軍属家族診療所を新設することとなった。そして、1934年（昭和9）10月1日に、鎮海海軍共済組合病院兼鎮海海軍軍人軍属家族診療所の新設が認許された。

以上のように、都市建設初期の鎮海では海軍の医療機関が軍事地域に存在し海軍の医療を担っていた。そして、1916年（大正5）からは市街地にも医療機関を設けて、軍人家族、軍属、軍属家族の疾病に対応した。これらは海軍中心の医療機関として市街地の居住民に関わる医療機関ではなかった。1921年からは鎮海における窮民と朝鮮人重患者までが診療対象となつたが、あくまでも海軍が中心であった。

一方、このような海軍による医療機関のほかに、鎮海市街地には多数の私立病院が都市建設の初期から存在した。1912年（大正元）頃には既に十数名の医師らが私立病院を開業していたのである。これらの病院は単一科目の診療を目指すクリニックではなく、内科、外科から小児科、眼科、歯科、婦人科、産科などに至るまで多様な診療科を置いていたケースが多かった。とりわけ、これらの私立病院では婦人科とは別に梅毒や淋疾などの性病に関わる診療科を設置したり、婦人科を置かずに性病の診療科だけを置いたりしていた。また、その性病の診断や治療にあってどのような医術を持っていたのかについても詳細に広告で宣伝していた。これらは、市街地の居住民にとって性病診療が重要な医療の一つであったことを意味する。さらに、この時期に婦人科専門病院が建てられた点からも鎮海市街地において婦人科診療や性病管理がどれほど重要であったの

かがうかがえる。これら私立病院とその医師らは、公立・官立病院がなかった鎮海にあって、市街地の居住民の衛生管理やその医療を支える重要な存在であった。

しかし、軍港計画の縮小によって市街地の人口も期待予測によろには増加を見せず、私立病院の競争が激化し、1915年（大正4）ごろまでに残った医師らは7、8人程度となった。この減少の理由としては、開業医師の資格に関して総督府がより厳しい政策を取り始めたことと、また、軍港計画縮小によって、日本人人口と海軍上陸が期待に比べて低かったこともその理由の一つとして挙げられる。このような中で、1925年（大正14）の段階での鎮海における開業医師は7人確認できる。従来鎮海に存在した医師らは全員日本人であったが、この時の記録から初めて朝鮮人医師の名前が現れる。この朝鮮人医師が1924年（大正13）に鎮海で病院を開業するまで、ここ鎮海には朝鮮人医師が記録上存在していなかった。つまり、この時まで鎮海市街地における私立病院の医療対象として、朝鮮人が社会に位置付けられていなかったから、朝鮮人医師が必要とされていなかったこととして見られる。この点は、鎮海市街地が日本人地区としてどれほど朝鮮人が排除されていたのかが浮かび上がる。

1920年代まで市街地における医師らは、個人病院で診療を行いながら、学校医や警察医、公医をも務め、小学生の健康から芸娼妓の性病管理に至るまで、市街地における諸医療に携わっていた。医師らは大体に西洋医術を専門的に身につけた者で、実業的な目的を持って日本の様々な地域から鎮海へ渡って来た。その中でもとりわけ突出した人物として、婦人科専攻医の重松鶴吉が挙げられる。

重松は軍港都市建設初期の1911年（明治44）に鎮海に渡ってきて病院を開院し、朝鮮が解放される1945年（昭和20）まで鎮海で活動していた。重松は、東京で梅毒に関する本を加藤辰三郎と共に出版した梅毒の専門家であった。重松は1910年代の激しい病院の経営競争に生き残り、学校医や公医を務めながら1920年（大正10）には病院を拡張した。新設の病院の開業場所が遊郭地に隣接していたことは、病院の主な医療対象が遊郭で働く女性たちであったことを示しているといえよう。また、1918年（大正7）から海軍軍医会にも参加して報告していた点から、海軍との交流や研究活動を続けたことが分かる。特に、1925年（大正14）には重松の鎮海病院で海軍軍長会議が開かれるなど、重松の病院が鎮海市街地において単純な個人の私立病院以上の役割を担い、医療機関として高い社会的地位を得ていたといえる。

以上、前章で明らかにした鎮海市街地における衛生行政体系に伴って、医療体系はどのような形態であったのかを検討してきた。鎮海市街地では、総督府の警察衛生行政体系の下で、「鎮海衛生組合」が存在して、地域の衛生行政体系が整えられることになった。衛生行政の面では、コレラに対応する過程で、日本人地区のみならず朝鮮人地区までもその管理の範囲として含めて、衛生行政体系が整えていた。ただし、これは日本人地区の衛生・健康保持のためであり、1920年代の個人医師らの活動からもうかがえるように、日本人地区と朝鮮人地区の間に揺るぎない境界が存在した。このような衛生行政体系の整備に伴う医療体系を確認するために、市街地における医療機関の存在や私立病院の医師らを検討した結果、鎮海では海軍医療機関は海軍を中心として衛生管理に努めていて、市街地では私立病院の医師らによって日本人居住民の疾病を中心とした衛生管理が行われていたことが分かった。これらは海軍によって軍港都市として建設されつつ、軍

港という特性に基づいて地域からの衛生管理の必要性に注目した日本人植民者と海軍が共に動いた結果と解釈できる。総督府による衛生管理対策以前に、鎮海市街地においてはこれらの医療体系が備わっていたため、後発的に官立・公立病院の登場が見られるには至らなかつたのではないだろうか。

最後に、鎮海における私立病院と日本人医師の存在に注目して衛生管理状況を検討する過程で確認できた1924年（大正13）の朝鮮人医師の登場は、鎮海市街地における朝鮮人の社会のあり様を示唆するものであることを指摘しておきたい。ここに、私立病院を対象として検討することが、鎮海における日本人社会と朝鮮人社会の関係性や都市の内部構造を考察するための一つの視座として新たな知見を得るための可能性を有しているといえるだろう。

¹ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷社、1912年）、16頁。

² 松本武祝『朝鮮農村の<植民地近代>経験』（社会評論社、2005年）。

³ 前掲、松本武祝（2005）、87頁。

⁴ 同前。

⁵ 前掲、松本武祝（2005）、88頁。

⁶ 石田純郎「韓国近代医学教育史-京城帝大医学部、京城医学専門学校で学んだ韓日の3名の医学者の証言」『医学史研究』91（医学史研究会、2009年）、1～14頁／「京城医学専門学校の生徒と教授：prosopography（集団履歴調査法）的検討」『医学史研究』94（医学史研究会、2012年）、1～20頁。

⁷ 石田純郎「釜山の済生医院-釜山開港（1876年）後の病院の近代化と朝鮮の種痘」『新見公立短期大学紀要』26（新見公立短期大学、2005年）。

⁸ 布川弘「吳海軍鎮守府と地域の医療・衛生」『軍港都市史研究III 吳編』（清文堂、2014年）、115～150頁。

⁹ 신규환（辛圭煥）『국가、도시、위생：1930년대 베이징시정부의 위생행정과 국가의료』（アカニ、2008年）。

¹⁰ 박윤재（パク・ウンジェ）『연세국학총서 57 한국 근대 의학의 기원』（도서출판 혜안、2005年）。

¹¹ 신규환・서홍관（ソ・ホングアン）「한국 근대 사립병원의 발전과정 - 1885년～1960년대까지」『의사학』11（1）（ 대한의사학회、2002年）85～110頁。

¹² JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C08020169700、自明治39年同至45年 鎮海永興関係書類3（8）（防衛省防衛研究所）。この史料は、第1章で鎮海における日本人市街地の形成を説明する際にも用いた。第1章では、軍港都市建設における民族別の隔離事実に注目したが、本章では衛生がその理由であったことに注目したい。

¹³ 海軍は遊郭地や娯楽地を設けることを、鎮海市街地における間接経営のため一大便法として見なして、新開地開発の先駆としてその設備を優先的に許可するべきであると考えていた。（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C0802019420、自明治三九年至四五年 鎮海永興関係書類 23（3）（防衛省防衛研究所））。海軍の遊郭地計画には衛生のみならず、他の理由もあったが、それが衛生を重要視していた事実関係を薄めることではないと考える。本稿では、遊郭地の近所に病院も共に計画していた点を強調したい。

¹⁴ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷所、1912年）。

¹⁵ 前掲、杉山萬太（1912年）、16頁。

¹⁶ 松本武祝「植民地期朝鮮農村における衛生・医療事業の展開」『商経論叢』34（4）（神奈川大学、1999年）、4頁。同論文の表一 医療機関数の推移を参考にした。

¹⁷ 松本武祝「植民地期朝鮮農村における衛生・医療事業の展開」『商経論叢』34（4）（神奈川大学、1999年）、5頁。

¹⁸ 朝鮮総督府『官報』第518号、1915年（大正3）4月24日、318頁。

¹⁹ この詳細については、第3章第3節を参照されたい。

²⁰ 「風紀取締訓示概要」『釜山日報』1915年6月5日4面。

²¹ 「鎮海の衛生状況」『釜山日報』1915年7月25日4面。

²² 岡黙堂『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）40～41頁。

²³ JACAR : C08020166800、自明治39年同至45年鎮海永興関係書類1（4）（防衛省防衛研究所）。

²⁴ 漢方医学における精神疾患の総称であり、明治期にも使用された語である。史料の用語としてそのまま掲載する。

²⁵ JACAR : C08020166800、自明治39年同至45年鎮海永興関係書類1（4）（防衛省防衛研究所）。

²⁶ JACAR : C08020797700、大正5年 公文備考 卷46 檢閲1（防衛省防衛研究所）。

- ²⁷ 「海軍病院決定」『釜山日報』1915年6月9日4面。
- ²⁸ JACAR : C01004994600、自昭和5年1月～至昭和6年12月 「來翰綴（陸普） 第1部」（防衛省防衛研究所）。この文書は、1930年10月11日に、陸軍省副官の原常成が作成したもので、陸海軍官舎相互依託收療規則によって陸軍部隊の患者を收療する海軍收療部の名称及びその位置が記載されており、「鎮海要港部病院」という名称とその位置が確認できる。
- ²⁹ JACAR : C08010525700、鎮海警備府 引渡目録 1/3 （防衛省防衛研究所）。
- ³⁰ このような鎮海における海軍医療機関の名称については、より正確な事実確認のために、史料に基づいて区分し用いる必要があると考える。本稿では粗い整理しかできなかつたが、今後より詳細に調査して整理したい。
- ³¹ JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。
- ³² JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。
- ³³ 박윤재「1876~1904년 일본 관립병원의 설립과 활동에 관한 연구」『역사와 현실』42 (한국역사연구회、2001年)、179~206頁。
- ³⁴ 前掲、박윤재（2001年）、201~202頁。
- ³⁵ 前掲、박윤재（2001年）、203頁。
- ³⁶ JACAR : C08020999100、治療、診療（2）（防衛省防衛研究所）。
- ³⁷ 最初は「鎮海要港部附軍医官（傭医）」と書かれていたが、認許の時に「鎮海要港部附軍医官及び傭医」と書くように進められたことが確認できる。
- ³⁸ JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。
- ³⁹ JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。ここでは、鎮海要港部司令官の東郷吉太郎が1917年の9月1日を期して加藤友三郎海軍大臣にその開所を告げたことを確認することができる。
- ⁴⁰ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 団体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴¹ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴² 「鎮海海軍共済組合病院新築 地鎮祭並起工式執行」『釜山日報』1933年7月25日7面。
- ⁴³ JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁴ JACAR : C08020999100、大正6年 公文備考 卷68 人事4止医事1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁵ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁶ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁷ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁸ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁴⁹ JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁵⁰ 「鎮海海軍共済組合病院竣工式」『釜山日報』、1933年12月25日3面。
- ⁵¹ 「鎮海海軍共済組合病院新築 地鎮祭並起工式執行」『釜山日報』1933年7月25日7面。
- ⁵² JACAR : C05023956700、公文備考 昭和9年 S 团体法人 卷1（防衛省防衛研究所）。
- ⁵³ JACAR : C01004994600、自昭和5年1月～至昭和6年12月 「來翰綴（陸普） 第1部」（防衛省防衛研究所）。この文書は、1930年10月11日に、陸軍省副官の原常成が作成したもので、陸海軍官舎相互依託收療規則に依って陸軍部隊の患者を收療する海軍收療部の名称及びその位置が掲載されている。ここで、「鎮海要港部病院」という名称とその位置が確認できる。
- ⁵⁴ JACAR : C08010525700、鎮海警備府 引渡目録 1/3 （防衛省防衛研究所）。
- ⁵⁵ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷社、1912年）、16頁。
- ⁵⁶ 岡黙堂『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）40~41頁。
- ⁵⁷ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷社、1912年）。
- ⁵⁸ 「菊川医院（公告）」『朝鮮新聞』1912年6月27日5面。
- ⁵⁹ 「鎮海の河野病院」『朝鮮新聞』1912年7月12日3面。
- ⁶⁰ 金富子・金栄『植民地遊郭 日本の軍隊と朝鮮半島』（吉川弘文館、2018年）、117頁。
- ⁶¹ 前掲、金富子・金栄（2018年）、118頁。この第二繁盛期も1年半余の間で終わり、その後は馬山港閉鎖もありまつて、鎮海や他都市に日本人が流出したことを指摘している。
- ⁶² 前掲、金富子・金栄（2018年）、119頁。
- ⁶³ 谷原秀信「表紙の解説（最終回）日本近代眼科の始まり：河本重次郎とその時代」『眼科』55(13)、（金原出版、2013年）、1565頁。
- ⁶⁴ 1911年に土肥慶蔵は伊東徹太と共に「ワッセルマン氏ノ血清診断に就テキ」という研究をしたことが確認できる。黒沢良臣・梅津小次郎著『梅毒血清診断法：附・スピロヘータ・パルリダ証明法』（吐鳳堂、1911年）、207~211頁。
- ⁶⁵ 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷社、1912年）、16頁。
- ⁶⁶ 김승태（金承台）、「日本을 통한 西洋医学의 受容과 그 性格」（『國士館論叢』第六輯、1989年）、http://db.history.go.kr/id/kn_006_0070_0030_0010（2019年5月7日 閲覧）。
- ⁶⁷ 前掲、김승태（1989年）。

- 6 8 「名士と成功者」『釜山日報』1915年4月13日9面。
- 6 9 杉山萬太『鎮海』(鎮海印刷社、1912年)16~17頁。
- 7 0 朝鮮總督府『官報』第518号、1915年(大正3)4月24日、318頁。
- 7 1 「祝海軍記念日 鎮海醫師会(公告)」『釜山日報』1915年5月27日面数不明。
- 7 2 「祝海軍記念日 鎮海醫師会(公告)」『釜山日報』1915年5月27日面数不明。
- 7 3 朝鮮總督府『官報』第518号、1915年(大正3)4月24日、318頁。
- 7 4 박윤재『연세국학총서 57 한국 근대 의학의 기원』(도서출판 혜안、2005年)305~306頁。
- 7 5 同前。
- 7 6 박윤재『연세국학총서 57 한국 근대 의학의 기원』(도서출판 혜안、2005年)306頁。
- 7 7 より詳細な朝鮮總督府による医師規則については、여인석(ヨ・インソク)外「한국의사면허제도의 정착 과정 : 한말과 일제시대를 중심으로」(医師学11(2)、2002年)、前掲、박윤재(2005年)、302~330頁を参考されたい。
- 7 8 パクの研究は、当時京城医学専門学校における朝鮮人卒業生と日本人卒業生には民族による差別が存在した点を次のように明らかにした。京城医専の卒業生の中でも日本と朝鮮の教育制度が異なっていたため、日本の5年制中学卒業生と朝鮮の4年制高等普通学校卒業生を区分していた。中学卒業生に限って特別医学科生と称し、卒業証書に明記して日本内務省の医師免許証が許されたのである。即ち、同じ京城医専の卒業生であっても中学を卒業した日本人は日本と朝鮮の両地で開業できたが、高等普通学校を卒業した朝鮮人は日本では開業が許されていなかった。前掲、박윤재(2005年)、289~290頁。この点を考慮すれば、「朝」はその区分を示したものと考えられる。
- 7 9 「祝海軍記念日 鎮海醫師会(公告)」『釜山日報』1915年5月27日面数不明。
- 8 0 朝鮮總督府『官報』第518号、1914年(大正3)4月24日、318頁。
- 8 1 別表1-1の1911~1922 鎮海人口統計を参考されたい。
- 8 2 岡黙堂『鎮海要覽』(騰龍閣、1926年)41頁。
- 8 3 道泉初等学校『道泉初等学校実録:1911~2015:開校 第70周年 記念』(2016年)、187頁。解任あるいは退職時期は確認ができない。
- 8 4 加藤辰三郎、重松鶴吉編『ワッセルマン氏黴毒血清診断並其価値』(南江堂、1911年)。
- 8 5 道泉初等学校『道泉初等学校実録:1911~2015:開校 第70周年 記念』(2016年)、187頁。
- 8 6 「二宮翁の銅像、重松さんの謝恩奉仕“鎮海小学校”へ寄付」『釜山日報』1937年3月27日、3面。
- 8 7 1945年まで、鎮海地域における官立・公立病院設立記録はない。前節で検討した海軍による鎮海海軍共済組合病院兼海軍軍人属家族診療所も1934年に設けられた。
- 8 8 前掲、박윤재(2005年)、308~309頁。
- 8 9 日本試論社編『日本医籍録』「朝鮮昌原郡」(医事時論社、1925年)17頁。
- 9 0 同上。
- 9 1 西村録也『朝鮮滿州南支四国人発展史』(四国人発展史編纂社、1924年)、319頁。
- 9 2 加藤辰三郎、重松鶴吉編『ワッセルマン氏黴毒血清診断並其価値』(南江堂、1911年3月)
- 9 3 前掲、西村録也(1924年)、319頁。
- 9 4 前掲、加藤辰三郎、重松鶴吉編(1911年3月)
- 9 5 陸地測量部、朝鮮總督府作「鎮海慶尚南道昌原郡」(陸地測量部、1917年6月)。この地図を参考して、史料上の住所を確認した。
- 9 6 朝鮮總督府『官報』1916年6月24日1167号6面、9面。「朝鮮總督府慶尚南道警務部告示第八号」三 慶尚南道昌原郡鎮海面日の出町、連雀町、岩戸町、羽衣長、日暮町ノ内左記代四図表示ノ場所但シ日の出通道路ノ表通りニ面スル場所を除ク。
- 9 7 岡黙堂『鎮海要覽』(騰龍閣、1926年)、頁数なし。
- 9 8 1945年8月15日以後、鎮海における日本人居住民の殆どが鎮海から脱出した。その後、韓国人がその市街地に住むことになったが、その以前の町の情報が分かる記録なども日本人居住民が去ると同時に散逸してしまった。鎮海病院についても、その敷地や建物と考えられる場所は見つかったが、それに関わる公式的な記録(例えば病院のカルテや病院建築関係の諸書類)の行方が分からぬ状況である。
- 9 9 道泉初等学校『道泉初等学校実録:1911~2015:開校 第70周年 記念』(2016年)、187頁。日本人教育のため設立された学校で、『鎮海学校組合』の起点である。この記録では重松鶴吉の就任時期も書かれていない。
- 1 0 0 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第19号(1918年6月)。
- 1 0 1 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第19号(1918年6月)。各地区の研究会として、「鎮海研究会」のほかに、「東京研究会」、「横須賀研究会」、「呉研究会」、「佐世保研究会」、「舞鶴研究会」、「馬公研究会」などが存在した。後に「大湊研究会」も登場する。おおよそ鎮守府における報告は定期的に掲載されるが、要港部の報告は必ずしも定期的ではなかった。
- 1 0 2 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第19号(1918年6月)、166~167頁。
- 1 0 3 この時、重松報告の他に、練習艦隊乗組の高橋歯科医の「応急歯科治療口腔衛生上の注意」、渡邊(龍)

大軍医の「磯野式炭酸定量法ニ就テ」、木村大軍医の「発作性血色素尿患者供覧」があつた。『海軍軍医会会報 第19号』1918年6月。

104 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第20号(1918年9月)。

105 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第20号(1918年9月)、143頁。

106 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第22号(1919年2月)。

107 海軍軍医会『海軍軍医会会報』第22号(1919年2月)。

108 海軍軍医会『海軍軍医会雑誌』第39号(1923年3月)。これ以前には報告の題目のみならず、内容に関しても書かれていたが第39号からは題目と報告者の名前だけが記載されている。

109 海軍軍医会『海軍軍医会雑誌』第41・42号(1924年9月10日)。

110 海軍軍医会『海軍軍医会雑誌』第41・42号(1924年9月10日)。同年3月には、垂井も参加して「小児腸チフス経過並予後」という報告を行っている。

111 「鎮海軍医長會議」『釜山日報』1925年7月2日。

112 「繁栄会(鎮海)」『朝鮮新聞』1912年9月22日、道泉初等学校『道泉初等学校実録:1911-2015:開校第70周年記念』(2016年)、176~177頁。

113 道泉初等学校『道泉初等学校実録:1911-2015:開校第70周年記念』(2016年)、176~177頁。

114 「鎮海病院長嚴父葬儀」『釜山日報』1929年1月29日7頁。

終章

以上、植民地朝鮮の鎮海において、日本海軍、植民地政府及び現地の日本人社会が共存・対抗するなかで、植民地軍港都市社会が形成され発展していく過程を検討した。ここでは、本文で述べた内容を纏めながら、最後に植民地軍港都市鎮海を研究する今日的な意味についても論じたい。

第1章では、日本海軍の軍港都市鎮海建設初期に、その開発をめぐって海軍・総督府・日本人社会がどのように関わってきたのかを明らかにするため、鎮海防備隊司令官の上泉徳弥海軍少将をキーパーソンとして彼の留任請願運動に注目しながら検討した。

海軍の軍港建設によって日本人地区として形成された鎮海市街地においては、その発展も海軍戦略と密接な関係であった。はじめには海軍の鎮守府予定地として開発されたため、大軍港都市としての未来を描いた人々によって人口の急増を見せていた。この際に、鎮海防備隊司令官の上泉徳也は市街地における土地貸下げ事業を大々的に宣伝して、さらに建設景気を活性化させた。しかし、この時の日本国内における財政難に見舞われた海軍は、それまでの戦力展開の方針から方向を変えて、台湾を中心とする中国南部沿岸部の制海へと修正した。この変化に伴って、鎮海では上泉司令官が転任して、市街地における建設景気も瞬時に種火が消えるようになった。そこで、市街地の日本人たちはこの危機を開拓するために、「鎮海学校組合」を中心として上泉の留任請願運動を展開し、海軍側にも直接訴えていた。この留任運動は、帝国拡張とその戦略によって、植民地地域社会における資本家や商人、住民ら中で自己の利益に関わる問題が発生したことに起因する。

上泉の転任にあっては、土地貸下げ事業をめぐって御用商人などとの葛藤や、大規模な軍港都市建設への野望等いろいろな原因がうかがえるが、朝鮮の植民地化によって総督府と海軍の中で生じた鎮海地域の管轄権問題が解決されたことも理由の一つとして挙げられる。元来、上泉は仕事面では陸海軍の両方を繋ぐ連絡係として好評を得ていた人物であった。そこで寺内正毅総督を始めに陸軍出身の人物たちが布陣した総督府と海軍の間で、鎮海における管轄権問題解決への仲裁人としての任務がうかがえる。

これらのように、植民地軍港都市鎮海においては、その市街地の発展をめぐって、海軍のみならず総督府、日本人社会のそれぞれが利害関係をもって関与していた。

第2章では、上泉留任請願運動で中心的な役割を担った「鎮海学校組合」に注目して、鎮海における日本人社会の動向を検討しながら、海軍と地域社会の関係を考察した。

「鎮海学校組合」は鎮海市街地における日本人子女の教育のために設けられた団体である。同団体は、海軍の土地貸下げ事業に依拠し転貸事業を行いながら、教育をはじめ土木、建設、衛生等の事業を遂行した。このような活動が可能となった根底には、当時は総督府の地方行政体系が未整備であったため軍港都市鎮海の行政的な位置が曖昧であったこと、海軍の計画に依拠した新都市として人口が急増したため、居留民団が存在していなかったこと、といった事情が存在した。したがって、同組合は、行政的に複雑な状況で海軍の代わりに土地貸下げ事業を行いながら、その土地を基盤として様々な公共事業を担う実質的な都市の経営主体として成長した。

「鎮海学校組合」は学校組合会という議決機構において予算を編成し、市街地におけるあらゆ

る公共事業を遂行した。このメンバーである学校組合管理者と評議員は市街地の有力者として、市街地の他の団体である「鎮海繁栄会」や「鎮海衛生組合」にも大きな影響をもっていたと考えられる。とりわけ、上泉司令官の転任問題で経済不安が生じると、同組合は地域社会の代表者として海軍との交渉の主体として登場した。つまり、公共事業の遂行から地域社会を代表して海軍当局と通じて政にまで参与する団体であった。

一方、1915年以後の鎮海市街地では、軍港入港による市街地の発展を図るために、より衛生管理を重要視するようになった。こうして、地域活性化の方案の模索過程で、鎮海における日本人社会の経済的な基盤は、土地貸下げ事業から衛生状況が基礎的な条件になる艦隊入港へ移っていた。この変化の際、市街地の民間団体の一つであった「鎮海衛生会」が「鎮海衛生組合」と改称して、市街地の諸団体とともに衛生強化へ力を注いた。この「鎮海衛生組合」には「鎮海学校組合」の人物が多数名を連ねていたのである。また、そればかりでなく、「鎮海学校組合」の構成員は「鎮海繁栄会」にも同時に属していた。これらのことは、「鎮海学校組合」を中心に、鎮海市街地における日本人社会の中で、人的・社会的ネットワークが形成されていたことを示唆する。

このように「鎮海学校組合」に注目して検討した結果、植民地軍港都市鎮海に現れた日本人社会は、海軍の国防方針とその戦略の変化に影響を受けながらも、日本人社会の主体的な活動によって発展する様相を示したことが分かる。植民地地方行政体系がまだ完備されなかったこの時期、民間団体であった「鎮海学校組合」が市街地の経営に主導的な立場で積極的に関わっていたことは、新都市で軍港地の後背地であったという性格に起因しており、植民地軍港都市鎮海の特徴の一つであると考える。また、「鎮海学校組合」で構成された人的・社会的ネットワークと海軍が連動して、衛生や艦隊入港を中心に都市の発展を図っていたことももう一つの特徴であると思われる。

次の第3章では、第2章の検討から現れた「鎮海繁栄会」と「鎮海衛生組合」に注目して、その活動を検討した。とりわけ、市街地の居住民が直接的な利益を求めて行動する過程を明らかにしたうえで、植民地軍港都市における有力者ネットワークが、どのように地方における総督府の植民地管理の枠組へ繋がるのかを考察した。

「鎮海繁栄会」は、1912年に上泉司令官の転任後、地域における経済状況が悪化すると、実業発展の目的を持つ自治団体の必要性が地元の有力者らから提起され、設けられた。同会は、市街地の繁栄及び実業発展という目的を持って発足し、会員資格と会員間の区分においては市街地における金銭的な貢献度や資金力が基準になっていた。そのため、財力がある地元の有力者を中心に組織されたものと考えられる。また、新規入会にあっては既存の会員2人の紹介が必要されて、これには身元保証の意味があったため、入会のハードルが高かったこともうかがえる。

「鎮海繁栄会」は、同会の目的に関わる鉄道敷設から神社建設、水道料金問題、海軍慰労会にいたるまでに様々な領域において積極的な活動を展開した。また、実業発展に関わる居住民からの多様な要望を実現するために、必要によっては総督府や海軍に協調的な姿勢を見せたり、或いは請願や市民運動を行ったりするなど臨機応変の行動形態をとっていた。「鎮海繁栄会」は、設立当初から鎮海の日本人社会における日本人のための団体としての性格を解散まで維持し続けた。

一方、ほぼ同時期に活動した「鎮海衛生組合」は「鎮海衛生会」を前身にする団体で、市街地

の衛生施設を管掌した。「鎮海衛生組合」は、前身の時代から警察の衛生管理行政を補助するという性格が見られる。また、軍港都市という鎮海の特性によって、海軍側とも友好的な関係を保持していた。

このように植民地政府と海軍に協力的な性格は、「鎮海衛生組合」への改称後より明確になった。特に、1916年9月からのコレラの流行に対処する過程で、それまで見向きもされなかつた朝鮮人地域が日本人居住地域の衛生上の脅威として認識され、管理区域として含められることになった点は、同組合が日本人社会の自治的性格よりも植民地経営の行政的性格を帯びていることを明確にしめしている。これは、日本人居住地の衛生保持の目的をもって行われたことではあるが、「鎮海繁栄会」に至るまでの有力者団体が一貫して日本人のみの団体であったこととは最も異なる点でもある。しかし、基本的に「鎮海衛生組合」、「鎮海繁栄会」、「鎮海学校組合」のメンバーが重複して所属していた点、それぞれの責任者も同一人物の兼任であった点は、この「鎮海衛生組合」も鎮海の日本人有力者ネットワークの中で形成されたことを示唆する。

1915年以後の鎮海を見ると、海軍の影響力が都市建設初期に比べて弱まる一方、総督府の地方統治体系の整備が進んでいた。「鎮海学校組合」の機能縮小や警察の衛生行政の道具として「鎮海衛生組合」の活動が目立つようになった点がその例である。同時期、「鎮海繁栄会」は公的機関でありながら、自治団体としての性格を保持する方法を模索したが、ついには解散し新団体が設けられることになった。この新団体は「鎮海学校組合」と「鎮海衛生組合」の規約に抵触しない範囲の中で、教育や衛生までを含め広く地域の事業を網羅し管掌できる公的実業団体を目指していた。日本人有力者らがこの新団体の設立に向かっていた時、総督府は鎮海に指定面の設置を決めたのである。この指定面の施行とともに、「鎮海繁栄会」の中心人物は植民地政府の下位組織に取り込まれる形で市街地における権力の中心に再登場した。そして、引き続き地域有力者として影響力を発揮しながら経済活動を行うこととなった。

つまり、日本海軍の植民地軍港都市として出発して、自治団体の影響力が強かった鎮海において、経済的な利益を求める実利的な性格の日本人有力者は、植民地政府の地方統治体系を整えることとともに、その中に入つて、市街地に影響力を発揮するようになったことが分かる。

第4章では、植民地軍港都市鎮海における衛生管理のための医療行為の主体に注目しながら、鎮海においてどのような医療体系が存在していたのかを検討した。そのうえで、さらに市街地における私立病院とその医師らに注目して、地域社会と海軍が地域の衛生管理にどのように対応していたのかを考察した。

まず、どのような医療主体が存在していたのかを確認するため、海軍の医療施設および機関について検討した。海軍は、軍港都市計画の時から衛生管理を重要視して、日本人居住民の健康保持のために、朝鮮人を隔離した日本人地区として市街地を設定した。これにとどまらず、将兵の風紀衛生の管理に強い関心を払っていたので、軍港計画の時に遊郭地と共にその近所に病院の設立も計画していた。

しかし、軍港計画が縮小された後、海軍医療施設建設計画も縮小されたものと考えられ、1915年（大正4）段階で実際に確認できる鎮海の海軍医療施設は、軍事地域の中に置かれた海軍軍人を対象にした防備隊病室のみであった。海軍は1917年に至つてもう一つの医療機関である鎮海海

軍診療所を設けた。この診療所は、鎮海所在の海軍軍人家族と軍属家族を医療の主な対象として、軍事施設地と市街地の両方接近しやすい位置であった。この診療所では、軍医とともに市街地開業医が診療を行っていて、診療科目には婦人科科目も含まれていた。この診療所は、1921年から軍人軍属をはじめとして窮民と鎮海における朝鮮人重患者までを診療対象とする海軍共済組合鎮海診療所も共に運営していた。1934年、鎮海海軍共済病院の新設の際、財政問題によって病院と診療所を統合した鎮海海軍共済組合病院兼鎮海海軍軍人軍属家族診療所という経営形態が採用されたが、引き続き、海軍及び軍人家族、軍属、軍属家族、窮民、朝鮮人重患者を診療対象としていた。

このように、海軍の医療機関は、基本的に海軍中心の医療を行って、一般の居住民はその対象ではなかったことが確認できた。

一方、鎮海市街地では都市建設初期から多数の私立病院が設けられて、その競争も激しかった。診療科目も諸分野が揃えられていたが、その中でも婦人科診療と梅毒のような性病に関わる診療が多くかった。市街地では、この私立病院の医師らが学校医や公医、警察医、海軍の嘱託医をも兼職しながら、主に居住民の衛生管理のための医療に務めていた。

この医師らは個人の利益を求めてきた者が多かったため、軍港計画縮小によって人口増加も予想に至らないと、次第に減少していった。その中で、1930年代後半まで病院の運営を続けながら、1945年までに市街地の有力者として影響力を保持した医師重松鶴吉がいた。重松は東京帝国大学の婦人科専攻医として、1911年に梅毒に関する本を加藤辰三郎との共著で出版するなど、梅毒および性病の専門家であった。重松は、1911年から鎮海に病院を開業し、学校医と公医を務めながら、1921年には病院を拡張移転するに至った。これのみならず、海軍の海軍軍医会にも参加して、軍医らとも交流して、ついには海軍軍医長会議も彼の病院で催されていた。このように、重松は軍港都市鎮海において海軍や総督府、市街地の児童と芸娼妓までを対象に広範囲にわたって医療活動を行っていた。重松の事績は鎮海市街地に於ける私立病院の医師らが市街地の衛生管理に様々な経路を通じて関わっていたことを示唆する。

つまり、鎮海において海軍医療機関は海軍を中心としてその衛生管理のための医療サービスを提供していて、市街地では私立病院の医師らが主な医療行為者として日本人居住民の衛生管理に関わっていた。これは海軍によって軍港都市として建設されつつ、軍港という特性に基づいて地域からの衛生管理の必要性に注目した日本人植民者と海軍が共に動いた結果として考えられる。総督府からの衛生管理対策の以前に、鎮海市街地においてはこれらの医療体系が備えていたので、官立・公立病院の登場が見られなかつたのである。ただし、これらの医師らの医療の対象も、日本人居住民に限定されていたことは指摘しておきたい。

植民地軍港都市鎮海の形成とその市街地における日本人社会の発展過程は、帝国拡張の意図の下で建設された植民地軍港都市が、居住民の個々の欲望と絡み合いながら、近代都市としての体系を整えていったことを示している。これは、個人が自身の属する社会のシステム形成に寄与するという状況を示しており、個々人の選択が日本人有力者らの「鎮海学校組合」・「鎮海繁栄会」・「鎮海衛生組合」での活動と面制に収斂・包摂されてゆく様相は、その具体的な例である。このように、帝国の管理システムはその基底に個人の欲望が同舟することによって、はじめてシステ

ムとして機能してゆくことが分かる。

本研究は植民地軍港都市鎮海の地域社会への検討を通じて、韓国近代都市史研究に植民地軍港都市という類型の事例を追加した。特に、海軍によって都市建設がはじまり、総督府の植民地地方行政体系が整える際までの1910年代に主に注目した。そのため、他の植民地都市とは異なる植民地軍港都市としての鎮海の特性を検討した。この検討過程から、軍港都市であったため衛生に伴う医療環境が最初から充実に整えて、それが都市の全般的な経済状況に関わりながら都市システム形成へも影響を与えていたことが確認できた。

また、これまでの軍港都市史研究では明らかにできなかった、植民地軍港都市鎮海の地域社会の形成と発展は単に軍事戦略によるものではなく、地域居住民の実利を求める性格とも密接に関わっていたことを明らかにした。「鎮海学校組合」、「鎮海繁栄会」、「鎮海衛生組合」の検討では、鎮海における都市社会の形成過程で表れた地域居住民が要求する内容が具体的に確認できた。この検討から表れた地域居住民の性格は、軍港都市鎮海における社会の特性を反映したものでもありながら、アジア近代都市において移動する近代人としての性格とも関係があると考える。そこで、この地域居住民の性格形成については、鎮海のみならず移住前の都市や国家の状況に関する検討の上に行う必要がある。これらは近代都市で軍港都市鎮海の特性の検討へ繋がると考えられる。そして、この鎮海の特性は、日本国内の軍港都市の性格と比較研究することによっても、植民地軍港都市としての性格がさらに明らかにできると考える。

以上で確認できるように、社会を動かすには政府や軍として代表される強大な権力のみならず、個人の欲望も必須の要件である。国家や軍のような権力が存続し続ける状況において、総ての権力は、その社会に属した個人らの動く方向を無視できないということを考えすれば、社会の一員として責任を自覚する一人一人の絶えざる省察が必要なのではないだろうか。

一方、衛生は軍港都市の死活問題でありつつ、地域の朝鮮人の姿が見えてくる地点もある。教育や実業の問題においては浮き彫りにできなかったが、衛生を取上げることで周辺地域に隔離された朝鮮人が現れる。コレラ対応に関わる「鎮海衛生組合」の例や、1924年の朝鮮人医師のように、地域の朝鮮人の姿が見えてくる。そこで、衛生は植民地軍港都市鎮海の二重構造について検討できるテーマであると考えられる。植民地軍港都市鎮海における地域社会の研究は、その二重構造への検討や他の植民地軍港都市の事例との比較・検討の上で、植民地軍港都市一般の特性の論議へと繋がる必要がある。そこで、これらを本研究で検討できなかった地域社会における有力者と実業家の多様な様態への検討とともに、今後の課題としたい。

参考文献

1. 資料

(1) 公文書

- 朝鮮總督府『官報』
- 朝鮮總督府『朝鮮總督府施政年報』
- 朝鮮總督府地方行政「面制施行心得」(1912年)
- 統監府『公報』

(2) 海軍関係資料

- 『自明治39年至同45年 鎮海永興關係書類』(防衛省防衛研究所)
- 明治27・8年戦時書類卷1 諸命令訓論及諸規則明治27年 (防衛省防衛研究所)
- 明治33年清国事変海軍戦史抄卷5 (防衛省防衛研究所)
- 明治37年自2月26日至3月17日第2号副臨号書類綴 (合戦第8号) 自第301号至第600号」
(防衛省防衛研究所)
- 明治37年「満密大日記 明治三七年四月五月」(防衛省防衛研究所)
- 明治37年自9月至10月 大日記副臨人号 自第431号至第608号 (防衛省防衛研究所)
- 明治38年1.2月分 副臨号書類綴 大本營陸軍副官 (防衛省防衛研究所)
- 明治38年自11月至12月 大日記共六冊 副臨人号自第1294号至1509号 (防衛省防衛研究所)
- 御署名原本・明治43年・勅令第453号・鎮海軍港境域ノ件 (国立公文書館)
- 大正5年 公文備考 卷46 檢閱1 (防衛省防衛研究所)
- 大正6年 公文備考 卷68 人事4 止医事1 (防衛省防衛研究所)
- 自昭和5年1月～至昭和6年12月 「來翰綴(陸普) 第1部」(防衛省防衛研究所)
- 治療、診療 (2) (防衛省防衛研究所)
- 公文備考 昭和9年 S 団体法人 卷1 (防衛省防衛研究所)
- 鎮海警備府 引渡目録 1／3 (防衛省防衛研究所)

(3) 一般資料

- 拓務省管理局『朝鮮・台湾・樺太・關東州ノ地方制度概要』(1930年)
- 道泉初等学校『道泉初等学校実録：1911 - 2015：開校 第70周年 記念』(2017年)
- 『神社名鑑』
- 日本試論社編『日本医籍録』(医事時論社、1925年)
- 『朝鮮功労者銘鑑』
- 『朝鮮銀行會社組合要録』(東亞經濟時報社、1937年)。

- 『朝鮮銀行會社要』(1921年)
- 『朝鮮銀行会社組合要』
- 『職員錄資料』
- 谷原秀信「表紙の解説（最終回）日本近代眼科の始まり：河本重次郎とその時代」『眼科』55（13）、（金原出版、2013年）

(4) 地図

- 陸地測量部、朝鮮總督府 作「鎮海慶尚南道昌原郡」（陸地測量部、1917年6月）

2. 新聞・雑誌

- 『朝日新聞』
- 『東京時事新報』
- 『読売新聞』
- 『毎日新聞』
- 『国民新聞』
- 『東亜日報』
- 『釜山日報』
- 『朝鮮新聞』
- 海軍軍医会『海軍軍医会会報』
- 海軍軍医会『海軍軍医会雑誌』

2. 書籍

- 藤原彰『日本軍事史 上巻 戦前編』（日本評論社、1987年）
- 岩波新書編集部編『シリーズ日本近現代史 10 日本の近現代史をどう見るか』（岩波書店、2010年）
- 岡黙堂『鎮海要覽』（騰龍閣、1926年）
- 加藤辰三郎、重松鶴吉 編『ワッセルマン氏徽毒血清診断並其価値』（南江堂、1911年）
- 黒沢良臣・梅津小次郎著『梅毒血清診断法：附・スピロヘータ・パルリダ証明法』（吐鳳堂、1911年）
- 坂根嘉弘編『軍港都市史研究VI 要港部編』（清文堂、2016年）
- 杉山萬太『鎮海』（鎮海印刷所、1912年）
- 鈴木正幸『皇室制度：明治から戦後まで』（岩波書店、1993年）
- 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』（岩波書店、2002年）
- 竹国友康『ある日韓歴史の旅：鎮海の桜』（朝日新聞社、1999年）
- 長沢直太郎『上泉徳弥伝記』（文化印刷所、1955年）

- 西村録也『朝鮮満州南支四国人發展史』(四国人發展史編纂社、1924年)
- 橋谷弘「要港部都市・植民地都市としての鎮海」『軍港都市史研究VI 要港部編』(清文堂、2016年)
- 橋谷弘『帝国日本と植民地都市』(吉川弘文館、2004年)
- 原田敬一『シリーズ日本近現代史3日清・日露戦争』(岩波書店、2007年)
- 平井斌夫『馬山と鎮海湾』(濱田新聞店、1911年)
- 松本武祝『朝鮮農村の<植民地近代>経験』(社会評論社、2005年)
- 森松俊夫『大本営』(教育社、1980年)
- 高乘雲『近代朝鮮租界史の研究』(雄山閣出版、1987年)
- 金富子・金栄『植民地遊郭 日本の軍隊と朝鮮半島』(吉川弘文館、2018年)
- 김동노『일제 식민지 시기의 통치체제 형성』(도서출판 혜안、2006年)
- 김대상『부산·경남 언론사 연구』(대왕문화사、1981年)
- 김운태『일본제국주의의 한국통치』(박영사、1986年)
- 박윤재『연세국학총서 57 한국 근대의학의 기원』(도서출판 혜안、2005年)
- 손정목『韓国開港期 都市社会経済史研究』(一志社、1982年)
- 신규환『 국가、都市、衛生 : 1930년대 베이징시정부의 위생행정과 국가의료』(아카넷、2008年)
- 이규수『제국과 식민지 사이—경계인으로서의 재조 일본인』(도서출판어문학사、2018年)
- 정진석『극비 조선총독부의 언론검열과 탄압: 일본의 침략과 열강세력의 언론통제』(커뮤니케이션북스、2007年)
- 진해시사편찬위원회『鎮海市史』(1991年)
- 홍순권 외『부산의 도시형성과 일본인들』(선인、2008年)
- 황정덕『鎮海市史』(鎮海郷土文化研究所、1987年)

3.論文

- 石田純郎「釜山の済生医院-釜山開港(1876年)後の病院の近代化と朝鮮の種痘」『新見公立短期大学紀要』26(新見公立短期大学、2005年)
- 石田純郎「韓国近代医学教育史—京城帝大医学部、京城医学専門学校で学んだ韓日の3名の医学者の証言」『医学史研究』91(医学史研究会、2009年)
- 石田純郎「京城医学専門学校の生徒と教授: prosopography(集団履歴調査法)的検討」『医学史研究』94(医学史研究会、2012年)
- 千須和富士夫「日本軍港制度の研究」『広島商船高等専門学校紀要』第17号(広島商船高等専門学校、1995年)
- 布川弘「吳海軍鎮守府と地域の医療・衛生」『軍港都市史研究III 吳編』(清文堂、2014年)

- 松本武祝「植民地期朝鮮農村における衛生・医療事業の展開」『商経論叢』34 (4) (神奈川大学、1999年)
- 강재순 「1910 대 부산학교조합의 구성과 성격」(선인『부산의 도시 형성과 일본인들』홍순권 외、2008年)
- 김대래·김호범 「부산일본거류민단 재정 연구 (1907~1914) : 부산부재정의 성립과 관련하여」『지방정부연』Vol. 10 No. 2 (한국지방정부학회、2006年)
- 김승태 「日本을 통한 西洋医学의 受容과 그 性格」『國士館論叢』第6輯 (1989年)
- 김승 「개항 이후 부산의 일본거류지 사회와 일본인 자치기구의 활동」『지방사와 지방문화』15 (1) (역사문화학회、2012年)
- 류교열 「근대 일본의 「해양진출론」과 최근의 「해양국가」구상」『日語日文学研究』第52卷 2号 (韓国日語日文学会、2005年)
- 류교열 「제국일본의 송진포 해군기지 건설 - 국제관계와 지역사회의 변동을 중심으로」『일어일문학』62 (대한일어일문학회、2014年)
- 박기식·우신구 「진해시 도시 경관 특성에 관한 연구 : 시대별 경관요소 분석을 중심으로」『대한건축학회 학술발표대회 논문집』(2008年)
- 박양신 「재한일본인 거류민단의 성립과 해체·러일전쟁 이후 일본인 거류지의 발전과 식민지 통치기반의 형성」『아시아문화연구』26卷 (경원대학교 아시아문화연구소、2012年)
- 박윤재 「1876~1904년 일본 관립병원의 설립과 활동에 관한 연구」『역사와 현실』42 (한국 역사연구회、2001年)
- 송지영 「일제시기 부산부의 학교비와 학교조합의 재정」『역사와 경계』Vol.55 (부산경남사학회、2005年)
- 신규환·서홍관 「한국 근대 사립병원의 발전과정 - 1885년~1960년대까지」『의사학』11 (1) (대한의사학회、2002年)
- 여인석 외 「한국의사면허제도의 정착과정 : 한말과 일제시대를 중심으로」『의사학』11 (2) (대한의사학회、2002年)
- 오미일 「식민지 조선의 일본인 사회와 지역 단체 - 원산지역을 중심으로」『역사문제연구』34. (역사문제연구소、2015年)
- 윤해동 「일제시기 면제(面制) 실시와 근대적 관료·행정제도의 도입」『한국사학보』24 (2006年)
- 이준식 「일제강점기 군산에서의 유력자집단의 추이와 활동」『동방학지』131集 (연세대학교 국학연구원、2005年)
- 이학수 「진해군항의 탄생」『해항도시문화교섭학』7卷 (한국해양대학교 국제해양문제연구소、2012年)
- 장신 「한말 일제초 재인천 일본인의 신문 발행과 조선신문」、『인천학연구』6券 (2007年)

- 전성현 「식민자와 식민지민 사이 - ‘재조일본인’ 연구의 동향과 쟁점」『역사와 세계』 48 (효원사학회、2015 年)
- 조미은 「일제 강점기 일본인 학교조합 설립 규모」『史林』 22 卷 (수선사학회、2004 年)
- 조미은 「일제시기 재조선 일본인 학교조합제도의 변천과 성격」『史林』 41 卷 (수선사학회、2012 年)
- 조홍석 · 구명화 · 김정동 「진해지역 근대건축물에 관한 연구」『대한건축학회 논문집』 Vol 19 No. 4 (2003 年)
- 최기영 (崔起榮) 「光武新聞紙法에 관한 研究」『 역사학보 』 92、 (1981 年)
- 허정도 (許正道) 「일제에 의한 진해신도시계획의 식민성 고찰」『人文論叢』 28 卷 (2011 年)
- 홍순권 「일제 초기의 면 운영과 「조선면제」의 성립」『역사와 현실』 23 (1997 年)

4. 学位論文

- 김선희 「일제 강점기 진해지역 일본인의 생활상」 (昌原大學校大学院修士論文、2010 年)
- 김인수 「진해의 도시형성과정에서 나타난 근대 건축에 관한 연구」 (경남대학교 대학원 석사논문、2004 年)
- 조미은 『일제강점기 재조선 일본인 학교와 학교조합 연구』 (성균관대학교 박사논문、2010 年)

5. ウェブサイト一

- アジア歴史資料センター <https://www.jacar.go.jp/>
- 조선총독부 관보 활용 시스템 <http://gb.nl.go.kr/>
- 한국사데이터베이스 <http://db.history.go.kr/>
- KOSIS 국가통계포털 kosis.kr